第104回「産科医療補償制度 再発防止委員会」

日時:2025年7月30日(水)

16時00分~18時30分

場所:日本医療機能評価機構 9階ホール

1. 開 会

2. 議事

- 1) 再発防止および産科医療の質の向上に関する取組み状況について【報告事項】
- 2)「第16回再発防止報告書」について【審議事項】
 - (1) 第3章 テーマに沿った分析
 - (2) 第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向
 - (3) 資料 分析対象事例の概況
- 3)「第17回再発防止報告書」について【報告事項】
 - (1) 第3章 テーマに沿った分析
- 4) その他について【報告事項】
 - (1) 2025 年度の再発防止に関する発行物の周知活動およびアンケート実施
 - (2) 次回委員会開催日程
- 3. 閉 会

資料 1

第 15 回産科医療補償制度再発防止に関する報告書の公表について(医政安発 0606 第 1 号令和 7 年 6 月 6 日厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長通知)

資料 1-参考 第 15 回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書

資料2 「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」に記載されている

「産科・小児科医療関係者に対する提言」について(依頼)

資料3 「第3章テーマに沿った分析」に関する委員ご意見一覧

資料4 「第3章テーマに沿った分析」構成案

資料 4-参考 産科医療の質の向上を図るための指摘と定義する「臨床経過に関する医学的評価」の表現

資料 5 「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」に関する委員ご意見一覧

資料 6 「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」グラフ改訂案

資料 6-参考 第15回再発防止報告書「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」

資料 7 「資料 分析対象事例の概況」に関する委員ご意見一覧

資料 8 「資料 分析対象事例の概況」改訂案

資料 8-参考 第 15 回再発防止報告書「資料 分析対象事例の概況」

資料 9 「原因分析がすべて終了した 2014 年出生児の概況」改訂案

資料 9-参考 原因分析がすべて終了した 2014 年出生児の概況

資料 10 2025 年度の再発防止に関する発行物の周知活動およびアンケート実施(報告)

1) 再発防止および産科医療の質の向上に関する取組み状況について【報告事項】

資料 1 第 15 回産科医療補償制度再発防止に関する報告書の公表について (医政安発 0606 第 1 号令和 7 年 6 月 6 日厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・ 医務指導室長通知)

資料 1-参考 第 15 回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書

| 資料 2 | 「第 15 回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」に記載されている「産科・小児科 医療関係者に対する提言」について(依頼)

2)「第16回再発防止報告書」について【審議事項】

(1) 第3章 テーマに沿った分析

- 前回委員会では、第 16 回再発防止報告書における本章の分析テーマを「吸引娩出術について」に 確定し、分析の方向性についてご審議いただいた。
- いただいたご意見を踏まえ、全体の構成案および分析項目案を整理したため、ご審議いただきたい。

資料3┃「第3章 テーマに沿った分析」に関する委員ご意見一覧

資料 4 「第3章 テーマに沿った分析」構成案

資料 4-参考 産科医療の質の向上を図るための指摘と定義する「臨床経過に関する医学的評価」の表現

<参考>今後のスケジュール

No	日程の目安	再発防止委員会	事務局
1	第 104 回委員会 (本日)	構成案および分析項目案等についてご審議	
2	8月中		・分析項目のデータ集計 ・委員会審議におけるご意見を踏まえ、第 16 回再発防止報告書の原稿案を作成
3	メール審議 (9 月頃)	原稿案についてご審議	_
4	10 月頃	_	メール審議におけるご意見を踏まえ、原稿 案修正
5	第 105 回委員会 (11 月頃)	第 16 回再発防止報告書原稿案のご確認	
6	11月~12月頃	_	委員会審議におけるご意見を踏まえ、原稿 案修正
7	第 106 回委員会 (2026 年 1 月頃)	ドラフト原稿の承認	_
8	第 106 回委員会以降	_	入稿・校正・発送等

(2) 第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向

- 前回委員会にて、本章のグラフ改訂案についてご審議いただいた。
- 前回委員会までにいただいたご意見および本章における課題を踏まえ、「子宮収縮薬について」に 関するグラフ改訂案を作成したため、ご審議いただきたい。
- 「図 4-IV-2 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無」に関して、「文書での同意あり」と「口頭での同意あり」を分けたグラフを作成した。次の案についてご審議いただきたい。
 - 【案1】同意取得方法について「産婦人科診療ガイドライン―産科編」の推奨度が変更された2014年以降の出生事例を集計
 - 【案2】同意取得方法について「産婦人科診療ガイドライン―産科編」の推奨度が変更された2014 年前後でグラフの色を変更
- そのほか、「新生児蘇生について」、「胎児心拍数聴取について」、「診療録等の記載について」におけるグラフ改訂案を作成したため、ご確認いただきたい。

資料 5 「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」に関する委員ご意見一覧

資料 6 | 「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」グラフ改訂案

資料 6-参考 第15回再発防止報告書「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」

(3) 資料 分析対象事例の概況

- 前回委員会では、前年度に継続審議とされた項目を中心に、改訂の方向性に関するご意見をいただいた。
- また、委員会後には、委員会審議を踏まえ、「表 I -6 好産婦の既往・現病歴の有無」「表 I -13 産科合併 症の有無」「表 I -46 新生児期の診断の有無」の集計方法等について、小林委員にご意見をいただいた。
- これらのご意見をもとに全体の改訂案を整理したため、内容をご確認の上、最終的な改訂の方向性 についてご審議いただきたい。
- なお、今回の委員会後は、委員会審議におけるご意見を踏まえて改訂案を整理した上で、第 16 回 再発防止報告書の分析対象事例におけるデータ整備および集計作業等を行い、9 月を目処にメール 審議にてご確認いただく予定である。

|資料 7 | 「資料 分析対象事例の概況」に関する委員ご意見一覧

資料 8 「資料 分析対象事例の概況」改訂案

|資料 8-参考 | 第 15 回再発防止報告書「資料 分析対象事例の概況」

資料 9|「原因分析がすべて終了した 2014 年出生児の概況」改訂案

資料 9-参考 │ 原因分析がすべて終了した 2014 年出生児の概況

3)「第17回再発防止報告書」について【報告事項】

(1) 第3章 テーマに沿った分析

- 次年度取りまとめる予定の第 17 回再発防止報告書においては、改めて日本産科婦人科学会周産期登録データを使用した分析を行う予定である。
- 今後、メール審議にて次年度における第3章の分析テーマや分析内容をご審議いただく予定である。

<参考>今後のスケジュール

No	日程の目安	委員会等	審議および事務局対応等
1	2025年9月頃	メール審議	分析テーマの詳細検討
2	2025年9月~10月	_	機構研究倫理審查委員会申請書類準備
3	2005年11月頃	第 105 回再発防止委員会	研究計画策定
4	2025年11月~	_	機構研究倫理審查委員会申請
5	2026年1月頃	第 106 回再発防止委員会	(機構研究倫理審査委員会承認)
6	2026年4月頃	第 107 回再発防止委員会	テーマ分析に関する審議開始

4) その他について【報告事項】

(1) 2025 年度の再発防止に関する発行物の周知活動およびアンケート実施

- 前回委員会では、2025 年度はこれまでの周知活動に加え、助産師・看護師を主な対象として再発防止に関する発行物の認知度や利用状況についてアンケートを実施することをご承認いただいた。
- 前回委員会後に実施した再発防止に関する発行物の周知活動およびアンケート実施について報告 する。

資料 10 | 2025 年度の再発防止に関する発行物の周知活動およびアンケート実施(報告)

(2) 次回委員会開催日程



医政安発 0606 第 1 号 令 和 7 年 6 月 6 日

各 (都 道 府 県) 各 (保健所設置市 特 別 区) 衛生主管部(局)長 殿

> 厚生労働省医政局地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室長 (公印省略)

第15回産科医療補償制度再発防止に関する報告書の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。 産科医療補償制度につきましては、平成21年1月から、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、①分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償し、②脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供し、③これらにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として公益財団法人日本医療機能評価機構において実施しているところです。

今般、同様の事例の再発防止のため、「第 15 回産科医療補償制度再発防止に関する報告書」が公表されましたので、貴職におかれましては、本報告書の内容を御確認の上、 貴管内医療機関に対し、周知をお願いいたします。

なお、第 15 回報告書につきましては、別途、公益財団法人日本医療機能評価機構から各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛に送付されており、同機構のホームページ(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/index.html)にも掲載されていますことを申し添えます。

第15回

産科医療補償制度再発防止に関する報告書

産科医療の質の向上に向けて

2025年6月



第15回

産科医療補償制度再発防止に関する報告書

産科医療の質の向上に向けて ――

再発防止に関する報告書は本制度のホームページ(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention)にも 掲載しております。ぜひご活用ください。

再発防止に関する報告書



目次

はじぬ	りに	1
報告書	畳の取りまとめにあたって ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	3
	5止の取組みについて	
再発防	方止委員会委員 ······	7
笙 1 f	章 產科医療補償制度	
-	ー 生 (と) (8
	原因分析	
		1 2
-	章 再発防止	
	再発防止の目的	
$\mathbb{I}.$	分析対象	
${1\hspace{2em}\hbox{\it I}\hskip2em} .$		
	分析にあたって	
V.	公表の方法およびデータの活用	15
第3	章 テーマに沿った分析	
Ι.	テーマに沿った分析の概要	16
${\mathbb I}$.	子宮収縮薬について	17
	総括	·17
	1. はじめに	
	2. 分析対象 ·····	•23
	3. 分析方法 ······	· 25
	4. 分析結果 ·····	• 27
	5. 考察	•44
	6. 産科医療の質の向上に向けて	-47
${1\hspace{2em}\rm{I}\hspace{2em}\rm{I}}.$	子宮収縮薬および吸引分娩について	
	一「産科医療の質の向上への取組みの動向」を踏まえて―	51
	総括	•51
	1. はじめに	.54
	2.「産科医療の質の向上への取組みの動向」における子宮収縮薬および吸引分娩・・・	•55
	3. 考察	.60
	4. 産科医療の質の向上に向けて	.63

第4章	章 産科医療の質の向上への取組みの動向
Ι.	はじめに66
$\mathbb{I}.$	集計対象67
${1\hspace{1em}\hbox{\it I}\hspace{1em}\hbox{\it I}}$.	集計方法68
	1. 原因分析報告書の「事例の経過(事例の概要)」より集計する方法68
	2. 原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」より集計する方法68
\mathbb{N} .	結果70
	1. 子宮収縮薬について70
	2. 新生児蘇生について74
	3. 吸引分娩について76
	4. 胎児心拍数聴取について ·······78
	5. 診療録等の記載について80
資料	分析対象事例の概況
Ι.	再発防止分析対象事例における事例の内容88
	1. 妊産婦に関する基本情報88
	2. 妊娠経過91
	3. 分娩経過92
	4. 新生児期の経過100
${\mathbb I}$.	再発防止分析対象事例における状況および診療体制104
	1. 分娩の状況104
	2. 診療体制105
${1\hspace{1em}\rm{I}\hspace{1em}\rm{I}}.$	脳性麻痺発症の主たる原因について107
再発防	j止に関する審議状況 ·······108
再発防	5止ワーキンググループの取組み ······109
関係学	会・団体等の動き ······112

はじめに

公益財団法人日本医療機能評価機構 理事長 河北 博文

公益財団法人日本医療機能評価機構は、中立的・科学的な立場で医療の質・安全の向上と信頼できる 医療の確保に関する事業を行い、国民の健康と福祉の向上に寄与することを理念としております。

また、「患者・家族、医療提供者等すべての関係者と信頼関係を築き、協働すること」、「どこにも偏らず公正さを保つこと」、「透明性を確保し、社会に対し説明責任を果たすこと」などを評価機構の価値と考えております。

産科医療補償制度運営事業をはじめとして、病院機能評価事業、教育研修事業、認定病院患者安全推進事業、EBM医療情報事業、医療事故情報収集等事業、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業、医療の質向上のための体制整備事業は、いずれもこの理念や価値のもと、取り組んでおります。

その中で、産科医療補償制度は、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景として、分娩に 関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症 の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・ 早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として、2009年1月から運営を開始しました。 その後、2015年の制度改定を経て、2022年1月に補償対象基準および掛金等について制度改定を実施 しました。

本報告書においては、本制度の補償対象事例について医学的な観点から原因分析された個々の情報を整理・蓄積し、基礎統計として「分析対象事例の概況」を示すとともに、再発防止の観点から深く分析することが必要な事項について「テーマに沿った分析」を行い、複数の事例の分析から見えてきた知見等による再発防止策等を提言しております。

今回の「第3章 テーマに沿った分析」については、二つのテーマを取り上げました。

一つ目の「子宮収縮薬について」は、これまでもテーマとして複数回取り上げており、繰り返し注意 喚起することが重要であること、また、分析対象事例数が3,000件を超えていることから事例数の増加 に伴いアップデートが必要と考えられ、再びテーマとして取り上げることとしました。さらに、本制度 の補償対象事例である重度脳性麻痺事例のみの分析から分娩全体を推測される可能性があることを踏ま え、日本産科婦人科学会周産期登録データ事例を比較対象とした分析を行いました。

二つ目の「子宮収縮薬および吸引分娩について―『産科医療の質の向上への取組みの動向』を踏まえて―」は、再発防止に関する報告書の「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」で取り上げている5つのテーマのうち、子宮収縮薬および吸引分娩について取り上げました。各種ガイドライン等の改訂により、産科医療の質の向上が図られていますが、これらの動向を概観するための項目として適切であるかについて検討を行い、今後の「産科医療の質の向上への取組みの動向」における集計内容や項目等について取りまとめています。

引き続き、本報告書および本制度に蓄積された情報を国民や分娩機関、関係学会・団体、行政機関等に提供して、同じような事例の再発防止と産科医療の質の向上につなげたいと考えております。本制度が円滑に運営されていますのは、ひとえに妊産婦、国民、分娩機関、医療関係者、保険者の皆様をはじめ多くの方々のご理解、ご協力の賜物であり、この場を借りて心より感謝申し上げます。評価機構としましては、本制度の事業等を通じて関係者の皆様と共に、国民の医療に対する信頼の確保および医療の質の向上に、より一層の努力を重ねてまいります。

報告書の取りまとめにあたって

産科医療補償制度再発防止委員会 委員長 木村 正

このたび「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」を取りまとめることができました。 本報告書の分析対象事例数は、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した3.796件となりました。

これまで「第3章 テーマに沿った分析」では、本制度の補償対象である重度脳性麻痺事例の情報のみから得られた結果をもって再発防止策を提言し注意喚起を促してきました。しかし、この方法では、重度脳性麻痺事例のみの分析から分娩全体を推測される可能性があります。そこで、今回の分析テーマの一つである「子宮収縮薬について」では、日本産科婦人科学会周産期登録データ事例を比較対象とし、妊娠・分娩経過および新生児所見等と子宮収縮薬使用の有無について分析を行いました。今回の分析では、分析対象を単胎かつ正期産の事例のみとしていること、妊娠・分娩経過では様々な状況が複数同時に生じるなど複雑な背景があることに留意は必要ですが、補償対象事例群における子宮収縮薬使用なしの事例では、脳性麻痺発症の主たる原因として胎児への影響が大きい病態がみられたことから、子宮収縮薬使用の有無にかかわらずすべての事例で突発的な病態の発生には注意が必要であるという結果を得ました。

二つ目の分析テーマである「子宮収縮薬および吸引分娩について―『産科医療の質の向上への取組みの動向』を踏まえて―」では、これまでの「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」を振り返り、各種ガイドラインの変遷を踏まえて推奨されている医療行為等が適正に行われているかどうかを概観するために、検証が必要であるとされた子宮収縮薬および吸引分娩について分析を行いました。子宮収縮薬については、使用の際は事前に文書を用いて関連情報を説明し、妊産婦の同意を得た上で使用すること等を提言しています。一方、吸引分娩については、診療録に詳細な記載がない事例があったことから分娩進行状況、適応および要約の内容について診療録に記載すること等を提言しています。また、適正な方法で吸引分娩が実施されているかを概観するためには、「総牽引回数」、「総牽引時間」、「子宮口開大度」、「判断と対応」等の状況も含めて検討することが必要であり、今後、吸引分娩実施の頻度も含め、更に掘り下げてまいりたいと考えています。

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」では、2009年から2018年までに出生した補償対象事例のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した3,470件を集計対象とし、再発防止委員会からの提言が産科医療の質の向上に活かされているかなどについて、妊娠・分娩管理や新生児管理の観点および産科医療の質と安全の向上の観点から、産科・小児科医療関係者が共に取り組むことが重要であると考えた5つのテーマの対象事例の集計を行い、年次推移を示しました。

本報告書では、重度脳性麻痺を発症していない事例を用いた検討を再発防止委員会として初めて行いました。分析に限界はありますが大規模データベースと比較を行ったことは、大変意義があったと考えます。今後もこのような分析が、産科医療の質の向上につながることを願っています。

毎年、再発防止委員会で複数の事例を通して分析することができますのは、補償対象となったお子様とそのご家族、および診療録等を提供いただいた分娩機関の皆様、周産期医療に携わる産婦人科医・小児科医・助産師をはじめとする医療従事者の皆様のご理解とご協力によるものであります。心から感謝申し上げ、今後とも再発防止に関する報告書の充実に努力してまいりたいと存じます。

再発防止の取組みについて

公益財団法人日本医療機能評価機構 理事・産科医療補償制度事業管理者 鈴木 英明

産科医療補償制度は2009年1月に創設され、産科医療関係者や妊産婦の皆様、および診断書を作成された診断医の皆様、審査や原因分析に携わられた皆様方のご理解とご協力により、今年で17年目を迎え、2024年12月末までに4,118件の原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付しております。

2024年度も、再発防止委員会において木村委員長をはじめ委員の皆様の間で、5回にわたる充実した審議が行われ、2023年12月末までに原因分析報告書を送付した3,796件の事例を分析対象として「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」が取りまとめられました。今回は、分析対象事例が3,000件超になったこともあり、現行の医学的水準や今後の分析対象事例数の増加を踏まえ、従来の取りまとめ方法を見直しました。

まず「第3章 テーマに沿った分析」では、本制度の補償対象である重度脳性麻痺事例のみの分析から分娩全体を推測される可能性があるというこれまでの課題を踏まえ、新たに日本産科婦人科学会周産期登録事業が保有するデータも用いた重度脳性麻痺の発生と関連する要因について分析を行いました。次に、これまでの「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」の集計を振り返り、各種ガイドライン等の変遷を踏まえて推奨されている医療行為等が適正に行われているかどうかを概観するために、検証が必要であるとされた子宮収縮薬および吸引分娩について分析を行っております。さらに巻末資料の「分析対象事例の概況」につきましても、分析対象である原因分析報告書の情報が整備されてきたことを受け、改めて掲載の必要性や集計方法の検討を行い、必要な改訂を行いました。

また2024年度は、再発防止に関する発行物をより広く役立てていただけるよう、周知活動にも注力いたしました。2024年3月発行の「第14回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」および「第14回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書 別冊 脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集一判読と対応を振り返る一」を複数の産科医療関係者向けの専門誌に紹介したほか、例年周知活動を行っている関係学会・団体等だけでなく、これまで周知活動を行っていなかった研究会等にも周知を図ってまいりました。

さらに、再発防止委員会のもとに設置されている「再発防止ワーキンググループ」では、再発防止および産科医療の質の向上に資する専門的な分析を行い、2024年は一題の研究結果が学術誌に掲載され、その研究結果を本制度ホームページにて公表いたしました。

今後も関係者の皆様にご協力いただき、本制度に対する一層の信頼が得られるよう、またわが国の産 科医療の質の向上が図られるよう尽力してまいります。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上 げます。

再発防止委員会委員

委員長

木村 正 地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長

委員長代理

石渡 勇 石渡産婦人科病院 院長

委員

鮎澤 純子 国立大学法人九州大学病院 特任准教授 兼病院長補佐

市塚 清健 昭和大学横浜市北部病院産婦人科 教授

周産期センター産科医療センター長 兼 産婦人科部長

片岡 弥恵子 聖路加国際大学大学院看護学研究科ウィメンズヘルス・助産学 教授

勝村 久司 日本労働組合総連合会「患者本位の医療を確立する連絡会」 委員

金山 尚裕 学校法人十全青翔学園静岡医療科学専門大学校 学校長

北田 淳子 一般社団法人ヘルパーステーションとまり木 代表理事

小林 廉毅 国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 名誉教授

田中 守 慶應義塾大学医学部産婦人科学教室 教授

飛彈 麻里子 慶應義塾大学医学部小児科学教室 准教授

布施 明美 公益社団法人日本助産師会 総務担当理事 医療法人産育会堀病院 副病院長 兼 看護部長

細野 茂春 自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長 兼 小児科・周産期科 教授

水野 克己 学校法人昭和大学医学部小児科学講座 主任教授

(50音順) 2025年3月現在

第1章 産科医療補償制度

I. 制度の概要

1. 目的 · 創設経緯

1)制度創設の目的

本制度は、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景に、より安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、次の目的で創設された。

目的1 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償する

目的2 脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供する

目的3 これらにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図る

2) 制度創設の経緯

(1) 制度の創設

わが国の医療において、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保が優先度の高い重要な課題とされていた。産科医不足の背景の一つに医事紛争が多いことがあげられており、紛争が多い理由として、 分娩時の医療事故では過失の有無の判断が困難な場合が多いことが考えられた。

このため、産科医療関係者等により無過失補償制度の創設が研究・論議され、2006年11月に与党「医療紛争処理のあり方検討会」によって取りまとめられた「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」において、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、無過失補償制度の創設が示された(表1-I-1)。

表1-I-1 制度創設の経緯

2006年11月	与党「医療紛争処理のあり方検討会」において「産科医療における無過失補償制度の枠組 みについて」が示される。
2007年2月	財団法人日本医療機能評価機構(当時)に「産科医療補償制度運営組織準備委員会」が設置され、制度の創設に向けた調査・制度設計等の検討が行われる。
2008年1月	「産科医療補償制度運営組織準備委員会報告書」が取りまとめられる。
2009年1月	「産科医療補償制度」が創設される。

(2) 制度の改定

本制度は、早期に創設するために限られたデータをもとに設計されたことなどから、「産科医療補償制度運営組織準備委員会報告書」において「遅くとも5年後を目処に、本制度の内容について検証し、補償対象者の範囲、補償水準、保険料の変更、組織体制等について適宜必要な見直しを行う」こととされていた。

このため、2012年2月より、原因分析や調整のあり方等の課題から順次見直しに向けた議論が行われ、2014年1月にそれらの課題に関する制度の改定を実施した。また、補償対象となる脳性麻痺の基準、補償水準、掛金の水準、返還保険料の使途等についても見直しの議論が行われ、これらについては2015年1月に制度の改定を実施した。その後、2020年9月より、制度の運用方法、補償対象者数の推計、保険料の水準、掛金、補償対象基準、財源のあり方、補償水準等について検証・検討および見直しの議論が行われ、補償対象基準および掛金等について2022年1月に制度の改定を実施した(表1-I-2)。

表1-I-2 制度改定の内容

2014年1月	原因分析のあり方、本制度の補償金と損害賠償金との調整のあり方、紛争の防止・早期解決 に向けた取組み 等
2015年1月	補償対象となる脳性麻痺の基準、掛金等
2022年1月	補償対象となる脳性麻痺の基準、掛金 等

2. 制度の仕組み

1)補償の仕組み

分娩機関と児・妊産婦との間で取り交わした標準補償約款に基づいて、当該分娩機関から当該児に補償金を支払う。分娩機関は、補償金を支払うことによって被る損害を担保するために、運営組織である当機構が契約者となる損害保険に加入する。なお、本制度の掛金は分娩機関が支払うが、加入分娩機関における分娩(在胎週数22週以降の分娩に限る)には、保険者から支給される出産育児一時金等に掛金相当額が加算される。

※制度への加入状況については、産科医療補償制度のホームページ(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/search/kanyujokyo. php) に掲載している。

2)補償対象者

2009年1月1日以降に出生した児で、次の基準をすべて満たす場合、補償対象となる。なお、児の出生年により補償対象基準が異なる。

【2009年1月1日から2014年12月31日までに出生した児の場合】

- (1) 出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- (2) 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺
- (3) 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺

【2015年1月1日から2021年12月31日までに出生した児の場合】

- (1) 出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上で**所定の要件**
- (2) 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺
- (3) 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺

【2022年1月1日以降に出生した児の場合】

- (1) 在胎週数28週以上
- (2) 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺
- (3) 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺

※所定の要件等の詳細については、産科医療補償制度のホームページ(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/)に掲載している。

3)補償金額

看護・介護を行うための基盤整備の資金として準備一時金600万円と、看護・介護費用として毎年定期的に給付する補償分割金総額2,400万円(年間120万円を20回)の合計3,000万円が、児の生存・死亡を問わず補償金として支払われる。

4)補償申請期間

児・保護者は、原則として児の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までの間に分娩機関に補償認定を 依頼し、分娩機関が当機構に補償認定の請求を行う。

ただし、極めて重症で診断が可能な場合は、児の生後6ヶ月から補償申請をすることができる。

5)審査・原因分析・再発防止

(1) 審査

補償対象の可否は運営組織である当機構が一元的に審査する。具体的には、医学的専門知識を有する 小児科医、産科医等による書類審査の結果を受けて、小児科医、リハビリテーション科医、産科医、学 識経験者から構成される「審査委員会」において審査し、それに基づき当機構が補償対象の認定を行う。

(2) 原因分析

補償対象と認定した全事例について、分娩機関から提出された診療録等に記載されている情報および 保護者からの情報等に基づいて、医学的な観点から原因分析を行う。具体的には、産科医、小児科医 (新生児科医を含む)、助産師、弁護士、有識者等から構成される「原因分析委員会・原因分析委員会部 会」において原因分析を行い、原因分析報告書を作成し、児・保護者および分娩機関に送付する。

(3) 再発防止

原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、「再発防止委員会」において、複数の事例から見えてきた知見等による再発防止策等を提言した再発防止に関する報告書などを取りまとめる。これらの情報を国民や分娩機関、関係学会・団体、行政機関等に提供することにより、同じような事例の再発防止および産科医療の質の向上を図る。

6)補償金と損害賠償金との調整

分娩機関に損害賠償責任がある場合は、本制度から支払われる補償金と損害賠償金が二重給付される ことを防止するために調整を行う。

また、医学的な観点から原因分析を行った結果、一般的な医療から著しくかけ離れていることが明らかで、かつ産科医療として極めて悪質であることが明らかと判断された場合は、医療訴訟に精通した弁護士等から構成される「調整検討委員会」において、重度脳性麻痺の発症について、加入分娩機関およびその使用人等に損害賠償責任があることが明らかであるかどうかの審議を行い、明らかであるとされた場合は調整を行う。

3. 制度の運営体制

本制度を機能的、効率的かつ安定的に運用していく観点から、運営委員会、審査委員会、異議審査委員会、原因分析委員会、再発防止委員会、調整検討委員会の6つの委員会を設置する。

※各委員会については、産科医療補償制度のホームページ(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/outline/committee.html)に 掲載している。

Ⅱ. 原因分析

原因分析委員会・原因分析委員会部会では、分娩機関から提出された診療録・助産録、検査データ、診療体制等に関する情報、および保護者からの情報等に基づいて医学的な観点で原因分析を行い、その結果を原因分析報告書として取りまとめている。原因分析報告書は、「事例の経過」、「脳性麻痺発症の原因」、「臨床経過に関する医学的評価」、「今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項」などから構成されている。

原因分析報告書は、児・保護者および分娩機関に送付されるとともに、本制度の高い透明性を確保することと、同じような事例の再発防止および産科医療の質の向上を図ることを目的として、個人情報および分娩機関情報の取扱いに十分留意の上、公表・開示される。具体的には、原因分析報告書の「要約版」(個人や分娩機関が特定されるおそれのある情報は記載されていない)を本制度のホームページ上に掲載している。また、個人情報等をマスキング(黒塗り)した「全文版(マスキング版)」を、「当機構が産科医療の質の向上に資すると考える研究目的での利用」のための利用申請があり、当機構が開示を妥当と判断した場合は、所定の手続きを経て、当該利用申請者にのみ開示している。

「事例の経過」については、分娩機関から提出された診療録・助産録、検査データ、診療体制等に関する情報、および保護者からの情報等に基づき、妊産婦に関する基本情報、今回の妊娠、分娩経過、産 褥経過、新生児経過、診療体制等に関する情報を記載している。

「脳性麻痺発症の原因」については、脳性麻痺という結果を知った上で原因について後方視的に分析しており、分娩中だけではなく分娩前も含めて考えられるすべての要因について検討している。本制度は「分娩に関連して発症した重度脳性麻痺」を補償対象としているが、原因分析を詳細に行うと、分娩中に脳性麻痺発症の主な原因があることが必ずしも明らかではない事例も存在する。また、脳性麻痺発症の原因にはいまだ不明な点も多いが、複数の原因が考えられる場合は、現時点において原因として考えられるものをすべて記載している。

「臨床経過に関する医学的評価」については、産科医療の質の向上を図るため、妊娠経過、分娩経過、 新生児経過における診療行為等や管理について、診療行為等を行った時点での情報・状況に基づき、そ の時点で行う妥当な妊娠・分娩管理等は何かという観点から、前方視的に評価している。また、背景要 因や診療体制を含めた様々な観点から事例を検討し、当該分娩機関における事例発生時点の設備や診療 体制の状況も考慮した評価を行っている。

医療は不確実性を伴うものであり、実地診療の現場では、常に最善の医療を実施できるとは限らず、 行った診療行為等を後から振り返り厳密に評価すると、問題なく分娩を終えた場合でも何らかの課題が 見出されることがあることから、その課題を見つけ出し、今後の産科医療の質の向上に結びつけること が医学的評価の意義である。

「今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項」については、当該事例において脳性麻痺が発症したことやその原因分析の内容等の結果を知った上で臨床経過等を事後的に振り返る観点も加え、様々な側面から検討を行っている。その上で報告書作成時点における最新の基準・ガイドラインや医学的知見等に照らし、今後の脳性麻痺発症の防止や産科医療の質の向上を図るために検討されるべき方策を記載している。

※原因分析報告書作成の基本的な考え方については、産科医療補償制度のホームページ「原因分析報告書作成にあたっての考え方」(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/analysis/index.html) に掲載している。

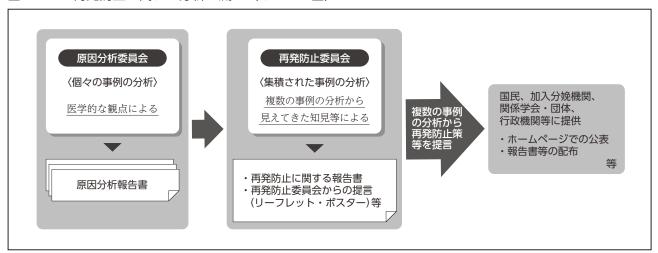
第2章 再発防止

I. 再発防止の目的

再発防止の取組みとして、個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、複数の事例の分析から見えてきた知見等による再発防止策等を提言した再発防止に関する報告書などを取りまとめている。これらの情報を国民や分娩機関、関係学会・団体、行政機関等に提供することにより、同じような事例の再発防止および産科医療の質の向上を図ることを目的としている(図2-I-1)。

産科医療関係者がこのような情報をもとに再発防止および産科医療の質の向上に取り組むことで、国 民の産科医療への信頼が高まることにつながると考えている。

図2-I-1 再発防止に関する分析の流れ (イメージ図)



Ⅱ. 分析対象

分析対象は、原因分析委員会において取りまとめ、児・保護者および分娩機関に送付した原因分析報告書等の情報である。

「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」の分析対象事例は、本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3.796件である。

Ⅲ. 分析の方法

原因分析報告書等の情報をもとに、再発防止の視点で必要な情報を整理する。これらに基づいて、 テーマに沿った分析を行う。また、産科医療の質の向上への取組みの動向を把握する。

「第3章 テーマに沿った分析」では、集積された複数の事例から見えてきた知見等を中心に、深く 分析することが必要なテーマを選定し、そのテーマに沿って分析を行うことにより再発防止策等を取り まとめる。

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」では、再発防止委員会からの提言が産科医療関係者にどのように活かされているか、その動向を把握するため、一定の条件のもとにテーマを定め、出生年ごとの年次推移を示す。

Ⅳ. 分析にあたって

本制度の補償対象は、在胎週数等の補償対象基準を満たすこと、児の先天性要因および新生児期の要因等の除外基準に該当しないこと、身体障害者障害程度等級1級または2級に相当する重症度の基準を満たすことの「補償対象となる脳性麻痺の基準」をすべて満たす場合としている。分析対象はこれらの基準を満たした重度脳性麻痺の事例であり、国内のすべての脳性麻痺の事例ではないことに留意する必要がある。また、補償申請期間が満5歳の誕生日までであることから同一年に出生した補償対象事例の中で原因分析報告書の送付が完了していない事例は分析対象に含まれないことなど、疫学的な分析としては必ずしも十分ではなく、今回の分析結果をもって特定のことを結論づけるものではない。しかし、再発防止および産科医療の質の向上を図る上で教訓となる事例の分析結果等が得られており、今後、分析対象事例が集積されることにより何らかの傾向を導き出せることも考えられるため、そのような視点から取りまとめている。

再発防止の分析にあたって資料とした原因分析報告書には、脳性麻痺発症の原因が医学的に明らかにできない事例もあったが、関連する文献や最新の産科医療に関するガイドライン等も参考にしながら、再発防止に関しての傾向を見出し、産科医療の質の向上に取り組むという観点から分析を行っている。

V. 公表の方法およびデータの活用

国民や産科医療関係者および行政機関等、広く社会に対して情報提供を行うため、再発防止に関する報告書や再発防止委員会からの提言を取りまとめたリーフレットやポスター等を公表し、分娩機関、関係学会・団体、行政機関等に配付するとともにこれらを本制度のホームページ(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/index.html)に掲載している。

また、本制度の補償申請および原因分析のために提出された診療録・助産録、検査データ等の情報のうち、妊娠・分娩経過および新生児の経過等の情報を項目および事例ごとに一覧化した「産科制度データ」を開示している。「産科制度データ」は、「当機構が産科医療の質の向上に資すると考える研究目的での利用」として利用申請があり、当機構内に設置した研究倫理審査委員会において妥当と判断した場合は、所定の手続きを経て開示している。「産科制度データ」の開示手続きに関する事項は、本制度ホームページ(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/system_disclosure/index.html)に掲載している。

第3章 テーマに沿った分析

I. テーマに沿った分析の概要

1. テーマに沿った分析について

第15回再発防止に関する報告書の分析対象事例は、本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,796件である。「テーマに沿った分析」では、集積された複数の事例から見えてきた知見等を中心に、深く分析することが必要な事項について、テーマを選定し、そのテーマに沿って分析を行うことにより再発防止策等を取りまとめている。

2. テーマに沿った分析の視点

「テーマに沿った分析」は、次の視点を踏まえて行う。

(1) 集積された事例を通して分析を行う視点

個々の事例について分析された原因分析報告書では明らかにならなかった知見を、集積された事例を通して「テーマに沿った分析」を行うことで明らかにする。また、産科的事象や診療行為に関すること以外にも情報伝達や診療体制に関することなど、様々な角度から分析して共通的な因子を明らかにする。

(2) アップデートが必要と考えられる視点

分析対象事例の増加、医学の進歩に伴う各種ガイドラインや医学的知見等の更新を踏まえて、適切な手法を用いて繰り返し分析を行い、アップデートされた情報を発信する。

(3) 周知が必要と考えられる視点

産科医療の現場においては、発症自体が稀であるか否かにかかわらず妊産婦または児が重篤となる危険性が高い産科的事象が起こる場合がある。これらについて、繰り返し注意喚起を行い周知する。

(4) 実施可能な視点

多くの産科・小児科医療関係者や関係学会・団体等が、提供された再発防止に関する情報を積極的に活用して 再発防止に取り組むことができるように、分析結果に基づき実施可能な方策を提言する。

(5) 妊産婦およびその家族が認識する視点

妊産婦およびその家族が関心を持って、産科・小児科医療関係者と共に再発防止に取り組むことが重要である。 このために、妊産婦およびその家族が認識することが重要である情報を発信する。

3. 再発防止委員会からの提言・要望について

各テーマに沿った分析の結果から、同じような事例の再発防止や産科医療の質の向上に向けて必要と考えられる内容について、医療関係者に対する提言、学会・職能団体や国・地方自治体に対する要望等を取りまとめている。医療関係者に対する各提言の文末は、原則として推奨の度合いの強い順に「必要である」、「勧められる」、「望まれる(望ましい)」としている。

Ⅱ. 子宮収縮薬について

《総括》

繰り返し注意喚起することが重要であると考えられる観点や事例数の増加に伴いアップデートが必要と考えられる観点から、第15回再発防止に関する報告書においても「子宮収縮薬について」をテーマに沿った分析のテーマとして取り上げることとした。分析対象事例数が増加することで産科的に稀な事象や疾患も分析可能となる一方で、テーマに沿った分析における分析対象は産科医療補償制度(以下「本制度」)の補償対象である重度脳性麻痺事例であることから、これまでのような記述疫学を主とした重度脳性麻痺事例のみの分析から分娩全体について推測される可能性が指摘されていた。そこで今回、重度脳性麻痺事例として本制度において蓄積された補償対象事例のデータと、重度脳性麻痺を発症していない事例として日本産科婦人科学会周産期登録データを使用し、比較検討することとした。

1. 分析対象および分析方法

1) 分析対象

本制度の補償対象である重度脳性麻痺事例のデータと重度脳性麻痺を発症していない事例のデータの 比較検討のため二つのデータを用いた。重度脳性麻痺事例には、本制度において蓄積された補償対象事 例のデータから抽出条件を満たすものを使用し、補償対象事例群とした。

重度脳性麻痺を発症していない事例には、日本産科婦人科学会周産期登録データ事例を個人の特定が できる情報は除外した上で取得し、抽出条件を満たすものを周産期登録データ事例群とした。

各データの抽出条件および分析対象は次のとおりである。

- (1) 補償対象事例群および周産期登録データ事例群共通
 - ・子宮収縮薬についてのCQ(クリニカルクエスチョン)が独立して作成された2014年4月発刊の「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」の内容が医療現場に浸透したと考えられる2015年4月以降、2016年12月末までに出生した事例
 - 生産児の事例
 - ・子宮収縮薬を使用した分娩誘発・分娩促進の主な対象である単胎の事例
 - ・早産や過期産による胎児への影響を除外するため、正期産である分娩時妊娠週数37週以降42 週未満の事例

(2) 補償対象事例群

- ・児・保護者および分娩機関に原因分析報告書の発送が完了している事例
- ・周産期登録データが主として病院での出生事例であること等を考慮し、(1) の条件を満たす 事例から補償対象事例群より診療所および助産所での出生を除外した病院出生事例

(3) 周産期登録データ事例群

・周産期登録データにおいて、(1)の抽出条件を満たす事例のうち、「出生年月」、「既往分娩回数」、「分娩時年齢」、「在胎週数」、「出生時体重(4桁)」、「性別」の項目が補償対象事例群と一致する事例を同一事例とみなし、これらを除外した事例

2) 分析方法

分析対象事例における概況として、妊産婦の基本情報、妊娠および分娩経過、新生児所見について集計を行ったほか、子宮収縮薬使用の有無別に集計を行った。さらに、再発防止委員会にて補償対象事例群と周産期登録データ事例群で子宮収縮薬使用の有無に関して、統計学的に検討することが必要とされた項目について、適合度検定を用いて分析した。統計学的な差が認められた補償対象事例群の項目については、背景を検討するため、原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載された病態について集計を行った。

2. 分析結果および考察

1) 子宮収縮薬使用の有無に関する分析

これまで再発防止委員会では、子宮収縮薬使用の是非ではなく子宮収縮薬の使用方法に関する問題を 是正することが再発防止に寄与する、という議論がなされてきた。子宮収縮薬と脳性麻痺の関連をより 詳細に分析するためには、子宮収縮薬使用の有無だけではなく、子宮収縮薬の適応、開始時投与量、増 量法、最大投与量、胎児心拍数陣痛図、陣痛の経時的な状況等の詳細なデータが必要である。しかしな がら、今回、比較検討のため用いた周産期登録データでは個々の事例の詳細な背景についての情報が不 足しており、検討が難しいことから、本分析では、分析対象事例における背景(妊産婦の基本情報、妊 娠および分娩経過、新生児所見)について、補償対象事例群と周産期登録データ事例群で子宮収縮薬使 用の有無に関して検討を行った。その結果、子宮収縮薬使用の有無と重度脳性麻痺事例の直接的な関連 を示唆する結果は得られなかった。

本分析に使用した周産期登録データには、妊娠および分娩経過や新生児経過における個々の事例の詳細なデータはなく、補償対象事例群との詳細な背景を踏まえた比較は行えなかったことから、補償対象事例群と周産期登録データ事例群の子宮収縮薬使用の有無について統計学的な差が認められた項目において、これらの事象の解釈は本分析では困難である。脳性麻痺を発症するような状況においては様々な要因が複数同時に生じる場合もあり、今後、子宮収縮薬と脳性麻痺発症に関する分析を行うためには、妊娠および分娩経過中の管理、分娩監視、異常の判断および対応等を踏まえたより多くの情報を集積することが必要である。

現在、日本全体における妊娠・分娩の状況を把握するためのデータベースとして周産期登録データが利用されている。しかし、周産期登録データは病院施設を中心に入力されているデータであり、日本の分娩取扱い数の48%を占める診療所の情報が現時点では含まれていないことから、日本における一般

的な妊娠・分娩のデータとは分布が異なる可能性があることに注意が必要である。また、多くの施設で は医療従事者が診療を行う傍らで入力していること、データの正確性や悉皆性が担保できないことなど の課題があると考える。

今後、日本における一層の産科医療の質の向上に資する研究を行うため、病院のみならず診療所や助産所を含む全国の産科施設を対象とした全国の妊娠・分娩の状況を把握でき、膨大な項目が正確に入力可能となるような産科領域のデータ登録システムや大規模データベースについて、国、関連学会、職能団体(産官学)が協同して整備・拡充を推進することが望まれる。

2) 子宮収縮薬使用の有無に関して統計学的な差が認められた項目における事例の背景

子宮収縮薬使用の有無に関して、補償対象事例群と周産期登録データ事例群において統計学的な差が認められた項目について、原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載されている病態について集計を行った。その結果、子宮収縮薬使用なしの事例において、発症が突発的である場合や慢性的に推移しても発見が遅れた場合、胎児への影響が大きい病態がみられた。

3. 産科医療の質の向上に向けて

子宮収縮薬使用の有無に関して補償対象事例群と周産期登録データ事例群において統計学的な差が認められた項目について、その背景を検討するため、原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載されている病態について集計を行った結果、子宮収縮薬使用なしの事例において、発症が突発的である場合や慢性的に推移しても発見が遅れた場合、胎児への影響が大きい病態がみられた。子宮収縮薬使用の有無にかかわらず突発的な病態に備え注意が必要であることから、今一度注意すべき点を振り返り、妊娠および分娩経過の異常を早期に発見できるよう十分な観察を行い、産科医療における管理体制を整えることが重要であると考え、過去の再発防止に関する報告書の提言に基づき、次のとおり提言する。

1) 産科医療関係者に対する提言

- (1) 常位胎盤早期剥離の危険因子の管理
 - ① 常位胎盤早期剥離の危険因子(妊娠高血圧症候群、常位胎盤早期剥離の既往、切迫早産、外傷、 喫煙等)に該当する妊産婦に対しては、より注意を促すような保健指導および慎重な管理を行う。
 - ② 正期産で危険因子に該当しない妊産婦についても、常位胎盤早期剥離を発症することがあることを認識する。
 - ③ すべての妊産婦に、妊娠30週頃までに常位胎盤早期剥離の初期症状(性器出血、腹痛、腹部緊満感、胎動減少等)に関する情報を提供する。

(2) 常位胎盤早期剥離の総合的診断

- ① 常位胎盤早期剥離は、腹痛、腹部緊満感、性器出血、胎動減少・消失等の代表的な症状だけでなく、腰痛等の代表的でない症状、および陣痛発来・破水感といった分娩開始徴候がみられることを念頭におき診断する。
- ② 妊娠中に異常徴候を訴えた妊産婦の受診時、およびすべての妊産婦の分娩のための入院時には、一定時間(20分以上)分娩監視装置を装着し、胎児健常性を確認する。
- ③ 妊産婦の訴えを丁寧に聴取し、臨床症状や分娩監視装置による胎児心拍数モニタリングなどから総合的に診断する。
- ④ 切迫早産様の症状と異常胎児心拍数パターンを認めたときは、常位胎盤早期剥離を疑い、最新 の産婦人科診療ガイドラインに沿って管理する。
- ⑤ すべての産科医療関係者は、胎児心拍数陣痛図の判読能力を高めるよう各施設における院内の 勉強会への参加や院外の講習会への参加を行う。

(3) 胎児の状態評価

- ① 入院時には一定時間(20分以上)分娩監視装置を装着し、正常胎児心拍数パターンであることを確認する。
- ② 入院時に一定時間(20分以上)正常胎児心拍数パターンであることを確認した場合は、分娩第 1 期は次の連続的モニタリングまで(6時間以内)は、 $15 \sim 90$ 分ごとに間欠的胎児心拍数聴 \mathbf{p}^* 、または連続的モニタリングを行う。

(4) 胎児母体間輸血症候群早期発見のための胎児管理

- ① 胎動減少・消失を自覚したときは分娩機関に連絡するよう、妊婦健診において妊産婦へ情報提供する。
- ② 妊産婦が胎動減少・消失を訴えた際は、分娩監視装置の装着、超音波断層法 (biophysical profile score [BPS]、羊水量計測、血流計測等)により胎児の健常性を確認する。
- ③ 院内の勉強会への参加や、院外の講習会への参加により、胎児心拍数陣痛図の判読と対応について習熟する。
- ④ サイナソイダルパターンや基線細変動の消失等が認められる場合は、胎児貧血を発症している 可能性があることも考慮に入れ、母体搬送、または急速遂娩、新生児蘇生・新生児管理の準備 を行う。
- *分娩期の間欠的胎児心拍数聴取法に求められるスキルや人員配置、具体的な手技については、最新の「エビデンスに基づく助産ガイドライン—妊娠期・分娩期・産褥期」を参照されたい。

2) 学会・職能団体に対する要望

(1) 子宮収縮薬の適正使用についてより具体的に検討するためには、子宮収縮薬と脳性麻痺発症の 関連についての詳細な分析が重要である。産科医療分野において脳性麻痺の発症を予防し質の 高い医療を提供する一助となるよう、子宮収縮薬の適応、開始時使用量、増量法、最大使用量、 胎児心拍数陣痛図、陣痛の状況等の詳細なデータを用いた研究を推進することを要望する。

(2) 産科医療分野において質の高い医療を提供することにつながる研究を推進するため、産官学が協同して、データ登録システムを更に充実させることが望まれる。病院のみならず診療所や助産所を含む産科医療分野におけるデータ登録システムおよび大規模データベースの整備・拡充を目指すことを要望する。

3) 国・地方自治体に対する要望

(1) 産官学が協同して病院のみならず診療所や助産所を含む産科医療分野におけるデータ登録システムおよび大規模データベースの整備・拡充を目指すにあたり、学会・職能団体等へ支援することを要望する。

Ⅱ. 子宮収縮薬について

1. はじめに

本章では、原因分析委員会において医学的な観点で原因分析を行った結果を取りまとめた原因分析報告書の事例から見えてきた知見等を中心に深く分析することが必要な事項について、(1)繰り返し注意喚起することが重要、(2)事例数の増加に伴いアップデートが必要、(3)産科的に稀であるが重篤な事象であり周知が必要という三つの観点から分析テーマを選定している。「子宮収縮薬について」は、繰り返し注意喚起が必要であること、アップデートが必要であることから、これまで第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書、および第13回再発防止に関する報告書における分析テーマとして繰り返し取り上げ、再発防止策を提言してきた。

第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書、および第13回再発防止に関する報告書では、分娩誘発・促進を目的として子宮収縮薬が使用された事例の傾向や特徴について主に記述疫学により分析し、分析対象事例における状況や問題点について取りまとめ、子宮収縮薬の適正な使用方法や管理方法について再発防止策を提言してきた。いずれの再発防止に関する報告書においても、脳性麻痺発症の再発防止につながるよう提言している。

第13回再発防止に関する報告書では、子宮収縮薬使用なし事例と子宮収縮薬使用あり事例における、 妊産婦の基本情報、妊娠および分娩経過等の「分析対象事例にみられた背景」や、原因分析報告書の 「臨床経過に関する医学的評価」について集計を行った。その結果、「分析対象事例にみられた背景」で は、子宮収縮薬を使用した事例で子宮頻収縮が多くみられ、「臨床経過に関する医学的評価」では、子 宮収縮薬の使用量・増量法についての指摘が最も多い結果となった。この結果から、子宮収縮薬の使用 量や増量法および減量や中止の判断は、最新の産婦人科診療ガイドラインに沿って行うことが必要であ ることや、子宮収縮薬使用中は、子宮頻収縮や胎児機能不全の有無を常に確認することが必要であるこ とについて提言した。ほかにも、分娩進行を判断する際や子宮収縮薬の使用等の医療的介入を行う前に は、妊産婦およびその家族と十分なコミュニケーションをとり信頼関係を築くよう努めること、相手の 理解度に合わせた柔軟な説明を行うことが必要であることについて提言している。

テーマに沿った分析で子宮収縮薬を取り上げた際の分析対象事例数は、第1回再発防止に関する報告書では15件であったが、第3回再発防止に関する報告書では188件、第13回再発防止に関する報告書では3,063件となり、今回の第15回再発防止に関する報告書では3,796件まで増加している。繰り返し注意喚起することが重要であると考えられる観点や事例数が増加してアップデートが必要と考えられる観点から、第15回再発防止に関する報告書においても「子宮収縮薬について」をテーマに沿った分析のテーマとして取り上げることとした。

テーマに沿った分析における分析対象は産科医療補償制度(以下「本制度」)の補償対象である重度 脳性麻痺事例であることから、これまでのような記述疫学*を主とした重度脳性麻痺事例のみの分析か ら分娩全体について推測される可能性が指摘されていた。 そこで今回、本制度の補償対象である重度脳性麻痺事例のデータと重度脳性麻痺を発症していない事例のデータを比較検討することとした。

*記述疫学は、対象とする疾病・患者等について、頻度や発生状況等を詳細に観察・記述し、発症にかかわる要因についての示唆を得る研究方法。発症にかかわる要因の仮説を推定するのに有用な方法であるが、仮説の真偽を検証することはできない。検証するためには、比較対照とする集団を新たに設けて分析を行う研究方法につなげていく必要がある。

2. 分析対象

本制度の補償対象である重度脳性麻痺事例のデータと重度脳性麻痺を発症していない事例のデータの比較検討のため二つのデータを用いた。

重度脳性麻痺事例には、本制度において蓄積された補償対象事例のデータから抽出条件を満たすものを補償対象事例群として使用した。第15回再発防止に関する報告書における分析対象事例数は、本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,796件である。本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例には、妊産婦の個人情報(診療情報)および分娩機関情報が含まれているが、補償対象事例群ではこれらの情報を匿名化し個人が特定できない状態で分析に使用した。

重度脳性麻痺を発症していない事例には、日本産科婦人科学会周産期登録データ事例を個人の特定ができる情報は除外した上で取得し、抽出条件を満たすものを周産期登録データ事例群として使用した。周産期登録データは、1975年に周産期死亡登録事業として始まり、2001年から参加施設における妊娠22週以降の全出産事例を対象としている。また、わが国における最大の登録事業である。周産期委員会報告¹⁾²⁾によると、登録施設は、2015年が合計385施設、2016年が合計395施設であり、施設区分内訳は、2015年が総合周産期センター91施設、地域周産期センター191施設、2016年が総合周産期センター107施設、地域周産期センター202施設であった。なお、登録施設に診療所、助産所は含まれていない。

本分析においては、日本医療機能評価機構の研究倫理審査委員会(承認番号 2023-1)、周産期登録データは日本産科婦人科学会の臨床研究審査委員会(許可番号 倫152)より承認を受けている。

各データの抽出条件および分析対象は次のとおりである(図3-Ⅱ-1)。

1)補償対象事例群および周産期登録データ事例群共通

- ・子宮収縮薬についてのCQ(クリニカルクエスチョン)が独立して作成され2014年4月に発刊の 「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」の内容が医療現場に浸透したと考えられる2015年4月 以降、本制度における補償対象事例数が確定している2016年12月末までに出生した事例
- 生産児の事例
- ・子宮収縮薬を使用した分娩誘発・分娩促進は単胎が主な対象であることから、単胎の事例
- ・早産や過期産による胎児への影響を除外するため、正期産である分娩時妊娠週数37週以降42週未 満の事例

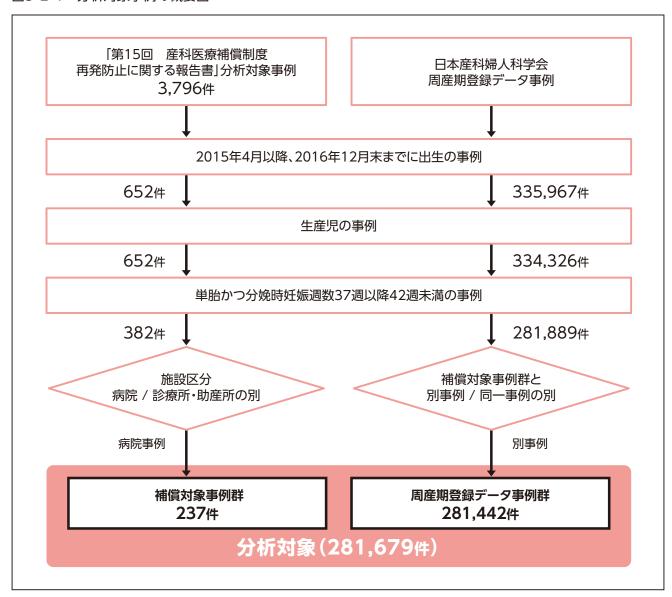
2) 補償対象事例群

- ・2023年12月末までに児・保護者および分娩機関に原因分析報告書の発送が完了している事例
- ・周産期登録データが主として病院での出生事例であること等を考慮し、「1)補償対象事例群および 周産期登録データ事例群共通」の条件を満たす事例から補償対象事例群より診療所および助産所で の出生を除外した病院出生事例

3) 周産期登録データ事例群

・周産期登録データにおいて、「1)補償対象事例群および周産期登録データ事例群共通」の抽出条件 を満たす事例のうち、「出生年月」、「既往分娩回数」、「分娩時年齢」、「在胎週数」、「出生時体重(4 析)」、「性別」の項目が補償対象事例群と一致する事例を同一事例とみなし、これらを除外した事例

図3- II-1 分析対象事例の概要図



3. 分析方法

1) 分析対象事例における概況

(1) 分析対象事例における背景(妊産婦の基本情報、妊娠および分娩経過、新生児所見)

補償対象事例群と周産期登録データ事例群における妊産婦の基本情報、妊娠および分娩経過、新生児 所見について集計を行った。

周産期登録データにおいてはデータが入力されていない項目があり、臨床経過で該当項目の情報がなく不明である場合や該当項目が実施されていない場合等にデータが入力されていないことが考えられるが、明確な理由は不明であり、これらのデータはすべて「データなし」として集計した。このほか、「不明」は、補償対象事例群および周産期登録データ事例群で「不明」と入力されているものである。

集計項目

妊産婦の基本情報	出産時における妊産婦の年齢、非妊娠時における妊産婦の体重、非妊娠時における妊産婦のBMI、初産婦・経産婦の別、既往早産回数、既往帝王切開術の回数、不妊治療の有無
妊娠および分娩経過	塩酸リトドリン使用の有無、硫酸マグネシウム使用の有無、頸管熟化拡張処置実施の有無、微弱陣痛の有無、子宮頻収縮・過強陣痛の有無、分娩時週数、胎児心拍数異常の有無、児娩出経路、児娩出時の胎位、分娩時出血量、子宮弛緩処置実施の有無、産科合併症の有無
新生児所見	出生体重、生後1分のアプガースコア、生後5分のアプガースコア、臍帯動脈血ガス 分析実施の有無、新生児蘇生処置実施の有無

(2) 分析対象事例における子宮収縮薬の使用状況

周産期登録データに登録されている子宮収縮薬*に関連する項目は、使用した薬剤名であるオキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)のみであり、子宮収縮薬の使用状況(使用量・増量法等)に関する項目がないため、子宮収縮薬使用の有無別に集計を行った。 「(1) 分析対象事例における背景(妊産婦の基本情報、妊娠および分娩経過、新生児所見)」で集計した項目について、補償対象事例群と周産期登録データ事例群における子宮収縮薬使用の有無について集計を行った。なお、「(1) 分析対象事例における背景(妊産婦の基本情報、妊娠および分娩経過、新生児所見)」の各項目のうち、「データなし」の占める割合が50%以上の項目については、補償対象事例群と周産期登録データ事例群の比較が困難と考え集計から除外した。

*今回の分析における子宮収縮薬とは、オキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)を指す。

集計項目

妊産婦の基本情報	出産時における妊産婦の年齢、非妊娠時における妊産婦の体重、非妊娠時における妊産婦のBMI、初産婦・経産婦の別、不妊治療の有無
妊娠および分娩経過	分娩時週数、胎児心拍数異常の有無、児娩出経路、分娩時出血量、子宮弛緩処置実施の有無、産科合併症の有無
新生児所見	生後1分のアプガースコア、生後5分のアプガースコア、臍帯動脈血ガス分析実施の 有無、新生児蘇生処置実施の有無

2) 補償対象事例群に関する分析

- (1) 子宮収縮薬使用の有無に関する分析
- 「(2) 分析対象事例における子宮収縮薬の使用状況」において、再発防止委員会にて補償対象事例群と周産期登録データ事例群で子宮収縮薬使用の有無に関して、統計学的に検討することが必要とされた項目について、統計学的な差が認められるか、適合度検定*を用いて分析した。P値が0.05未満であれば、統計学的に有意な差が認められるとした。すべての統計学的分析はSPSS Statistics version 28.0(IBM)にて行った。
 - *適合度検定は、実測値の分布が理論値の分布に適合するかについて、カイ二乗分布を使用する検定方法。本分析では、 補償対象事例群における子宮収縮薬使用の有無の分布が周産期登録データ事例群における子宮収縮薬使用の有無の分布 に適合するかについて検定を行った。

分析項目

妊産婦の基本情報	出産時における妊産婦の年齢(35歳未満)、出産時における妊産婦の年齢(35歳以上)、非妊娠時における妊産婦のBMI(25未満)、不妊治療の有無(不妊治療なし)、初産婦・経産婦の別(初産婦)、初産婦・経産婦の別(経産婦)、分娩時週数(37週~38週)、分娩時週数(39週)、分娩時週数(40週~41週)
妊娠および分娩経過	胎児心拍数異常の有無(異常あり)、経腟分娩(吸引・鉗子いずれも実施なし)、帝王切開術(緊急帝王切開術)、分娩時出血量(500mL未満)、分娩時出血量(500mL以上)、産科合併症の有無(産科合併症あり)、産科合併症の有無(産科合併症なし)、産科合併症あり(切迫早産)、産科合併症あり(絨毛膜羊膜炎・臍帯炎)
新生児所見	生後1分のアプガースコア(7点以上)、生後1分のアプガースコア(3点以下)、生後5分のアプガースコア(7点以上)、生後5分のアプガースコア(3点以下)、臍帯動脈血ガス分析実施あり(pH7.1以上)、新生児蘇生処置実施の有無(実施なし)、新生児蘇生処置実施の有無(実施あり)

- (2) 子宮収縮薬使用の有無に関して統計学的な差が認められた項目における事例の背景
 - 「(1) 子宮収縮薬使用の有無に関する分析」において統計学的な差が認められた事例について、補償

対象事例群における背景を検討するため、原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載された病態について集計を行った。

4.分析結果

1) 分析対象事例における概況

- (1) 分析対象事例における背景(妊産婦の基本情報、妊娠および分娩経過、新生児所見)
 - ① 分析対象事例における背景(妊産婦の基本情報) 分析対象事例における背景のうち、妊産婦の基本情報について集計を行った(表3-Ⅱ-1)。

表3-II-1 分析対象事例における背景(妊産婦の基本情報)

	項目	補償対象		周産期登録データ事例群 (281,442)		
		件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	
	20歳未満	2	0.8	3,434	1.2	
	20歳~ 24歳	22	9.3	19,054	6. 8	
川本味なわれる	25歳~ 29歳	49	20.7	59,993	21.3	
出産時における 妊産婦の年齢	30歳~34歳	91	38.4	96,436	34.3	
次工/王为山。入一十四h	35歳~39歳	50	21.1	76,041	27.0	
	40歳~ 44歳	22	9.3	25,499	9.1	
	45歳以上	1	0.4	985	0.3	
	40kg未満	3	1.3	3,776	1.3	
	40kg以上~ 50kg未満	82	34.6	100,601	35.7	
July lent 1 - 1 - 1 - 2	50kg以上~ 60kg未満	95	40.1	122,138	43.4	
非妊娠時における 妊産婦の体重	60kg以上~ 70kg未満	27	11.4	36,725	13.0	
江/主州•//平主	70kg以上~ 80kg未満	9	3.8	11,085	3.9	
	80kg以上	6	2.5	7,117	2.5	
	不明	15	6.3			
	やせ 18.5未満	40	16.9	47,578	16.9	
	正常 18.5以上~ 25未満	152	64.1	199,729	71.0	
July lent 1 - 1 - 1 - 2	肥満 I 度 25以上~ 30未満	17	7.2	24,292	8 . 5	
非妊娠時における 妊産婦のBMI	肥満Ⅱ度 30以上~35未満	7	3.0	7,166	2.5	
XI/主州のDIVII	肥満Ⅲ度 35以上~ 40未満	1	0.4	2,022	0.7	
	肥満Ⅳ度 40以上	1	0.4	655	0.2	
	不明	19	8.0			
	初産婦	150	63.3	147,924	52.6	
	経産婦	86	36.3	133,518	47.4	
	1回	61	(25.7)	94,929	(33.7)	
知本相、奴本相の即	往	21	(8.9)	30,020	(10.7)	
初産婦・経産婦の別	分 娩 回 4回	2	(0.8)	6,341	(2.3)	
	回 4回 数	1	(0.4)	1,483	(0.5)	
	5回以上	1	(0.4)	745	(0.3)	
	不明	1	0.4			

	項目	補償対象		周産期登録データ事例群 (281,442)		
		件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	
	O回	230	97.0	118,191	42.0	
	1回	2	0.8	5,860	2.1	
亚 分日李同粉	2回	0	0.0	379	0.1	
既往早産回数	3回以上	0	0.0	58	0.0	
	不明	5	2.1			
	データなし			156,954	55.8	
	O回	226	95.4	108,898	38.7	
	1回	8	3.4	22,261	7.9	
町分交工打関係の同数	2回	1	0.4	5,230	1.9	
既往帝王切開術の回数	3回以上	0	0.0	719	0.3	
	不明	2	0.8	1	0.0	
	データなし			144,333	51.3	
	不妊治療あり	34	14.3	40,966	14.6	
	体外受精	14	(5.9)	22,167	(7.9)	
	治 人工授精	6	(2.5)	6,692	(2.4)	
不妊治療の有無	内 排卵誘発剤 容	11	(4.6)	7,024	(2.5)	
	その他の治療 ^{注2)}	4	(1.7)	8,254	(2.9)	
	不妊治療なし	200	84.4	240,476	85.4	
	不明	3	1.3			

- 注1)「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注2)「その他の治療」は、タイミング法等である。

出産時における妊産婦の年齢では、補償対象事例群、周産期登録データ事例群ともに30歳~34歳が最も多く、補償対象事例群では91件(38.4%)、周産期登録データ事例群では96,436件(34.3%)であり、そのほかの区分も補償対象事例群と周産期登録データ事例群の分布はおおむね同様であった。

非妊娠時における妊産婦のBMIでは、補償対象事例群、周産期登録データ事例群ともに18.5以上~25未満が最も多く、補償対象事例群では152件(64.1%)、周産期登録データ事例群では199,729件(71.0%)であった。

初産婦・経産婦の別では、補償対象事例群、周産期登録データ事例群ともに初産婦が最も多く、補償対象事例群では150件(63.3%)、周産期登録データ事例群では147,924件(52.6%)であった。そのほかの区分も補償対象事例群と周産期登録データ事例群の分布はおおむね同様であった。

既往早産回数と既往帝王切開術の回数では、周産期登録データ事例群において「データなし」の事例 が50%を超えていた。

② 分析対象事例における背景(妊娠および分娩経過) 分析対象事例における背景のうち、妊娠および分娩経過について集計を行った(表3-II-2)。

表3-II-2 分析対象事例における背景(妊娠および分娩経過)

	項目	補償対象 (237	')	周産期登録デ (281,4	142)
		件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
	使用あり	88	37.1	47,182	16.8
	点滴	0	(0.0)	5,448	(1.9)
	経口	64	(27.0)	34,089	(12.1)
塩酸リトドリン使用の有無	点滴および経口	24	(10.1)	7,354	(2.6)
	データなし			1,002	(0.4)
	使用なし	149	62.9	302	0.1
	データなし			233,958	83.1
	使用あり	12	5.1	4,094	1.5
	子癇予防	8	(3.4)	2,358	(0.8)
な歌っぴうこむ!は田の七年	早産予防	5	(2.1)	1,659	(0.6)
硫酸マグネシウム使用の有無	データなし			77	(0.0)
	 使用なし	225	94.9	339	0.1
	データなし			277,009	98.4
	実施あり	20	8.4	21,082	7.6
	メトロイリーゼ法	14	(5.9)	17,088	(6.1)
	吸湿性頸管拡張材	8	(3.4)	5,736	(2.0)
頸管熟化拡張処置実施の有無	その他 ^{注2)}			218	0.1
	 実施なし	217	91.6	959	0.3
	データなし			259,183	92.1
	微弱陣痛あり	31	13.1	34,522	12.3
	微弱陣痛なし	129	54.4	551	0.2
微弱陣痛の有無	不明	1	0.4		
	陣痛なし	76	32.1		
	データなし			246,369	87.5
	子宮頻収縮・過強陣痛あり	11	4.6	387	0.1
	 子宮頻収縮・過強陣痛なし	147	62.0	398	0.1
子宮頻収縮・過強陣痛の有無	 不明	3	1.3		
	 陣痛なし	76	32.1		
	データなし			280,657	99.7
	満37週	40	16.9	39,540	14.0
	満38週	50	21.1	74,330	26.4
分娩時週数	 満39週	63	26.6	76,412	27.2
	満40週	58	24.5	66,800	23.7
	満41週	26	11.0	24,360	8.7
	異常あり	216	91.1	108,052	38.4
	<u></u> 異常なし	17	7.2	79,138	28.1
胎児心拍数異常の有無	不明	4	1.7	5,520	2.0
	データなし			88,732	31.5

項目		補償対象		周産期登録 (281)	データ事例群 ,442)	
			件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
	経腫	室分娩	94	39.7	204,692	72.7
		吸引・鉗子いずれも実施なし	75	(31.6)	180,874	(64.3)
		吸引分娩	17	(7.2)	20,207	(7.2)
[H +44 [1 67 Pb		鉗子分娩	2	(0.8)	3,611	(1.3)
児娩出経路	帝∃	E切開術	143	60.3	73,936	26.3
		予定帝王切開術	11	(4.6)	47,295	(16.8)
		緊急帝王切開術	132	(55.7)	26,641	(9.5)
	その	D他 ^{注2)}			2,814	1.0
	頭位	<u>L</u>	223	94.1	268,673	95.5
旧松山吐の以上	骨盘	登位	8	3.4	11,240	4.0
児娩出時の胎位 	その	D他 ^{注3)}	1	0.4	1,529	0.5
	不明	月	5	2.1		
	500)mL未満	74	31.2	161,573	57.4
	500	OmL以上~ 1,000mL未満	89	37.6	85,735	30.5
八松叶山中昌	1,0	00mL以上~ 1,500mL未満	35	14.8	23,699	8.4
分娩時出血量 	1,500mL以上~ 2,000mL未満		13	5.5	6,894	2.4
	2,0	00mL以上	16	10.1	3,541	1.3
	不明	月	10	0.8		
	実施	歯あり	16	6.8	4,393	1.6
子宮弛緩処置実施の有無	実別	色なし	221	93.2	154,272	54.8
	デー	ータなし			122,777	43.6
	産和	斗合併症あり	99	41.8	171,236	60.8
		切迫流産	20	(8.4)	9,695	(3.4)
		切迫早産 ^{注4)}	77	(32.5)	38,580	(13.7)
		子宮頸管無力症	3	(1.3)	2,032	(0.7)
	診	妊娠高血圧症候群	17	(7.2)	11,965	(4.3)
	断名	妊娠糖尿病	9	(3.8)	16,341	(5.8)
		常位胎盤早期剝離	37	(15.6)	1,164	(0.4)
産科合併症の有無	重複	子宮破裂	7	(3.0)	136	(0.0)
	複あり	前置胎盤	0	(0.0)	2,449	(0.9)
	12	臍帯脱出	9	(3.8)	91	(0.0)
		絨毛膜羊膜炎・臍帯炎 ^{注5)}	37	(15.6)	2,964	(1.1)
		播種性血管内凝固症候群(DIC)	12	(5.1)	246	(0.1)
		羊水塞栓	5	(2.1)	48	(0.0)
	産利	斗合併症なし	135	57.0	110,206	39.2
	不明	月	3	1.3		

- 注1)「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注2) 周産期登録データ事例群における「その他」の詳細な内容は不明である。
- 注3)「その他」は横位等である。
- 注4) 補償対象事例群における「切迫早産」は、切迫早産と診断されていないが妊娠22週以降にリトドリン塩酸塩が処方されたものを含む。
- 注5)「絨毛膜羊膜炎・臍帯炎」は、胎盤病理組織学検査において絨毛膜羊膜炎または臍帯炎と診断された事例である。

分娩時週数では、補償対象事例群、周産期登録データ事例群ともに満39週が最も多く、補償対象事例群で63件(26.6%)、周産期登録データ事例群で76,412件(27.2%)であった。そのほかの区分も補償対象事例群と周産期登録データ事例群の分布はおおむね同様であった。

胎児心拍数異常の有無では、異常ありが補償対象事例群で216件(91.1%)であったのに対し、周産期登録データ事例群で108,052件(38.4%)であった。

児娩出経路では、経腟分娩のうち吸引・鉗子いずれも実施なしが補償対象事例群で75件(31.6%)、 周産期登録データ事例群で180,874件(64.3%)であったほか、帝王切開術のうち緊急帝王切開術が 補償対象事例群で132件(55.7%)、周産期登録データ事例群で26,641件(9.5%)であった。

分娩時出血量では、500mL未満が補償対象事例群で74件(31.2%)、周産期登録データ事例群で161,573件(57.4%)であったほか、500mL以上 $\sim 1,000$ mL未満が補償対象事例群で89件(37.6%)、周産期登録データ事例群で85,735件(30.5%)であった。

産科合併症ありのうち切迫早産では、補償対象事例群で77件(32.5%)、周産期登録データ事例群で38,580件(13.7%)であったほか、絨毛膜羊膜炎・臍帯炎では、補償対象事例群で37件(15.6%)、周産期登録データ事例群で2,964件(1.1%)であった。

塩酸リトドリン使用の有無、硫酸マグネシウム使用の有無、頸管熟化拡張処置の実施、微弱陣痛の有無、子宮頻収縮・過強陣痛の有無では、周産期登録データ事例群において「データなし」の事例が50%を超えていた。

③ 分析対象事例における背景(新生児所見) 分析対象事例における背景のうち、新生児所見について集計を行った(表3-Ⅱ-3)。

表3-Ⅱ-3 分析対象事例における背景(新生児所見)

式2 I 2 为机构数字	項目		補償対象 (23		周産期登録テ (281,	442)	
				件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
	1,0	00g	未満	0	0.0	79	0.0
	1,0	00g.	以上~ 2,000g未満	5	2.1	657	0.2
	2,0	00g.	以上~ 3,000g未満	122	51.5	59,349	21.1
出生体重	3,0	00g.	以上~ 4,000g未満	104	43.9	61,942	22.0
			以上	3	1.3	1,069	0.4
	不明	月 ^{注2)}		3	1.3		
	デー	- タた	ù l			158,346	56.3
			0点~ 3点	147	62.0	2,619	0.9
		1	4点~ 6点	18	7.6	5,844	2.1
	生	分	7点~ 10点	70	29.5	272,979	97.0
 アプガースコア ^{注3)}	生後経過時間		不明	2	0.8		
			0点~ 3点	92	38.8	734	0.3
	間	5	4点~ 6点	58	24.5	1,290	0.5
		分	7点~ 10点	85	35.9	279,418	99.3
			不明	2	0.8		
	実施	色あり)	194	81.9	259,466	92.2
		рΗ	7.1未満	88	(37.1)	2,721	(1.0)
臍帯動脈血ガス分析		рΗ	7.1以上	104	(43.9)	256,740	(91.2)
実施の有無		不明	月	2	(0.8)	5	(0.0)
	実施	色なし	,	43	18.1		
	データなし				21,976	7.8	
	実施	値あり)	172	72.6	12,732	4.5
並出日本4-bn 東洋4)		人〕	[呼吸	171	(72.2)	11,828	(4.2)
新生児蘇生処置 ^{注4)} 実施の有無		気管	管挿管	136	(57.4)	1,695	(0.6)
∑\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	実施	色なし	·	65	27.4	268,073	95.2
	不明	月				637	0.2

- 注1)「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注2)補償対象事例群における「不明」は、蘇生処置等を優先したため出生当日に体重を計測できなかった事例等である。
- 注3) 補償対象事例群における「アプガースコア」について、「○点~○点」等と記載されているものは、点数が低い方の値とした。
- 注4)「新生児蘇生処置」は、人工呼吸または気管挿管が実施された事例を集計した。

生後1分のアプガースコアでは、0点~3点が補償対象事例群で147件(62.0%)、周産期登録データ事例群で2,619件(0.9%)であったほか、7点~10点が補償対象事例群で70件(29.5%)、周産期登録データ事例群で272,979件(97.0%)であった。

新生児蘇生処置実施の有無では、実施ありが補償対象事例群で172件(72.6%)、周産期登録データ

事例群で12,732件(4.5%)であった。

臍帯動脈血ガス分析実施の有無では、実施ありのうちpH7.1未満が補償対象事例群で88件(37.1%)、 周産期登録データ事例群で2,721件(1.0%)であった。

出生体重では、周産期登録データ事例群において「データなし」の事例が50%を超えていた。

(2) 分析対象事例における子宮収縮薬の使用状況

分析対象事例における背景において、表3-II-1 ~ 表3-II-3で集計した項目について、子宮収縮薬使用の有無別に集計を行った(表3-II-4 ~ 表3-II-6)。

表3- II-4 分析対象事例における子宮収縮薬の使用状況 (妊産婦の基本情報)

				薬使用あり			子宮収縮蓼	薬使用なし	
項目		補償対象	4)	周産期登録 データ事例群 (83,942)		補償対象事例群 (173)		周産期登録 データ事例群 (197,500)	
		件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
	20歳未満	0	0.0	980	1.2	2	1.2	2,454	1.2
	20歳~ 24歳	6	9.4	5,365	6.4	16	9.2	13,689	6.9
出産時におけ	25歳~ 29歳	13	20.3	17,846	21.3	36	20.8	42,147	21.3
る妊産婦の年	30歳~ 34歳	27	42.2	28,327	33.7	64	37.0	68,109	34.5
齢	35歳~ 39歳	13	20.3	22,836	27.2	37	21.4	53,205	26.9
	40歳~ 44歳	5	7.8	8,296	9.9	17	9.8	17,203	8.7
	45歳以上	0	0.0	292	0.3	1	0.6	693	0.4
	40kg未満	1	1.6	997	1.2	2	1.2	2,779	1.4
	40kg以上~ 50kg未満	20	31.3	28,350	33.8	62	35.8	72,251	36.6
非妊娠時にお	50kg以上~ 60kg未満	25	39.1	36,384	43.3	70	40.5	85,754	43.4
ける妊産婦の	60kg以上~ 70kg未満	10	15.6	11,603	13.8	17	9.8	25,122	12.7
体重	70kg以上~ 80kg未満	3	4.7	3,867	4.6	6	3.5	7,218	3.7
	80kg以上	0	0.0	2,741	3.3	6	3.5	4,376	2.2
	不明	5	7.8			10	5 . 8		
	やせ 18.5未満	9	14.1	12,913	15.4	31	17.9	34,665	17.6
	正常 18.5以上~ 25未満	42	65.6	59,333	70.7	110	63.6	140,396	71.1
非妊娠時にお	肥満 I 度 25以上~ 30未満	5	7.8	7,983	9.5	12	6.9	16,309	8.3
ける妊産婦の	肥満Ⅱ度 30以上~35未満	2	3.1	2,648	3.2	5	2.9	4,518	2.3
BMI	肥満Ⅲ度 35以上~ 40未満	0	0.0	821	1.0	1	0.6	1,201	0.6
	肥満Ⅳ度 40以上	0	0.0	244	0.3	1	0.6	411	0.2
	不明	6	9.4			13	7.5		
	初産婦	47	73.4	61,403	73.1	103	59.5	86,521	43.8
	経産婦	17	26.6	22,539	26.9	69	39.9	110,979	56.2
	1回	12	(18.8)	15,888	(18.9)	49	(28.3)	79,041	(40.0)
初産婦・経産	往 2回	3	(4.7)	4,930	(5.9)	18	(10.4)	25,090	(12.7)
婦の別	分 3回	1	(1.6)	1,226	(1.5)	1	(0.6)	5,115	(2.6)
	回 4回 数	1	(1.6)	328	(0.4)	0	(0.0)	1,155	(0.6)
	5回以上	0	(0.0)	167	(0.2)	1	(0.6)	578	(0.3)
	不明	0	0.0			1	0.6		

注1)「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。

表3-II-5 分析対象事例における子宮収縮薬の使用状況(妊娠および分娩経過)

表3-II-5 分析対象事例における子宮収縮薬の使用状況(妊娠および分娩経過)									
			子宮収縮藝	薬使用あり		子宮収縮薬使用なし			
項目			象事例群	周産期登録 データ事例群		補償対象事例群		周産期登録 データ事例群	
			4)	アータ事例群 (83,942)		(173)		アータ事例群 (197,500)	
		件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
	不妊治療あり	8	12.5	16,099	19.2	26	15.0	24,867	12.6
	体外受精	6	(9.4)	9,258	(11.0)	8	(4.6)	12,909	(6.5)
工权 沙 庄 6	人工授精	2	(3.1)	2,638	(3.1)	4	(2.3)	4,054	(2.1)
不 妊 治 療 の 有無	排卵誘発剤	0	(0.0)	2,443	(2.9)	11	(6.4)	4,581	(2.3)
,H 200	その他の治療 ^{注2)}	0	(0.0)	3,138	(3.7)	4	(2.3)	5,116	(2.6)
	不妊治療なし	55	85.9	67,843	80.8	145	83.8	172,633	87.4
	不明	1	1.6			2	1.2		
	子宮頻収縮・過強陣痛あり	8	12.5	300	0.4	3	1.7	87	0.0
子宮頻収縮・	子宮頻収縮・過強陣痛なし	53	82.8	188	0.2	94	54.3	210	0.1
過強陣痛の	不明	1	1.6			2	1.2		
有無	陣痛なし	2	3.1			74	42.8		
	データなし			83,454	99.4			197,203	99.8
	満37週	3	4.7	6,811	8.1	37	21.4	32,729	16.6
	満38週	10	15.6	15,430	18.4	40	23.1	58,900	29.8
分娩時週数	満39週	19	29.7	21,764	25.9	44	25.4	54,648	27.7
	満40週	16	25.0	24,351	29.0	42	24.3	42,449	21.5
	満41週	16	25.0	15,586	18.6	10	5.8	8,774	4.4
	異常あり	60	93.8	42,922	72.8	156	90.2	65,130	48.7
胎児心拍数	異常なし	4	6.3	14,872	25.2	13	7.5	64,266	48.0
異常の有無	不明	0	0.0	1,160	2.0	4	2.3	4,360	3.3
	データなし			24,988	29.8			63,744	32.3
	経腟分娩	38	59.4	69,466	82.8	56	32.4	135,226	68 . 5
	吸引・鉗子いずれも実施なし	30	(46.9)	54,794	(65.3)	45	(26.0)	126,080	(63.8)
	吸引分娩	8	(12.5)	12,237	(14.6)	9	(5.2)	7,970	(4.0)
児娩出経路	鉗子分娩	0	(0.0)	2,435	(2.9)	2	(1.2)	1,176	(0.6)
услуаральна	帝王切開術	26	40.6	12,129	14.4	117	67.6	61,807	31.3
	予定帝王切開術	0	(0.0)	576	(0.7)	11	(6.4)	46,719	(23.7)
	緊急帝王切開術	26	(40.6)	11,553	(13.8)	106	(61.3)	15,088	(7.6)
	その他 ^{注3)}			2,347	2.8			467	0.2
	500mL未満	26	40.6	47,288	56.3	48	27.7	114,285	57.9
	500mL以上~ 1,000mL未満	23	35.9	27,069	32.2	66	38.2	58,666	29.7
分娩時出血量	1,000mL以上~ 1,500mL未満	7	10.9	6,709	8.0	28	16.2	16,990	8.6
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1,500mL以上~ 2,000mL未満	7	10.9	1,921	2.3	6	3 . 5	4,973	2.5
	2,000mL以上	0	1.6	955	1.1	16	13.3	2,586	1.3
	不明	1	0.0			9	1.2		
子宮弛緩処置	実施あり 	2	3.1	1,409	1.7	14	8.1	2,984	1.5
の実施	実施なし	62	96.9	46,370	55.2	159	91.9	107,902	54.6
->)	データなし			36,163	43.1			86,614	43.9

項目		-	子宮収縮導	薬使用あり		子宮収縮薬使用なし				
		補償対象		周産期 データ (83,9	事例群 942)	補償対象		周産期 データ (197,	事例群	
			件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
	産科	斗合併症あり	26	40.6	65,748	78.3	73	42.2	105,488	53.4
		切迫流産	8	(12.5)	3,017	(3.6)	12	(6.9)	6,678	(3.4)
		切迫早産 ^{注4)}	21	(32.8)	10,042	(12.0)	56	(32.4)	28,538	(14.4)
	診	子宮頸管無力症	1	(1.6)	527	(0.6)	2	(1.2)	1,505	(0.8)
		妊娠高血圧症候群	2	(3.1)	6,305	(7.5)	15	(8.7)	5,660	(2.9)
	断名	妊娠糖尿病	4	(6.3)	5,634	(6.7)	5	(2.9)	10,707	(5.4)
支払 4 米点の		常位胎盤早期剝離	3	(4.7)	323	(0.4)	34	(19.7)	841	(0.4)
産科合併症の 有無	(重複あ	子宮破裂	2	(3.1)	36	(0.0)	5	(2.9)	100	(0.1)
- H W	あり	前置胎盤	0	(0.0)	73	(0.1)	0	(0.0)	2,376	(1.2)
	9	臍帯脱出	3	(4.7)	31	(0.0)	6	(3.5)	60	(0.0)
			絨毛膜羊膜炎・臍帯炎 ^{注5)}	11	(17.2)	1,366	(1.6)	26	(15.0)	1,598
		播種性血管内凝固症候群(DIC)	2	(3.1)	107	(0.1)	10	(5.8)	139	(0.1)
		羊水塞栓	2	(3.1)	21	(0.0)	3	(1.7)	27	(0.0)
	産和	斗合併症なし	37	57 . 8	18,194	21.7	98	56.6	92,012	46.6
	不明	月	1	1.6			2	1.2		

- 注1)「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注2)「その他の治療」は、タイミング法等である。
- 注3) 周産期登録データ事例群における「その他」の詳細な内容は不明である。
- 注4) 補償対象事例群における「切迫早産」は、切迫早産と診断されていないが妊娠22週以降にリトドリン塩酸塩が処方されたものを含む。
- 注5)「絨毛膜羊膜炎・臍帯炎」は、胎盤病理組織学検査において絨毛膜羊膜炎または臍帯炎と診断されたものである。

表3-Ⅱ-6	分析対象事例における子	宮収縮薬の使用状況	(新生児所見)

				-	子宮収縮蓼	薬使用あり		=	子宮収縮薬	薬使用なし	,
項目		補償対象 (6		周産期 データ (83,9	事例群	補償対象		周産期 データ (197,	事例群		
				件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
			0 ~ 3点	30	46.9	918	1.1	117	67.6	1,701	0.9
		1	4 ~ 6点	10	15.6	2,187	2.6	8	4.6	3,657	1.9
	生	分	7 ~ 10点	24	37 . 5	80,837	96.3	46	26.6	192,142	97.3
アプガースコア ^{注2)}	生後経過時間		不明	0	0.0			2	1.2		
	過時		0 ~ 3点	24	37.5	188	0.2	68	39.3	546	0.3
	間	5分	4~6点	7	10.9	476	0.6	51	29.5	814	0.4
			7 ~ 10点	33	51.6	83,278	99.2	52	30.1	196,140	99.3
			不明	0	0.0			2	1.2		
	実施	色あ	り	52	81.3	77,482	92.3	142	82.1	181,979	92.1
		рΗ	7.1未満	18	(28.1)	1,056	(1.3)	69	(39.9)	1,665	(0.8)
臍帯動脈血ガス	pH7.1以上 不明 実施なし データなし		7.1以上	34	(53.1)	76,426	(91.0)	70	(40.5)	180,314	(91.3)
分析実施の有無			0	(0.0)	3	(0.0)	2	(1.7)	2	(0.0)	
			12	18.8			31	17.9			
					6,457	7.7			15,519	7.9	
	実施	色あ	り	36	56.3	4,317	5.1	136	78.6	8,415	4. 3
新生児蘇生	人工呼吸		36	(56.3)	4,020	(4.8)	135	(78.0)	7,808	(4.0)	
処置 ^{注3)} 実施の	気管挿管		27	(42.2)	580	(0.7)	109	(63.0)	1,115	(0.6)	
有無	実施	値な	L	28	43 . 8	79,417	94.6	37	21.4	188,656	95.5
	不明	月				208	0.2			429	0.2

- 注1)「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注2) 補償対象事例群における「アプガースコア」について、「○点~○点」等と記載されているものは、点数が低い方の値とした。
- 注3)「新生児蘇生処置」は、人工呼吸または気管挿管が実施された事例を集計した。

分析対象数は、子宮収縮薬使用ありが補償対象事例群で64件、周産期登録データ事例群で83,942件、 子宮収縮薬使用なしが補償対象事例群で173件、周産期登録データ事例群で197,500件であった。

胎児心拍数異常の有無では、子宮収縮薬使用あり、使用なしともに異常ありの事例が最も多く、子宮収縮薬使用ありは補償対象事例群で60件(93.8%)、周産期登録データ事例群で42,922件(72.8%)、子宮収縮薬使用なしは補償対象事例群で156件(90.2%)、周産期登録データ事例群で65,130件(48.7%)であった。

児娩出経路では、緊急帝王切開術において子宮収縮薬使用ありが補償対象事例群で26件(40.6%)、 周産期登録データ事例群で11,553件(13.8%)、子宮収縮薬使用なしは補償対象事例群で106件(61.3%)、周産期登録データ事例群で15,088件(7.6%)であった。

産科合併症の有無では、切迫早産において子宮収縮薬使用ありが補償対象事例群で21件(32.8%)、 周産期登録データ事例群で10,042件(12.0%)、子宮収縮薬使用なしが補償対象事例群で56件(32.4%)、周産期登録データ事例群で28.538件(14.4%)であった。絨毛膜羊膜炎・臍帯炎において 子宮収縮薬使用ありが補償対象事例群で11件(17.2%)、周産期登録データ事例群で1,366件(1.6%)、子宮収縮薬使用なしが補償対象事例群で26件(15.0%)、周産期登録データ事例群で1,598件(0.8%)であった。

補償対象事例群と周産期登録データ事例群において、再発防止委員会にて、子宮収縮薬使用の有無について統計学的な検討が必要とされた項目は、出産時における妊産婦の年齢、非妊娠時における妊産婦のBMI、初産婦・経産婦の別、不妊治療の有無、分娩時週数、胎児心拍数異常の有無、児娩出経路、分娩時出血量、産科合併症ありのうち切迫早産および絨毛膜羊膜炎・臍帯炎、アプガースコア、臍帯動脈血ガス分析実施の有無のうち実施あり、新生児蘇生処置実施の有無であった。

2) 補償対象事例群に関する分析

(1) 子宮収縮薬使用の有無に関する分析

「1)(2)分析対象事例における背景(子宮収縮薬使用の有無)」において、再発防止委員会にて、補償対象事例群と周産期登録データ事例群における子宮収縮薬使用の有無について統計学的な検討が必要とされた項目のうち、データ定義が明確で統計処理が可能な数値であるものについて、補償対象事例群と周産期登録データ事例群間で統計的に差がみられるか検討を行った(表3-Ⅱ-7)。P値が0.05未満であれば、統計学的に有意な差が認められるとした。

表3- II-7 子宮収縮薬使用の有無に関する統計学的検討

*統計学的に有意な差が認められた項目

出産時における妊産婦の年齢(35歳未満)						
	補償対象事例群		周産期登録 データ事例群			
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%		
あり	46	28.0	52,518	29.4		
なし	118	72.0	126,399	70.6		
計	164	100	178,917	100		
			カイ2乗値	0.13		
			P値	0.719		

出産時に	おける妊殖	産婦の年齢	(35歳以上)	
	補償対象	象事例群	周産期 データ	
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%
あり	18	24.7	31,424	30.7
なし	55	75.3	71,101	69.3
計	73	100	102,525	100
			カイ2乗値	1.23
			P値	0.267

非妊娠時における妊産婦のBMI(25未満)						
	補償対象事例群		周産期登録 データ事例群			
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%		
あり	51	26.6	72,335	29.2		
なし	141	73.4	175,061	70.8		
計	192	100	247,307	100		
			カイ2乗値	0.67		
			P値	0.415		

不妊治療の有無(不妊治療なし)						
	補償対象事例群		周産期登録 データ事例群			
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%		
あり	55	27.5	67,843	28.2		
なし	145	72.5	172,633	71.8		
計	200	100	240,476	100		
			カイ2乗値	0.05		
			P値	0.823		

初産婦・経産婦の別(初産婦)*						
	補償対	象事例群	周産期登録 データ事例群			
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%		
あり	47	31.3	61,403	41.5		
なし	103	68.7	86,521	58.5		
計	150	100	147,924	100		
			カイ2乗値	6.40		
			P値	0.011		

初産婦・経産婦の別(経産婦)						
	補償対象事例群		周産期登録 データ事例群			
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%		
あり	17	19.5	22,539	16.9		
なし	69	79.3	110,979	83.1		
計	87	100	133,518	100		
			カイ2乗値	0.51		
			P値	0.475		

	分娩時週数	女(37週~	38週)	
	補償対象	象事例群	周産期登録 データ事例群	
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%
あり	13	14.4	22,241	19.5
なし	77	85.6	91,629	80.5
計	90	100	113,870	100
			カイ2乗値	1.48
			P値	0.223

	分娩時边	周数(39)	<u>司</u>)	
	補償対象事例群		周産期登録 データ事例群	
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%
あり	19	30.2	21,764	28.5
なし	44	69.8	54,648	71.5
計	63	100	76,412	100
			カイ2乗値	0.09
			P値	0.768

	分娩時週数	(40週~	41週)		
	補償対象	象事例群	周産期登録 データ事例群		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	32	38.1	39,937	43.8	
なし	52	61.9	51,223	56.2	
計	84	100	91,160	100	
			カイ2乗値	1.11	
			P値	0.291	

胎児心拍数異常の有無(異常あり)*						
	補償対象事例群		周産期登録 データ事例群			
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%		
あり	60	27.8	42,922	39.7		
なし	156	72.2	65,130	60.3		
計	216	100	108,052	100		
			カイ2乗値	12.87		
			P値	< 0.001		

経腟分娩(吸引・鉗子いずれも実施なし)						
	補償対	象事例群	周産期登録 データ事例群			
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%		
あり	30	40.0	54,794	30.3		
なし	45	60.0	126,080	69.7		
計	75	100	180,874	100		
			カイ2乗値	3.35		
			P値	0.067		

帝王切開術(緊急帝王切開術)*					
	補償対象事例群		周産期 データ		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	26	19.7	11,553	43.4	
なし	106	80.3	15,088	56.6	
計	132	100	26,641	100	
			カイ2乗値	30.03	
			P値	< 0.001	

分娩時出血量(500mL未満)					
	補償対象事例群		周産期登録 データ事例群		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	26	35.1	47,288	29.3	
なし	48	64.9	114,285	70.7	
計	74	100	161,573	100	
			カイ2乗値	1.21	
			P値	0.272	

分娩時出血量(500mL以上)					
	補償対象事例群		周産期 データ		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	37	24.2	36,654	30.6	
なし	116	75.8	83,215	69.4	
計	153	100	119,869	100	
			カイ2乗値	2.95	
			P値	0.086	

産科合併症あり(切迫早産)					
	補償対象事例群		周産期 データ		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	21	27.3	10,042	26.0	
なし	56	72.7	28,538	74.0	
計	77	100	38,580	100	
			カイ2乗値	0.06	
			P値	0.804	

産科合併症あり (絨毛膜羊膜炎・臍帯炎)*				
	補償対象事例群		周産期 データ	
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%
あり	11	29.7	1,366	46.1
なし	26	70.3	1,598	53.9
計	37	100	2,964	100
			カイ2乗値	3.98
			P値	0.046

生後1分のアプガースコア(7点以上)					
	補償対象事例群		周産期 データ!		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	24	34.3	80,837	29.6	
なし	46	65.7	192,142	70.4	
計	70	100	272,979	100	
			カイ2乗値	0.73	
			P値	0.392	

生後1分のアプガースコア(3点以下)*					
	補償対象事例群		周産期 データ		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	30	20.4	1,701	64.9	
なし	117	79.6	918	35.1	
計	147	100	2,619	100	
			カイ2乗値	128.10	
			P値	< 0.001	

生後5分のアプガースコア(7点以上)					
	補償対象事例群		周産期登録 データ事例群		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	33	38.8	83,278	29.8	
なし	52	61.2	196,140	70.2	
計	85	100	279,418	100	
			カイ2乗値	3.31	
		_	P値	0.069	

生後5分のアプガースコア(3点以下)					
	補償対象事例群		周産期 データ		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	24	26.1	188	25.6	
なし	68	73.9	546	74.4	
計	92	100	734	100	
			カイ2乗値	0.01	
			P値	0.917	

臍帯動脈血ガス分析実施あり(pH7.1未満)*					
	補償対象事例群		周産期 データ !		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	18	20.7	1,056	38.8	
なし	69	79.3	1,665	61.2	
計	87	100	2,721	100	
			カイ2乗値	12.48	
			P値	<0.001	

臍帯動脈血ガス分析実施あり(pH7.1以上)					
	補償対象事例群		周産期 データ		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	34	32.1	76,426	29.8	
なし	70	67.9	180,314	70.2	
計	104	100	256,740	100	
			カイ2乗値	0.43	
			P値	0.514	

新生児蘇生処置実施の有無(実施なし)*					
	補償対象事例群		周産期 データ		
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%	
あり	28	43.1	79,417	29.6	
なし	37	56.9	188,656	70.4	
計	65	100	268,073	100	
			カイ2乗値	5.64	
			P値	0.018	

新生児蘇生実施の有無 (実施あり)*									
	補償対象	象事例群	周産期登録 データ事例群						
子宮収縮薬使用	件数	%	件数	%					
あり	36	20.9	20.9 4,317						
なし	136	79.1	8,415	66.1					
計	172	100	12,732	100					
			カイ2乗値	12.92					
			P値	< 0.001					

周産期登録データに登録されている子宮収縮薬に関連する項目は、子宮収縮薬であるオキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)の使用の有無についてのみであり、本分析結果から子宮収縮薬と重度脳性麻痺事例との関連を結論付けることは難しい。しかし、補償対象事例群と周産期登録データ事例群における子宮収縮薬使用の有無について統計学的な差が認められた項目については、補償対象事例群における背景を確認する必要があると考える。補償対象事例群で子宮収縮薬使用なしの割合が多かったのは、「初産婦・経産婦の別(初産婦)」、「胎児心拍数異常の有無(異常あり)」、「帝王切開術(緊急帝王切開術)」、「産科合併症あり(絨毛膜羊膜炎・臍帯炎)」、「生後1分のアプガースコア(3点以下)」、「臍帯動脈血ガス分析実施あり(pH7.1未満)」、「新生児蘇生処置実施の有無(実施あり)」であった。統計学的な差が認められた項目のうち、補償対象事例群で子宮収縮薬使用ありの割合が多かったのは、「新生児蘇生処置実施の有無(実施なし)」であった。

(2) 子宮収縮薬使用の有無に関して統計学的な差が認められた項目における事例の背景

「2)(1)子宮収縮薬使用の有無に関する分析」で、子宮収縮薬使用の有無に関して補償対象事例群と周産期登録データ事例群において統計学的な差が認められた項目について、補償対象事例群における事例の背景を検討するため、原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載された病態について集計を行った(表3-II-8)。

補償対象事例群において子宮収縮薬使用なしの割合が多かった項目における子宮収縮薬使用なしの事例をみると、原因分析報告書において主たる原因として単一の病態が記されているもののうち、胎児心拍数異常ありでは、常位胎盤早期剥離が29件(18.6%)、臍帯脱出以外の臍帯因子が17件(10.9%)、胎児母体間輸血症候群が5件(3.2%)、臍帯脱出が5件(3.2%)であった。生後1分のアプガースコア(3点以下)では、常位胎盤早期剥離が29件(23.9%)、臍帯脱出以外の臍帯因子が16件(13.7%)、胎児母体間輸血症候群が5件(4.3%)、臍帯脱出が5件(4.3%)であった。新生児蘇生実施ありでは、常位胎盤早期剥離が29件(21.3%)、臍帯脱出以外の臍帯因子が18件(13.2%)、胎児母体間輸血症候群が5件(3.7%)、臍帯脱出以外の臍帯因子が18件(13.2%)、胎児母体間輸血症候群が5件(3.7%)、臍帯脱出が5件(3.7%)であった。

補償対象事例群において子宮収縮薬使用ありの割合が多かった項目における子宮収縮薬使用ありの事例では、原因分析報告書において主たる原因として単一の病態が記されているもののうち、感染が6件(21.4%)、児の頭蓋内出血が4件(14.3%)であった。このほか、原因分析報告書において主たる原因として病態が明らかではない、または特定困難とされているものは、16件(57.1%)であった。

表3-II-8 補償対象事例群において統計学的に差が認められた項目で原因分析報告書の脳性麻痺発症の主たる原因と

	項目 	初産婦・紹 (初産 (10	[婦)	胎児心拍数 (15				
		件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}			
原因	日分析報告書において主たる原因として単一の病態が記載されているもの	49	47.6	79	50.6			
	常位胎盤早期剥離	10	(9.7)	29	(18.6)			
	臍帯脱出以外の臍帯因子 ^{注3)}	14	(13.6)	17	(10.9)			
	胎児母体間輸血症候群	4	(3.9)	5	(3.2)			
	臍帯脱出	4	(3.9)	5	(3.2)			
	子宮破裂	1	(1.0)	3	(1.9)			
	羊水塞栓症	2	(1.9)	3	(1.9)			
	母体の呼吸・循環不全	1	(1.0)	2	(1.3)			
	胎盤機能不全または胎盤機能の低下 ^{注4)}	1	(1.0)	2	(1.3)			
	感染	2	(1.9)	3	(1.9)			
	児の脳梗塞	4	(3.9)	2	(1.3)			
	児の頭蓋内出血	1	(1.0)	1	(0.6)			
	その他 ^{注5)}	5	(4.9)	7	(4.5)			
原因	因分析報告書において主たる原因として複数の病態が記載されているもの ^{注6)}	5	4.9	8	5.1			
重	臍帯脱出以外の臍帯因子	3	(2.9)	4	(2.6)			
複あ	胎盤機能不全または胎盤機能の低下	3	(2.9)	3	(1.9)			
9	常位胎盤早期剥離	0	(0.0)	3	(1.9)			
l .	因分析報告書において主たる原因として病態が明らかではない、または特定困難と記載 1ているもの	49	47.6	69	44.2			
	脳性麻痺発症に関与すると推定される頭部画像所見 ^{注7)} または産科的事象 ^{注8)} あり ^{注9)}	39	(37.9)	52	(33.3)			
	妊娠期 ^{注10)} ・分娩期の発症が推測される事例	37	(35.9)	51	(32.7)			
	新生児期 ^{注11)} の発症が推測される事例	2	(1.9)	1	(0.6)			
	脳性麻痺発症に関与すると推定される頭部画像所見または産科的事象なし ^{注12)}	10	(9.7)	17	(10.9)			
	脳性麻痺発症の原因は不明である事例	7	(6.8)	13	(8.3)			
	先天性要因 ^{注13)} の可能性があるまたは可能性が否定できない事例	3	(2.9)	4	(2.6)			

- 注1) 原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載された病態を概観するために、胎児および新生児の低酸素・酸血症等の原因を
- 注2)「%」は、各群の分析対象事例数に対する割合である。
- 注3) 「臍帯脱出以外の臍帯因子」は、臍帯付着部の異常や臍帯の過捻転等の形態異常の所見がある事例や、形態異常等の所見がなくとも物理的な圧
- 注4)「胎盤機能不全または胎盤機能の低下」は、妊娠高血圧症候群に伴うもの等である。
- 注5)「その他」は、子宮胎盤循環不全や児の脳血管障害等である。
- 注6)「原因分析報告書において主たる原因として複数の病態が記されているもの」は、二~四つの原因が関与していた事例であり、その原因も様々
- 注7)「頭部画像所見」は、児の頭部画像所見からの診断による破壊性病変(低酸素性虚血性脳症、脳室周囲白質軟化症等)である。
- 注8)「産科的事象」は、臍帯血流障害、常位胎盤早期剥離、胎盤機能不全等である。
- 注9) 破壊性病変が生じた原因が解明困難であるとされた事例、産科的事象を複数認め特定困難とされた事例等である。
- 注10) 妊娠期の要因は、脳の形態異常が形成段階で生じたことが明らかであり、かつ、その脳の形態異常が重度の運動障害の主な原因であること
- 注11) 新生児期の要因が存在しても、それが「脳性麻痺の原因となり得る分娩時の事象」の主な原因であることが明らかではない場合や重度の運 る脳性麻痺の基準」の解説に記載している。
- 注12) 破壊性病変や産科的事象を認めず、脳性麻痺発症の原因が不明、または解明困難とされた事例である。
- 注13) 先天性要因が存在しても、それが「脳性麻痺の原因となり得る分娩時の事象」の主な原因であることが明らかではない場合や重度の運動障性麻痺の基準」の解説に記載している。

して記載された病態^{注1)}

子宮収縮薬使用なしの割合が多かった項目における子宮収縮薬使用なし事例										子宮収縮薬使用あり の割合が多かった 項目における子宮 収縮薬使用あり事例	
帝王切開術 (緊急帝王切開術) (106)		産科合併症あり (絨毛膜羊膜炎・臍帯炎) (26)		生後1分のアプガースコア (3点以下) (117)		臍帯動脈血ガス分析値 (pH 7.1未満) (69)		新生児蘇生実施あり (136)		新生児蘇生実施なし (28)	
件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}	件数 % 注2)		件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}
61	57.5	11	42.3	68	58.1	48	69.6	73	53.7	12	42.9
26	(24.5)	1	(3.8)	28	(23.9)	21	(30.4)	29	(21.3)	0	(0.0)
12	(11.3)	4	(15.4)	16	(13.7)	14	(20.3)	18	(13.2)	0	(0.0)
5	(4.7)	1	(3.8)	5	(4.3)	3	(4.3)	5	(3.7)	0	(0.0)
5	(4.7)	1	(3.8)	5	(4.3)	3	(4.3)	5	(3.7)	0	(0.0)
3	(2.8)	0	(0.0)	3	(2.6)	2	(2.9)	3	(2.2)	0	(0.0)
1	(0.9)	1	(3.8)	3	(2.6)	2	(2.9)	3	(2.2)	0	(0.0)
2	(1.9)	0	(0.0)	2	(1.7)	0	(0.0)	2	(1.5)	0	(0.0)
1	(0.9)	0	(0.0)	1	(0.9)	1	(1.4)	2	(1.5)	0	(0.0)
0	(0.0)	1	(3.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	6	(21.4)
0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(7.1)
1	(0.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(14.3)
5	(4.7)	2	(7.7)	5	(4.3)	2	(2.9)	6	(4.4)	0	(0.0)
6	5.7	4	15.4	6	5.1	3	4.3	9	6.6	0	0.0
3	(2.8)	3	(11.5)	4	(3.4)	0	(0.0)	5	(3.7)	0	(0.0)
3	(2.8)	1	(3.8)	2	(1.7)	1	(1.4)	3	(2.2)	0	(0.0)
2	(1.9)	2	(7.7)	3	(2.6)	2	(2.9)	3	(2.2)	0	(0.0)
39	36.8	11	42.3	43	36.8	18	26.1	54	39.7	16	57.1
36	(34.0)	10	(38.5)	42	(35.9)	17	(24.6)	51	(37.5)	4	(14.3)
36	(34.0)	10	(38.5)	42	(35.9)	17	(24.6)	49	(36.0)	4	(14.3)
0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.5)	0	(0.0)
3	(2.8)	1	(3.8)	1	(0.9)	1	(1.4)	3	(2.2)	12	(42.9)
2	(1.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.4)	1	(0.7)	9	(32.1)
1	(0.9)	1	(3.8)	1	(0.9)	0	(0.0)	2	(1.5)	3	(10.7)

「脳性麻痺発症の主たる原因」として、原因分析報告書の「脳性麻痺発症の原因」をもとに分類し集計している。

迫が推測される事例である。

である。

が明らかである場合は除外している。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。 動障害の主な原因であることが明らかではない場合は、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象とな

害の主な原因であることが明らかではない場合は、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳

5.考察

1) 子宮収縮薬使用の有無に関する分析

子宮収縮薬は、分娩誘発・促進における薬物的方法の一つである。分娩誘発・促進の方法は、ほかにもメトロイリーゼ法や人工破膜等による機械的方法があり、日常的に行われる医療行為の一つである。日本産科婦人科学会の周産期統計(2022年)によると、周産期登録データ事例のうち分娩誘発・促進を行ったのは、427の登録施設で妊娠22週以降に出産した215,662件のうち、63,849件(29.6%)と報告されている³⁾。今回の分析によると、分析対象事例における子宮収縮薬使用ありは、補償対象事例群237件のうち64件(27%)、周産期登録データ事例群281,442件のうち83,942件(29.8%)であった。

これまで再発防止委員会では、子宮収縮薬使用の是非ではなく子宮収縮薬の使用方法に関する問題を 是正することが再発防止に寄与する、という議論がなされてきた。子宮収縮薬と脳性麻痺の関連をより 詳細に分析するためには、子宮収縮薬の使用の有無だけではなく、子宮収縮薬の適応、開始時投与量、 増量法、最大投与量、胎児心拍数陣痛図、陣痛の経時的な状況等の詳細なデータが必要である。しかし ながら、今回の分析では個々の事例の詳細な背景についての情報が不足しており、検討が難しいことか ら、分析対象事例における背景(妊産婦の基本情報、妊娠および分娩経過、新生児所見)について、補 償対象事例群と周産期登録データ事例群で子宮収縮薬使用の有無に関して検討を行った。その結果、子 宮収縮薬使用の有無と重度脳性麻痺事例の直接的な関連を示唆する結果は得られなかった。

今回の分析結果において、補償対象事例群と周産期登録データ事例群の子宮収縮薬使用の有無について統計学的な差が認められた項目(表3-II-7)のうち、「初産婦・経産婦の別(初産婦)」、「胎児心拍数異常の有無(異常あり)」、「帝王切開術(緊急帝王切開術)」、「産科合併症あり(絨毛膜羊膜炎・臍帯炎)」、「生後1分のアプガースコア(3点以下)」、「臍帯動脈血ガス分析実施あり(pH7.1未満)」、「新生児蘇生処置実施の有無(実施あり)」では補償対象事例群における子宮収縮薬使用なしの割合が多く、「新生児蘇生処置実施の有無(実施なし)」では補償対象事例群における子宮収縮薬使用ありの事例が多かった。しかしながら、本分析に使用した周産期登録データには、子宮収縮薬の詳細な使用方法や投与中の分娩監視装置の装着状況、微弱陣痛および子宮頻収縮の発生と子宮収縮薬投与のタイミング等、個々の事例の詳細なデータはない。そのため、周産期登録データ事例群における妊娠および分娩経過中の管理、分娩監視、以上の判断および対応が適切であったかなどの状況については不明であり、補償対象事例群との詳細な背景を踏まえた比較は行えなかった。また、補償対象事例群には、出生後6ヶ月未満で死亡した児は含まれていないほか、出生直後や新生児蘇生の詳細な状況は不明であり、新生児蘇生が有効であったかなどについて検討を行うことはできなかった。そのため、本分析の結果の解釈は困難であると考える。

今後、子宮収縮薬と重度脳性麻痺発症に関する分析を行うためには、妊娠および分娩経過中の管理、 分娩監視、異常の判断および対応等を踏まえた子宮収縮薬の適正使用と重度脳性麻痺事例に関する情報 が必要である。 過去の再発防止に関する報告書でも提言してきたように、子宮収縮薬を使用する際には適切な時期に適切な方法で使用することが望まれる。「産婦人科診療ガイドライン―産科編2023」によると、陣痛誘発または促進の適応となりうる場合の医学的因子としてあげられているものとして、児救命等のために新生児治療を必要とする場合、絨毛膜羊膜炎、糖尿病合併妊娠、胎児発育不全、巨大児が予想される場合、その他、児早期娩出が必要と判断される場合、微弱陣痛、前期破水、妊娠高血圧症候群、急産予防、妊娠継続が母体の危険を招くおそれがある場合等がある。複数の適応が同時に存在する場合も考えられ、子宮収縮薬に関連した分析を行う際は、こうした背景も考慮して検討することが必要である。脳性麻痺発症のリスク因子は、母体の疾患、多胎妊娠、感染症、子宮内胎児発育遅延、出生前後における児の低酸素等、妊娠前、妊娠中、分娩中、分娩直後のいずれにも存在するとされており4)、先天的要因が背景にある場合等も考慮すると、一つの事象をもって脳性麻痺発症との関連を説明することは難しい。脳性麻痺発症で関する分析を行うためにはより多くの情報を集積することが必要である。

近年インターネットの普及や様々な分野におけるデータベースの構築に伴い、大規模データベースを利用した研究が多く行われている^{5)、6)}。脳性麻痺におけるデータ登録システムが脳性麻痺発症の頻度を減らす可能性について述べている報告や⁷⁾、データを研究や技術開発に使用するだけではなく、大規模データベースから得られたエビデンスを産科施設や社会へ還元するために、質の高いデータ登録システムを構築できるように産官学が協力して人材的財務的な体制を整備していくことが必要とした報告もある⁸⁾。将来的にはデータ登録システムや大規模データベースを利用することにより、日本全体の妊娠・分娩の傾向を把握することができるほか、脳性麻痺のような発症率の非常に低い疾患についても多様な分析アプローチが可能になると考える。

現在、日本全体における妊娠・分娩の状況を把握するためのデータベースとして周産期登録データが利用されている。しかし、周産期登録データは病院施設を中心に入力されているデータであり、日本の分娩取扱い数の48%を占める診療所⁹⁾の情報が現時点では含まれていないことから、日本における一般的な妊娠・分娩のデータとは分布が異なる可能性があることに注意することが必要である。また、多くの施設では医療従事者が診療を行う傍らで入力していること、データの正確性や悉皆性が担保できないことなどの課題があると考える。

今後、日本における一層の産科医療の質の向上に資する研究を行うため、病院のみならず診療所や助産所を含む全国の産科施設を対象とした全国の妊娠・分娩の状況を把握でき、膨大な項目が正確に入力可能となるような産科領域のデータ登録システムや大規模データベースについて、国、関連学会、職能団体(産官学)が協同して整備・拡充を推進することが望まれる。

【データの制約について】

補償対象事例群には、出生後6ヶ月未満で死亡した児が含まれていない。また、周産期登録データ事例群において出生後6ヶ月未満で死亡した事例や出生直後から脳性麻痺以外の重篤な疾患があった事例は除外できず、周産期登録データ事例群が必ずしも一般的な妊娠・分娩経過を示すとは限らない。

さらに、子宮収縮薬の医学的適応として、児救命等のために新生児治療を必要とする場合、絨毛膜羊膜炎、糖尿病合併妊娠、胎児発育不全、微弱陣痛、前期破水、妊娠高血圧症候群等があり、複数の適応が同時に存在する場合も考えられることから、一つの事象をもって脳性麻痺発症との関連を説明することは難しい。本制度において蓄積された補償対象事例のデータおよび周産期登録データのみでは、子宮収縮薬の用法・用量等、使用に関する詳細、使用中の分娩監視装置装着の詳細、陣痛の状態の詳細、出生直後や新生児蘇生処置、新生児期の詳細な状況は不明である。周産期における背景、状況が判断できないため、使用方法が適切であったかどうかについて検討は行っていないことにも注意が必要である。

このほか、本制度において蓄積された補償対象事例データと周産期登録データにおける項目やデータ 定義が異なることから、データクリーニングの過程で、妊産婦の身長、妊産婦の体重、分娩時出血量に おける外れ値については、一定の条件で除外したため、今後、異なる条件で対象を抽出した分析を行っ た場合、異なる分析結果が示される可能性がある。

なお、今回の分析に使用した周産期登録データにおける登録施設^{1)、2)} は病院のみであり、2015年が合計385施設(うち総合周産期母子医療センター91施設、地域周産期母子医療センター191施設)、2016年が合計395施設(うち総合周産期母子医療センター103施設、地域周産期母子医療センター202施設)であった。

2) 子宮収縮薬使用の有無に関して統計学的な差が認められた項目における事例の背景

「2)(1)子宮収縮薬使用の有無に関する分析」で、子宮収縮薬使用の有無に関して補償対象事例群と周産期登録データ事例群において統計学的な差が認められた項目について、その背景を検討するため、原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載されている病態について集計を行った(表3-II-8)。

その結果、補償対象事例群において子宮収縮薬使用なしの割合が多かった項目における子宮収縮薬使用なしの事例では、「原因分析報告書において主たる原因として単一の病態が記されているもの」のうち、常位胎盤早期剥離や臍帯脱出以外の臍帯因子、胎児母体間輸血症候群、臍帯脱出等がみられた。他方、補償対象事例群において子宮収縮薬使用ありの割合が多かった項目における子宮収縮薬使用ありの事例では、感染や児の頭蓋内出血がみられた。

常位胎盤早期剥離や胎児母体間輸血症候群等、発症が突発的である場合や慢性的に推移しても発見が遅れた場合、胎児への影響が大きい病態は、これまでの再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析において取り上げてきたテーマでもある。子宮収縮薬使用の有無にかかわらず突発的な病態に備え注意が必要であることから、今一度注意すべき点を振り返り、妊娠および分娩経過の異常を早期に発見できるよう十分な観察を行い、産科医療における管理体制を整えることが重要であると考える。

6.産科医療の質の向上に向けて

1) 産科医療関係者に対する提言

「2)(1)子宮収縮薬使用の有無に関する分析」で、子宮収縮薬使用の有無に関して補償対象事例群と周産期登録データ事例群において統計学的な差が認められた項目について、その背景を検討するため、原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載されている病態について集計を行った結果(表3-II-8)、子宮収縮薬使用なしの事例において、常位胎盤早期剥離や胎児母体間輸血症候群等、発症が突発的である場合や慢性的に推移しても発見が遅れた場合は胎児への影響が大きい病態がみられた。子宮収縮薬使用の有無にかかわらず突発的な病態に備え注意が必要であることから、今一度注意すべき点を振り返り、妊娠および分娩経過の異常を早期に発見できるよう十分な観察を行い、産科医療における管理体制を整えることが重要であると考え、過去の再発防止に関する報告書の提言に基づき、以下について提言する。

(1) 常位胎盤早期剥離の危険因子の管理

- ① 常位胎盤早期剥離の危険因子(妊娠高血圧症候群、常位胎盤早期剥離の既往、切迫早産、外傷、 喫煙等)に該当する妊産婦に対しては、より注意を促すような保健指導および慎重な管理を行 う。
- ② 正期産で危険因子に該当しない妊産婦についても、常位胎盤早期剥離を発症することがあることを認識する。
- ③ すべての妊産婦に、妊娠30週頃までに常位胎盤早期剥離の初期症状(性器出血、腹痛、腹部緊満感、胎動減少等)に関する情報を提供する。

(2) 常位胎盤早期剥離の総合的診断

- ① 常位胎盤早期剥離は、腹痛、腹部緊満感、性器出血、胎動減少・消失等の代表的な症状だけでなく、腰痛等の代表的でない症状、および陣痛発来・破水感といった分娩開始徴候がみられることを念頭におき診断する。
- ② 妊娠中に異常徴候を訴えた妊産婦の受診時、およびすべての妊産婦の分娩のための入院時には、 一定時間(20分以上)分娩監視装置を装着し、胎児健常性を確認する。
- ③ 妊産婦の訴えを丁寧に聴取し、臨床症状や分娩監視装置による胎児心拍数モニタリングなどから総合的に診断する。
- ④ 切迫早産様の症状と異常胎児心拍数パターンを認めたときは、常位胎盤早期剥離を疑い、最新 の産婦人科診療ガイドラインに沿って管理する。
- ⑤ すべての産科医療関係者は、胎児心拍数陣痛図の判読能力を高めるよう各施設における院内の 勉強会への参加や院外の講習会への参加を行う。

(3) 胎児の状態評価

- ① 入院時には一定時間(20分以上)分娩監視装置を装着し、正常胎児心拍数パターンであることを確認する。
- ② 入院時に一定時間(20分以上)正常胎児心拍数パターンであることを確認した場合は、分娩第 1 期は次の連続的モニタリングまで(6時間以内)は、15 ~ 90分ごとに間欠的胎児心拍数聴取*、または連続的モニタリングを行う。

(4) 胎児母体間輸血症候群早期発見のための胎児管理

- ① 胎動減少・消失を自覚したときは分娩機関に連絡するよう、妊婦健診において妊産婦へ情報提供する。
- ② 妊産婦が胎動減少・消失を訴えた際は、分娩監視装置の装着、超音波断層法 (biophysical profile score [BPS]、羊水量計測、血流計測等)により胎児の健常性を確認する。
- ③ 院内の勉強会への参加や、院外の講習会への参加により、胎児心拍数陣痛図の判読と対応について習熟する。
- ④ サイナソイダルパターンや基線細変動の消失等が認められる場合は、胎児貧血を発症している可能性があることも考慮に入れ、母体搬送、または急速遂娩、新生児蘇生・新生児管理の準備を行う。
- *分娩期の間欠的胎児心拍数聴取法に求められるスキルや人員配置、具体的な手技については、最新の「エビデンスに基づく助産ガイドライン—妊娠期・分娩期・産褥期」を参照されたい。

2) 学会・職能団体に対する要望

- (1) 子宮収縮薬の適正使用についてより具体的に検討するためには、子宮収縮薬と脳性麻痺発症の 関連についての詳細な分析が重要である。産科医療分野において脳性麻痺の発症を予防し質の 高い医療を提供する一助となるよう、子宮収縮薬の適応、開始時使用量、増量法、最大使用量、 胎児心拍数陣痛図、陣痛の状況等の詳細なデータを用いた研究を推進することを要望する。
- (2) 産科医療分野において質の高い医療を提供することにつながる研究を推進するため、産官学が協同して、データ登録システムを更に充実させることが望まれる。病院のみならず診療所や助産所を含む産科医療分野におけるデータ登録システムおよび大規模データベースの整備・拡充を目指すことを要望する。

3) 国・地方自治体に対する要望

(1) 産官学が協同して病院のみならず診療所や助産所を含む産科医療分野におけるデータ登録システムおよび大規模データベースの整備・拡充を目指すにあたり、学会・職能団体等へ支援することを要望する。

引用文献

- 1) 日本産科婦人科学会.周産期委員会報告.日本産科婦人科学会雑誌.69(6),2017.
- 2) 日本産科婦人科学会.周産期委員会報告.日本産科婦人科学会雑誌.70(6),2018.
- 3) 宮下進,植田彰彦,近藤英治,佐藤昌司,森崎菜穂.周産期データのウェブ登録推進の検討に関する小委員会.日本産科婦 人科学会雑誌,76(6),652-664,2024.
- 4) Alastair H. MacLennan, Suzanna C.Thompson, Jozef Gecz. Cerebral palsy: causes, pathways, and the role of genetic variants. American Journal of Obstetrics and Gynecology.214(5),670-671,2016.
- 5) World Health Organization. Neonatal-perinatal database and birth defects surveillance Report of the regional review meeting. World Health Organization.2015.
- 6) Naela Hagatulah, Emma Bränn, Anna Sara Oberg, Unnur A Valdimarsdóttir, Qing Shen, Donghao Lu. Perinatal depression and risk of mortality: nationwide, register based study in Sweden. BMJ.2024;384:e075462. DOI;10.1136/bmj-2023-075462. PMCID;PMC107778893.(Online)available fromhttps://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC10777893/,(accessed 2024-10).
- 7) Kate Himmelmann, Kristina Ahlin, Bo jacobsson, Christine Cans, Poul Thorsen. Risk factors for cerebral palsy in children born at term. Acta Obstetricia et Gynecologica Scandinavica.90,1070–1081,2011.
- 8) 金村徳相,上田明希,有馬秀幸,山田浩司,種市洋.大規模データベースが医療や社会に及ぼす影響.日整会誌.97(2), S343.2023.
- 9) 中井章人.「産婦人科医療施設の動向」施設情報調査2022より.日本産婦人科医会,第171回日本産婦人科医会記者 懇談会,2022.

参考文献

- ・日本医療機能評価機構.第1回産科医療補償制度再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2011.
- ・日本医療機能評価機構.第3回産科医療補償制度再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2013.
- ・日本医療機能評価機構.第13回産科医療補償制度再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2023.
- Declan Devane, Joan G Lalor, Sean Daly, William McGuire, Anna Cuthbert, Velerie Smith. Cardiotocography versus intermittent auscultation of fetal heart on admission to labour ward for assessment of fetal wellbeing. Cochrane Database Syst Rev 2017;1:CD005122 PMID:28125772
- Y Matsuda(ed), Cerebral Palsy: Perspective and Clinical Relation to Perinatal Complications/Events in Japan.2022. Springer
- ・井上普介.新生児臨床研究ネットワークデータベースからわかる出生体重500g以下児の予後. 日本周産期・新生児医学会雑誌.58(4),753-754,2023.
- ・横田慎一郎.医療ビッグデータ利活用の観点から見た看護記録と「看護記録に関する指針」. 看護,70(14),58-63,2018.
- Dinah S Reddihough, Kevin J Collins. The epidemiology and causes of cerebral palsy. Australian Journal of Physiotherapy.49,7-12,2003.

- · AI Elkamil, et.al. Induction of labor and cerebral palsy: a population-based study in Norway. Acta Obstetricia et Gynecologica Scandinavica.90(1),83-91,2011.
- · Małgorzata Sadowska, Beata Sarecka-Hujar, Ilona Kopyta. Cerebral Palsy: Current Opinions on Definition, Epidemiology, Risk Factors, Classification and Treatment Options. Neuropsychiatric Disease and Treatment.16,1505-1518,2020.
- ・小松宏彰.周産期領域における国内ビッグデータの活用—日本産科婦人科学会周産期登録を利用した研究と課題—.産婦人科の実際.73(8),785-789,2024.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2023.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修.日本産科婦人科学会,2023.
- ・日本助産学会.エビデンスに基づく助産ガイドライン—妊娠期・分娩期・産褥期2024.日本助産学会誌,38,2024.

Ⅲ. 子宮収縮薬および吸引分娩について

―「産科医療の質の向上への取組みの動向」を踏まえて―

《総括》

1. 分析結果および考察

1) 子宮収縮薬

満5歳の誕生日までの補償申請期間が経過し補償対象事例数が確定している2009年から2018年までに出生し、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,470件のうち、子宮収縮薬使用事例における文書での同意の推奨度が変更された2014年4月発刊の「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」の内容が医療現場に浸透したと考えられる2015年以降に出生し、子宮収縮薬としてオキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)が使用された事例290件を本分析の対象とした。

分析対象事例290件について、「子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無」を「同意あり」、「同意なし」、「同意不明」、「文書での同意あり」、「文書での同意なし」の5項目に分類し、出生年別に集計したところ、子宮収縮薬使用事例において、「同意あり」は95%以上であるが、「文書での同意あり」は70%前後で「文書での同意なし」は30%前後であった。この結果から、分析対象事例において、子宮収縮薬使用事例における説明と同意の取得は多くの事例で実施されているが、文書での同意の取得については実施されていない事例が30%前後あり、文書での同意取得が十分に実施されていないことが分かる。

しかしながら、産科医療の現場において、緊急事態が発生した場合は1分1秒を争う状況となることが多く、このような切迫した状況下では、妊産婦から文書での同意を取得するための十分な時間を確保できないことがある。こうした産科医療の現場の状況は、子宮収縮薬使用に際し文書での同意の取得が推奨されているにもかかわらず文書での同意取得が十分に実施されていない一因として考えられる。

第13回再発防止に関する報告書においては、再発防止委員会からのコメントとして、産科的処置や緊急時の対応に関する説明を分娩前(妊婦健診時等)より行っている施設もあると記載している。また、形式的な説明・同意とならないよう、分娩進行を判断する際や、子宮収縮薬の使用等の医療的介入を行う前には、妊産婦およびその家族と十分なコミュニケーションをとり信頼関係を築くよう努めること、相手の理解度に合わせた柔軟な説明を行うことが必要であると提言している。

これらのことから、文書での同意を取得することが必要であるとともに、妊産婦に対する説明と同意 について、医療チーム全体で考えていくことが産科医療の質の向上につながると考えられる。

また、今回の分析対象事例の出生年は2018年までであることから、今回の分析だけでは、子宮収縮薬使用事例における説明と同意に関して、現在の産科医療の現場の状況を正確に示しているとはいえな

いため、今後も文書での同意の取得状況について集計し、推移をみていく必要がある。

2) 吸引分娩

集計に際し、本章における用語の定義を整理した。これまで、「産科医療の質の向上への取組みの動向」では、最終の娩出方法にかかわらず吸引の手技が実施された事例を吸引分娩が行われた事例として集計していたが、最終の娩出方法が吸引の手技によるものでない事例が含まれることを考慮し、産婦人科診療ガイドラインの記載に基づき、「吸引娩出術」を使用することとした。

満5歳の誕生日までの補償申請期間が経過し補償対象事例数が確定している2009年から2018年までに出生し、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,470件のうち、同一出生年におけるすべての分析対象事例について原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」のデータが蓄積されている2014年以降に出生、かつ吸引娩出術が実施された事例204件を本分析の対象とした。

分析対象事例204件について、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」より、産科医療の質の向上を図るための指摘の有無を集計し、指摘があった事例の指摘された内容から産婦人科診療ガイドラインの記載を踏まえて、「総牽引回数」、「総牽引時間」、「子宮口開大度」、「児頭下降度」、「適応」、「判断と対応」の6項目について出生年別に集計した。

吸引娩出術に関する産科医療の質の向上を図るための指摘内容を集計し、出生年別にみたところ「指摘なし」は80%前後であり、多くの事例で吸引娩出術が適正に行われているようにみえた。しかし、「指摘なし」には、診療録等に吸引娩出術実施状況の記載がない事例が含まれており、吸引娩出術が適正に実施されていたかどうかを評価するために必要な情報の記載がないことから、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」で「評価できない」とされている事例もある。このため、「指摘なし」であっても、必ずしも吸引娩出術が適正な方法で実施された事例であるとは限らない可能性があり、今後は分析方法の検討が課題である。

最新の「産婦人科診療ガイドライン―産科編2023」においては、吸引・鉗子娩出術、子宮底圧迫法を実施した場合、その状況と実施内容を診療録に記載するとされており、医療従事者は、改めて吸引娩出術実施の際には適切な判断と適正な方法で実施すること、その実施状況を正しく記載することが望まれる。

産科医療の質の向上を図るための指摘内容で最も多い項目は、これまでの「産科医療の質の向上への取組みの動向」で集計してきた「総牽引回数」よりも、「総牽引時間」、「子宮口開大度」、「判断と対応」が多い年があった。したがって、吸引娩出術の適正な実施に関しては「総牽引回数」のみでなく「子宮口開大度」、「児頭下降度」等の分娩進行度や「適応」、「判断と対応」等の個々の状況もかかわっていると考える。このことから、現在の「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」で「総牽引回数」のみに着目して経年的に概観することは、吸引娩出術の一部分を示しているに過ぎず、推奨されている「総牽引回数」以内であれば吸引娩出術を適正に実施できていると誤った解釈をされる可能性もあり、実施状況を把握するためには不十分であると考えられる。

吸引娩出術が適正な方法で実施されているかを把握するためには、これまでのように「総牽引回数」のみの推移をみることではなく、産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例の内容から「総牽引時間」、「子宮口開大度」、「判断と対応」等の「総牽引回数」以外の状況はどうであったのか、1件1件を掘り下げて分析することが望ましい。

また、今回の分析対象事例の出生年は2018年までであることから、今回の分析だけでは吸引娩出術に関する現在の産科医療の現場の状況を正確に示しているとはいえないため、今後も吸引娩出術が適正に実施されているかをみていく必要がある。

3. 産科医療の質の向上に向けて

1) 産科医療関係者に対する提言

- (1) 子宮収縮薬使用の際には、適応、手技・方法、予想される効果、主な有害事象、および緊急時の対応等について事前に説明し、文書での同意を得る。
- (2) 吸引娩出術実施の際には、最新の産婦人科診療ガイドラインに沿って、妊産婦の状態、児頭下降度、児頭回旋等の分娩進行状況を十分に把握し、適応や実施時の条件を守ることが望まれる。また、子宮口開大度や児頭下降度等の分娩進行状況、適応や判断と対応等の実施した内容について、適切に診療録に記載することが望まれる。

2) 学会・職能団体に対する要望

- (1) 子宮収縮薬使用の際には、適応、手技・方法、予想される効果、主な有害事象、および緊急時の対応等について事前に説明し、文書での同意を得るよう、より普及・徹底することを要望する。
- (2) 吸引娩出術実施の際の注意点について、より普及することを要望する。
- (3) 吸引娩出術実施の際には、子宮口開大度や児頭下降度等の分娩進行状況、適応や判断と対応等の実施した内容について、適切に診療録に記載するよう、より普及・徹底することを要望する。

Ⅲ. 子宮収縮薬および吸引分娩について

―「産科医療の質の向上への取組みの動向」を踏まえて―

1. はじめに

本章では、原因分析委員会において医学的な観点で原因分析を行った結果を取りまとめた原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例を分析対象としており、集積された事例から見えてきた知見等を中心に、深く分析することが必要な事項についてテーマを選定し、各テーマに沿って分析した結果を再発防止策とした「再発防止委員会からの提言」を第1回再発防止に関する報告書から取りまとめてきた。

現在、第4章として掲載している「産科医療の質の向上への取組みの動向」は、第5回再発防止に関する報告書より、本章において分析した結果を再発防止策とした「再発防止委員会からの提言」が、産科医療の質の向上に活かされているかなどについて動向を把握するため、妊娠・分娩管理や新生児管理の観点および産科医療の質と安全の向上の観点から、医師や看護スタッフ等の産科・小児科医療関係者がともに取り組むことが重要であると考えた事項について集計を開始した。産科・小児科医療関係者がともに取り組むことが重要であると考えた事項として、胎児心拍数聴取、子宮収縮薬、新生児蘇生、診療録等の記載、吸引分娩を選定し、日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が合同で発刊している産婦人科診療ガイドラインおよび日本蘇生協議会が監修しているJRC蘇生ガイドラインで推奨されている診療行為等に基づいて集計項目を定め、これらの事項に該当する対象事例について出生年別に集計することにより分析対象事例の動向を概観している。

再発防止委員会では、「産科医療の質の向上への取組みの動向」の集計開始から約10年が経過したことおよび各種ガイドラインが数年ごとに改訂されており集計開始当初から産科医療の現場で推奨されている診療行為等も変更されていると考えられたことから、現在の「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」の集計項目が適切であるか振り返った。その結果、新生児蘇生、胎児心拍数聴取、診療録等の記載については、現在の集計項目で、各種ガイドライン等において推奨されている診療行為等の動向が確認できるため、これまでの集計を継続することが望ましいとされた。

一方、子宮収縮薬および吸引分娩については、産婦人科診療ガイドラインの改訂に伴い、再発防止に関する報告書にて集計している診療行為等に関する推奨度に変更が生じていることや、これまでの集計項目では子宮収縮薬および吸引分娩に関する状況を一部しか示していないことから誤った解釈をされる可能性があるなどの議論があり、推奨されている診療行為等が適正に行われているかどうかを概観するには、集計項目および新しい集計方法を考慮して詳細に分析することが必要であるとされた。

そこで今回、これまでの「産科医療の質の向上への取組みの動向」を踏まえ、子宮収縮薬が使用された事例および吸引分娩が実施された事例について詳細に分析することにより、今後の産科医療の質の向上への取組みの動向をより効果的に把握することが可能となり、ひいては産科医療の質の向上の一助となると考え、テーマに沿った分析のテーマとして取り上げた。

2. 「産科医療の質の向上への取組みの動向」における子宮収縮薬および吸引分娩

1) 子宮収縮薬について

(1)「産科医療の質の向上への取組みの動向」における背景・経緯

子宮収縮薬については、本章の「Ⅱ.子宮収縮薬について」(P17 ~ 50参照)にも記載のとおり、繰り返し注意喚起が必要であることやアップデートが必要であることから、これまで複数回にわたって分析を行ってきた。その中で、用法・用量を守り適正に使用することや、分娩監視装置を適切に装着し厳重な分娩監視のもと使用すること、事前に文書により使用の必要性(適応)と副作用および有害事象等を説明し、妊産婦の同意を得た上で使用することなどについて提言してきた。

これらの分析結果を踏まえ、現在の「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」では、子宮収縮薬としてオキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)が使用された事例を対象として「産婦人科診療ガイドライン—産科編2011」、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」において推奨されている診療行為等に基づき、「子宮収縮薬使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法」、「子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無」について集計している($P70 \sim 74$ 参照)。

このうち、「子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無」については、これまで2009年以降に出生した事例を対象として「文書での同意あり」、「文書または口頭での同意あり」、「同意なし」、「同意不明」の4項目を集計してきた。しかし、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」より、文書での同意の推奨度が「勧められる」から「強く勧められる」に変更されているため、再発防止委員会において、今後の産科医療の質の向上という観点から、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」以降に出生した事例で文書での同意がない事例に着目して集計することが必要ではないかとの議論があった。そこで、子宮収縮薬使用における文書での同意の推奨度が変更された後に出生した事例において、「子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無」について、項目を修正し、本章で新たに集計することとした。

(2) 分析対象

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」は、満5歳の誕生日までの補償申請期間が経過し、補償対象事例数が確定している2009年から2018年までに出生した事例3,606件のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,470件(P67参照)について集計している。このうち、子宮収縮薬使用における文書での同意の推奨度が変更された2014年4月発刊の「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」の内容が医療現場に浸透したと考えられる2015年以降に出生し、子宮収縮薬としてオキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)が使用された事例290件を本分析の対象とした。

(3) 分析方法

分析対象事例290件における説明と同意の有無について、出生年別に集計した。集計項目は、大きく「同意あり」、「同意なし」、「同意不明」に分類した上で、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」より、文書での同意の推奨度が「勧められる」から「強く勧められる」に変更されていることから、「同意あり」を更に「文書での同意あり」、「文書での同意なし」に分類して5項目とした。

(4) 分析結果

分析対象事例290件における説明と同意の有無について、新しく分類した5項目を出生年別に集計し、各出生年の子宮収縮薬使用事例件数に対する割合をグラフで示した(図3-Ⅲ-1)。産婦人科診療ガイドラインにおいて推奨されている同意の取得方法に基づき、傾向として増加することが望ましい項目については寒色系(水色、青色等)の線で、減少することが望ましい項目については暖色系(橙色、黄色等)の線で示している。

子宮収縮薬使用事例において、「同意あり」は95%以上を推移している。「同意あり」のうち、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」より推奨度が上がった「文書での同意あり」では、2015年の59件(67.0%)から2017年の63件(73.3%)まで増加、2018年は30件(65.2%)であった。「文書での同意なし」では、2015年の27件(30.7%)から2018年の14件(30.4%)まで30%前後で横ばいであった。「同意なし」は、2016年の1件(1.4%)以外は0件(0.0%)であった。なお、いずれの項目も、2017年と2018年には原因分析報告書の未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

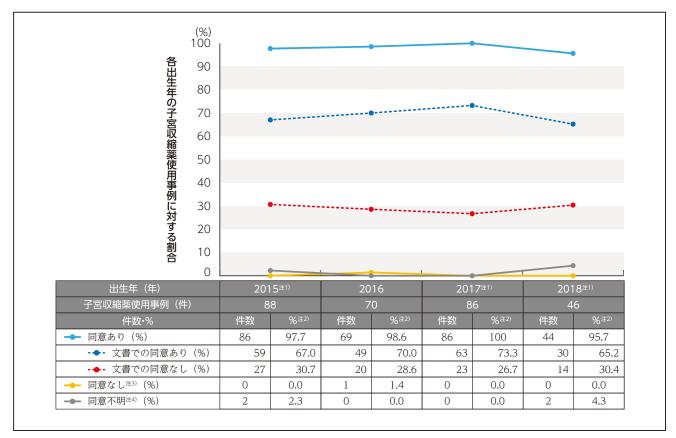


図3-Ⅲ-1 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無

- 注1)確定している補償対象事例のうち、原因分析報告書未送付事例は集計対象に含まない。
- 注2)「%」は、各出生年の子宮収縮薬使用事例に対する割合である。
- 注3)「同意なし」は、原因分析報告書において、説明と同意がなかったことが記載されている事例である。
- 注4)「同意不明」は、原因分析報告書において、説明と同意やその方法に関する記載がない事例、分娩機関からの情報と家族からの情報に齟齬がある事例および当該分娩機関で複数の薬剤を使用した場合はいずれかの薬剤の説明と同意について不明であった事例である。

2) 吸引分娩について

(1)「産科医療の質の向上への取組みの動向」における背景・経緯

吸引分娩については、これまで本章で取り上げた際に、産婦人科診療ガイドラインに沿って実施の判断を適切に行い、適正な方法で実施することや、実施中は随時、分娩方法の見直しを行うことなどについて提言してきた。

これらの分析結果を踏まえ、現在の「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」では、吸引分娩が実施された事例を集計対象として、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2008」、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2011」、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」において推奨されている診療行為等に基づき、「吸引分娩が行われた事例における総牽引回数」について集計している(P76 ~ 77参照)。

これまで、吸引分娩については、総牽引回数に着目して「5回以内」、「6回以上」、「不明」の3項目を 集計してきた。しかし、産婦人科診療ガイドラインでは実施の際の注意点として、総牽引回数のほか に、総牽引時間、子宮口開大度、児頭下降度等もあげられているため、再発防止委員会において、これまでの総牽引回数に着目した集計以外に、吸引分娩が適正な方法で実施されているかを概観する方法を検討することが必要ではないかとの議論があった。そこで、「産科医療の質の向上への取組みの動向」で取りまとめているテーマである胎児心拍数聴取や診療録等の記載と同じく原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」より、吸引分娩の実施状況について適正な方法で実施されているかを、本章で新たに集計することとした。

なお、「臨床経過に関する医学的評価」の詳細については、「原因分析報告書作成にあたっての考え方」(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/analysis/index.html) に記載されている。

(2) 分析対象

はじめに、集計に際し、本章における用語の定義を整理した。これまで、「産科医療の質の向上への取組みの動向」では、最終の娩出方法にかかわらず吸引の手技が実施された事例を吸引分娩が行われた事例として集計していたが、最終の娩出方法が吸引の手技によるものでない事例が含まれることを考慮し、産婦人科診療ガイドラインの記載に基づき、「吸引娩出術」を使用することとした。

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」は、満5歳の誕生日までの補償申請期間が経過し、補償対象事例数が確定している2009年から2018年までに出生した事例3,606件のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,470件(P67参照)について集計している。このうち、同一出生年におけるすべての分析対象事例について原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」のデータが蓄積されている2014年以降に出生、かつ吸引娩出術が実施された事例204件を本分析の対象とした。

(3) 分析方法

分析対象事例204件のうち、吸引娩出術に関する産科医療の質の向上を図るための指摘の有無を集計し、指摘があった事例の指摘内容について産婦人科診療ガイドラインの掲載内容に沿って分類した。このうち、「総牽引回数」、「総牽引時間」、「子宮口開大度」、「児頭下降度」、「適応」、「判断と対応」の6項目について「吸引娩出術実施事例における吸引娩出術に関する産科医療の質の向上を図るための指摘内容」として出生年別に集計した。この集計では、「吸引娩出術実施事例における吸引娩出術に関する産科医療の質の向上を図るための指摘内容」における「指摘あり」のうち、指摘された項目が複数の事例もあるため、集計結果には重複がある。また、吸引娩出術実施に関する記載について指摘内容を集計しているため、吸引娩出術が実施されているが、診療録等に吸引娩出術実施状況の記載がなく評価できないとされた事例は、「指摘なし」として集計した。

なお、産科医療の質の向上を図るための指摘と定義する原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」の表現については、第15回再発防止に関する報告書の「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」P68 ~ 69に記載している。

(4) 分析結果

分析対象事例204件における吸引娩出術に関する産科医療の質の向上を図るための指摘内容について、出生年別に集計した(表3-Ⅲ-1)。

吸引娩出術実施事例のうち、吸引娩出術に関する産科医療の質の向上を図るための指摘内容について、「指摘あり」は、2014年は8件(20.5%)、2015年は6件(13.0%)、2016年は10件(20.0%)、2017年は5件(13.9%)、2018年は6件(18.2%)であった。「指摘なし」は80%前後であった。

産科医療の質の向上を図るための指摘内容をみると、「総牽引回数」、「総牽引時間」、「子宮口開大度」についてはどの出生年においても指摘があった。それぞれの出生年において産科医療の質の向上を図るための指摘内容で最も多い項目は、2014年は「総牽引回数」および「総牽引時間」で3件(7.7%)、2015年は「子宮口開大度」で3件(6.5%)、2016年は「総牽引時間」で6件(12.0%)、2017年は「総牽引回数」および「判断と対応」で2件(5.6%)、2018年は「総牽引時間」で3件(9.1%)であった。いずれの項目も、2017年と2018年には原因分析報告書の未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

表3-II-1 吸引娩出術実施事例における吸引娩出術に関する産科医療の質の向上を図るための指摘内容 対象数=204

73800 201											
出生年(年)		2014		2015 ^{注1)}		2016		2017 ^{注1)}		2018 ^{注1)}	
吸引娩出術実施事例(件)		3	39 46		50		36		33		
件数・%		件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}
指摘あり		8	20.5	6	13.0	10	20.0	5	13.9	6	18.2
(重複あり)	総牽引回数	3	7.7	2	4.3	5	10.0	2	5.6	1	3.0
	総牽引時間	3	7.7	1	2.2	6	12.0	1	2.8	3	9.1
	子宮口開大度	1	2.6	3	6.5	3	6.0	1	2.8	1	3.0
	児頭下降度	1	2.6	0	0.0	0	0.0	1	2.8	0	0.0
	適応	1	2.6	1	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	判断と対応	2	5.1	0	0.0	1	2.0	2	5.6	2	6.1
指摘なし ^{注3)}		31	79.5	40	87.0	40	80.0	31	86.1	27	81.8

- 注1)確定している補償対象事例のうち、原因分析報告書未送付事例は集計対象に含まない。
- 注2) 「%」は、各出生年の吸引娩出術実施事例に対する割合である。
- 注3) 吸引娩出術実施事例のうち、診療録等に吸引娩出術実施状況の記載がなく、評価できないとされた事例も含まれる。

3. 考察

1)子宮収縮薬について

子宮収縮薬による分娩誘発・促進は、子宮収縮の有無、子宮頸管の熟化度や母児の状態を十分に評価し、薬剤の特徴を理解して使用しないとリスクがある一方で、器械的な分娩誘発・促進方法と比べて感染等の危険が少なく、効果を期待でき速やかに分娩を行う必要があると判断された事例において、早期に分娩できるという有益性がある¹⁾。

子宮収縮薬については、これまで本章で複数回取り上げており、「子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無」についても、第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書、第13回再発防止に関する報告書で取り上げている。再発防止委員会では、文書での同意の推奨度が、「勧められる」から「強く勧められる」に変更される前から適応・条件・禁忌を十分に検討し、文書により説明と同意を得た上で使用することおよび緊急時等に口頭で同意を得た場合はその旨を診療録に記載することを提言してきた²⁾。

今回、文書での同意の推奨度が変更された「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」発行後の2015年以降に出生した事例をみたところ、子宮収縮薬使用事例において、「同意あり」は95%以上を推移しているが、このうち「文書での同意あり」は70%前後で、「文書での同意なし」は30%前後であった。(図3-Ⅲ-1)。この結果から、分析対象事例において、説明と同意の取得は多くの事例で実施されているが、文書での同意の取得については実施されていない事例が30%前後あり、文書での同意取得が十分に実施されていないことが分かる。

現在では一般的に、医療・ケアに関する意思決定については、患者を中心として患者・家族・医療従事者の三者関係における共同意思決定を主軸とした意思決定支援を行うことが重要であると考えられており³⁾ 意思決定を共有するためには、相手に理解可能な形で提示することが医療従事者と患者各々に必要であるとされている⁴⁾。

最新の「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」のCQ415-1においても、子宮収縮薬(オキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、およびプロスタグランジン E_2 製剤〔経口剤〕の三者)使用開始前に確認すべきこととして、実施による有益性と危険性について、文書による説明と同意を取得することがあげられている 51 。また、2024年12月には、子宮収縮薬、子宮頸管熟化薬を販売する製薬会社から、医療従事者に対し、同薬使用時には必要性および危険性の十分な説明と同意取得を行うよう、「適正使用に関するお願い」が発出されている 61 。

しかしながら、産科医療の現場において、緊急事態が発生した場合は1分1秒を争う状況となることが多く、このような切迫した状況下では、妊産婦から文書での同意を取得するための十分な時間を確保できないことがある。こうした産科医療の現場の状況は、子宮収縮薬使用に際し文書での同意の取得が推奨されているにもかかわらず文書での同意取得が十分に実施されていない一因として考えられる。

第13回再発防止に関する報告書においては、再発防止委員会からのコメントとして、産科的処置や 緊急時の対応に関する説明を分娩前(妊婦健診時等)より行っている施設もあると記載している⁷⁾。ま た、形式的な説明・同意とならないよう、分娩進行を判断する際や子宮収縮薬の使用等の医療的介入を 行う前には、妊産婦およびその家族と十分なコミュニケーションをとり信頼関係を築くよう努めるこ と、相手の理解度に合わせた柔軟な説明を行うことが必要であると提言している⁷⁾。

これらのことから、子宮収縮薬使用の際には、文書での同意を取得することが必要であるとともに、 妊産婦に対する説明と同意について、医療チーム全体で考えていくことが産科医療の質の向上につなが ると考えられる。

また、今回の分析対象事例の出生年は2018年までであることから、今回の分析だけでは、子宮収縮薬使用事例における説明と同意に関して、現在の産科医療の現場の現況を把握できているとはいえないため、今後も子宮収縮薬使用事例における説明と同意について集計し、文書での同意の取得状況について推移をみていく必要がある。

2) 吸引娩出術について

吸引分娩は鉗子分娩と合わせて器械分娩と呼称され、吸引娩出術は手技の習得が容易で低侵襲で実施できることから、一般的に広く普及している⁵⁾。

また、本章の「II.子宮収縮薬について」の「表3-II-2 分析対象事例における背景(妊娠および分娩経過)」によると、分析に使用した周産期登録データ事例群では281,442件(P24参照)のうち「吸引分娩」は20,207件(7.2%)であり、本制度の補償対象事例からなる補償対象事例群では237件のうち「吸引分娩」は17件(7.2%)と、重度脳性麻痺を発症していない事例群と重度脳性麻痺を発症している事例群の間に差はなかった(P30参照)。

吸引娩出術については、これまで本章で「吸引分娩」として第2回再発防止に関する報告書で取り上げ、実施の判断を適切に行い、適正な方法で吸引分娩を行うよう提言してきた⁸⁾。同じく第2回再発防止に関する報告書で取り上げた「診療録等の記載」では、異常出現時の母児の状態、および分娩誘発・促進の処置や急速遂娩実施の判断と根拠や内診所見、新生児の蘇生状況については詳細に記載するよう提言している⁸⁾。

吸引娩出術について、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」より吸引娩出術に関する産料医療の質の向上を図るための指摘内容の集計を行い、出生年別にみたところ、2015年以降の「指摘なし」は80%前後であり、吸引娩出術実施事例において多くの事例で吸引娩出術が適正に行われているようにみえた(表3-Ⅲ-1)。しかし、注釈3に記載しているとおり、「指摘なし」には、診療録等に吸引娩出術の実施状況の記載がない事例が含まれており、吸引娩出術が適正に実施されていたかどうかを評価するために必要な情報がないことから、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」で「評価できない」とされている事例もある。このため、「指摘なし」であっても、必ずしも吸引娩出術が適正な方法で実施された事例であるとは限らない可能性があり、解釈に留意する必要がある。診療録等に吸引娩出術実施状況の記載がない事例については詳細に分析する必要があるため、今後は分析方法の検討が課題である。

また、最新の「産婦人科診療ガイドライン―産科編2023」においては、吸引・鉗子娩出術、子宮底

圧迫法を実施した場合、その状況と実施内容を診療録に記載するとされている⁵⁾。さらに、突然の胎児 (遷延性) 徐脈などに対して、やむを得ず実施時の基準を逸脱した場合は、特に詳細に行うとしており⁵⁾、 医療従事者は、改めて吸引娩出術実施の際には適切な判断と適正な方法で実施すること、その実施状況を正しく記載することが望まれる。

産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例で、指摘された内容のうち最も多い項目は、これまでの「産科医療の質の向上への取組みの動向」で集計してきた「総牽引回数」よりも、「総牽引時間」、「子宮口開大度」、「判断と対応」が多い年があった。したがって、適正な吸引娩出術実施に関しては「総牽引回数」のみでなく、「子宮口開大度」、「児頭下降度」等の分娩進行度や「適応」、「判断と対応」等の個々の状況もかかわっていると考える。このことから、現在の「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」で「総牽引回数」のみに着目して経年的に概観することは、吸引娩出術の一部分を示しているに過ぎず、推奨されている「総牽引回数」以内であれば吸引娩出術を適正に実施できていると誤った解釈をされる可能性もあり、実施状況を把握するためには不十分であると考えられる。

吸引娩出術が適正な方法で実施されているかを把握するためには、これまでのように「総牽引回数」のみの推移をみることではなく、産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例の内容から「総牽引時間」、「子宮口開大度」、「判断と対応」等の「総牽引回数」以外の状況はどうであったのか、1件1件を堀り下げて分析することが望ましい。

また、今回の分析対象事例の出生年は2018年までであることから、今回の分析だけでは吸引娩出術に関する現在の産科医療の現場の状況を正確に示しているとはいえないため、今後も吸引娩出術出術が適正に実施されているかをみていく必要がある。

4. 産科医療の質の向上に向けて

1) 産科医療関係者に対する提言

- (1) 子宮収縮薬使用の際には、適応、手技・方法、予想される効果、主な有害事象、および緊急時の 対応等について事前に説明*1し、文書での同意を得る。
- (2) 吸引娩出術実施の際には、最新の産婦人科診療ガイドライン*2に沿って、妊産婦の状態、児頭下降度、児頭回旋等の分娩進行状況を十分に把握し、適応や実施時の条件を守ることが望まれる。 また、子宮口開大度や児頭下降度等の分娩進行状況、適応や判断と対応等の実施した内容について、適切に診療録に記載することが望まれる。
- *1 第13回再発防止に関する報告書では、再発防止委員会からのコメントとして、産科的処置や緊急時の対応に関する 説明を分娩前(妊婦健診等)より行っている施設もあると記載している。
- *2「産婦人科診療ガイドライン―産科編2023」CQ406吸引・鉗子娩出術、子宮底圧迫法の適応と要約、および実施時の注意点は?

2) 学会・職能団体に対する要望

- (1) 子宮収縮薬使用の際には、適応、手技・方法、予想される効果、主な有害事象、および緊急時の対応等について事前に説明し、文書での同意を得るよう、より普及・徹底することを要望する。
- (2) 吸引娩出術実施の際の注意点について、より普及することを要望する。
- (3) 吸引娩出術実施の際には、子宮口開大度や児頭下降度等の分娩進行状況、適応や判断と対応等の実施した内容について、適切に診療録に記載するよう、より普及・徹底することを要望する。

引用文献

- 1) 寺田周平.子宮収縮薬の種類と使用法.ペリネイタルケア,37(8),740-743,2018.
- 2) 日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第3回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2013.
- 3) 秋葉峻介.Advance Care Planningにおける共同意思決定の理論構造の検討.医学哲学医学倫理,(39)1-10,2022.
- 4) 圓増文.医療従事者と患者の信頼関係構築に向けた取り組みとしての「目的の共有」.医学哲学医学倫理,(26),1-10,2008.
- 5) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2023.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,213-218,253-258,日本産科婦人科学会,2023.
- 6) 医薬品医療機器総合機構.製薬企業からの適正使用等に関するお知らせ. (Online),available fromhttps://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/calling-attention/properly-use-alert/0004.html,(accessed 2025-01).
- 7) 日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第13回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2023.
- 8) 日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第2回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2012.

参考文献

- ・日本版救急蘇生ガイドライン2020に基づく新生児蘇生法テキスト第4版.細野茂春監修,メジカルビュー社,2021.
- ・JRC蘇生ガイドライン2010.日本蘇生協議会,日本救急医療財団監修,へるす出版,2011.
- ・JRC蘇生ガイドライン2015.日本蘇生協議会監修,医学書院,2016.
- ・IRC蘇生ガイドライン2020.日本蘇生協議会監修,医学書院,2021.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2011.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2011.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2014.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修.日本産科婦人科学会,2014.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2017.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2017.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2020.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2020.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第1回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構.2011.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第4回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2014.

- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第5回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2015.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第6回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構.2016.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第7回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構.2017.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第8回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2018.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第9回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2019.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第10回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構.2020.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第11回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2021.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第12回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2022.
- ・日本医療機能評価機構産科医療補償制度再発防止委員会編.第14回再発防止に関する報告書.日本医療機能評価機構,2024.

第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向

I. はじめに

2011年8月の再発防止に関する報告書の発行以来、「第3章 テーマに沿った分析」では、集積された事例から見えてきた知見等を中心に、深く分析することが必要な事項についてテーマを選定し、各テーマに沿って分析した結果を再発防止策とした「再発防止委員会からの提言」を取りまとめている(本制度ホームページ「テーマに沿った分析」http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/theme/)。

これらの「再発防止委員会からの提言」が産科医療の質の向上に活かされているかなどについて、動向を把握するため、第5回再発防止に関する報告書より、妊娠・分娩管理や新生児管理の観点および産科医療の質と安全の向上の観点から、医師や看護スタッフ等の産科・小児科医療関係者が共に取り組むことが重要であると考えたテーマとして、子宮収縮薬、新生児蘇生、胎児心拍数聴取、診療録等の記載を選定し、各テーマの対象事例における出生年別の集計を開始した。さらに、第8回再発防止に関する報告書より、吸引分娩を加え計5つのテーマの対象事例における出生年別の集計を行っている。

集計にあたっては、同一年に出生した補償対象事例のうち、原因分析報告書が完成しておらず送付に至っていない事例(以下「未送付事例」)があり、出生年別の比較は必ずしも適切ではないことから、その妥当性を確保するために、第7回再発防止に関する報告書より、「補償請求用 専用診断書(補償認定請求用)」を作成した時点の児の年齢(以下「専用診断書作成時年齢」)が0歳、1歳であることを条件とし、その中ですべての原因分析報告書が送付されている出生年の事例を対象としてきた。

第11回再発防止に関する報告書からは、出生年による未送付事例件数のばらつきも解消され多くの事例が蓄積されてきたことから、専用診断書作成時年齢にかかわらず、満5歳の誕生日までの補償申請期間を経過し補償対象が確定している事例のうち、原因分析報告書が送付されている事例を集計対象としている。

第12回再発防止に関する報告書からは、5つのテーマのうち、子宮収縮薬、新生児蘇生、胎児心拍数 聴取、吸引分娩について、第14回再発防止に関する報告書からは、5つのテーマのうち、診療録等の記 載について、出生年別の動向がより把握できるよう、集計結果の掲載方法を表形式からグラフ形式へと 変更した。

今後も集計対象事例が増えていくことから、取り上げた5つのテーマの集計結果を出生年別に概観することにより、産科医療の質の向上への取組みの動向をみていくことができるものと考える。

Ⅱ. 集計対象

本章の集計対象は、満5歳の誕生日までの補償申請期間が経過し、補償対象事例数が確定している 2009年から2018年までに出生した事例3,606件のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,470件である(図4-Ⅱ-1)。

図4-Ⅱ-1 集計対象事例



注)満5歳の誕生日までの補償申請期間を経過し補償対象となった事例であるが、原因分析報告書が未送付の事例であるため、 本章の集計対象事例に含まない。

Ⅲ. 集計方法

これまでに「第3章 テーマに沿った分析」で取り上げたテーマのうち、産科医療の質の向上に関して重要であり経年で概観すべきであると考えられる5つのテーマについて、次の2つの集計方法を定め、原因分析報告書よりデータを集計した。

1. 原因分析報告書の「事例の経過(事例の概要)」より集計する方法

原因分析報告書の「事例の経過(事例の概要)」では、分娩機関から提出された診療録・助産録、検査データ、診療体制等に関する情報、および保護者からの情報等に基づき、妊産婦に関する基本情報、今回の妊娠経過、分娩経過、産褥経過、新生児経過、診療体制等に関する情報を記載している。ここに記載されている内容を抽出し、産婦人科診療ガイドラインやJRC蘇生ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等が行われた事例を出生年別に集計した。本章の5つのテーマのうち、「1. 子宮収縮薬について」、「2. 新生児蘇生について」、「3. 吸引分娩について」の3つでは、この方法を用いて集計している。

2. 原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」より集計する方法

原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」では、産科医療の質の向上を図るため、妊娠経過、分娩経過、新生児経過における診療行為等や管理について、診療行為等を行った時点での情報・状況に基づき、その時点で行う妥当な妊娠・分娩管理等は何かという観点から評価している。また、背景要因や診療体制を含めた様々な観点から事例を検討し、当該分娩機関における事例発生時点の設備や診療体制の状況も考慮した評価を行っている。医学的評価に用いる表現のうち、「選択されることは少ない」、「一般的ではない」、「基準を満たしていない」、「医学的妥当性がない」、「評価できない」等の表現が用いられた内容を、本章では「産科医療の質の向上を図るための指摘」があったものと定義し、各テーマで定めた項目について事例件数を出生年別に集計した(図4-Ⅲ-1)。

本章の5つのテーマのうち、「4. 胎児心拍数聴取について」、「5. 診療録等の記載について」の2つでは、この方法を用いて集計している。なお、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」の詳細については、「原因分析報告書作成にあたっての考え方」(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/analysis/index.html)に記載されている。これによると、医学的評価に用いる表現のうち、「一般的ではない」、「基準を満たしていない」とは、産婦人科診療ガイドラインの推奨レベルA・Bもしくは助産業務ガイドラインで示された診療行為等が行われていない、またはガイドラインに記載されていない診療行為があるが、実地臨床の視点から多くの産科医等によって広く行われている診療行為等ではないという意味であり、ガイドラインで基準が示されている場合は「基準を満たしていない」を用い、それ以外の場合は「一般的ではない」を用いている。ただし、前述のいずれにおいても、不適

切、または誤った診療行為等であるという意味ではない。

図4-Ⅲ-1 産科医療の質の向上を図るための指摘と定義する「臨床経過に関する医学的評価」の表現



Ⅳ. 結果

各テーマにおける集計結果のうち、主な結果の経年変化を出生年ごとにグラフで示した。産婦人科診療ガイドラインやJRC蘇生ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等に基づき、傾向として増加することが望ましい項目については寒色系(水色、青色等)の線で、減少することが望ましい項目については暖色系(橙色、黄色等)の線で示している。なお、各テーマに掲載しているグラフの元データ等の集計結果は、本制度ホームページに掲載している(「産科医療の質の向上への取組みの動向」http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/trend/)。

集計結果については、本章の集計対象となる事例がわが国におけるすべての分娩のデータではなく本制度の補償対象事例に関する分娩のデータのみであること、また出生年が今より7年以上前までの事例であることに留意した上で、再発防止委員会の見解として経年の傾向等を記載した。なお、集計結果を示している出生年のうち、2017年と2018年は原因分析報告書の未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

1. 子宮収縮薬について

子宮収縮薬については、これまで第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書および第13回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、産婦人科診療ガイドライン(「子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点」)および添付文書を順守し、用法・用量を守り適正に使用することや、適切に分娩監視装置を装着し厳重な分娩監視のもと使用すること、また事前に文書により使用の必要性(適応)や副作用および有害事象等を説明し、妊産婦の同意を得た上で使用することなどについて、「産科医療関係者に対する提言」として取りまとめ、参考として分娩誘発・促進(子宮収縮薬使用)にあたっての「説明書・同意書」の一例*を作成した。

これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、子宮収縮薬としてオキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)が使用された事例826件を本テーマの集計対象とし、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2011」、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」および「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」において推奨されている診療行為等に基づき、「子宮収縮薬使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法」、「子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無」について、出生年別に事例件数を集計した。

なお、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」では、「CQ415-1子宮収縮薬(オキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、ならびにプロスタグランジン E_{2} 製剤 [経口剤] の三者)投与開始前に確認すべきことは?」および「CQ415-2子宮収縮薬投与中にルーチンで行うべきことは?」、「CQ415-3子宮収縮薬の増量・投与あるいは減量・中止を考慮するときは?」に推奨される診療行為等が掲載されている $^{1)}$ 。

*分娩誘発・促進(子宮収縮薬使用)についてのご本人とご家族への説明書・同意書(例) http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/proposition/pdf/Saihatsu_introduction_informedconsent_201402_2.pdf



1) 子宮収縮薬使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法

子宮収縮薬が使用された事例826件のうち、オキシトシンを使用した事例713件における用法・用量および使用時の分娩監視装置による胎児心拍数聴取方法について、産婦人科診療ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等に基づき出生年別に集計し、各出生年のオキシトシン使用事例件数に対する割合をグラフで示した(図4-Ⅳ-1)。

なお、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)を使用した事例における集計結果は、本制度ホームページに集計表を掲載している。

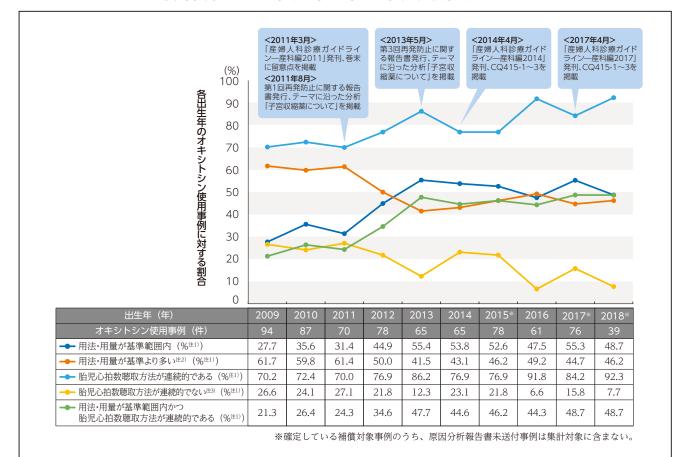


図4-Ⅳ-1 オキシトシン使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法

- 注1)「%」は、用法・用量が不明の事例、胎児心拍数聴取方法が不明の事例、胎児心拍数聴取の実施がない事例を除いているため、合計が100%にならない場合がある。
- 注2)「用法・用量が基準より多い」は、初期投与量、増加量、最大投与量のいずれかが産婦人科診療ガイドラインに記載された 基準より多いものである。
- 注3)「胎児心拍数聴取方法が連続的でない」は、間欠的な分娩監視装置の装着またはドプラ等による胎児心拍数聴取である。産婦人科診療ガイドラインによると、子宮収縮薬投与中は、分娩監視装置を用いて子宮収縮と胎児心拍数を連続モニタリングするとされている。

オキシトシンを使用した事例において、用法・用量が産婦人科診療ガイドラインの基準範囲内であった事例の出生年別の割合は、2009年の27.7%から2013年の55.4%までは増加傾向、2014年の53.8%から2016年の47.5%までは減少傾向にあり、2017年は55.3%で増加し、2018年に48.7%で減少した。胎児心拍数聴取方法が連続的である事例の割合は、2009年の70.2%から2013年の86.2%までは増加傾向、2014年と2015年は76.9%で減少し、2016年は91.8%で増加、2017年は84.2%で減少し、2018年に92.3%で増加した。用法・用量が産婦人科診療ガイドラインの基準範囲内であった事例で、かつ胎児心拍数聴取方法が連続的である事例の割合は、2009年の21.3%から2013年の47.7%までは増加傾向にあり、2014年以降は40%台を推移している。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

2) 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無

子宮収縮薬が使用された事例826件における説明と同意の有無について、産婦人科診療ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等に基づき出生年別に集計し、各出生年の子宮収縮薬使用事例件数に対する割合をグラフで示した(図4-IV-2)。

子宮収縮薬の使用における説明と同意について、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2011」の「子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点:改訂2011年版」においては、文書での同意が望ましいとされていたものが 2 、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」の「CQ415-1子宮収縮薬(オキシトシン、プロスタグランジン F_{2a} 、ならびにプロスタグランジン E_{2} 錠の三者)投与開始前に確認すべき点は?」においては、文書によるインフォームドコンセントを得ると変更されていることを受け 3 、文書または口頭のいずれかでの同意があった事例の割合を「文書または口頭での同意あり」としてグラフで示した。

なお、口頭での同意があった事例の集計結果は、本制度ホームページに集計表を掲載している。

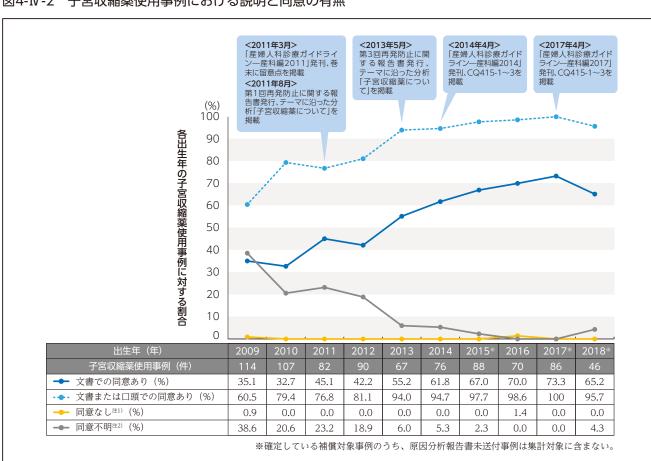


図4-Ⅳ-2 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無

- 注1)「同意なし」は、原因分析報告書において、説明と同意がなかったことが記載されている事例である。
- 注2) 「同意不明」は、原因分析報告書において、説明と同意やその方法に関する記載がない事例、説明を行った記載はあるが同意の記載がない事例、分娩機関からの情報と家族からの情報に齟齬がある事例、および当該分娩機関で複数の薬剤を使用した場合にいずれかの薬剤の説明と同意について不明であった事例である。

子宮収縮薬を使用した事例において、産婦人科診療ガイドラインで推奨されている文書での同意があった事例の出生年別の割合は、2009年の35.1%から2017年の73.3%までは増加傾向にあり、2018年に65.2%で減少した。文書または口頭のいずれかでの同意があった事例の割合は、2009年の60.5%から2017年の100%までは増加傾向にあり、2018年に95.7%で減少した。同意の有無が不明であった事例の割合は、2009年の38.6%から減少傾向にあり、2016年と2017年は0.0%、2018年に4.3%で増加した。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、数値は変動する可能性がある。

2. 新生児蘇生について

新生児蘇生については、これまで第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書、第5回再発防止に関する報告書および第12回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムの手順を認識することや、まず人工呼吸(バッグ・マスク換気)と胸骨圧迫まではすべての産科医療関係者が新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムに沿って実施すること、定期的に知識や技能の更新を図ることなどについて、「産科・小児科医療関係者に対する提言」として取りまとめた。

これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、「JRC蘇生ガイドライン2010」⁴⁾ と「JRC蘇生ガイドライン2015」⁵⁾ において推奨されている新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムに基づき、生後1分以内の時点で心拍数が100回/分未満であった事例または自発呼吸がなかった事例(以下「生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例」)2,062件を本テーマの集計対象とし、「生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例における生後1分以内の人工呼吸開始の有無」について、出生年別に事例件数を集計した。

なお、日本周産期・新生児医学会においては、JRC蘇生ガイドラインに基づき新生児蘇生に関して取りまとめた日本版救急蘇生ガイドラインに基づく新生児蘇生法テキストを発刊しており、「JRC蘇生ガイドライン2020」⁶⁾ に掲載されている新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムは、「日本版救急蘇生ガイドライン2020に基づく新生児蘇生法テキスト第4版」の第2章に掲載されている⁷⁾。

1) 生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例における生後1分以内の人工呼吸開始の有無

生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例2,062件における生後1分以内の人工呼吸開始の有無について、JRC蘇生ガイドラインにおいて推奨されている新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムに基づき出生年別に集計し、各出生年の生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例件数に対する割合をグラフで示した(図4-IV-3)。

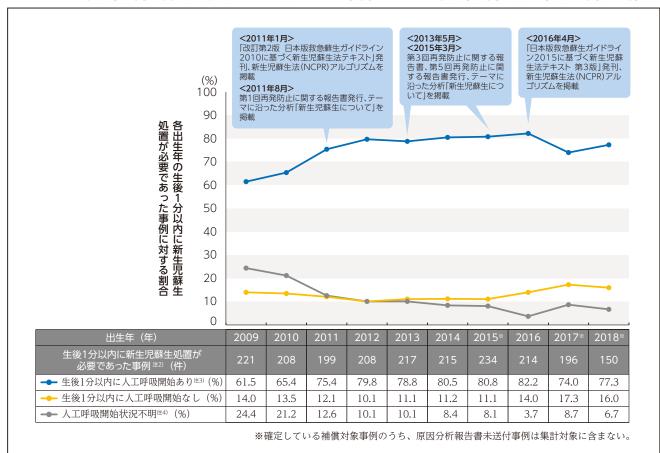


図4-IV-3 生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例における生後1分以内の人工呼吸注1) 開始の有無

- 注1)「人工呼吸」は、バッグ・マスクによる人工呼吸またはチューブ・バッグによる人工呼吸等を集計し、マウス・ツー・マウスによる人工呼吸や具体的な方法が不明な人工呼吸は除外している。
- 注2)「生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例」は、生後1分以内の時点で、心拍数が100回/分未満であった事例または自発呼吸がなかった事例である。
- 注3)「生後1分以内に人工呼吸開始あり」は、原因分析報告書において、「生後1分に実施」等と記載された事例である。
- 注4)「人工呼吸開始状況不明」は、原因分析報告書において、人工呼吸の開始時刻について記載がない事例である。

生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例において、JRC蘇生ガイドラインで推奨されている新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムに沿って、生後1分以内に人工呼吸が開始された事例の出生年別の割合は、2009年の61.5%から2016年の82.2%までは増加傾向にあり、2017年と2018年に70%台で減少した。生後1分以内に人工呼吸が開始されていなかった事例の出生年別の割合は、2009年から2018年までは10%台を推移している。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

3. 吸引分娩について

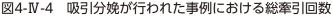
吸引分娩については、これまで第2回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、産婦人科診療ガイドラインに沿って実施の判断を適切に行い、適正な方法で吸引分娩を行うことや、吸引分娩実施中は随時分娩方法の見直しを行うことなどについて、「産科医療関係者に対する提言」として取りまとめた。

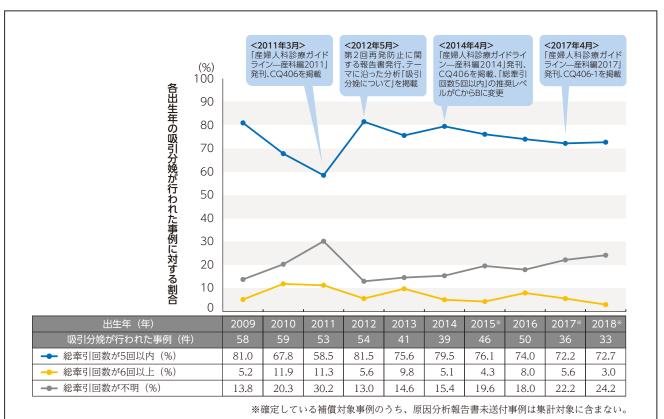
これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、吸引分娩が行われた事例469件を本テーマの集計対象とし、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2008」、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」および「産婦人科診療ガイドライン―産科編2017」において推奨されている診療行為等に基づき、「吸引分娩が行われた事例における総牽引回数」について、出生年別に事例件数を集計した。

なお、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」では、「CQ406吸引・鉗子娩出術、子宮底圧迫法 の適応と要約、および実施時の注意点は?」に推奨される診療行為等が掲載されている⁸⁾。

1) 吸引分娩が行われた事例における総牽引回数

吸引分娩が行われた事例469件における総牽引回数について、産婦人科診療ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等に基づき出生年別に集計し、各出生年の吸引分娩が行われた事例件数に対する割合をグラフで示した(図4-IV-4)。





吸引分娩が行われた事例において、総牽引回数が産婦人科診療ガイドラインで推奨されている5回以内であった事例の出生年別の割合は、2009年の81.0%から2011年の58.5%までは減少し、2012年は81.5%で増加、2013年以降は70%台を推移している。総牽引回数が不明の事例の出生年別の割合は、2012年の13.0%から微増傾向にあり、20%前後を推移している。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

4. 胎児心拍数聴取について

胎児心拍数聴取については、これまで第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書、第8回再発防止に関する報告書、第9回再発防止に関する報告書および第10回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、産婦人科診療ガイドラインおよび助産業務ガイドラインに沿って、必要とされる時期に間欠的胎児心拍数聴取や連続モニタリングを行うことや、胎児心拍数陣痛図の判読能力を高めるよう院内の勉強会や院外の講習会へ参加することなどについて、「産科医療関係者に対する提言」として取りまとめた。

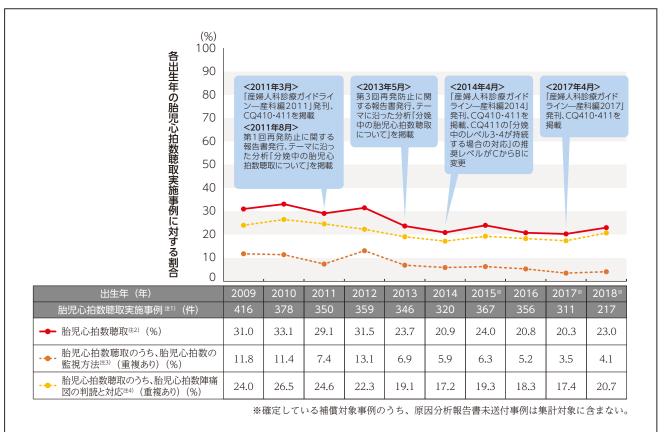
これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、入院から分娩までに胎児心拍数聴取が 実施された事例3,420件を本テーマの集計対象とし、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」 において胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目について、出生年 別に事例件数を集計した。

なお、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2023」では、「CQ410分娩中の胎児心拍数および陣痛の観察は?」、「CQ411胎児心拍数陣痛図の評価法とその対応は?」に推奨される診療行為等が掲載されている⁸⁾。

1) 胎児心拍数聴取実施事例における胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘が あった項目

胎児心拍数聴取が実施された事例3,420件において、産科医療の質の向上を図るための指摘があった 胎児心拍数聴取に関する項目を出生年別に集計し、各出生年の胎児心拍数聴取が実施された事例件数に 対する割合をグラフで示した。このうち、胎児心拍数の監視方法、および胎児心拍数陣痛図の判読と対 応についても出生年別に集計し、各出生年の胎児心拍数聴取が実施された事例件数に対する割合をグラ フで示した(図4-Ⅳ-5)。

図4-IV-5 胎児心拍数聴取実施事例における胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目



- 注1)「胎児心拍数聴取実施事例」は、入院から分娩までに胎児心拍数の聴取を行った事例であり、聴取の実施が不明である事例 や、施設外での墜落産、災害下で医療機器がなかったなど、やむを得ず胎児心拍数を聴取できなかった事例を除く。
- 注2)「胎児心拍数聴取」は、「胎児心拍数の監視方法」または「胎児心拍数陣痛図の判読と対応」について産科医療の質の向上 を図るための指摘があったものである。
- 注3) 「胎児心拍数聴取のうち、胎児心拍数の監視方法」は、原因分析報告書において、分娩監視装置の装着またはドプラ等による胎児心拍数の聴取方法について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものであり、胎児心拍数の聴取間隔や正確な胎児心拍数および陣痛計測を含む。
- 注4) 「胎児心拍数聴取のうち、胎児心拍数陣痛図の判読と対応」は、原因分析報告書において、胎児心拍数陣痛図の判読と対応 について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものであり、妊娠中に行ったノンストレステストの判読と対応も 含む。

入院から分娩までに胎児心拍数聴取が実施された事例において、胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例の出生年別の割合は、2009年から2012年までは30%前後で横ばいであり、2013年は23.7%で減少し、その後2014年から2018年までは20%台を推移している。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

5. 診療録等の記載について

診療録等の記載については、これまで第2回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、「産科医療補償制度の原因分析・再発防止に係る診療録・助産録および検査データ等の記載事項」を参考に診療録等を記載することや、特に異常出現時の母児の状態、および分娩誘発・促進の処置や急速遂娩実施の判断と根拠や内診所見、新生児の蘇生状況については詳細に記載することについて、「産科医療関係者に対する提言」として取りまとめた。

これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、出生年が2014年から2018年の事例 1,601件を集計対象*とし、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」において診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目について、出生年別に事例件数を集計した。

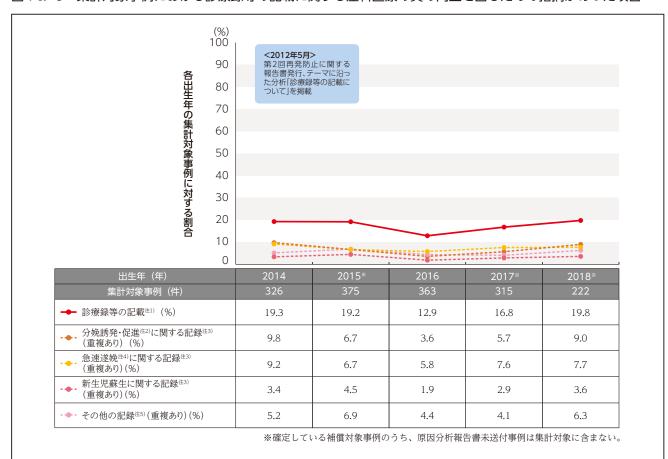
*集計対象は、2015年に原因分析委員会で決定した基準に沿った診療録等の記載に関する評価が開始された出生年が2014年 以降の事例となる。

1) 集計対象事例における診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目

本章の集計対象事例3,470件のうち、出生年が2014年から2018年の事例1,601件において、産科医療の質の向上を図るための指摘があった診療録等の記載に関する項目を出生年別に集計し、各出生年の集計対象事例に対する割合をグラフで示した。このうち、分娩誘発・促進に関する記録、急速遂娩に関する記録、新生児蘇生に関する記録、およびその他の記録についても、出生年別に集計し、各出生年の集計対象事例に対する割合をグラフで示した(図4-IV-6)。

なお、原因分析委員会において診療録等の記載に関して必ず評価する項目である分娩誘発・促進に関する記録の「適応」、「分娩監視方法」、「説明と同意」、「薬剤投与方法」と、急速遂娩に関する記録の「適応」、「要約」、「実施時間・回数」、「決定時期」、「決定後の対応」について産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例の集計結果は、本制度ホームページに集計表を掲載している。

図4-IV-6 集計対象事例における診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目



- 注1)「診療録等の記載」は、「分娩誘発・促進に関する記録」または「急速遂娩に関する記録」、「新生児蘇生に関する記録」、「そ の他の記録」について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものである。
- 注2)「分娩誘発・促進」は、吸湿性子宮頸管拡張器の挿入、メトロイリーゼ法、子宮収縮薬の投与を行ったものである。
- 注3)「分娩誘発・促進に関する記録」と「急速遂娩に関する記録」および「新生児蘇生に関する記録」は、原因分析委員会において診療録等の記載に関して必ず評価する項目である。
- 注4)「急速遂娩」は、吸引分娩、鉗子分娩、緊急帝王切開術を実施したものである。
- 注5)「その他の記録」は、新生児の状態に関する記録、胎児心拍数聴取に関する所見の記録、検査に関する記録等である。

本章の集計対象事例において、診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例の出生年別の割合は、2014年と2015年は19%台、2016年は12.9%で減少し、2017年は16.8%、2018年に19.8%で増加した。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

引用文献

- 1) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2023.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,253-260,日本産科婦人科学会,2023.
- 2) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン―産科編2011.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,333-339,日本産科婦人科学会,2011.
- 3) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン―産科編2014.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,266-269,日本産科婦人科学会,2014.
- 4) JRC蘇生ガイドライン2010.日本蘇生協議会,日本救急医療財団監修,206-208,へるす出版,2011.
- 5) JRC蘇生ガイドライン2015.日本蘇生協議会監修,244-247,医学書院,2016.
- 6) JRC蘇生ガイドライン2020.日本蘇生協議会監修,233-236,医学書院,2021.
- 7) 日本版救急蘇生ガイドライン2020に基づく新生児蘇生法テキスト第4版.細野茂春監修.53.メジカルビュー社.2021.
- 8) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2023.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,213-218,228-237,日本産科婦人科学会,2023.

参考文献

- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2008.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2008.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2011.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2011.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2014.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2014.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2017.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2017.

付録

1. 再発防止委員会および各関係学会・団体等の動き

各テーマに関する再発防止委員会および各関係学会・団体等の動きについて下表にまとめた。 なお、再発防止委員会の動きについては表内の背景色を変更している。

1) 子宮収縮薬について

2008年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、CQ404の解説に「陣痛促進薬の使用法」を掲載した「産婦人科 診療ガイドライン―産科編2008」を発刊
2011年3月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、巻末に「子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点:改訂2011年版」を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2011」を発刊
2011年8月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載した第1回再発防止に関する報告書を 発行
2013年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載した第3回再発防止に関する報告書を 発行
2014年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、子宮収縮薬に関連するCQ415-1 ~ CQ415-3を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」を発刊
2015年7月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には分娩監視装置による胎児の心音や 子宮収縮状態の監視を徹底する旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2015年8月	日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構がCLoCMiP(助産 実践能力習熟段階)レベルⅢ認証制度を創設し、日本助産評価機構が認証を開始、必須研修項目に「臨床薬理 (妊娠と薬)」を設定
2016年6月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」に基づき、同薬の「使用上の注意」を改訂し発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、「使用上の注意」をホームページに掲載
2017年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、子宮収縮薬に関連するCQ415-1 ~ CQ415-3を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」を発刊
2017年8月 2018年12月 2019年12月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には必要性および危険性の十分な説明と同意取得、また、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底する旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2020年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、子宮収縮薬に関連するCQ415-1 ~ CQ415-3を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」を発刊
2020年12月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には必要性および危険性の十分な説明と同意取得、また、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底する旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2022年1月 2022年12月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には必要性および危険性の十分な説明と同意取得、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底、また、異常が認められた場合には、適切な処置を行う旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2023年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載した第13回再発防止に関する報告書を 発行
2023年8月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、子宮収縮薬に関連するCQ415-1 ~ CQ415-3を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」を発刊

[次頁へ続く]

2023年11月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には投与量・増量法等に留意するとともに、必要性および危険性の十分な説明と同意取得、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底、また、異常が認められた場合には、適切な処置を行う旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2024年12月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には投与量・増量法等に留意するとともに、必要性および危険性の十分な説明と同意取得、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底、また、異常が認められた場合には、適切な処置を行う旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出子宮頸管熟化薬を製造・販売する製薬会社2社が、医療従事者に対し、同薬使用時には用法・用量等に留意するとともに、必要性および危険性の十分な説明と同意取得、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底、また、異常が認められた場合には、同剤を速やかに除去し、適切な処置を行う旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出医薬器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2025年6月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」および「子宮収縮薬および吸引分娩について 一『産科医療の質の向上への取組みの動向』を踏まえて一」を掲載した第15回再発防止に関する報告書を発行

2) 新生児蘇生について

	TIC 701C
2007年7月	日本周産期・新生児医学会が、新生児蘇生法委員会を組織し、新生児蘇生法普及事業を開始、「新生児蘇生法講習会」を運営
2011年1月	日本周産期・新生児医学会が、「改訂第2版日本版救急蘇生ガイドライン2010に基づく新生児蘇生法テキスト」 を発刊
2011年3月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」を発刊
2011年8月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載した第1回再発防止に関する報告書を 発行
2011年10月	日本蘇生協議会・日本救急医療財団が、新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムを掲載した「JRC蘇生ガイドライン2010」を発刊
2013年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載した第3回再発防止に関する報告書を 発行
2014年3月	日本助産師会が、新生児蘇生に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」を 掲載した「助産業務ガイドライン2014」を発刊
2014年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」を発刊
2015年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載した第5回再発防止に関する報告書を 発行
2015年8月	日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構がCLoCMiP(助産 実践能力習熟段階)レベルⅢ認証制度を創設し、日本助産評価機構が認証を開始、必須研修項目に「新生児蘇 生法(NCPR)Bコース以上」を設定
2016年2月	日本蘇生協議会が、新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムを掲載した「JRC蘇生ガイドライン2015」を発刊
2016年4月	日本周産期・新生児医学会が、「日本版救急蘇生ガイドライン2015に基づく新生児蘇生法テキスト第3版」を 発刊
2017年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」を発刊
2019年6月	日本助産師会が、新生児蘇生に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」を 掲載した「助産業務ガイドライン2019」を発刊
2020年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」を発刊
2021年4月	日本周産期・新生児医学会が、「日本版救急蘇生ガイドライン2020に基づく新生児蘇生法テキスト第4版」を 発刊
2021年6月	日本蘇生協議会が、新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムを掲載した「JRC蘇生ガイドライン2020」を発刊
2022年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載した第12回再発防止に関する報告書を 発行
2023年8月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」を発刊
2025年1月	日本助産師会が、新生児蘇生に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」を 掲載した「助産業務ガイドライン2024」を発刊

3) 吸引分娩について

2008年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2008」を発刊
2011年3月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2011」を発刊
2012年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「吸引分娩について」を掲載した第2回再発防止に関する報告書を発行
2014年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」を発刊、「総牽引回数5回以内」の推奨レベルをCからBに変更
2017年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406-1を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」を発刊
2020年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406-1を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」を発刊
2023年8月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」を発刊
2025年6月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬および吸引分娩について―『産科医療の質の向上への取組みの動向』を踏まえて―」を掲載した第15回再発防止に関する報告書を発行

4) 胎児心拍数聴取について

サ/ カロノいしりし	gXipixiqX IC フロ・C
2009年12月	日本助産師会が、胎児心拍数聴取に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」を掲載した「助産所業務ガイドライン2009年改訂版」を発刊
2011年3月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人 科診療ガイドライン—産科編2011」を発刊
2011年8月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「分娩中の胎児心拍数聴取について」を掲載した第1回再発防止に関 する報告書を発行
2013年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「分娩中の胎児心拍数聴取について」を掲載した第3回再発防止に関する報告書を発行
2014年3月	日本助産師会が、胎児心拍数聴取に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」 を掲載した「助産業務ガイドライン2014」を発刊
2014年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」を発刊、CQ411「分娩中のレベル3・4が持続する場合の対応」の推奨レベルをCからBに変更
2015年8月	日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構がCLoCMiP(助産実践能力習熟段階)レベルⅢ認証制度を創設し、日本助産評価機構が認証を開始、必須研修項目に「分娩期の胎児心拍数陣痛図(CTG)」を設定
2017年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人 科診療ガイドライン―産科編2017」を発刊
2018年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「胎児心拍数陣痛図の判読について」を掲載した第8回再発防止に関する報告書を発行
2019年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「胎児心拍数陣痛図について」を掲載した第9回再発防止に関する報告書を発行
2019年6月	日本助産師会が、胎児心拍数聴取に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」 を掲載した「助産業務ガイドライン2019」を発刊
2020年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「胎児心拍数陣痛図について」を掲載した第10回再発防止に関する報告書を発行
2020年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」を発刊、CQ411推奨レベルB「胎児健常性が阻害されていると判断する所見」として「サイナソイダルパターン」を掲載
2023年8月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人 科診療ガイドライン―産科編2023」を発刊
2025年1月	日本助産師会が、胎児心拍数聴取に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」 を掲載した「助産業務ガイドライン2024」を発刊

5) 診療録等の記載について

2009年12月	日本助産師会が、記録の記載に関連する「記録に関する留意事項」を掲載した「助産所業務ガイドライン 2009年改訂版」を発刊
2012年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「診療録等の記載について」を掲載した第2回再発防止に関する報告 書を発行
2014年3月	日本助産師会が、記録の記載に関連する「医療安全上留意すべき事項」を掲載した「助産業務ガイドライン 2014」を発刊
2015年8月	日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構がCLoCMiP(助産 実践能力習熟段階)レベルⅢ認証制度を創設し、日本助産評価機構が認証を開始、必須研修項目に「医療安全 と助産記録」を設定
2019年6月	日本助産師会が、記録の記載に関連する「医療安全上留意すべき事項」を掲載した「助産業務ガイドライン 2019」を発刊
2025年1月	日本助産師会が、記録の記載に関連する「医療安全上留意すべき事項」を掲載した「助産業務ガイドライン 2024」を発刊

分析対象事例の概況

「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」の分析対象事例は、本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,796件である。これらの分析対象事例について、体系的に整理・蓄積している個々の事例における情報を集計し、妊娠・分娩経過および新生児期の経過等を概観した。

また、「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」の作成にあたり、各表における用語や項目等の見直しを行い、書式を改訂した。改訂の詳細は、本制度のホームページに掲載中の「第15回報告書 各種表」にて案内している(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/overview/index.html)。

なお、表に記載している割合は、計算過程において四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

補償対象事例のうち、同一年に出生したすべての事例が分析対象となったものについては、出生年別の統計を本制度のホームページに掲載している(「原因分析がすべて終了した出生年別統計」http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/birthstatistics/index.html)。

I. 再発防止分析対象事例における事例の内容

1. 妊産婦に関する基本情報

表 I-1 出産時における妊産婦の年齢

	初産・経産の別				
	初産婦 件数 % ^{注)}		経産婦		
			件数	% ^{注)}	
20歳未満	44	2.1	0	0.0	
20歳 ~ 24歳	217	10.3	70	4.1	
25歳 ~ 29歳	618	29.4	277	16.4	
30歳 ~ 34歳	703	33.4	670	39.6	
35歳 ~ 39歳	414	19.7	537	31.7	
40歳 ~ 44歳	101	4.8	130	7.7	
45歳以上	7	0.3	8	0.5	
合計	2,104	100	1,692	100	

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-2 妊産婦の身長

項目	件数	%
150cm未満	225	5.9
150cm以上 ~ 160cm未満	2,133	56.2
160cm以上 ~ 170cm未満	1,298	34.2
170cm以上	66	1.7
不明	74	1.9
合計	3,796	100

表 I-3 非妊娠時における妊産婦のBMI

	項目	件数	%
やせ	18.5未満	580	15.3
正常	18.5以上~ 25未満	2,474	65.2
肥満I度	25以上~ 30未満	344	9.1
肥満Ⅱ度	30以上~ 35未満	93	2.4
肥満Ⅲ度	35以上~ 40未満	18	0.5
肥満Ⅳ度	40以上	10	0.3
不明		277	7.3
	合計	3,796	100

表 I-4 妊娠中の体重の増減

	非妊娠時におけるBMI							
	やせ (BMI18.5未満)		正常 (BMI18.5以上~ 25未満)		肥満 I 度 (BMI25以上~ 30未満)		肥満Ⅱ度以上 (BMI30以上)	
	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
±0kg未満	5	0.9	23	0.9	18	5.2	18	14.9
±0kg以上~+7kg未満	127	21.9	555	22.4	146	42.4	67	55.4
+7kg以上~+12kg未満	304	52.4	1,211	48.9	113	32.8	25	20.7
+12kg以上~+20kg未満	134	23.1	639	25.8	61	17.7	9	7.4
+20kg以上	7	1.2	32	1.3	4	1.2	1	0.8
不明	3	0.5	14	0.6	2	0.6	1	0.8
合計 ^{注2)}	580	100	2,474	100	344	100	121	100

- 注1)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注2) 非妊娠時におけるBMIが不明の事例は、集計対象に含まない。

表 I-5 妊娠中の飲酒および喫煙の有無

	飲酒・喫煙の別				
	飲	酒	喫煙		
	件数 % ^{注)}		件数	% ^{注)}	
あり	47	1.2	131	3.5	
なし	3,113	82.0	3,250	85.6	
不明	636	16.8	415	10.9	
合計	3,796	100	3,796	100	

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-6 妊産婦の既往・現病歴の有無

	項目	件数	%				
既往・現病歴あり		1,890	49.8				
	婦人科疾患	543	14.3				
	子宮筋腫	121	(3.2)				
	子宮内膜症	56	(1.5)				
	卵巣嚢腫	109	(2.9)				
	その他の婦人科疾患	333	(8.8)				
	呼吸器疾患	416	11.0				
	喘息	338	(8.9)				
√ /-	肺炎・気管支炎	47	(1.2)				
疾患	結核	10	(0.3)				
重	その他の呼吸器疾患	35	(0.9)				
(重複あり)	循環器系疾患	107	2.8				
めり	心疾患	68	(1.8)				
	高血圧	25	(0.7)				
	脳血管疾患	14	(0.4)				
	内分泌・代謝系疾患	97	2.6				
	甲状腺疾患	83	(2.2)				
	糖尿病	14	(0.4)				
	精神疾患	125	3.3				
	自己免疫疾患	35	0.9				
	その他の疾患 ^{注)}	1,227	32.3				
既往	主・現病歴なし	1,866	49.2				
不明		40	1.1				
	合計	3,796	100				
	ン・「ファルッボ申」は、 石ロし」 マセルと ボ中リりと #=!! マセル						

注)「その他の疾患」は、項目としてあげた疾患以外を集計しており、消化器疾患、腎・泌尿器疾患等である。

表 I-7 初産婦・経産婦の別

が 1 / 12/1元 Vib 正/元 Vib < 2/1/2		
項目	件数	%
初産婦	2,104	55.4
経産婦	1,692	44.6
1回	1,132	(29.8)
既 2回	423	(11.1)
既 2回 往 3回 娩 4回 数 5回以上	85	(2.2)
娩 4回	30	(0.8)
数 5回以上	20	(0.5)
不明	2	(0.1)
合計	3,796	100

表 I-8 経産婦における既往帝王切開術の回数

項目	件数	%
0回	1,333	78.8
1回	237	14.0
2回	73	4.3
3回以上	9	0.5
不明	40	2.4
合計	1,692	100

2. 妊娠経過

表 I-9 不妊治療の有無

項目	件数	%
不妊治療あり	538	14.2
体外受精	261	(6.9)
治 療 人工授精 内 その他の治療 ^{注)}	98	(2.6)
内 その他の治療注	175	(4.6)
不明	4	(0.1)
不妊治療なし	3,124	82.3
不明	134	3.5
合計	3,796	100

注)「その他の治療」は、排卵誘発剤使用等である。

表 I-10 単胎・多胎の別

	項目	件数	%	
単層	怡	3,559	93.8	
双	抬	236	6.2	
n-H-	二絨毛膜二羊膜双胎	84	(2.2)	
膜	一絨毛膜二羊膜双胎	146	(3.8)	
膜性診断	一絨毛膜一羊膜双胎	4	(0.1)	
1001	不明	2	(0.1)	
三月	抬	1	0.0	
	合計	3,796	100	

表 I-11 胎盤位置

項目	件数	%
正常	3,548	93.5
前置胎盤	台盤 55 1.4	
低置胎盤	33	0.9
不明	160	4.2
合計	3,796	100

表 I-12 羊水量異常診断の有無

項目	件数	%	
異常診断あり	475	12.5	
診羊水過多	128	(3.4)	
断	116	(3.1)	
容 その他 ^{注)}	231	(6.1)	
異常診断なし	2,922	77.0	
不明	399	10.5	
合計	3,796	100	

注)「その他」は、多い、少ないなどと記載されたものである。

表 I-13 産科合併症の有無

項目	件数	%
産科合併症あり	3,249	85.6
切迫早産 ^{注1)}	1,728	(45.5)
常位胎盤早期剝離	690	(18.2)
診 絨毛膜羊膜炎 注2)	680	(17.9)
断 切迫流産	369	(9.7)
	346	(9.1)
重 妊娠糖尿病 複 臍帯脱出	142	(3.7)
あ 臍帯脱出	95	(2.5)
り子宮破裂	78	(2.1)
頸管無力症	65	(1.7)
その他の診断名 ^{注3)}	1,998	(52.6)
産科合併症なし	536	14.1
不明	11	0.3
合計	3,796	100

注1)「切迫早産」は、切迫早産と診断されていないが妊娠22週以降にリトドリン塩酸塩が処方された事例を含む。

3. 分娩経過

表 I-14 分娩経過における母体搬送の有無

項目	件数	%
母体搬送あり	572	15.1
施 搬 病院	169	(4.5)
施 搬 : 病院	395	(10.4)
分 元 助産所	8	(0.2)
母体搬送なし	3,224	84.9
合計	3,796	100

注2)「絨毛膜羊膜炎」は、胎盤病理組織学検査において絨毛膜羊膜炎と診断された事例である。

注3)「その他の診断名」は、項目としてあげた疾患以外を集計しており、子宮筋腫や回旋異常等である。

表 I-15 児娩出経路

2(1.0)000000			
項目	件数	%	
経腟分娩	1,607	42.3	
吸引・鉗子いずれも実施なし	1,182	(31.1)	
吸引分娩	375	(9.9)	
鉗子分娩	50	(1.3)	
帝王切開術	2,189	57.7	
予定帝王切開術	188	(5.0)	
緊急帝王切開術	2,001	(52.7)	
合計	3,796	100	

表 I-16 娩出経路別児娩出時の胎位

Z(= 1	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	娩出経路			
	経腟分娩 件数 % ^{注)}		帝王切開術	
			件数	% ^{注)}
頭位	1,567	97.5	1,835	83.8
骨盤位	31	1.9	281	12.8
横位	0	0.0	27	1.2
不明	9	0.6	46	2.1
合計	1,607	100	2,189	100

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-17 和痛・無痛分娩 $^{(\pm)}$ の有無

項目	件数	%
あり	159	4.2
なし	3,637	95.8
合計	3,796	100

注)「和痛・無痛分娩」は、硬膜外麻酔等を実施した事例である。

表 I-18 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間

	初産・経産の別			
	初産		経産	
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}
15時間未満	654	71.4	643	93.1
15時間以上 ~ 30時間未満	197	21.5	23	3.3
30時間以上	43	4.7	1	0.1
不明	22	2.4	24	3.5
合計	916	100	691	100

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-19 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間(分娩第1期)

	初産・経産の別			
	初産		経産	
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}
15時間未満	669	73.0	590	85.4
15時間以上 ~ 30時間未満	151	16.5	17	2.5
30時間以上	32	3.5	1	0.1
不明	64	7.0	83	12.0
合計	916	100	691	100

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-20 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間(分娩第2期)

	初産・経産の別			
	初産		経産	
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}
1時間未満	512	55.9	560	81.0
1時間以上 ~ 2時間未満	185	20.2	31	4.5
2時間以上	165	18.0	20	2.9
不明	54	5.9	80	11.6
合計	916	100	691	100

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-21 初産・経産別破水から児娩出までの所要時間

	初産・経産の別			
	初産		経産	
	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
24時間未満	1,013	73.9	787	82.0
24時間以上 ~ 48時間未満	132	9.6	22	2.3
48時間以上	89	6.5	46	4.8
不明	136	9.9	105	10.9
合計 ^{注2)}	1,370	100	960	100

注1)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-22 子宮破裂の有無

項目	件数	%
子宮破裂あり 注1)	78	2.1
なし	38	(1.0)
既 子 往 宮 の 手 その他の子宮手術あり	32	(0.8)
の 手 その他の子宮手術あり	5	(0.1)
有術 無の 帝王切開術とその他の子宮手術あり	2	(0.1)
不明	1	(0.0)
子宮破裂なし	3,714	97.8
不明 ^{注2)}	4	0.1
合計	3,796	100

注1)「子宮破裂あり」は、不全子宮破裂を含む。

注2) 帝王切開時に破水した事例は、集計対象に含まない。

注2)「不明」は、子宮破裂疑いのものを含む。

表 I-23 臍帯脱出の有無

項目	件数	%
臍帯脱出あり	95	2.5
関 経産婦	52	(1.4)
関 栓座婦 連 子宮収縮薬 ^{注)} 投与 ス 人工破膜	43	(1.1)
子 人工破膜	25	(0.7)
(重 メトロイリーゼ法	26	(0.7)
(重 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 :	13	(0.3)
ある横位	3	(0.1)
り 羊水過多	2	(0.1)
臍帯脱出なし	3,669	96.7
不明	32	0.8
合計	3,796	100

注)「子宮収縮薬」は、オキシトシン、プロスタグランジン F_{2a} 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)である。

表 I -24 分娩誘発・促進の処置^{注)} の有無

			項目	件数	%
分娩記	秀升	<u> </u>	促進あり	1,315	34.6
5	分娩	誘乳	発あり	541	14.3
		薬	オキシトシン	403	(10.6)
夕	処置	別の抗	プロスタグランジン F_{2a} 製剤	87	(2.3)
1	ĺ	与	プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)	167	(4.4)
神	重复あ	人」	二破膜	187	(4.9)
V		メト	・ロイリーゼ法	216	(5.7)
	吸湿性子宮頸管拡張器			75	(2.0)
5	分娩促進あり		774	20.4	
	L. FT	薬	オキシトシン	392	(10.3)
世	処置:	別の投	プロスタグランジン F_{2a} 製剤	19	(0.5)
1	(重 5	与	プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)	25	(0.7)
オーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオー	(重 5 7 次 人工研		L破膜	495	(13.0)
		メト	、ロイリーゼ法	14	(0.4)
		吸泡	显性子宮頸管拡張器	0	(0.0)
分娩記	誘発	£ • 1	促進なし	2,473	65.1
不明				8	0.2
			合計	3,796	100

注)「分娩誘発・促進の処置」は、子宮収縮薬の投与、人工破膜、メトロイリーゼ法、吸湿性子宮頸管拡張器の挿入である。

表 I-25 人工破膜実施の有無

	項目	件数	%
実施あ	5 0	688	18.1
子人	Ocm以上 ~ 3cm未満	7	(0.2)
宮田	3cm以上 ~ 3cm未満 3cm以上 ~ 7cm未満 7cm以上 ~ 10cm未満 全開大	85	(2.2)
I開大度 注	7cm以上 ~ 10cm未満	94	(2.5)
	全開大	357	(9.4)
	不明	145	(3.8)
実施な	こし	3,089	81.4
不明		19	0.5
	合計	3,796	100

注)「子宮口開大度」について、「〇cm~〇cm」などと記載されているものは、開大度が小さい方の値とした。

表 I-26 人工破膜あり事例における人工破膜実施時の胎児先進部の高さ注)

項目	件数	%
~-3	26	3.8
- 2	38	5.5
- 1	43	6.3
± 0	44	6.4
+ 1	16	2.3
+ 2	11	1.6
+ 3	8	1.2
+ 4 ~	23	3.3
不明	479	69.6
合計	688	100

注)「胎児先進部の高さ」について、「胎児先進部○~○」などと記載されているものは、先進部の位置が高い方の値とした。

表 I -27 急速遂娩^{注1)} の有無

項目	件数	%	
急速遂娩あり	2,426	63.9	
適胎児機能不全応	1,904	(50.2)	
パルケンボフェー /台・「	233	(6.1)	
イクの他 ^{注2)} 表	621	(16.4)	
り不明	53	(1.4)	
急速遂娩なし	1,367	36.0	
不明	3	0.1	
合計	3,796	100	

注1)「急速遂娩」は、吸引娩出術、鉗子娩出術、緊急帝王切開術である。

注2)「その他」は、胎位異常、前置胎盤からの出血等である。

表 I -28 急速遂娩^{注1)} あり事例における急速遂娩決定^{注2)} から児娩出までの時間

21	D 31 = 42 12 0 10		, , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	娩出方法 ^{注3)}					
	吸引	分娩	鉗子	分娩	帝王均	刀開術
	件数	% ^{注4)}	件数	% ^{注4)}	件数	% ^{注4)}
30分未満	98	26.1	19	38.0	469	23.4
30分以上 ~ 60分未満	27	7.2	3	6.0	488	24.4
60分以上	8	2.1	1	2.0	593	29.6
不明 ^{注5)}	242	64.5	27	54.0	451	22.5
合計	375	100	50	100	2,001	100

- 注1)「急速遂娩」は、吸引分娩、鉗子分娩、緊急帝王切開術である。
- 注2)「急速遂娩決定」は、最初の急速遂娩決定時刻である。
- 注3)「娩出方法」は、最終娩出方法である。
- 注4)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注5)「不明」は、急速遂娩の決定時刻が不明なものである。

表 I-29 吸引娩出術実施の有無

項目	件数	%
実施あり	517	13.6
総 5回以内	383	(10.1)
総 5回以内 牽	40	(1.1)
数回数不明	94	(2.5)
実施なし	3,276	86.3
不明	3	0.1
合計	3,796	100

表 I-30 鉗子娩出術実施の有無

項目	件数	%
実施あり	71	1.9
総 1回 牽	33	(0.9)
引 2回以上 回	21	(0.6)
数回数不明	17	(0.4)
実施なし	3,721	98.0
不明	4	0.1
合計	3,796	100

表 I-31 緊急帝王切開術実施の有無

	項目	件数	%
実施あ	50	2,001	52.7
緊急会	30分未満	514	(13.5)
焼出ま	30分以上 ~ 60分未満	505	(13.3)
緊急帝王切開 での時間 60分以上 不明 ^造		591	(15.6)
間がら	不明 ^{注)}	391	(10.3)
実施な	l	1,795	47.3
	合計	3,796	100

注)「不明」は、緊急帝王切開術の決定時刻が不明なものである。

表 I -32 子宮底圧迫法^{注)} 実施の有無

項目	件数	%
実施あり	528	13.9
実施なし	3,239	85.3
不明	29	0.8
合計	3,796	100

注)「子宮底圧迫法」は、クリステレル胎児圧出法も含む。

表 I-33 分娩中の胎児心拍数聴取の有無

項目	件数	%	
胎児心拍数聴取あり	3,741	98.6	
聴 胎 ドプラのみ 思 児	166	(4.4)	
坠 心 分娩監視装置のみ	1,435	(37.8)	
/	2,140	(56.4)	
胎児心拍数聴取なし	47	1.2	
不明	8	0.2	
合計	3,796	100	

表 I-34 胎児心拍数聴取あり事例における胎児心拍数異常の有無

項目	件数	%
異常あり	3,289	87.9
異常なし	408	10.9
不明	44	1.2
合計	3,741	100

表 I-35 臍帯巻絡の有無

項目	件数	%
臍帯巻絡あり	927	24.4
1回	701	(18.5)
回 2回	132	(3.5)
数 3回以上	43	(1.1)
回数不明	51	(1.3)
臍帯巻絡なし	2,652	69.9
不明	217	5.7
合計	3,796	100

表 I -36 臍帯の長さ

項目	件数	%
25cm未満	51	1.3
25cm以上 ~ 40cm未満	641	16.9
40cm以上 ~ 55cm未満	1,616	42.6
55cm以上 ~ 70cm未満	951	25.1
70cm以上	275	7.2
不明	262	6.9
合計	3,796	100

表 I-37 臍帯異常の有無

項目	件数	%
異常あり	856	22.6
所 辺縁付着 見 帰贈付業 (前署 血管を含む)	333	(8.8)
	94	(2.5)
重 捻転の異常 複 単一臍帯動脈	120	(3.2)
	27	(0.7)
り真結節	26	(0.7)
異常なし	1,648	43.4
不明	1,292	34.0
合計	3,796	100

4. 新生児期の経過

表 I-38 在胎週数

項目	件数	%
満28週	109	2.9
満29週	98	2.6
満30週	117	3.1
満31週	107	2.8
満32週	150	4.0
満33週	191	5.0
満34週	169	4.5
満35週	210	5.5
満36週	258	6.8
満37週	419	11.0
満38週	496	13.1
満39週	616	16.2
満40週	588	15.5
満41週	254	6.7
満42週	11	0.3
不明 ^{注)}	3	0.1
合計	3,796	100

注)「不明」は、原因分析報告書に「在胎週数が不明」と記載されているが、審査委員会において、妊娠・分娩経過等から補償対象基準を満たす週数であると判断された事例である。

表 I -39 出生体重

項目	件数	%
1,000g未満	43	1.1
1,000g以上 ~ 1,500g未満	329	8.7
1,500g以上 ~ 2,000g未満	459	12.1
2,000g以上 ~ 2,500g未満	770	20.3
2,500g以上 ~ 3,000g未満	1,107	29.2
3,000g以上 ~ 3,500g未満	833	21.9
3,500g以上 ~ 4,000g未満	214	5.6
4,000g以上	19	0.5
不明 ^{注)}	22	0.6
合計	3,796	100

注)「不明」は、蘇生処置等を優先したため、出生当日に体重を計測できなかった事例である。

表 I-40 出生時の発育状態^{注1)}

XI IS BENINGEN										
		在胎週数								
	28~32週		33~36週 37~41週		42週~		不明			
	件数	% ^{注2)}	件数	%注2)	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}
Light for dates (LFD)	83	14.3	135	16.3	361	15.2	0	0.0	0	0.0
Appropriate for dates (AFD)	456	78.5	633	76.4	1,812	76.4	0	0.0	0	0.0
Heavy for dates (HFD)	42	7.2	58	7.0	180	7.6	0	0.0	1	33.3
不明 ^{注3)}	0	0.0	2	0.2	20	0.8	11	100	2	66.7
合計	581	100	828	100	2,373	100	11	100	3	100

- 注1)「出生時の発育状態」は、2009年および2010年に出生した事例については「在胎週数別出生時体重基準値(1998年)」、 2011年以降に出生した事例については「在胎期間別出生時体格標準値(2010年)」に基づいている。
- 注2)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注3)「不明」は、在胎週数や出生体重が不明の事例、および「在胎週数別出生時体重基準値(1998年)」や「在胎期間別出生時体格標準値(2010年)」の判定対象外である妊娠42週以降に出生した事例である。

表 I-41 新生児の性別

項目	項目 件数	
男児	2,156	56.8
女児	1,640	43.2
合計	3,796	100

表 I-42 アプガースコア^{注1)}

2(1 12)) // // /	X1 12 / / // // /					
		生後経過時間				
	1分		5分			
	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}		
0点 ~ 3点	2,063	54.3	1,230	32.4		
4点 ~ 6点	550	14.5	873	23.0		
7点 ~ 10点	1,141	30.1	1,575	41.5		
不明	42	1.1	118	3.1		
合計	3,796	100	3,796	100		

- 注1)「アプガースコア」について、「○点~○点」などと記載されているものは、点数が低い方の値とした。
- 注2)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-43 臍帯動脈血ガス分析実施の有無

項目	件数	%
実施あり	2,960	78.0
pH6.7未満	375	(9.9)
臍 pH6.7以上 ~ 6.8未満	207	(5.5)
動 pH6.8以上 ~ 6.9未満	172	(4.5)
動 pH6.8以上 ~ 6.9未満脈 pH6.9以上 ~ 7.0未満	185	(4.9)
ガ pH7.0以上 ~ 7.1未満	197	(5.2)
ガ pH7.0以上 ~ 7.1未満 ス pH7.1以上 ~ 7.2未満	283	(7.5)
析 pH7.2以上	1,452	(38.3)
值 反 義 DH 反 義	47	(1.2)
不明	42	(1.1)
実施なし	669	17.6
不明 ^{注2)}	167	4.4
合計	3,796	100

注1)「疑義」は、検査エラーとされたものである。

表 I -44 新生児蘇生処置^{注1)} 実施の有無

	項目	件数	%
実施あ	5 0	2,762	72.8
処実	人工呼吸 ^{注2)}	2,655	(69.9)
		2,122	(55.9)
変形がある。	気管挿管 胸骨圧迫 アドレナリン投与	1,077	(28.4)
り意	アドレナリン投与	614	(16.2)
上記の	いずれも実施なし	1,034	27.2
	合計	3,796	100

注1)「新生児蘇生処置」は、第6回再発防止に関する報告書までの分析対象事例では、生後30分以内に実施した蘇生処置を集計している。第7回再発防止に関する報告書以降の分析対象事例では、生後28日未満に実施した蘇生処置を集計している。

表 I-45 新生児搬送^{注1)}の有無

項目	件数	%
新生児搬送あり	1,747	46.0
新生児搬送なし ^{注2)}	2,049	54.0
合計	3,796	100

注1)「新生児搬送」は、生後28日未満における他の医療機関への搬送のことである。

注2)「不明」は、採取時期が不明なもの、臍帯動脈血か臍帯静脈血かが不明なものを含む。

注2)「人工呼吸」は、バッグ・マスク、チューブ・バッグ、マウス・ツー・マウス等である。

注2)「新生児搬送なし」は、当該分娩機関のNICUまたは小児科等に入院した事例を含む。

表 I -46 新生児期の診断^{注1)} の有無

	2(1) (// 1/2) (// 1/2)				
	項目	件数	%		
診	断あり	3,346	88.1		
	低酸素性虚血性脳症	1,562	(41.1)		
	動脈管開存症	941	(24.8)		
	頭蓋内出血	760	(20.0)		
	呼吸窮迫症候群	513	(13.5)		
	播種性血管内凝固症候群(DIC)	385	(10.1)		
=∆	低血糖	383	(10.1)		
診断	新生児遷延性肺高血圧症	327	(8.6)		
名	新生児貧血	244	(6.4)		
重	新生児一過性多呼吸	241	(6.3)		
重複あり	多嚢胞性脳軟化症	228	(6.0)		
9	脳室周囲白質軟化症	199	(5.2)		
	胎便吸引症候群	194	(5.1)		
	高カリウム血症	143	(3.8)		
	帽状腱膜下血腫	108	(2.8)		
	脳梗塞	97	(2.6)		
	B群溶血性連鎖球菌(GBS)感染症	67	(1.8)		
	その他の診断名 ^{注2)}	2,628	(69.2)		
診	断なし	450	11.9		
	合計	3,796	100		

注1)「新生児期の診断」は、原因分析報告書に記載されている生後28日未満の診断であり、原因分析委員会で判断されたものを含む。

注2)「その他の診断名」は、項目としてあげた診断名以外を集計しており、高ビリルビン血症や頭血腫等である。

Ⅱ. 再発防止分析対象事例における状況および診療体制

1. 分娩の状況

表Ⅱ-1 曜日別件数

項目	件数	%
月曜日	634	16.7
火曜日	612	16.1
水曜日	553	14.6
木曜日	557	14.7
金曜日	570	15.0
土曜日	444	11.7
日曜日	426	11.2
合計	3,796	100

表 II-2 出生時間帯別件数

項目	件数	%
0時 ~ 7時台	942	24.8
8時 ~ 15時台	1,621	42.7
16時 ~ 23時台	1,233	32.5
合計	3,796	100

表Ⅱ-3 施設区分別件数

項目	件数	%
病院	2,736	72.1
診療所	1,039	27.4
助産所	21	0.6
合計	3,796	100

表Ⅱ-4 都道府県注 別件数

項目	件数	項目	件数	項目	件数
北海道	136	石川	40	岡山	95
青森	37	福井	20	広島	89
岩手	35	山梨	25	山口	45
宮城	61	長野	57	徳島	23
秋田	16	岐阜	66	香川	35
山形	35	静岡	148	愛媛	34
福島	54	愛知	277	高知	31
茨城	84	三重	54	福岡	170
栃木	62	滋賀	57	佐賀	25
群馬	54	京都	83	長崎	40
埼玉	172	大阪	240	熊本	66
千葉	157	兵庫	189	大分	35
東京	342	奈良	52	宮崎	37
神奈川	228	和歌山	32	鹿児島	50
新潟	52	鳥取	23	沖縄	71
富山	44	島根	18	合計	3,796

注)「都道府県」は、当該分娩機関所在地を指す。

2. 診療体制

表Ⅱ-5 病院における診療体制

	項目	件数
	あり	2,359
	初期	41
	二次	1,132
救急医療機関	三次	1,186
	なし	279
	不明	98
	合計	2,736
	あり	1,869
	総合周産期母子医療センター	828
周産期指定	地域周産期母子医療センター	1,041
	なし	854
	不明	13
	合計	2,736

表 II-6 診療所および助産所における産科オープンシステム^{注)} 登録の有無

項目	診療所	助産所
登録あり	113	4
登録なし	898	17
不明	28	0
合計	1,039	21

注)「産科オープンシステム」は、産科セミオープンシステムを含む。

表 II-7 病院および診療所における分娩機関の病棟

項目	病院	診療所
産科単科病棟	1,054	440
産婦人科病棟	932	584
他診療科との混合病棟	739	6
不明	11	9
合計	2,736	1,039

表Ⅱ-8 年間分娩件数

	施設区分		
	病院	診療所	助産所
200件未満	117	118	19
200件以上 ~ 400件未満	465	329	1
400件以上 ~ 600件未満	707	268	0
600件以上 ~ 800件未満	525	192	0
800件以上 ~ 1,000件未満	371	76	0
1,000件以上 ~ 2,000件未満	480	51	0
2,000件以上	70	0	0
不明	1	5	1
合計	2,736	1,039	21

Ⅲ. 脳性麻痺発症の主たる原因について

表Ⅲ-1 原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載された病態^{注1、2)}

項目	件数	%
因分析報告書において主たる原因として単一の病態が記載されているもの	1,753	46.2
胎盤の剥離または胎盤からの出血	566	14.9
常位胎盤早期剥離	558	(14.7)
前置胎盤・低置胎盤の剥離	8	(0.2)
臍帯因子	438	11.5
臍帯脱出	77	(2.0)
臍帯脱出以外の臍帯因子 ^{注3)}	361	(9.5)
感染	119	3.1
GBS感染症	65	(1.7)
ヘルペス脳炎	28	(0.7)
その他の感染 ^{注4)}	26	(0.7)
児の頭蓋内出血	91	2.4
子宮破裂	67	1.8
双胎における血流の不均衡 (双胎間輸血症候群を含む)	78	2.1
胎児母体間輸血症候群	69	1.8
母体の呼吸・循環不全	53	1.4
羊水塞栓症	23	(0.6)
羊水塞栓症以外の母体の呼吸・循環不全	30	(0.8)
児の脳梗塞	84	2.2
胎盤機能不全または胎盤機能の低下 ^{注5)}	38	1.0
その他 ^{注6)}	150	4.0
- 因分析報告書において主たる原因として複数の病態が記載されているもの ^{注7)}	341	9.0
臍帯脱出以外の臍帯因子	215	5.7
胎盤機能不全または胎盤機能の低下	85	2.2
感染 ^{注8)}	40	1.1
常位胎盤早期剥離	43	1.1
	1,702	44.8
脳性麻痺発症に関与すると推定される頭部画像所見 ^{注9)} または産科的事象 ^{注10)} あり ^{注11)}	1,241	32.7
妊娠期 ^{注12)} ・分娩期の発症が推測される事例	1,156	(30.5)
新生児期 ^{注13)} の発症が推測される事例	85	(2.2)
脳性麻痺発症に関与すると推定される頭部画像所見または産科的事象なし ^{注14)}	459	12.1
脳性麻痺発症の原因は不明である事例	339	(8.9)
先天性要因 ^{注15)} の可能性があるまたは可能性が否定できない事例	120	(3.2)
合計	3,796	100

- 注1) 本制度は、在胎週数や出生体重等の補償対象基準を満たし、重症度が身体障害者障害程度等級1級・2級に相当し、かつ児の先天性要因および新生児期の要因等の除外基準に該当しない場合を補償対象としている。このため、分析対象はすべての脳性麻痺の事例ではない。
 注2) 原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載された病態を概観するために、胎児および新生児の低酸素・酸血症等の原因を「脳性麻痺発症の主たる原因」として、原因分析報告書の「脳性麻痺発症の原因」をもとに分類し集計している。
 注3) 「臍帯脱出以外の臍帯因子」は、臍帯付着部の異常や臍帯の過捻転等の形態異常の所見がある事例や、形態異常等の所見がなくとも物理的な圧迫が推測される事例である。注4) 「その他の感染」は、子宮内感染等である。

- (正4) 「その他の恋末」は、」音に恋末すくの。 注5) 「胎盤機能不全または胎盤機能の低下」は、妊娠高血圧症候群に伴うもの等である。 注6) 「その他」は、1%未満の病態であり、児のビリルビン脳症、児の低血糖症、高カリウム血症等が含まれる。 注7) 「原因分析報告書において主たる原因として複数の病態が記されているもの」は、2 ~ 4つの原因が関与していた事例であり、その原因も様々である。常位胎盤早期 剥離や臍帯脱出以外の臍帯因子等代表的なものを件数として示している。

- 剥離や臍帯脱出以外の臍帯因子等代表的なものを件数として示している。
 注8) 「感染」は、GBS感染症やヘルペス脳炎ではなく、絨毛膜羊膜炎や子宮内感染等である。
 注9) 「頭部画像所見」は、児の頭部画像所見からの診断による破壊性病変(低酸素性虚血性脳症、脳室周囲白質軟化症等)である。
 注10) 「産科的事象」は、臍帯血流障害、常位胎盤早期剥離、胎盤機能不全等である。
 注11) 破壊性病変が生じた原因が解明困難であるとされた事例、産科的事象を複数認め特定困難とされた事例等である。
 注12) 妊娠期の要因は、脳の形態異常が形成段階で生じたことが明らかであり、かつ、その脳の形態異常が重度の運動障害の主な原因であることが明らかである場合は除外している。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。
 注13) 新生児期の要因が存在しても、それが「脳性麻痺の原因となり得る分娩時の事象」の主な原因であることが明らかではない場合や重度の運動障害の主な原因であることが明らかではない場合や重度の運動障害の主な原因であることが明らかではない場合は、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。
 注14) 破壊性病変や産科的事象を認めず、脳性麻痺発症の原因が不明、または解明困難とされた事例である。
 注15) 先天性要因が存在しても、それが「脳性麻痺の原因となり得る分娩時の事象」の主な原因であることが明らかではない場合も、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の運動障害の主な原因であることが明らかではない場合は、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。

再発防止に関する審議状況

再発防止委員会では、これまでに決定した再発防止に関する分析方針に従って、第98回~第102回の委員会およびメールにて「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」作成の審議を行った。本報告書の取りまとめに係る再発防止委員会の開催状況および審議内容は、下表のとおりである。

開催回	開催日	主な審議内容
第98回	2024年 4月24日	テーマに沿った分析 分析対象事例の概況
第99回	6月12日	テーマに沿った分析 分析対象事例の概況
第100回	9月25日	テーマに沿った分析 産科医療の質の向上への取組みの動向 分析対象事例の概況
第101回	11月11日	テーマに沿った分析 産科医療の質の向上への取組みの動向 分析対象事例の概況
第102回	2025年 1月10日	「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」(案)の審議・承認

再発防止ワーキンググループの取組み

2014年5月より、再発防止委員会のもとに「再発防止ワーキンググループ」(以下「本ワーキンググループ」)を設置し、再発防止および産科医療の質の向上に関するより専門的な分析等を実施している。 本ワーキンググループ設置の経緯や目的、これまでの主な取組みについて紹介する。

1. 本ワーキンググループ設置の経緯

再発防止委員会では、原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、複数の事例から見えてきた知見等による再発防止策等を提言した再発防止に関する報告書等を取りまとめている。このような中、関係学会・団体から、再発防止および産科医療の質の向上に向けて、分娩機関等から提出された診療録等の一層の活用を検討してほしいとの要望があった。一方、これらの情報については、極めてセンシティブな個人情報が多く含まれることから、運営組織から外部への提供や公表等を行うにあたっては、個人情報保護法を遵守した対応や、当事者の心情面への十分な配慮が必要となる。

そのため、2013年11月に本制度運営委員会が取りまとめた「産科医療補償制度 見直しに係る報告書」において、分娩機関等から提出された診療録等に含まれる情報の研究や教育への一層の活用促進を目指すにあたり、本制度の原因分析・再発防止の取組みの一環として、運営組織の中に関係学会・団体から推薦された委員によるプロジェクトチームを設置し分析等を行うこととされた。

再発防止に関する報告書では、分析対象事例の概況として本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例に関する基本統計を示しているが、これらのデータは重度脳性麻痺児を対象としていることから、脳性麻痺発症の原因や同じような事例の再発防止等について、より専門的な分析を行うためには、わが国の一般的な分娩事例と比較して分析することが重要である。

また、再発防止に関する報告書の分析対象事例が増加することに伴い、原因分析報告書のみならず、 運営組織に提出された診療録や胎児心拍数陣痛図等に含まれる情報も活用し、脳性麻痺発症の危険因子 を明らかにすることにより、より精度の高い疫学的・統計学的な分析に基づいた提言につなげることも 重要である。

これらのことから、再発防止委員会のもとに、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会等から推薦された産科医、および学識経験者等の専門家から構成される本ワーキンググループを2014年5月に設置した。

2. 本ワーキンググループの目的

1) わが国の一般的な分娩事例との比較研究

本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例について、わが国の一般的な分娩事例との比較研究を行うことにより、妊産婦の基本情報、常位胎盤早期剥離や臍帯脱出等の異常分娩、産科合併症、産科処置および新生児の基本情報との因果関係を明らかにする。

2) 再発防止および産科医療の質の向上に関する専門的な分析

脳性麻痺発症に関連した産科合併症や診療等について、その診断基準や管理指針等の検証・策定など に資する分析等を検討する。また、再発防止に関する報告書に記載された「学会・職能団体に対する要 望」に対応する際に、本制度の重度脳性麻痺の事例に関する情報が必要な場合は、本ワーキンググルー プにおいて分析する。

3. 本ワーキンググループにおける主な取組み

本ワーキンググループの目的である「再発防止および産科医療の質の向上に関する専門的な分析」において、2024年は一題の研究(再発防止ワーキンググループによる研究成果一覧No.13)を取りまとめた。

本研究は、2009年から2014年に在胎34週以降で出生した本制度の補償対象事例のうち、分析が可能な分娩中の胎児心拍数陣痛図と出生児の脳MRI画像があった事例の脳性麻痺の病型に関して、分娩中の胎児心拍数パターンと出生児の脳MRIにおける脳障害の部位との関連性について分析結果を取りまとめた。脳性麻痺の病型の分布は、痙直型、混合型、低緊張型、アテトーゼ型、失調型およびその他の順に多かった。その結果、混合型は痙直型と分娩時の胎児心拍数パターンおよび出生児の脳MRI所見の分布について同様の特徴を有していたため、これら2群を痙直型群とグループ化して分析したところ、基底核・視床に加え、低酸素虚血による白質を含めたより広範な脳障害(運動に関する領域である皮質錐体路の障害)が、痙直型群の事例でみられる運動機能障害の機序として寄与している可能性を示唆する研究結果が得られた。本研究の論文については、2024年12月に医学誌に掲載された。

再発防止ワーキンググループによる研究成果一覧

No.	研究概要	表題	掲載年月	掲載先
1	脳性麻痺事例と日産婦周 産期DBとの比較研究	Relevant obstetric factors for cerebral palsy: from the nationwide obstetric compensation system in Japan	2016年1月	PLOS ONE https://doi.org/10.1371/journal.pone.0148122
2	妊娠高血圧症候群の母体 より出生して脳性麻痺に なった児の分娩期の周産 期因子に関する検討	Relevant obstetric factors associated with fetal heart rate monitoring for cerebral palsy in pregnant women with hypertensive disorder of pregnancy	2018年1月	Journal of Obstetrics and Gynaecology Research https://doi.org/10.1111/ jog.13555>
3	子宮破裂によって脳性麻 痺になった児の周産期因 子に関する検討	Obstetric factors associated with uterine rupture in mothers who deliver infants with cerebral palsy	2019年4月	The Journal of Maternal-Fetal & Neonatal Medicine https://doi.org/10.1080/14767 058.2019.1611775>
4	生後5分以降に新生児蘇 生を要する新生児急変を 認め重度脳性麻痺に至っ た事例の検討	Unsupervised breastfeeding was related to sudden unexpected postnatal collapse during early skin-to-skin contact in cerebral palsy cases	2019年8月	Acta Paediatrica https://doi.org/10.1111/ apa.14961>
5	脳性麻痺児における胎児 心拍数パターンと出生児 の脳MRI所見の関連性 に関する観察研究(報告 1)	Fetal heart rate pattern in term or near-term cerebral palsy: a nationwide cohort study	2020年6月	American Journal of Obstetrics and Gynecology https://doi.org/10.1016/j.ajog.2020.05.059
6	常位胎盤早期剥離による 出生児脳性麻痺発症リス ク因子の検討	Risk factors for cerebral palsy in neonates due to placental abruption	2020年9月	Journal of Obstetrics and Gynaecology Research https://doi.org/10.1111/ jog.14447>
7	休日および夜間の分娩に おける脳性麻痺リスクに ついて	Weekend and off-hour effects on the incidence of cerebral palsy: contribution of consolidated perinatal care	2020年9月	Environmental Health and Preventive Medicine https://doi.org/10.1186/s12199-020-00889-y
8	脳性麻痺児における胎児 心拍数パターンと出生児 の脳MRI所見の関連性 に関する観察研究(報告 2)	Correlation between fetal heart rate evolution patterns and magnetic resonance imaging findings in severe cerebral palsy: a longitudinal study	2022年1月	BJOG: An International Journal of Obstetrics and Gynaecology https://doi.org/10.1111/1471-0528.17089
9	わが国の臍帯異常に関連 した脳性麻痺事例におけ る経時的な胎児心拍数陣 痛図のパターン	Fetal heart rate evolution patterns in cerebral palsy associated with umbilical cord complications: a nationwide study	2022年3月	BMC Pregnancy and Childbirth https://doi.org/10.1186/s12884-022-04508-2
10	脳性麻痺児における胎児 心拍数パターンと出生児 の脳MRI所見の関連性 に関する観察研究(報告 3)	Fetal heart rate evolution and brain imaging findings in preterm infants with severe cerebral palsy	2022年11月	American Journal of Obstetrics and Gynecology https://doi.org/10.1016/j.ajog.2022.11.1277
11	重度脳性麻痺事例の絨毛 膜羊膜炎と胎児心拍数パ ターン	Fetal heart rate patterns complicated by chorioamnionitis and subsequent cerebral palsy in Japan	2022年11月	Journal of Obstetrics and Gynaecology Research https://doi.org/10.1111/ jog.15508>
12	脳性麻痺児における胎児 心拍数パターンと出生児 の脳MRI所見の関連性 に関する観察研究(報告 4)	Prevention of Fetal Brain Injury in Category II Tracings	2023年9月	Acta Obstetricia et Gynecologica Scandinavica https://doi.org/10.1111/ aogs.14675>
13	脳性麻痺児における胎児 心拍数パターンと出生児 の脳MRI所見の関連性 に関する観察研究(報告 5)	Characteristics, intrapartum cadiotocography patterns, and postnatal brain imaging findings for cerebral palsy subtypes	2024年12月	American Journal of Obstetrics and Gynecology https://www.ajog.org/article/ S0002-9378(24)01174-8/ fulltext>

[※]研究の詳細については、本制度ホームページ「研究に関するお知らせ」(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/study_notice/index.html) に掲載している。

関係学会・団体等の動き

「第14回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」(以下「第14回再発防止に関する報告書」)および「第14回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書 別冊 脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集―判読と対応を振り返る―」(以下「脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集」)を2024年3月25日に公表するとともに、再発防止および産科医療の質の向上のために、関係学会・団体等に対し、再発防止に関する報告書および脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集の周知や活用等について働きかけている。また、関係学会・団体等においても学術集会や研修会等で本制度がテーマとして取り上げられるなど、様々な形で再発防止に関する報告書等が活用されている。これら関係学会・団体等の動き等について紹介する。

1. 関係学会・団体等に対する当機構の働きかけ

第14回再発防止に関する報告書および脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集を公表するとともに、 本制度加入分娩機関および関係学会・団体等に送付した。

2. 厚生労働省の対応

厚生労働省より「第14回産科医療補償制度再発防止に関する報告書の公表について」(医政安発0325第7号令和6年3月25日厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長通知)が都道府県、保健所設置市、特別区および関係団体等宛に発出された。

3. 関係学会・団体等の主な動き

今年度も様々な学術集会や研修会等で本制度に関連する内容が取り上げられた。このうち、第60回日本周産期・新生児学会学術集会では、「低酸素性虚血性脳症に対する次世代の治療戦略」において、「低酸素虚血症に対するtherapeutic window —産科医療補償制度例からの考察—」の講演があり、本制度の再発防止ワーキンググループで実施した胎児心拍数陣痛図の所見と脳性麻痺発症の時期に関する研究が取り上げられた。

2024年12月には、子宮収縮薬を販売する製薬会社から医療従事者に対し、同薬使用時には必要性および危険性の十分な説明と同意取得を行うよう、また分娩監視装置を用いた連続的なモニタリングを行った上で異常が認められた場合には適切な処置を実施するよう、「適正使用に関するお願い」の文書が改めて発出された。文書においては、第14回再発防止に関する報告書等に掲載したデータを引用の上、同薬使用時には投与法・増量法等に留意するよう記載されたほか、説明用資材として「出産されるお母さん、ご家族の方へ」が案内されている。また、併せて子宮頸管熟化薬の「適正使用に関するお願い」の文書も発出され、説明用資材として、「プロウペス腟用剤を使用する際に、ご本人に理解していただきたいこと」が案内された。詳細は、各製薬会社のホームページおよび医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ(「製薬企業からの適正使用等に関するお知らせ」https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/calling-attention/properly-use-alert/0004.html) に掲載されて

いる。

2025年1月には、日本助産師会が編纂を行った「助産業務ガイドライン2024」が発刊された。「医療安全上留意すべき事項」において、最新の再発防止に関する報告書を確認するよう促されたほか、複数の項目において再発防止に関する報告書が引用された。

本報告書に掲載する内容は、作成時点の情報および専門家の意見に基づいており、作成時における正確 性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。したがっ て、本報告書は、利用される方々が、個々の責任に基づき、自由な意思・判断・選択により利用されるべ きものであります。そのため、当機構は利用者が本報告書の内容を用いて行う一切の行為について何ら責 任を負うものではないと同時に、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりす るものでもありません。

2025年6月6日発行

第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書

編集:公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度再発防止委員会

発行:公益財団法人日本医療機能評価機構

〒 101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1 - 4 - 17 東洋ビル

印刷:株式会社プランニング・ヴィ

ISBN: 978-4-910861-51-7





こちらから再発防止に関する報告書を ご確認いただけます

産 医 補 償 第 8 号 2025 年 6 月 吉 日



公益財団法人日本医療機能評価機構 理事・産科医療補償制度事業管理者 鈴木 英明 産科医療補償制度再発防止委員会委員長 木村 正

「第 15 回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」に記載されている 「産科医療関係者に対する提言」について(依頼)

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は産科医療補償制度の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2009年1月に発足した産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性 麻痺児とそのご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じ ような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決 および産科医療の質の向上を図ることを目的としております。

この度、再発防止委員会において、「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」を取りまとめ、先般送付させていただきました。

本報告書では、「第3章 テーマに沿った分析」において、「子宮収縮薬について」と「子宮収縮薬および吸引分娩―『産科医療の質の向上への取組みの動向』を踏まえて―」を取り上げ、「子宮収縮薬について」では日本産科婦人科学会周産期データベースとの比較検討を行い、産科医療関係者に対する提言を記載しております。

こちらを含め産科医療関係者に対する提言を掲載した「産科医療の質の向上に向けて」 につきまして、本報告書の抜粋を同封いたします。その他の報告書内容と併せて貴会に おかれましてもご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、本報告書は、本制度加入分娩機関、関係学会・団体、都道府県、政令指定都市、保健所設置市および特別区宛にも送付しておりますことを申し添えます。

今後とも、産科医療補償制度につきまして、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。末筆ながら、今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。

「第3章テーマに沿った分析」に関する委員ご意見一覧

番号	分類	ご意見	対応および審議事項
1	分析テーマ選 定について	昨年度の後半である程度方向性を絞っていたため、 「吸引娩出術」で進めさせていただきたい。	●分析テーマを「吸引娩出術につい て」としました。
2		テーマの選定について、診療録等の記載について深掘りしていきたいことを取り上げていただきありがたい。分析対象事例から根拠を吸い上げ裏付けた上で、具体的にどうしていくかを提言していけたらと思う。	
3	分析対象事例について	単胎・多胎の別と吸引娩出術実施の有無を逆にした イメージで、吸引娩出術実施事例の中に、多胎がど のくらいいるのか見たい。最終的に報告書には単胎 のみの分析となっても良い。	●前回委員会の資料では、2014 年以降出生の事例を分析対象とする案をご提示していましたが、以下の観点から2015 年以降出生の事例を分析対象とする案に変更しています。
4		双胎では、二児に吸引娩出術を実施している方が児の状態が深刻である可能性があるので、分析して何かを言うことは難しいかもしれないが、数は出した方が良いかもしれない。	とする系に変更している医療に変更している医療に変更している医療が表の推奨するを表に関するを表に変更している医療を発した。 「実施ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

番号	分類	ご意見	対応および審議事項
5	分析の方向性について	第15回再発防止報告書によると、日本産科婦人科学会のデータベースでは吸引分娩の実施率は7.2%である。胎児心拍数異常がある場合に、吸引娩出術等を行い早く娩出しようとするのは当然であるため、補償対象事例の方が割合は高くなると思う。一般の方は、再発防止報告書に掲載していると「吸引娩出術」自体が危ない医療行為だと捉えかねないため、重度脳性麻痺を発症していない児として先述のデータベースのうち吸引娩出術を行い経腟分娩できた事例の頻度を示し、母体に負担をかける帝王切開を防いでいるということも明記した上で、本制度の重度脳性麻痺事例ではどうであったか書く方が良いと思う。	●周産期登録データについて、原稿 案では第15回再発防止報告書の集 計データのうち、「吸引分娩」の事 例数を引用予定です。
6		2014年からの経年変化は確認できるのか。1年ごとではなく5年区切りでも良い。 産婦人科診療ガイドラインの変遷の浸透などでプラクティスに差が出てくるかなど読み取ることができるのではないか。	●吸引娩出術については、これまでの審議において、経年的な推移をみることは適さず、事例を掘り下げて分析することが必要とされたために、テーマに沿った分析で取りまとめることとなった経緯があります。
7		分析対象事例を前半・後半で区切る、産婦人科診療ガイドライン発行のタイミングに合わせて 2 回分の6年ごとで区切るなどができるかと思うので、頻度など資料として出してみていただきたい。医療行為がどう変化しているかを知る重要な観点かと思う。	●2015 年以降出生の事例について、補償対象事例数が未確定である出生年があることや、原因分析報告書未送付のため、第16回再発防止報告書全体の分析対象に含まれない事例があることから、2014 年以前出生の事例と比較することがの分析対象に含まれない 2009 年~2014 年出生の事例については、分析対象事例と抽出条件を揃えた上で概ずることではいかがでしょうか。 【審議事項】 ●テーマ分析に係る資料として情報を掲載することについて、要否を掲載することについて、要否を定対ください。 [資料4] P18
8		前回テーマとして取り上げた第 2 回再発防止報告書の「吸引分娩について」の分析では、子宮底圧迫法との関連について記載されていたと思う。子宮底圧迫法の併用の有無を見ることはできるか。	●吸引娩出術実施事例における以下の項目を集計表に記載しました。 ・子宮底圧迫法実施の有無 ・生後 28 日未満に診断された帽状 腱膜下血腫
9		第2回報告書の記載内容は要約、適応、手技、子宮 底圧迫法、出生後の児の状態もあるため、齟齬が無 いよう、出生後の児の帽状腱膜下血腫についても調 べてみてほしい。	資料 4 P5、7、11、13

番号	分類	ご意見	対応および審議事項
10	分析の方向性について	再発防止に直接繋がるかどうかは別として、吸引娩出術と子宮底圧迫法について、妊産婦やその家族に適切に説明が行われているか、どのように理解されたのかなどを把握するためにナラティブな所もデータが取れるようであれば伺いたい。 分娩状況が切迫する中で、必要な手技をどのように説明をするのかは非常に大切であると思う。家族の受け取りは、今の集計の中で抽出できるものかどうか。家族の受け取り方などについては否定的な意見が出やすく、それについて理解してもらうことも大切ではあると思うため、代表的な意見や沢山ある意見等を確認していただけるとよい。	●吸引娩出術実施事例における妊産婦やその家族への説明の詳細や受け止め方については、データ化しておりませんでした。吸引娩出術について、総牽引回数以外の実施状況等について掘り下げるという方向性で進める中で、必要とされた場合は、分析方法を検討します。
12		吸引器具の種類や吸引圧、分娩時の胎位、回旋異常や児の娩出時の向きなどを出してほしい。	●以下の項目を集計表に記載しま した。 ・回旋異常
13		カルテ記載に何を求めるのかという議論になると 思うので、手技について、どの程度記載されている のか、分かる範囲で確認してほしい。	・急速遂娩の適応 資料4 P4、5、9、11
14		適応に関して母体疲労や分娩停止など母体のためなのか、胎児心拍数異常など胎児のためなのかを見ることはできるか。	●以下の情報は、原因分析報告書に 記載されていないため、集計は困難 です。 ・吸引器具の種類
15		適応に関しては母体適応か胎児適応かを分類していただき、カルテの記載について指摘された事例については、何が不足しているかということを調べていただけたらと思う	・吸引圧 ・児の娩出時の向き(胎向、胎勢) ●原因分析報告書において、吸引娩 出術に関する診療録等の記載につ いて記載不足であると指摘された 内容を集計予定です。 資料4 P17
16		説明責任を果たせるような医療の提供、必要かつ十分な情報は何なのかというということも出していけたらと思う。いわゆるグッドプラクティスな事例を例として出すということも良いと思う。現場が安易に帝王切開すればよいという考えにならないような記載ぶりを模索したい。	【審議事項】 ●事例掲載の要否および掲載する場合の事例の方向性についてご審議ください。 資料4 P17

※本資料は主に構成案をご提示するものとなります。本文につきまして、ご審議内容を踏まえた原稿案を作成し、本委員会後にご確認いただく予定です。

集計表内の項目で、前回委員会でのご意見を反映した箇所は赤字でお示ししています。

「吸引分娩術について」構成案

1. はじめに

○次の内容について記載予定

- ・吸引娩出術の背景・経緯
- ・第 15 回再発防止報告書において、「産科医療の質の向上への取組みの動向」を踏まえた吸引娩出 術に関する集計項目の検討を行ったところ、吸引娩出術については、適正な方法で実施されてい るかを把握するためには、総牽引回数のみの経年的な推移をみることではなく、ほかの項目を含 めた実施状況について総合的に分析することが望ましいとされた。
- ・また、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」より、吸引娩出術に関する産科医療の質の向上を図るための指摘に関する集計を行ったところ、指摘なし事例の中には、診療録等に吸引娩出術の実施状況の記載がなく評価できないとされている事例があることが分かった。そのため、吸引娩出術に関して診療録の記載が不足しているとされた事例については掘り下げて分析する必要があるとされた。
- ・過去に、テーマに沿った分析で吸引娩出術を取り上げたのは第2回再発防止報告書であり、発行からすでに10年以上が経過している。また、分析対象事例数が増加していること、各種ガイドラインや医学的知見等が更新されていることから、テーマ選定の観点である、繰り返し注意喚起することが必要とされる観点、アップデートが必要と考えられる観点に該当するため、今回、テーマとして取り上げることとした。

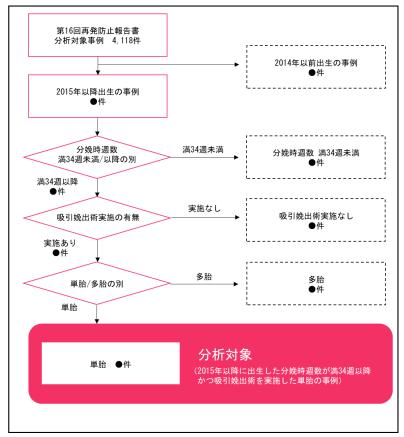
2. 分析対象

○次の内容について記載予定

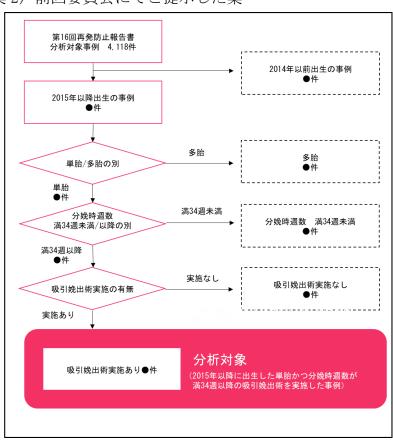
- ・2024年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例4,118件
- ・2015年以降に出生した事例
- ・分娩時週数満34週以降の事例
- ・吸引娩出術が実施された事例
- ・単胎の事例

図1 分析対象事例の概要図

案1)委員会審議のご意見を反映した案



案 2) 前回委員会にてご提示した案



- 3. 分析対象事例の概況および分析結果
- 1) 分析対象事例の概況

表 1 妊産婦の基本情報

対象数=●

	項目	件数 % ^{注1)}
	20 歳未満	
	20 歳~24 歳	
	25 歳~29 歳	
分娩時年齢	30 歳~34 歳	
	35 歳~39 歳	
	40 歳~44 歳	
	45 歳以上	
	初産婦	
	経産婦	
	1回	集計予定
初産婦・経産婦の	既 2回)KF1 3 /C
別	既 2回 3回 4回 数	
	娩 4 回	
	3. 3.2.2	
	不明	
身長	150cm 未満	
	150cm 以上	
	不明	
施設区分	病院 	A
	診療所	

表 2 妊娠および分娩経過

衣 2 妊娠わより万		対象数=●
	項目	件数 % ^{注1)}
分娩時週数	満 34 週 満 35 週 満 37 週 満 38 週 満 39 週 満 40 週 満 42 週	
産科合併症の有無	産科合併症あり 切迫流産 切迫早産 ^{注2)} 子宮頸管無力症 妊娠高血圧症候群 妊娠糖尿病 常位胎盤早期剝離 子宮破裂 臍帯脱出 回旋異常 産科合併症なし 不明	集計予定
分娩誘発・促進の有無	分娩誘発・促進あり 分娩誘発あり 処理性子宮頸管拡張器 メトロイリーゼ法 重 オキシトシン プロスタグランジン F2a製剤 人工破膜 分娩促進あり 処理性子宮頸管拡張器 メトロイリーゼ法 重 オキシトシン 複あり プロスタグランジン F2a製剤 プロスタグランジン E2製剤(経口剤) 人工破膜 分娩誘発・促進なし	
和痛・無痛分娩の	あり	
有無 胎児心拍数異常	なし あり なし	

	項目	件数 % ^{注1)}
児娩出経路	経腟分娩 吸引分娩 鉗子分娩 帝王切開術	
急速遂娩の適応	胎児機能不全 分娩遷延・停止 微弱陣痛 母体疲労 回旋異常 児頭骨盤不均衡 その他 ^{注3)}	
吸引娩出術実施時 の総牽引回数	5 回以内 6 回以上 不明	
吸引娩出術実施時 の総牽引時間	20 分未満 20 分以上 不明	集計予定
吸引開始時先進部の高さ	~ -3 -2 -1 ± 0 $+1$ $+2$ $+3\sim$ 不明	
子宮底圧迫法実施 の有無	実施あり 単独実施のみ 併用実施のみ が 単独・併用実施 不明 実施なし 不明	

- 注 1)「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。 注 2)「切迫早産」は、切迫早産と診断されていないが妊娠 22 週以降にリトドリン塩酸塩が処方されたものを含む。 注 3)「その他」は、●、●等である。

表 3 新生児所見

双 利工儿 加元			対象数=●
		項目	件数 % ^{注1)}
出生体重	2,000g以 3,000g以 4,000g以	上~2, 000g 未満 上~3, 000g 未満 上~4, 000g 未満	
	不明		
	1 分値	0~3 点 4~6 点 7~10 点 不明	
アプガースコア	5 分値	0~3 点 4~6 点 7~10 点 不明	集計予定
臍帯動脈血ガス分 析実施の有無	実施 分析値 対 実 形	pH7. 2 以上 pH7. 1 以上~7. 2 未満 pH7. 0 以上~7. 1 未満 pH7. 0 未満 不明	表印
新生児蘇生処置実 施の有無	不実(重複あり) 実施した新生 となな	人工呼吸 気管挿管 胸骨圧迫 アドレナリン投与	

		項目	件数 % 11
	診断あ	ŋ	
		低酸素性虚血性脳症	
		多囊胞性脳軟化症	
		基底核壊死	
		脳室周囲白質軟化症	
		頭蓋内出血	
		脳浮腫	
		脳出血	
		脳委縮	
		帽状腱膜下血腫	
	診	脳梗塞	
新生児期の診断 ^{注2)}	診断名(重複あり)	頭蓋骨骨折	
新生児期の診断 の有無	重	動脈管開存症	集計予定
07有無	俊 あ	呼吸窮迫症候群	
	9	胎便吸引症候群	
		新生児一過性多呼吸	
		新生児遷延性肺高血圧症	
		低血糖	
		高カリウム血症	
		低二酸化炭素血症	
		新生児貧血	
		GBS 感染症	
		播種性血管内凝固症候群(DIC)	
		その他の診断名 ^{注3)}	
	診断な	l	

- 注 1) 「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。 注 2) 「新生児期の診断」は、原因分析報告書に記載されている生後 28 日未満の診断名であり、原因分析委員会で判断さ れたものも含む。
- 注3)「その他の診断名」は、項目としてあげた診断名以外を集計しており、●や●等である。

2) 原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」に関連した分析および分析結果

分析対象事例のうち、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」(以下「医学的評価」) において、実施内容および診療録等の記載について、「一般的ではない」、「基準を満たしていない」、 「医学的妥当性がない」等の指摘があった事例の集計を行った(表4、表5)。

表 4 吸引娩出術の実施内容についての指摘の有無

卆	兔	数	_	
V.I	ЖX	77X	_	•

		对象数 一		
項目	件数	%		
指摘あり	焦⇒↓	李宁		
指摘なし	集計	1′足		

表 5 吸引娩出術に関する診療録等の記載についての指摘の有無

対象数=●

		/1/2/2/X		
項目	件数	%		
指摘あり	集計予定			
指摘なし	未可	1, YE		

なお、表 4 における指摘なしの事例には表 5 における指摘ありの事例が含まれ、その事例は診療録等の記載が不足しているために評価できないとされている。

(1) 医学的評価における指摘の有無別の分析

吸引娩出術実施内容について指摘あり・指摘なしの事例、診療録等の記載について指摘あり・指摘なしの事例を、以下の4群に分類して集計を行った(表6、表7)。

- ・吸引娩出術実施内容について指摘ありの事例、かつ診療録等の記載について指摘ありの事例
- ・吸引娩出術実施内容について指摘ありの事例、かつ診療録等の記載について指摘なしの事例
- ・吸引娩出術実施内容について指摘なしの事例、かつ診療録等の記載について指摘ありの事例
- ・吸引娩出術実施内容について指摘なしの事例、かつ診療録等の記載について指摘なしの事例

表 6 妊娠および分娩経過

対象数=●

			Ŋ	吸引娩出術実施内容について				吸引娩出術実施内容について			
					指摘あり		指摘なし				
	項目					診療釒	録等の記	診療録等の記		診療録等の記	
投口					摘あり	載に打	i摘なし	載に排	指摘あり	載に指摘なし	
				(件	数)	(化	件数)	(化	井数)	(1	牛数)
			件	-数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
	満	34 週									
	満	35 週									
	満	36 週									
分娩時週	満	37 週									
数	満	38 週									
3 X	満	満 39 週 満 40 週 満 41 週									
	満										
	満										
	満	42 週									
	産	科合併症あり									
		切迫流産 切迫流産					集計	予定			
		切迫早産 ^{注2)}									
	診	子宮頸管無力症									
	断名	妊娠高血圧症候群									
産科合併	断名(重複あ	妊娠糖尿病									
症の有無	後あり	常位胎盤早期剝離									
	9	子宮破裂									
		臍帯脱出									
		回旋異常									
	産	産科合併症なし									
	不	明									

								施内容について 角なし			
	項目			診療師	録等の記	診療銀	録等の記	診療釒	録等の記	診療師	録等の記
			- 以 日	載に持	旨摘あり	載に排	指摘なし	載に排	指摘あり	載に	指摘なし
				(4	牛数)	(4	牛数)	(4	牛数)	(1	牛数)
				件数	% ^{注1)}	件数	%注1)	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
	分娩	免誘多	発・促進あり		•		•	•			
		分類	免誘発あり								
			吸湿性子宮頸管拡張器								
		処	メトロイリーゼ法								
		置	オキシトシン								
		重複	プロスタグランジン F _{2α}								
		あり	製剤								
		2	プロスタグランジン E ₂ 製								ĺ
分娩誘			剤(経口剤)								
発・促進			人工破膜								
の有無		分娩促進あり									
			吸湿性子宮頸管拡張器								
		処置(重複あ	メトロイリーゼ法								
			オキシトシン				集計	文 字			
			プロスタグランジン $F_{2\alpha}$				朱川	1,15			
			製剤								
		9	プロスタグランジン E ₂ 製								
			剤(経口剤)								
			人工破膜								
		分娩誘発・促進なし									
和痛・無	あり)									
痛分娩の	なし	_									
有無											
胎児心拍	あり										
数異常											
	経脂 	全分如									
児娩出経			引分娩 								
路		L	子分娩 								
	┢∄	帝王切開術									

			吸引	娩出術実施 指摘		こついて	吸引	娩出術実施 指摘	徳内容に iなし	こついて
		- -		禄等の記	診療釒	録等の記	診療釒	録等の記	診療師	録等の記
		項目	載に排	指摘あり しょうしん	載に排	指摘なし	載に排	詣摘あり	載に	指摘なし
					(4	牛数)	(4	牛数)	(1	件数)
			件数	% ^{注1)}	件数	%注1)	件数	%注1)	件数	% ^{注1)}
		胎児機能不全								
		分娩遷延・停止								
	重	微弱陣痛								
急速遂娩	(重複あ	母体疲労								
の適応	9	回旋異常								
		児頭骨盤不均衡								
		その他 ^{注3)}								
	不見	·····································								
吸引娩出	5 回]以内								
術実施時の総牽引	6 巨	可以上								
回数	不見									
吸引娩出	20 :	分未満								
術実施時 の総牽引	20 :									
時間	不見	 月								
	~-	-3				集計	予定			
	-2	,								
	-1									
吸引開始	±0)								
時先進部の高さ	+1									
14, C	+2)								
	+3	\sim								
	不見	 月								
	実法	 をあり								
		単独実施のみ								
子宮底圧	実施	併用実施のみ								
迫法実施	実施方法	単独・併用実施								
の有無	14	不明								
	実力	色なし								
	不見	明								

- 注 1)「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。 注 2)「切迫早産」には、切迫早産と診断されていないが妊娠 22 週以降にリトドリン塩酸塩が処方されたものを含む。 注 3)「その他」は、●、●等である。

表 7 新生児所見

対象数=●

			吸引娩	出術実施		ついて		的ないで
			-A.c= 43 /	指摘		1 <i>hh</i> 0=7		なし
		項目	診療録 載に指			いい りゅう いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい ひょう はいし はい	診療録等の記 載に指摘あり	診療録等の記 載に指摘なし
			(件			- -数)	(件数)	(件数)
			件数	%注1)	件数	%注1)	件数 % ^{注1)}	件数 % 注1)
	1,000g	未満						
	1,000g	以上~2,000g 未満						
出生体重	2,000g	以上~3,000g 未満						
四工件里	3,000g	以上~4,000g 未満						
	4,000g	以上						
	不明							
		0~3 点						
	1 分値	4~6 点						
	1 分他	7~10 点						
アプガー		不明						
スコア	5 分値	0~3 点						
		4~6 点						
		7~10 点						
		不明				集計	予定	
	実施あ	b				木川	1 1	
	臍帯	pH7.2以上						
臍帯動脈	臍帯動脈	pH7.1以上~7.2未満						
血ガス分	値血 pH ガ	pH7.0以上~7.1未満						
析実施の	ス	pH7.0 未満						
有無	分 析	不明						
	実施な	L						
	不明							
	実施あ	b 						
· 수 / 1 1 + + + + + + + + + + + + + + + + +	実施	人工呼吸						
新生児蘇 生処置実	単複型を	気管挿管						
施の有無	(重複あり) 加置 単元	胸骨圧迫						
		アドレナリン投与						
	実施な	L						

			吸引始	始代 出術実施 指摘		ついて	吸引	娩出術実施 指摘		こついて
		項目	診療録	等の記		録等の記	診療釒	暴等の記		録等の記
		- 		摘あり		摘なし		指あり		指摘なし
			件数	·数) % ^{注1)}	件数	├数) % ^{注1)}	件数	‡数) % ^{注⑴}	件数	牛数) % ^{注1)}
	診断は	5 N	一大致	70	一下奴	70	一叶蚁	70	一一致	70
	H2 1910									
		多囊胞性脳軟化症								
		基底核壊死								
		脳室周囲白質軟化症								
		 頭蓋内出血								
		 脳浮腫								
		脳出血								
		脳委縮								
		帽状腱膜下血腫								
	-3.4	脳梗塞								
	診断	頭蓋骨骨折								
新生児期 の診断 ^{注 2)}	診断名(重複あり)	動脈管開存症	集計予定							
の有無	型 複 ***	呼吸窮迫症候群								
1,7,7,11	<i>あ</i> り	胎便吸引症候群								
		新生児一過性多呼吸								
		新生児遷延性肺高血圧症								
		低血糖								
		高カリウム血症								
		低二酸化炭素血症								
		新生児貧血								
		GBS 感染症								
		播種性血管内凝固症候群								
		(DIC)								
		その他の診断名 ^{注3)}								
	診断な									

- 注 1) 「%」は各群の分析対象事例に対する割合である。 注 2) 「新生児期の診断」は、原因分析報告書に記載されている生後 28 日未満の診断名であり、原因分析委員会で判断さ れたものも含む。 注 3)「その他の診断名」は、項目としてあげた診断名以外を集計しており、●や●等である。

(2) 吸引娩出術の実施内容に関する指摘の分析

吸引娩出術の実施内容に関する指摘ありの事例●件について、指摘内容および脳性麻痺発症の原因の集計を行った(表 8、表 9)。

(ア) 実施内容に関する指摘について

吸引娩出術の実施内容に関する指摘について、産婦人科診療ガイドラインの記載内容に合わせて項目化し、集計を行った。

表 8 吸引娩出術の実施内容に関する指摘項目

		対象数=●
	項目	件数 %
	総牽引回数	
€ m	総牽引時間	
重 指 複 摘	子宮口開大度	生きマウ
(重複あり) 指摘内容	判断と対応	集計予定
2 4	児頭下降度	
	適応	

(イ) 脳性麻痺発症の原因について

吸引娩出術の実施内容に関する指摘ありの事例●件、指摘なしの事例●件について、それぞれ脳性麻痺発症の原因の集計を行った(表 9-1、表 9-2)。

表 9-1 実施内容に関して指摘ありの事例における脳性麻痺発症の原因注1)

								頭部画像	所見 ^{注3、注}	E4、注5)								
			虚血性脳症 :数)		白質軟化症 +数)	脳室内 (件	内出血 数)	頭蓋巾			[障害 -数)		更塞 ·数)	その (件		所見なし (件数)	合計	† ^{注 4)}
		件数	% ^{注6)}	件数	% ^{注6)}	件数	%注6)	件数	%注6)	件数	%注6)	件数	% ^{注6)}	件数	%注6)	件数 % ^{注 6)}	件数	%
斗的事	象注 7)の記載あり																	
	子宮破裂																	
母	母体の呼吸・循環不全																	
体因	うち羊水塞栓症																	
子	子宮頻収縮・過強陣痛																	
<u> </u>	その他の母体因子 ^{注8)}																	
	常位胎盤早期剝離																	
胎盤	臍帯血流障害 (臍帯脱出以外)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																
	臍帯脱出																	
臍帯因子	胎盤機能不全 または胎盤機能低下																	
子	胎児母体間輸血症候群																	
	その他の胎盤・臍帯因子 ^{注9)}																	
胎児	・新生児因子 ^{注10)}																	
その)他 ^{注11)}																	
4的事	象の記載なし																	

- ル恨拠である「恨拠」から**博成されており、本表では、**原則として「土乂」の情報を集計している。たたし、與部画像所見は、「土乂」 に記載がない場合「根拠」の情報を集計しており、脳性麻痺発症の原因と明記されていないものも含む。
- 注 2) 集計対象は、データの蓄積を開始した 2015 年以降出生の事例である。
- 注3)「頭部画像所見」は、頭部MRI・頭部CTの頭部画像データにおいて認められた所見である。「頭部画像所見」の分類は、再発防止委員会にて決定したものであり、各所見に含まれる詳細な項目は図1にて示している。
- 注4) 頭部画像所見の「所見なし」は、重度の運動障害に関連すると考えられる所見がないものである。
- 注 5)「頭部画像所見」は、分析対象事例の全事例におけるデータを集計しているが、事例により症状の発現時期が異なるため、撮影時期は出生後早期とは限らない。
- 注 6)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注7)「産科的事象」は、原因分析報告書における脳性麻痺発症の原因で、「~であると考える」、「~の可能性が高い」、「~の可能性がある」、「~の可能性を否定できない」、「解明することが極めて困難な事例であるが、~の 可能性がある」、「解明することが極めて困難な事例であるが、~の可能性を否定できない」と記載されているすべての項目を、脳性麻痺発症の原因としての関与のレベルにかかわらず集計している。なお、背景因子や 関連因子および増悪因子は含まない。
- 注 8) 「その他の母体因子」は、●●等である。 注 9) 「その他の胎盤・臍帯因子」は、●●等である。
- 注10)「胎児・新生児因子」は、●●である。
- 注11) 産科的事象の「その他」は●●である。

図1 各項目に含まれる頭部画像所見注1)



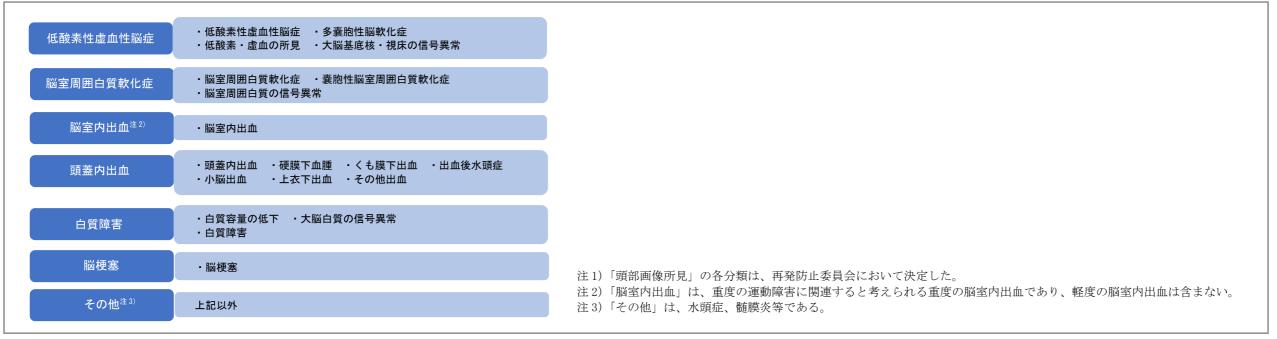
表 9-2 実施内容に関して指摘なしの事例における脳性麻痺発症の原因注1)

																			刈 豕	数□27 = ●
									頭部画像	於所見 ^{注3、注}	主4、注5)									
				虚血性脳症 =数)		白質軟化症 数)		内出血 数)		为出血 :数)	白質 (件			更塞 :数)		D他 :数)	所見な (件数		合計	-注 4)
			件数	% ^{注 6)}	件数	% ^{注 6)}	件数	%注6)	件数	% ^{注6)}	件数	%注6)	件数	% ^{注6)}	件数	% ^{注 6)}	件数	% ^{注 6)}	件数	%
産科	的事	象 ^{注7)} の記載あり																		
		子宮破裂																		
	母	母体の呼吸・循環不全																		
	体因	うち羊水塞栓症																		
	子	子宮頻収縮・過強陣痛																		
産科	<u> </u>	その他の母体因子 ^{注8)}																		
的事		常位胎盤早期剝離																		
象	胎	臍帯血流障害									生 弘子。	⇒								
(重複	胎 盤 ・	(臍帯脱出以外)		集計予定 ····································																
複あ	臍	臍帯脱出 いいかんしょう																		
9	帯因	胎盤機能不全 または胎盤機能低下																		
	子	胎児母体間輸血症候群																		
	胎児	・新生児因子 ^{注10)}																		
	その	—————————————————————————————————————																		
産科	的事績	象の記載なし																		
₩ 1\	古山	分析報告書における脳性麻痺発	庁の四田は	西田の押ま	日づたフ 「十	ナーレスのも	日베ったこ	Z [#8 #m	かた様式	キカテわ	り、大主	ベル 百	刊しして			生し ブル	て ただ!	디즈 산7 교	前便所目け	「主士」

対象粉^{注2)} =■

- 注 1)原因分析報告書における脳性麻痺発症の原因は、原因の概要である「主文」とその根拠である「根拠」から構成されており、本表では、原則として「主文」の情報を集計している。ただし、頭部画像所見は、「主文」 に記載がない場合「根拠」の情報を集計しており、脳性麻痺発症の原因と明記されていないものも含む。
- 注2) 集計対象は、データの蓄積を開始した2015年以降出生の事例である。
- 注3)「頭部画像所見」は、頭部MRI・頭部CTの頭部画像データにおいて認められた所見である。「頭部画像所見」の分類は、再発防止委員会にて決定したものであり、各所見に含まれる詳細な項目は図1にて示している。
- 注 4) 頭部画像所見の「所見なし」は、重度の運動障害に関連すると考えられる所見がないものである。
- 注 5)「頭部画像所見」は、分析対象事例の全事例におけるデータを集計しているが、事例により症状の発現時期が異なるため、撮影時期は出生後早期とは限らない。
- 注 6)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注7)「産科的事象」は、原因分析報告書における脳性麻痺発症の原因で、「~であると考える」、「~の可能性が高い」、「~の可能性がある」、「~の可能性を否定できない」、「解明することが極めて困難な事例であるが、~の 可能性がある」、「解明することが極めて困難な事例であるが、~の可能性を否定できない」と記載されているすべての項目を、脳性麻痺発症の原因としての関与のレベルにかかわらず集計している。なお、背景因子や 関連因子および増悪因子は含まない。
- 注 8) 「その他の母体因子」は、●●等である。 注 9) 「その他の胎盤・臍帯因子」は、●●等である。
- 注 10)「胎児・新生児因子」は、●●等である。
- 注11) 産科的事象の「その他」は●●等である。

図1 各項目に含まれる頭部画像所見注1)



(3) 吸引娩出術に関する診療録等の記載についての指摘の分析

診療録等の記載に指摘ありの事例●件(表 5)の内容についてみたところ、吸引娩出術実施に関 する全ての記載が不足しているため評価できないとされた事例は●件、吸引娩出術実施に関する 一部の記載が不足しており評価できないとされた事例は●件あった。

このうち、一部の記載が不足している事例●件について、不足していると指摘された項目を集 計した (表 10)。

表 10 吸引娩出術に関する診療録等の記載についての指摘項目注

		項目	件数	対象数=●	
	N-14 1 .		什奴	90	
記	適応				
記載不	要約				
(不 重 足	総牽引回数				
複 レ	全 要	総牽引時間	住⇒Ⅰ	.코.孛	
あり	(重複あ要約の内	子宮口開大度	· 集計予定		
りれ	あり)	児頭下降度			
内容	〜 谷	回旋			
谷		不明			

注)「臨床経過に関する医学的評価」において、明記されたものを抽出した。

4. 考察			
記載予定			

5. 事例紹介(案)

記載予定		
	17	

6.	産科医療の質の向上に向けて
1)	産科医療関係者に対する提言

記載予定
2) 学会・職能団体に対する要望
記載予定

7. 資料

- ○次の内容について記載予定
- ・2009年~2014年出生事例における概況
- ・吸引娩出術実施かつ分娩時週数満 34 週以降の単胎の事例について、P3~7 と同一の項目を集計 予定

8. 引用文献・参考文献

記載予定	,

以上

図4-Ⅲ-1 産科医療の質の向上を図るための指摘と定義する「臨床経過に関する医学的評価」の表現

医学的評価に用いる表現・語句 医学的評価に用いる表現・解説 適確である 医療水準が ●優れている 高い 正確で迅速な対応である。 ●適確である 一般的である ●医学的妥当性がある ガイドラインで推奨される診療行為等である、またはガイドラインに記 一般的である 載されてはいないが、実地臨床の視点から広く行われている診療行 為等である。 ●基準内である ●選択肢のひとつである 選択肢のひとつである ●医学的妥当性は不明で 他の選択肢も考えられるが、実地臨床の視点から選択肢としてありう ある(エビデンスがない) ると考えられる場合、専門家によって意見が分かれる場合、または産 婦人科診療ガイドラインの推奨レベルC(「胎児心拍数陣痛図の評 ●医学的妥当性には賛否 価法とその対応」に関する評価を除く) で示された診療行為等に沿っ ていない場合に、「選択肢のひとつである」とする。 両論がある 一般的ではない/基準を満たしていない 産婦人科診療ガイドラインの推奨レベルA・Bもしくは助産業務ガイド ●選択されることは少ない ラインで示された診療行為等が行われていない。またはガイドラインに 記載されていない診療行為等であるが、実地臨床の視点から多くの ||科医療の質の向上を図るための指摘 産科医等によって広く行われている診療行為等ではない。ただし、前 ●一般的ではない 述のいずれにおいても、不適切、または誤った診療行為等であるという 意味ではない。 ●基準から逸脱している ※評価の対象となる診療行為等についてガイドラインで基準が示されている場合は 「基準を満たしていない」を用い、それ以外の場合は「一般的ではない」を用いる。 医学的妥当性がない ●医学的妥当性がない ガイドラインで示された診療行為等から著しく乖離している、またはガ イドラインに記載されていない診療行為等であるが、実地臨床の視点 ●劣っている から選択されることのない診療行為等であり、いずれも不適切と考え られる診療行為等である。 低い ●誤っている 評価できない 診療録等に必要な情報がなく評価ができない場合等に用いる。 ●評価できない

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」に関する委員ご意見一覧

番号	分類	意見・課題	対応
1	吸 引 分 娩 について	グラフは3章に載せるのか。	●昨年度の審議結果を踏まえて、 本年度は吸引娩出術を「第3章 テーマに沿った分析」のテーマと しています。次年度以降につきま しても、再発防止委員会で分析が 必要とされた際、適宜「第3章 テ ーマに沿った分析」のテーマとし て取り上げることと整理されまし た。
2	子宮収縮薬使用事例におけ	文書での同意ありがわかればよい。「口頭での同意あり」 や、「同意あり」は不要ではないか。	●本章の集計結果を踏まえて指摘 すべき事項を検討する場合は、「第 3章 テーマに沿った分析」のテー
3	の 記 記 意 に の と れ い と れ い と い り と り と り り り り り り り り り り り り り	口頭と書面では重みが違うので、合計は出さなくて良いように思う。今時、口頭での同意などは除外したほうが良い。	マとして取り上げ、提言を行うことと整理されています。
4	て	口頭での同意は除外した方が良いのはそう思うが、そういうものがあった場合、同意不明も併せて、きちんと報告書で指摘をするようなことをご検討いただきたい。	【審議事項】 ●表 4-IV-2 ・「文書での同意あり」と「口頭で の同意あり」を分けたグラフを作
5		本文の中で指摘の記載を検討してほしい。	成したのでご確認ください。
6		縦軸上限を 80%とする場合は細かいところが見やすくなるかと思うが、100%をY軸上限にするのであれば、合算した線も載せた方がきちんとした同意を確認できていない症例があることがより分かりやすくなるのではないか。	・集計対象についてご検討ください。 (案1)同意取得方法について「産婦人科診療ガイドライン―産科編」の推奨度が変更された2014年以降の出生事例を集計
7		文書での同意のありなしを見ていきたい。青の実線を見るとほとんど同意が取れているように見えるが、文書での同意を 100%に近づけたいということをメッセージとして出したい。	(案 2) 同意取得方法について「産婦人科診療ガイドライン―産科編」の推奨度が変更された 2014 年前後でグラフの色を変更 ●各テーマにおけるグラフ改訂案
8		文書での同意ありと文書での同意なしを合算した線はなしにしてみることとしたい。	を作成したのでご確認ください。 資料 6 「第4章 産科医療の質の
9		第16回再発防止報告書では、2009年出生事例からの集 計はやらないのか。	向上への取り組みの動向」グラフ 改訂案
10		2015 年出生事例から文書での同意取得率が上がってきたことを見せるためにも、2009 年出生事例から集計しても良いのではないか。	
11		一度作成してもらって、それから議論することではどうか。	
12	その他	縦軸は100%ということだが、その長さによって右肩上がりが強調されたりされなかったりするので、全て同じスケールで作成してほしい。	

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」グラフ改訂案

- ●前回委員会でいただいたご意見をもとに、長期的に掲載可能となる観点で次のような改訂を行った。
 - ・グラフのもととなる集計表はホームページを参照いただくこととする。
 - ・グラフ内の吹き出しに掲載していた再発防止委員会および各関係学会・団体の主な動きはグラフ 外への掲載とする。
 - 折れ線グラフの色を統一する。
- ●さらに、4つのテーマのうち子宮収縮薬については、分かりやすさの観点から複数の案を作成した。
- ●第16回再発防止報告書に掲載するグラフ案についてご審議いただきたい。

1. 子宮収縮薬について

図4-IV-1 オキシトシン使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法

- 図4-IV-2 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無
 - 【案1】同意取得方法について「産婦人科診療ガイドライン―産科編」の推奨度が変更された2014年以降の出生事例を集計
 - 【案2】同意取得方法について「産婦人科診療ガイドライン―産科編」の推奨度が変更 された2014年前後でグラフの色を変更

2. 新生児蘇生について

図4-IV-3 生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例における生後1分以内の 人工呼吸開始の有無

3. 胎児心拍数聴取について

図4-IV-4 胎児心拍数聴取実施事例における胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の 向上を図るための指摘があった項目

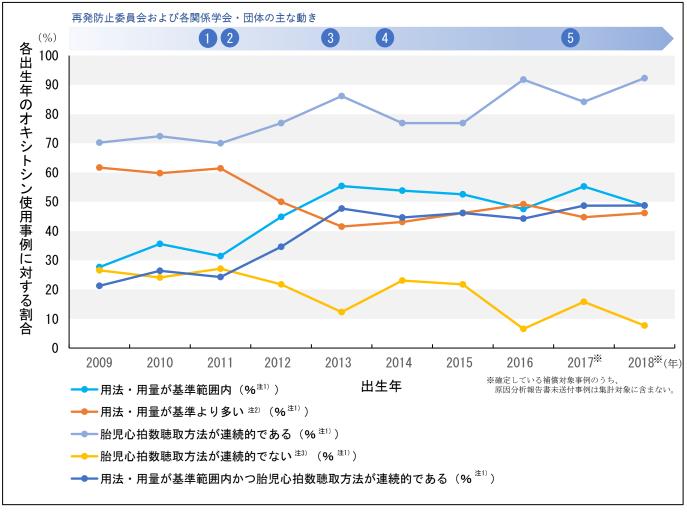
4. 診療録等の記載について

図4-IV-5 診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目

※改訂前のグラフは「資料6-参考 第15回再発防止報告書「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」を参照

1. 子宮収縮薬について

図4-Ⅳ-1 オキシトシン使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法



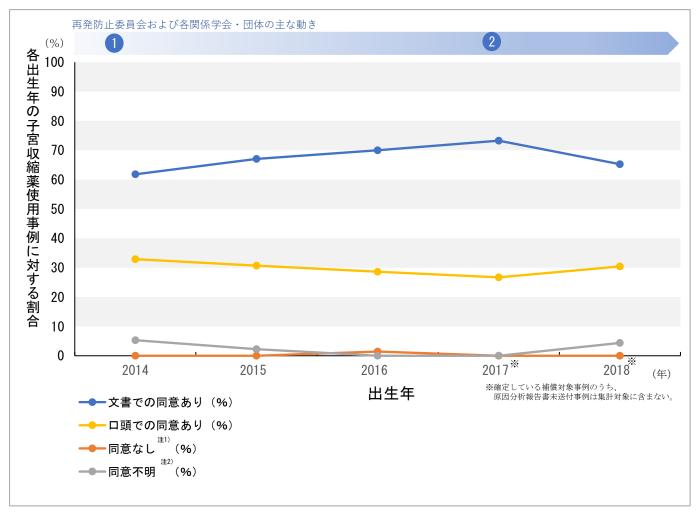
- 注1) 「%」は、用法・用量が不明の事例、胎児心拍数聴取方法が不明の事例、胎児心拍数聴取の実施がない事例を除いているため、合計が100%にならない場合がある。
- 注2) 「用法・用量が基準より多い」は、初期投与量、増加量、最大投与量のいずれかが「産婦人科診療ガイドライン」に記載された基準より多いものである。
- 注3) 「胎児心拍数聴取方法が連続的でない」は、間欠的な分娩監視装置の装着またはドプラ等による胎児心拍数聴取である。「産婦人科診療ガイドライン」によると、子宮収縮薬投与中は、分娩監視装置を用いて子宮収縮と胎児心拍数を連続モニタリングするとされている。

	子宫	 収縮薬使用に関連した再発防止委員会および各関係学会・団体の主な動き
1	2011年3月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」発刊、巻末に留意点を掲載
2	2011年8月	第1回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載
3	2013年5月	第3回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載
4	2014年4月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」発刊、CQ415-1~3を掲載
5	2017年4月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2017」発刊、CQ415-1~3を掲載

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」における各テーマに関する集計表 http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/trend/

【案1】 同意取得方法について「産婦人科診療ガイドライン—産科編」の推奨度が変更された 2014年以降の出生事例を集計

図4-Ⅳ-2 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無



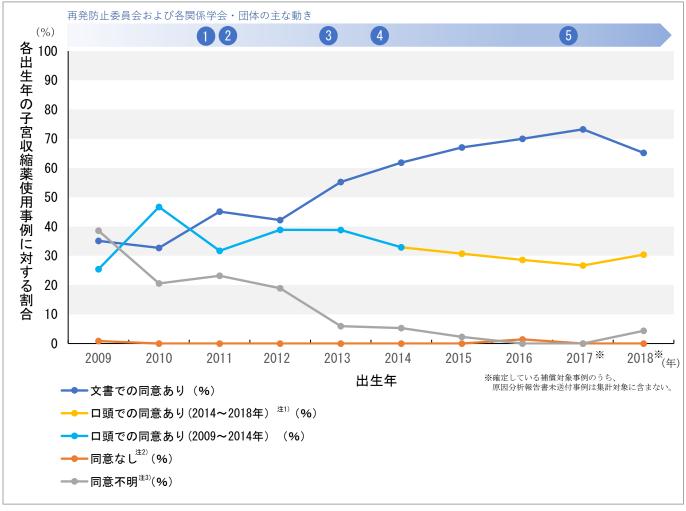
- 注1) 「同意なし」は、原因分析報告書において、説明と同意がなかったことが記載されている事例である。
- 注2) 「同意不明」は、原因分析報告書において、説明と同意やその方法に関する記載がない事例、分娩機関からの情報と家族からの情報 に齟齬がある事例および当該分娩機関で複数の薬剤を使用した場合にいずれかの薬剤の説明と同意について不明であった事例である。



「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」における各テーマに関する集計表 http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/trend/

【案2】同意取得方法について「産婦人科診療ガイドライン—産科編」の推奨度が変更された 2014年前後でグラフの色を変更

図4-Ⅳ-2 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無



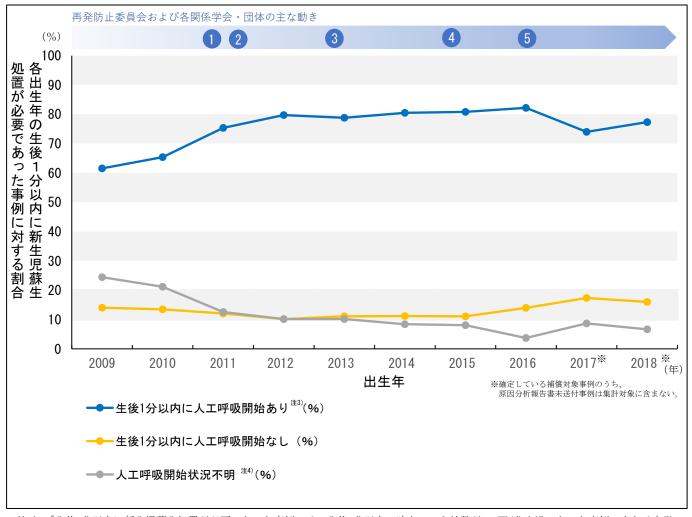
- 注1) 「口頭での同意あり(2014~2018年)」は、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」以降に発行された産婦人科診療ガイドラインにおいて、子宮収縮薬を使用する際には文書によるインフォームドコンセントを得ることが明記され、口頭での同意は推奨されていないため、暖色系(黄色)の線で示している。
- 注2) 「同意なし」は、原因分析報告書において、説明と同意がなかったことが記載されている事例である。
- 注3) 「同意不明」は、原因分析報告書において、説明と同意やその方法に関する記載がない事例、分娩機関からの情報と家族からの情報 に齟齬がある事例および当該分娩機関で複数の薬剤を使用した場合にいずれかの薬剤の説明と同意について不明であった事例である。

	子宮	収縮薬使用に関連した再発防止委員会および各関係学会・団体の主な動き
1	2011年3月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」発刊、巻末に留意点を掲載
2	2011年8月	第1回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載
3	2013年5月	第3回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載
4	2014年4月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」発刊、CQ415-1~3を掲載
5	2017年4月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2017」発刊、CQ415-1~3を掲載

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」における各テーマに関する集計表 http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/trend/

2. 新生児蘇生について

図4-IV-3 生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例注1)における生後1分以内の人工呼吸注2)開始の有無



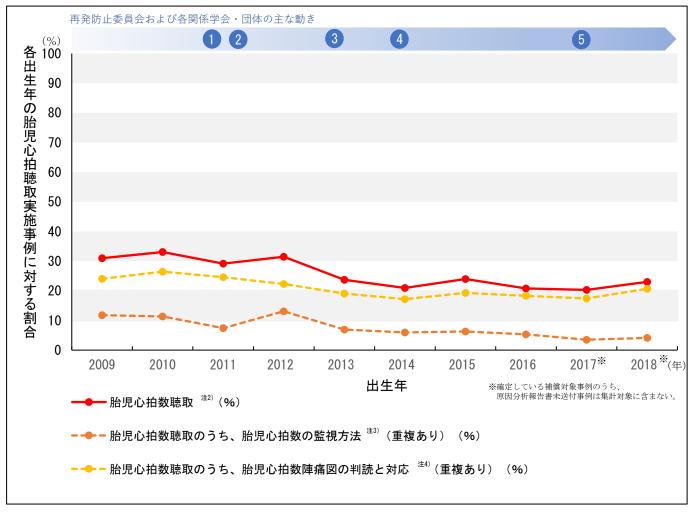
- 注1) 「生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例」は、生後1分以内の時点で、心拍数が100回/分未満であった事例、または自発呼吸がなかった事例である。
- 注2) 「人工呼吸」は、バッグ・マスクによる人工呼吸またはチューブ・バッグによる人工呼吸等を集計し、マウス・ツー・マウスによる 人工呼吸や具体的な方法が不明な人工呼吸は除外している。
- 注3) 「生後1分以内に人工呼吸開始あり」は、原因分析報告書において、「生後1分に実施」等と記載された事例である。
- 注4) 「人工呼吸開始状況不明」は、原因分析報告書において、人工呼吸の開始時刻について記載がない事例である。

	新	生児蘇生に関連した再発防止委員会および各関係学会・団体の主な動き
1	2011年1月	「改訂第2版 日本版救急蘇生ガイドライン2010に基づく新生児蘇生法テキスト」発刊、新生児蘇生法 (NCPR) アルゴリズムを掲載
2	2011年8月	第1回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載
3	2013年5月	第3回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載
4	2015年3月	第5回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載
5	2016年4月	「日本版救急蘇生ガイドライン2015に基づく新生児蘇生法テキスト 第3版」発刊、新生児蘇生法 (NCPR) アルゴリズムを掲載

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」における各テーマに関する集計表 http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/trend/

3. 胎児心拍数聴取について

図4-IV-4 胎児心拍数聴取実施事例注()における胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目

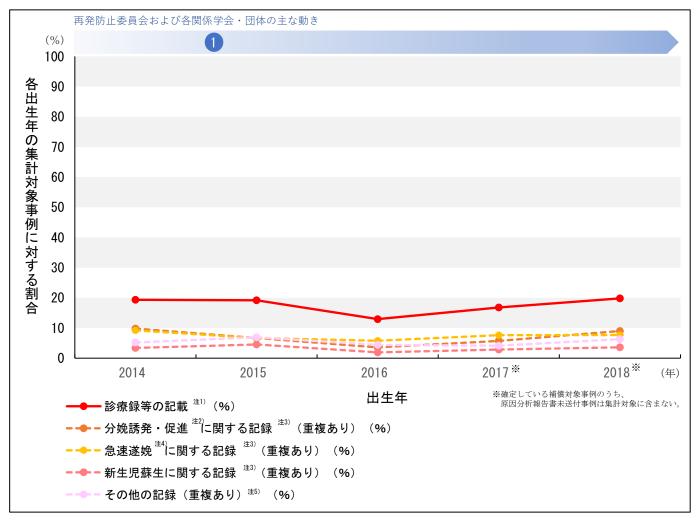


- 注1) 「胎児心拍数聴取実施事例」は、入院から分娩までに胎児心拍数の聴取を行った事例であり、聴取の実施が不明である事例や、施設外での墜落産、災害下で医療機器がなかったなど、やむを得ず胎児心拍数を聴取できなかった事例を除く。
- 注2) 「胎児心拍数聴取」は、「胎児心拍数の監視方法」または「胎児心拍数陣痛図の判読と対応」について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものである。
- 注3) 「胎児心拍数聴取のうち、胎児心拍数の監視方法」は、原因分析報告書において、分娩監視装置の装着またはドプラ等による胎児心 拍数の聴取方法について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものであり、胎児心拍数の聴取間隔や正確な胎児心拍数およ び陣痛計測を含む。
- 注4) 「胎児心拍数聴取のうち、胎児心拍数陣痛図の判読と対応」は、原因分析報告書において、胎児心拍数陣痛図の判読と対応について 産科医療の質の向上を図るための指摘があったものであり、妊娠中に行ったノンストレステストの判読と対応も含む。

	胎児	心拍数聴取に関連した再発防止委員会および各関係学会・団体の主な動き
1	2011年3月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」発刊、CQ410・411を掲載
2	2011年8月	第1回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「分娩中の胎児心拍数聴取について」を 掲載
3	2013年5月	第3回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「分娩中の胎児心拍数聴取について」を 掲載
4	2014年4月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」発刊、CQ410・411を掲載、CQ411の「分娩中のレベル3・ 4が持続する場合の対応」の推奨レベルがCからBに変更
5	2017年4月	「産婦人科診療ガイドライン―産科編2017」発刊、CQ410・411を掲載

4. 診療録等の記載について

図4-Ⅳ-5 診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目



- 注1) 「診療録等の記載」は、「分娩誘発・促進に関する記録」または「急速遂娩に関する記録」、「新生児蘇生に関する記録」、「その他の記録」について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものである。
- 注2) 「分娩誘発・促進」は、吸湿性子宮頸管拡張器の挿入、メトロイリーゼ法、子宮収縮薬の投与を行ったものである。
- 注3) 「分娩誘発・促進に関する記録」と「急速遂娩に関する記録」および「新生児蘇生に関する記録」は、原因分析委員会において診療 録等の記載に関して必ず評価する項目である。
- 注4) 「急速遂娩」は、吸引分娩、鉗子分娩、緊急帝王切開術を実施したものである。
- 注5) 「その他の記録」は、新生児の状態に関する記録、胎児心拍数聴取に関する所見の記録、検査に関する記録等である。

診療録等の記載に関連した再発防止委員会および各関係学会・団体の主な動き

1 2012年5月

第2回再発防止に関する報告書発行、テーマに沿った分析「診療録等の記載について」を掲載

「第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向」における各テーマに関する集計表 http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/trend/

第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向

I. はじめに

2011年8月の再発防止に関する報告書の発行以来、「第3章 テーマに沿った分析」では、集積された事例から見えてきた知見等を中心に、深く分析することが必要な事項についてテーマを選定し、各テーマに沿って分析した結果を再発防止策とした「再発防止委員会からの提言」を取りまとめている(本制度ホームページ「テーマに沿った分析」http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/theme/)。

これらの「再発防止委員会からの提言」が産科医療の質の向上に活かされているかなどについて、動向を把握するため、第5回再発防止に関する報告書より、妊娠・分娩管理や新生児管理の観点および産科医療の質と安全の向上の観点から、医師や看護スタッフ等の産科・小児科医療関係者が共に取り組むことが重要であると考えたテーマとして、子宮収縮薬、新生児蘇生、胎児心拍数聴取、診療録等の記載を選定し、各テーマの対象事例における出生年別の集計を開始した。さらに、第8回再発防止に関する報告書より、吸引分娩を加え計5つのテーマの対象事例における出生年別の集計を行っている。

集計にあたっては、同一年に出生した補償対象事例のうち、原因分析報告書が完成しておらず送付に至っていない事例(以下「未送付事例」)があり、出生年別の比較は必ずしも適切ではないことから、その妥当性を確保するために、第7回再発防止に関する報告書より、「補償請求用 専用診断書(補償認定請求用)」を作成した時点の児の年齢(以下「専用診断書作成時年齢」)が0歳、1歳であることを条件とし、その中ですべての原因分析報告書が送付されている出生年の事例を対象としてきた。

第11回再発防止に関する報告書からは、出生年による未送付事例件数のばらつきも解消され多くの事例が蓄積されてきたことから、専用診断書作成時年齢にかかわらず、満5歳の誕生日までの補償申請期間を経過し補償対象が確定している事例のうち、原因分析報告書が送付されている事例を集計対象としている。

第12回再発防止に関する報告書からは、5つのテーマのうち、子宮収縮薬、新生児蘇生、胎児心拍数 聴取、吸引分娩について、第14回再発防止に関する報告書からは、5つのテーマのうち、診療録等の記 載について、出生年別の動向がより把握できるよう、集計結果の掲載方法を表形式からグラフ形式へと 変更した。

今後も集計対象事例が増えていくことから、取り上げた5つのテーマの集計結果を出生年別に概観することにより、産科医療の質の向上への取組みの動向をみていくことができるものと考える。

Ⅱ. 集計対象

本章の集計対象は、満5歳の誕生日までの補償申請期間が経過し、補償対象事例数が確定している 2009年から2018年までに出生した事例3,606件のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,470件である(図4-Ⅱ-1)。

図4-Ⅱ-1 集計対象事例



注)満5歳の誕生日までの補償申請期間を経過し補償対象となった事例であるが、原因分析報告書が未送付の事例であるため、 本章の集計対象事例に含まない。

Ⅲ. 集計方法

これまでに「第3章 テーマに沿った分析」で取り上げたテーマのうち、産科医療の質の向上に関して重要であり経年で概観すべきであると考えられる5つのテーマについて、次の2つの集計方法を定め、原因分析報告書よりデータを集計した。

1. 原因分析報告書の「事例の経過(事例の概要)」より集計する方法

原因分析報告書の「事例の経過(事例の概要)」では、分娩機関から提出された診療録・助産録、検査データ、診療体制等に関する情報、および保護者からの情報等に基づき、妊産婦に関する基本情報、今回の妊娠経過、分娩経過、産褥経過、新生児経過、診療体制等に関する情報を記載している。ここに記載されている内容を抽出し、産婦人科診療ガイドラインやJRC蘇生ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等が行われた事例を出生年別に集計した。本章の5つのテーマのうち、「1. 子宮収縮薬について」、「2. 新生児蘇生について」、「3. 吸引分娩について」の3つでは、この方法を用いて集計している。

2. 原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」より集計する方法

原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」では、産科医療の質の向上を図るため、妊娠経過、分娩経過、新生児経過における診療行為等や管理について、診療行為等を行った時点での情報・状況に基づき、その時点で行う妥当な妊娠・分娩管理等は何かという観点から評価している。また、背景要因や診療体制を含めた様々な観点から事例を検討し、当該分娩機関における事例発生時点の設備や診療体制の状況も考慮した評価を行っている。医学的評価に用いる表現のうち、「選択されることは少ない」、「一般的ではない」、「基準を満たしていない」、「医学的妥当性がない」、「評価できない」等の表現が用いられた内容を、本章では「産科医療の質の向上を図るための指摘」があったものと定義し、各テーマで定めた項目について事例件数を出生年別に集計した(図4-Ⅲ-1)。

本章の5つのテーマのうち、「4. 胎児心拍数聴取について」、「5. 診療録等の記載について」の2つでは、この方法を用いて集計している。なお、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」の詳細については、「原因分析報告書作成にあたっての考え方」(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/analysis/index.html)に記載されている。これによると、医学的評価に用いる表現のうち、「一般的ではない」、「基準を満たしていない」とは、産婦人科診療ガイドラインの推奨レベルA・Bもしくは助産業務ガイドラインで示された診療行為等が行われていない、またはガイドラインに記載されていない診療行為があるが、実地臨床の視点から多くの産科医等によって広く行われている診療行為等ではないという意味であり、ガイドラインで基準が示されている場合は「基準を満たしていない」を用い、それ以外の場合は「一般的ではない」を用いている。ただし、前述のいずれにおいても、不適

図4-Ⅲ-1 産科医療の質の向上を図るための指摘と定義する「臨床経過に関する医学的評価」の表現

医学的評価に用いる表現・語句 (「原因分析報告書作成にあたっての考え方」 2016年4月版) 医学的評価に用いる表現・解説 (「原因分析報告書作成にあたっての考え方」2020年4月版) 適確である 医療水準が ●優れている 高い 正確で迅速な対応である。 ●適確である 一般的である ●医学的妥当性がある ガイドラインで推奨される診療行為等である、またはガイドラインに記 一般的である 載されてはいないが、実地臨床の視点から広く行われている診療行 為等である。 ●基準内である ●選択肢のひとつである 選択肢のひとつである ●医学的妥当性は不明で 他の選択肢も考えられるが、実地臨床の視点から選択肢としてありう ると考えられる場合、専門家によって意見が分かれる場合、または産 ある(エビデンスがない) 婦人科診療ガイドラインの推奨レベルC(「胎児心拍数陣痛図の評 ●医学的妥当性には賛否 価法とその対応」に関する評価を除く)で示された診療行為等に沿っ 両論がある ていない場合に、「選択肢のひとつである」とする。 一般的ではない/基準を満たしていない ●選択されることは少ない 産婦人科診療ガイドラインの推奨レベルA・Bもしくは助産業務ガイド ラインで示された診療行為等が行われていない。またはガイドラインに ●一般的ではない 記載されていない診療行為等であるが、実地臨床の視点から多くの 産科医等によって広く行われている診療行為等ではない。ただし、前 |療の質の向上を図るための指摘 述のいずれにおいても、不適切、または誤った診療行為等であるという ●基準から逸脱している 意味ではない。 ※評価の対象となる診療行為等についてガイドラインで基準が示されている場合は 「基準を満たしていない」を用い、それ以外の場合は「一般的ではない」を用いる。 ●医学的妥当性がない 医学的妥当性がない ●劣っている ガイドラインで示された診療行為等から著しく乖離している、またはガ イドラインに記載されていない診療行為等であるが、実地臨床の視点 から選択されることのない診療行為等であり、いずれも不適切と考え 低い ●誤っている られる診療行為等である。 評価できない ●評価できない 診療録等に必要な情報がなく評価ができない場合等に用いる。

Ⅳ. 結果

各テーマにおける集計結果のうち、主な結果の経年変化を出生年ごとにグラフで示した。産婦人科診療ガイドラインやJRC蘇生ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等に基づき、傾向として増加することが望ましい項目については寒色系(水色、青色等)の線で、減少することが望ましい項目については暖色系(橙色、黄色等)の線で示している。なお、各テーマに掲載しているグラフの元データ等の集計結果は、本制度ホームページに掲載している(「産科医療の質の向上への取組みの動向」http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/trend/)。

集計結果については、本章の集計対象となる事例がわが国におけるすべての分娩のデータではなく本制度の補償対象事例に関する分娩のデータのみであること、また出生年が今より7年以上前までの事例であることに留意した上で、再発防止委員会の見解として経年の傾向等を記載した。なお、集計結果を示している出生年のうち、2017年と2018年は原因分析報告書の未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

1. 子宮収縮薬について

子宮収縮薬については、これまで第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書および第13回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、産婦人科診療ガイドライン(「子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点」)および添付文書を順守し、用法・用量を守り適正に使用することや、適切に分娩監視装置を装着し厳重な分娩監視のもと使用すること、また事前に文書により使用の必要性(適応)や副作用および有害事象等を説明し、妊産婦の同意を得た上で使用することなどについて、「産科医療関係者に対する提言」として取りまとめ、参考として分娩誘発・促進(子宮収縮薬使用)にあたっての「説明書・同意書」の一例*を作成した。

これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、子宮収縮薬としてオキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)が使用された事例826件を本テーマの集計対象とし、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2011」、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」および「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」において推奨されている診療行為等に基づき、「子宮収縮薬使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法」、「子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無」について、出生年別に事例件数を集計した。

なお、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」では、「CQ415-1子宮収縮薬(オキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、ならびにプロスタグランジン E_{2} 製剤 [経口剤] の三者)投与開始前に確認すべきことは?」および「CQ415-2子宮収縮薬投与中にルーチンで行うべきことは?」、「CQ415-3子宮収縮薬の増量・投与あるいは減量・中止を考慮するときは?」に推奨される診療行為等が掲載されている $^{1)}$ 。

*分娩誘発・促進(子宮収縮薬使用)についてのご本人とご家族への説明書・同意書(例) http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/proposition/pdf/Saihatsu_introduction_informedconsent_201402_2.pdf



1) 子宮収縮薬使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法

子宮収縮薬が使用された事例826件のうち、オキシトシンを使用した事例713件における用法・用量および使用時の分娩監視装置による胎児心拍数聴取方法について、産婦人科診療ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等に基づき出生年別に集計し、各出生年のオキシトシン使用事例件数に対する割合をグラフで示した(図4-Ⅳ-1)。

なお、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)を使用した事例における 集計結果は、本制度ホームページに集計表を掲載している。

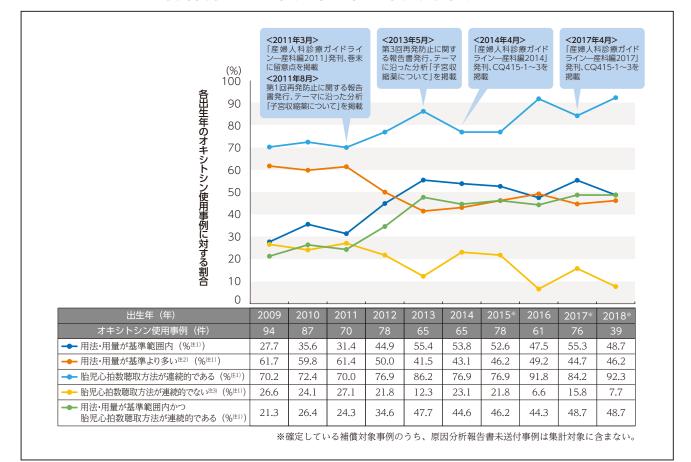


図4-Ⅳ-1 オキシトシン使用事例における用法・用量、胎児心拍数聴取方法

- 注1)「%」は、用法・用量が不明の事例、胎児心拍数聴取方法が不明の事例、胎児心拍数聴取の実施がない事例を除いているため、合計が100%にならない場合がある。
- 注2)「用法・用量が基準より多い」は、初期投与量、増加量、最大投与量のいずれかが産婦人科診療ガイドラインに記載された 基準より多いものである。
- 注3)「胎児心拍数聴取方法が連続的でない」は、間欠的な分娩監視装置の装着またはドプラ等による胎児心拍数聴取である。産婦人科診療ガイドラインによると、子宮収縮薬投与中は、分娩監視装置を用いて子宮収縮と胎児心拍数を連続モニタリングするとされている。

オキシトシンを使用した事例において、用法・用量が産婦人科診療ガイドラインの基準範囲内であった事例の出生年別の割合は、2009年の27.7%から2013年の55.4%までは増加傾向、2014年の53.8%から2016年の47.5%までは減少傾向にあり、2017年は55.3%で増加し、2018年に48.7%で減少した。胎児心拍数聴取方法が連続的である事例の割合は、2009年の70.2%から2013年の86.2%までは増加傾向、2014年と2015年は76.9%で減少し、2016年は91.8%で増加、2017年は84.2%で減少し、2018年に92.3%で増加した。用法・用量が産婦人科診療ガイドラインの基準範囲内であった事例で、かつ胎児心拍数聴取方法が連続的である事例の割合は、2009年の21.3%から2013年の47.7%までは増加傾向にあり、2014年以降は40%台を推移している。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

2) 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無

子宮収縮薬が使用された事例826件における説明と同意の有無について、産婦人科診療ガイドライン において推奨されている診療行為等に基づき出生年別に集計し、各出生年の子宮収縮薬使用事例件数に 対する割合をグラフで示した(図4-N-2)。

子宮収縮薬の使用における説明と同意について、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」の「子 宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点:改訂2011年版」においては、文書での同意が 望ましいとされていたものが²⁾、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」の「CQ415-1子宮収縮 薬(オキシトシン、プロスタグランジンF₂α、ならびにプロスタグランジンE₂錠の三者)投与開始前に 確認すべき点は?| においては、文書によるインフォームドコンセントを得ると変更されていることを 受け³⁾、文書または口頭のいずれかでの同意があった事例の割合を「文書または口頭での同意あり」と して、このうち文書での同意があった事例の割合を「文書での同意あり」としてグラフで示した。

なお、口頭での同意があった事例の集計結果は、本制度ホームページに集計表を掲載している。

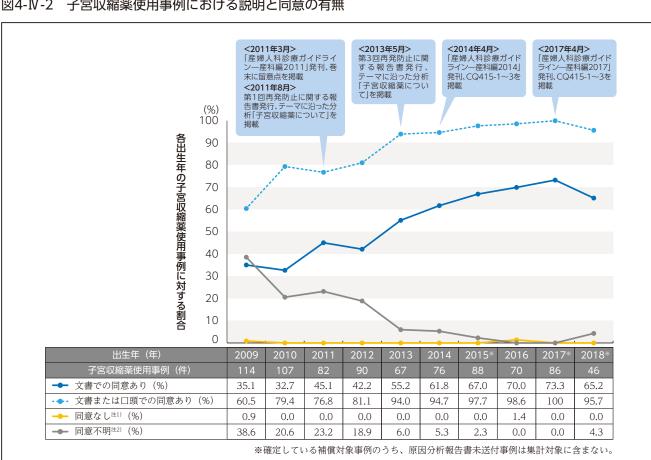


図4-N-2 子宮収縮薬使用事例における説明と同意の有無

- 注1)「同意なし」は、原因分析報告書において、説明と同意がなかったことが記載されている事例である。
- 注2)「同意不明」は、原因分析報告書において、説明と同意やその方法に関する記載がない事例、説明を行った記載はあるが同 意の記載がない事例、分娩機関からの情報と家族からの情報に齟齬がある事例、および当該分娩機関で複数の薬剤を使用 した場合にいずれかの薬剤の説明と同意について不明であった事例である。

子宮収縮薬を使用した事例において、産婦人科診療ガイドラインで推奨されている文書での同意があった事例の出生年別の割合は、2009年の35.1%から2017年の73.3%までは増加傾向にあり、2018年に65.2%で減少した。文書または口頭のいずれかでの同意があった事例の割合は、2009年の60.5%から2017年の100%までは増加傾向にあり、2018年に95.7%で減少した。同意の有無が不明であった事例の割合は、2009年の38.6%から減少傾向にあり、2016年と2017年は0.0%、2018年に4.3%で増加した。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、数値は変動する可能性がある。

2. 新生児蘇生について

新生児蘇生については、これまで第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書、第5回再発防止に関する報告書および第12回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムの手順を認識することや、まず人工呼吸(バッグ・マスク換気)と胸骨圧迫まではすべての産科医療関係者が新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムに沿って実施すること、定期的に知識や技能の更新を図ることなどについて、「産科・小児科医療関係者に対する提言」として取りまとめた。

これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、「JRC蘇生ガイドライン2010」⁴⁾ と「JRC蘇生ガイドライン2015」⁵⁾ において推奨されている新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムに基づき、生後1分以内の時点で心拍数が100回/分未満であった事例または自発呼吸がなかった事例(以下「生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例」)2,062件を本テーマの集計対象とし、「生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例における生後1分以内の人工呼吸開始の有無」について、出生年別に事例件数を集計した。

なお、日本周産期・新生児医学会においては、JRC蘇生ガイドラインに基づき新生児蘇生に関して取りまとめた日本版救急蘇生ガイドラインに基づく新生児蘇生法テキストを発刊しており、「JRC蘇生ガイドライン2020」⁶⁾ に掲載されている新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムは、「日本版救急蘇生ガイドライン2020に基づく新生児蘇生法テキスト第4版」の第2章に掲載されている⁷⁾。

1) 生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例における生後1分以内の人工呼吸開始の有無

生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例2,062件における生後1分以内の人工呼吸開始の有無について、JRC蘇生ガイドラインにおいて推奨されている新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムに基づき出生年別に集計し、各出生年の生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例件数に対する割合をグラフで示した(図4-IV-3)。

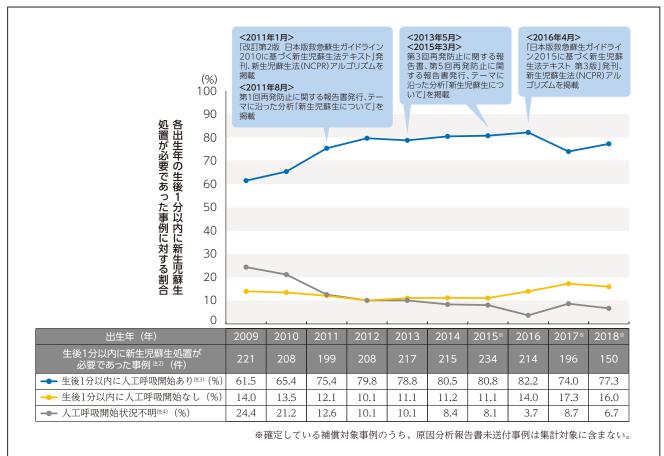


図4-IV-3 生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例における生後1分以内の人工呼吸^{注1)} 開始の有無

- 注1)「人工呼吸」は、バッグ・マスクによる人工呼吸またはチューブ・バッグによる人工呼吸等を集計し、マウス・ツー・マウスによる人工呼吸や具体的な方法が不明な人工呼吸は除外している。
- 注2)「生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例」は、生後1分以内の時点で、心拍数が100回/分未満であった事例または自発呼吸がなかった事例である。
- 注3)「生後1分以内に人工呼吸開始あり」は、原因分析報告書において、「生後1分に実施」等と記載された事例である。
- 注4)「人工呼吸開始状況不明」は、原因分析報告書において、人工呼吸の開始時刻について記載がない事例である。

生後1分以内に新生児蘇生処置が必要であった事例において、JRC蘇生ガイドラインで推奨されている新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムに沿って、生後1分以内に人工呼吸が開始された事例の出生年別の割合は、2009年の61.5%から2016年の82.2%までは増加傾向にあり、2017年と2018年に70%台で減少した。生後1分以内に人工呼吸が開始されていなかった事例の出生年別の割合は、2009年から2018年までは10%台を推移している。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

3. 吸引分娩について

吸引分娩については、これまで第2回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、産婦人科診療ガイドラインに沿って実施の判断を適切に行い、適正な方法で吸引分娩を行うことや、吸引分娩実施中は随時分娩方法の見直しを行うことなどについて、「産科医療関係者に対する提言」として取りまとめた。

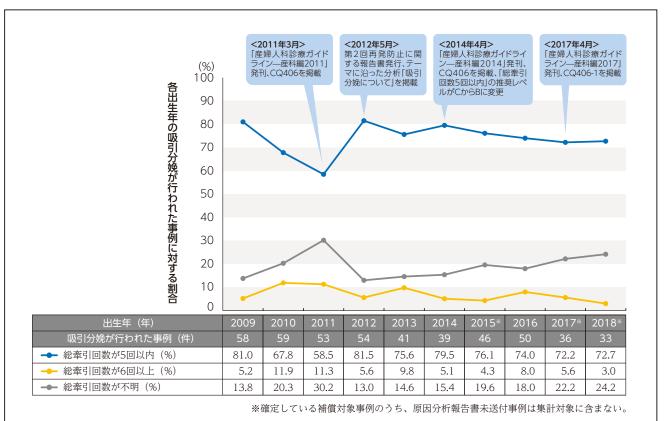
これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、吸引分娩が行われた事例469件を本テーマの集計対象とし、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2008」、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」および「産婦人科診療ガイドライン―産科編2017」において推奨されている診療行為等に基づき、「吸引分娩が行われた事例における総牽引回数」について、出生年別に事例件数を集計した。

なお、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」では、「CQ406吸引・鉗子娩出術、子宮底圧迫法 の適応と要約、および実施時の注意点は?」に推奨される診療行為等が掲載されている⁸⁾。

1) 吸引分娩が行われた事例における総牽引回数

吸引分娩が行われた事例469件における総牽引回数について、産婦人科診療ガイドラインにおいて推奨されている診療行為等に基づき出生年別に集計し、各出生年の吸引分娩が行われた事例件数に対する割合をグラフで示した(図4-IV-4)。

図4-Ⅳ-4 吸引分娩が行われた事例における総牽引回数



吸引分娩が行われた事例において、総牽引回数が産婦人科診療ガイドラインで推奨されている5回以内であった事例の出生年別の割合は、2009年の81.0%から2011年の58.5%までは減少し、2012年は81.5%で増加、2013年以降は70%台を推移している。総牽引回数が不明の事例の出生年別の割合は、2012年の13.0%から微増傾向にあり、20%前後を推移している。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

4. 胎児心拍数聴取について

胎児心拍数聴取については、これまで第1回再発防止に関する報告書、第3回再発防止に関する報告書、第8回再発防止に関する報告書、第9回再発防止に関する報告書および第10回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、産婦人科診療ガイドラインおよび助産業務ガイドラインに沿って、必要とされる時期に間欠的胎児心拍数聴取や連続モニタリングを行うことや、胎児心拍数陣痛図の判読能力を高めるよう院内の勉強会や院外の講習会へ参加することなどについて、「産科医療関係者に対する提言」として取りまとめた。

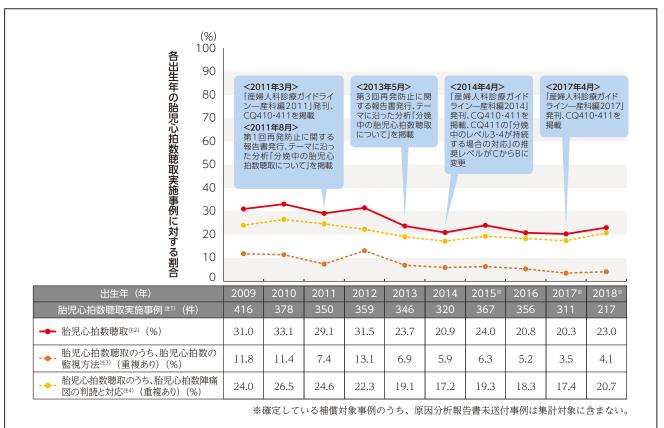
これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、入院から分娩までに胎児心拍数聴取が 実施された事例3,420件を本テーマの集計対象とし、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」 において胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目について、出生年 別に事例件数を集計した。

なお、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2023」では、「CQ410分娩中の胎児心拍数および陣痛の観察は?」、「CQ411胎児心拍数陣痛図の評価法とその対応は?」に推奨される診療行為等が掲載されている⁸⁾。

1) 胎児心拍数聴取実施事例における胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘が あった項目

胎児心拍数聴取が実施された事例3,420件において、産科医療の質の向上を図るための指摘があった 胎児心拍数聴取に関する項目を出生年別に集計し、各出生年の胎児心拍数聴取が実施された事例件数に 対する割合をグラフで示した。このうち、胎児心拍数の監視方法、および胎児心拍数陣痛図の判読と対 応についても出生年別に集計し、各出生年の胎児心拍数聴取が実施された事例件数に対する割合をグラ フで示した(図4-Ⅳ-5)。

図4-IV-5 胎児心拍数聴取実施事例における胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目



- 注1)「胎児心拍数聴取実施事例」は、入院から分娩までに胎児心拍数の聴取を行った事例であり、聴取の実施が不明である事例 や、施設外での墜落産、災害下で医療機器がなかったなど、やむを得ず胎児心拍数を聴取できなかった事例を除く。
- 注2)「胎児心拍数聴取」は、「胎児心拍数の監視方法」または「胎児心拍数陣痛図の判読と対応」について産科医療の質の向上 を図るための指摘があったものである。
- 注3) 「胎児心拍数聴取のうち、胎児心拍数の監視方法」は、原因分析報告書において、分娩監視装置の装着またはドプラ等による胎児心拍数の聴取方法について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものであり、胎児心拍数の聴取間隔や正確な胎児心拍数および陣痛計測を含む。
- 注4) 「胎児心拍数聴取のうち、胎児心拍数陣痛図の判読と対応」は、原因分析報告書において、胎児心拍数陣痛図の判読と対応 について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものであり、妊娠中に行ったノンストレステストの判読と対応も 含む。

入院から分娩までに胎児心拍数聴取が実施された事例において、胎児心拍数聴取に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例の出生年別の割合は、2009年から2012年までは30%前後で横ばいであり、2013年は23.7%で減少し、その後2014年から2018年までは20%台を推移している。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

5. 診療録等の記載について

診療録等の記載については、これまで第2回再発防止に関する報告書のテーマに沿った分析で取り上げた。この分析より、「産科医療補償制度の原因分析・再発防止に係る診療録・助産録および検査データ等の記載事項」を参考に診療録等を記載することや、特に異常出現時の母児の状態、および分娩誘発・促進の処置や急速遂娩実施の判断と根拠や内診所見、新生児の蘇生状況については詳細に記載することについて、「産科医療関係者に対する提言」として取りまとめた。

これらの分析結果を踏まえ、本章の集計対象3,470件のうち、出生年が2014年から2018年の事例 1,601件を集計対象*とし、原因分析報告書の「臨床経過に関する医学的評価」において診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目について、出生年別に事例件数を集計した。

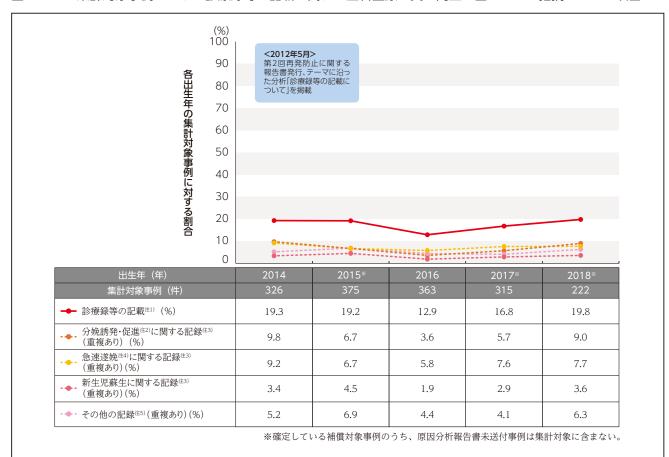
*集計対象は、2015年に原因分析委員会で決定した基準に沿った診療録等の記載に関する評価が開始された出生年が2014年 以降の事例となる。

1) 集計対象事例における診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目

本章の集計対象事例3,470件のうち、出生年が2014年から2018年の事例1,601件において、産科医療の質の向上を図るための指摘があった診療録等の記載に関する項目を出生年別に集計し、各出生年の集計対象事例に対する割合をグラフで示した。このうち、分娩誘発・促進に関する記録、急速遂娩に関する記録、新生児蘇生に関する記録、およびその他の記録についても、出生年別に集計し、各出生年の集計対象事例に対する割合をグラフで示した(図4-IV-6)。

なお、原因分析委員会において診療録等の記載に関して必ず評価する項目である分娩誘発・促進に関する記録の「適応」、「分娩監視方法」、「説明と同意」、「薬剤投与方法」と、急速遂娩に関する記録の「適応」、「要約」、「実施時間・回数」、「決定時期」、「決定後の対応」について産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例の集計結果は、本制度ホームページに集計表を掲載している。

図4-Ⅳ-6 集計対象事例における診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった項目



- 注1)「診療録等の記載」は、「分娩誘発・促進に関する記録」または「急速遂娩に関する記録」、「新生児蘇生に関する記録」、「そ の他の記録」について産科医療の質の向上を図るための指摘があったものである。
- 注2)「分娩誘発・促進」は、吸湿性子宮頸管拡張器の挿入、メトロイリーゼ法、子宮収縮薬の投与を行ったものである。
- 注3)「分娩誘発・促進に関する記録」と「急速遂娩に関する記録」および「新生児蘇生に関する記録」は、原因分析委員会において診療録等の記載に関して必ず評価する項目である。
- 注4)「急速遂娩」は、吸引分娩、鉗子分娩、緊急帝王切開術を実施したものである。
- 注5)「その他の記録」は、新生児の状態に関する記録、胎児心拍数聴取に関する所見の記録、検査に関する記録等である。

本章の集計対象事例において、診療録等の記載に関する産科医療の質の向上を図るための指摘があった事例の出生年別の割合は、2014年と2015年は19%台、2016年は12.9%で減少し、2017年は16.8%、2018年に19.8%で増加した。なお、2017年と2018年は未送付事例が多いため、傾向の解釈には留意する必要がある。

引用文献

- 1) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2023.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,253-260,日本産科婦人科学会,2023.
- 2) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン―産科編2011.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,333-339,日本産科婦人科学会,2011.
- 3) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン―産科編2014.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,266-269,日本産科婦人科学会,2014.
- 4) JRC蘇生ガイドライン2010.日本蘇生協議会,日本救急医療財団監修,206-208,へるす出版,2011.
- 5) JRC蘇生ガイドライン2015.日本蘇生協議会監修,244-247,医学書院,2016.
- 6) JRC蘇生ガイドライン2020.日本蘇生協議会監修,233-236,医学書院,2021.
- 7) 日本版救急蘇生ガイドライン2020に基づく新生児蘇生法テキスト第4版.細野茂春監修.53.メジカルビュー社.2021.
- 8) 日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2023.日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会監修,213-218,228-237,日本産科婦人科学会,2023.

参考文献

- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2008.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2008.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2011.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2011.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2014.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2014.
- ・日本産科婦人科学会,日本産婦人科医会編.産婦人科診療ガイドライン—産科編2017.日本産科婦人科学会,日本産婦人 科医会監修,日本産科婦人科学会,2017.

付録

1. 再発防止委員会および各関係学会・団体等の動き

各テーマに関する再発防止委員会および各関係学会・団体等の動きについて下表にまとめた。 なお、再発防止委員会の動きについては表内の背景色を変更している。

1) 子宮収縮薬について

2008年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、CQ404の解説に「陣痛促進薬の使用法」を掲載した「産婦人科 診療ガイドライン—産科編2008」を発刊
2011年3月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、巻末に「子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点:改訂2011年版」を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2011」を発刊
2011年8月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載した第1回再発防止に関する報告書を 発行
2013年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載した第3回再発防止に関する報告書を 発行
2014年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、子宮収縮薬に関連するCQ415-1 ~ CQ415-3を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」を発刊
2015年7月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には分娩監視装置による胎児の心音や 子宮収縮状態の監視を徹底する旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2015年8月	日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構がCLoCMiP(助産 実践能力習熟段階)レベルⅢ認証制度を創設し、日本助産評価機構が認証を開始、必須研修項目に「臨床薬理 (妊娠と薬)」を設定
2016年6月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」に基づき、同薬の「使用上の注意」を改訂し発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、「使用上の注意」をホームページに掲載
2017年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、子宮収縮薬に関連するCQ415-1 ~ CQ415-3を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」を発刊
2017年8月 2018年12月 2019年12月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には必要性および危険性の十分な説明と同意取得、また、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底する旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2020年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、子宮収縮薬に関連するCQ415-1 ~ CQ415-3を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」を発刊
2020年12月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には必要性および危険性の十分な説明と同意取得、また、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底する旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2022年1月 2022年12月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には必要性および危険性の十分な説明と同意取得、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底、また、異常が認められた場合には、適切な処置を行う旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出 医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2023年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」を掲載した第13回再発防止に関する報告書を 発行
2023年8月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、子宮収縮薬に関連するCQ415-1 ~ CQ415-3を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」を発刊

[次頁へ続く]

2023年11月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には投与量・増量法等に留意するとともに、必要性および危険性の十分な説明と同意取得、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底、また、異常が認められた場合には、適切な処置を行う旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2024年12月	子宮収縮薬を販売する製薬会社4社が、医療従事者に対し、同薬使用時には投与量・増量法等に留意するとともに、必要性および危険性の十分な説明と同意取得、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底、また、異常が認められた場合には、適切な処置を行う旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出子宮頸管熱化薬を製造・販売する製薬会社2社が、医療従事者に対し、同薬使用時には用法・用量等に留意するとともに、必要性および危険性の十分な説明と同意取得、分娩監視装置による胎児の心音や子宮収縮状態の監視を徹底、また、異常が認められた場合には、同剤を速やかに除去し、適切な処置を行う旨の文書「適正使用に関するお願い」を発出医薬品医療機器総合機構(PMDA)が、文書をホームページに掲載
2025年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬について」および「子宮収縮薬および吸引分娩について 一『産科医療の質の向上への取組みの動向』を踏まえて―」を掲載した第15回再発防止に関する報告書を発行

2) 新生児蘇生について

2) 利土元麻土に ついて		
2007年7月	日本周産期・新生児医学会が、新生児蘇生法委員会を組織し、新生児蘇生法普及事業を開始、「新生児蘇生法講習会」を運営	
2011年1月	日本周産期・新生児医学会が、「改訂第2版日本版救急蘇生ガイドライン2010に基づく新生児蘇生法テキスト」 を発刊	
2011年3月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」を発刊	
2011年8月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載した第1回再発防止に関する報告書を 発行	
2011年10月	日本蘇生協議会・日本救急医療財団が、新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムを掲載した「JRC蘇生ガイドライン2010」を発刊	
2013年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載した第3回再発防止に関する報告書を 発行	
2014年3月	日本助産師会が、新生児蘇生に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」を 掲載した「助産業務ガイドライン2014」を発刊	
2014年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」を発刊	
2015年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載した第5回再発防止に関する報告書を 発行	
2015年8月	日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構がCLoCMiP(助産 実践能力習熟段階)レベルⅢ認証制度を創設し、日本助産評価機構が認証を開始、必須研修項目に「新生児蘇 生法(NCPR) Bコース以上」を設定	
2016年2月	日本蘇生協議会が、新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムを掲載した「JRC蘇生ガイドライン2015」を発刊	
2016年4月	日本周産期・新生児医学会が、「日本版救急蘇生ガイドライン2015に基づく新生児蘇生法テキスト第3版」を 発刊	
2017年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」を発刊	
2019年6月	日本助産師会が、新生児蘇生に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」を 掲載した「助産業務ガイドライン2019」を発刊	
2020年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」を発刊	
2021年4月	日本周産期・新生児医学会が、「日本版救急蘇生ガイドライン2020に基づく新生児蘇生法テキスト第4版」を 発刊	
2021年6月	日本蘇生協議会が、新生児蘇生法(NCPR)アルゴリズムを掲載した「JRC蘇生ガイドライン2020」を発刊	
2022年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「新生児蘇生について」を掲載した第12回再発防止に関する報告書を 発行	
2023年8月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、新生児蘇生に関連するCQ801を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」を発刊	
2025年1月	日本助産師会が、新生児蘇生に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」を 掲載した「助産業務ガイドライン2024」を発刊	

3) 吸引分娩について

2008年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2008」を発刊
2011年3月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2011」を発刊
2012年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「吸引分娩について」を掲載した第2回再発防止に関する報告書を発行
2014年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」を発刊、「総牽引回数5回以内」の推奨レベルをCからBに変更
2017年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406-1を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2017」を発刊
2020年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406-1を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2020」を発刊
2023年8月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、吸引分娩に関連するCQ406を掲載した「産婦人科診療ガイドライン—産科編2023」を発刊
2025年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「子宮収縮薬および吸引分娩について―『産科医療の質の向上への取組みの動向』を踏まえて―」を掲載した第15回再発防止に関する報告書を発行

4) 胎児心拍数聴取について

· / development =		
2009年12月	日本助産師会が、胎児心拍数聴取に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」を掲載した「助産所業務ガイドライン2009年改訂版」を発刊	
2011年3月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人 科診療ガイドライン―産科編2011」を発刊	
2011年8月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「分娩中の胎児心拍数聴取について」を掲載した第1回再発防止に関 する報告書を発行	
2013年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「分娩中の胎児心拍数聴取について」を掲載した第3回再発防止に関する報告書を発行	
2014年3月	日本助産師会が、胎児心拍数聴取に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」 を掲載した「助産業務ガイドライン2014」を発刊	
2014年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2014」を発刊、CQ411「分娩中のレベル3・4が持続する場合の対応」の推奨レベルをCからBに変更	
2015年8月	日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構がCLoCMiP(助産実践能力習熟段階)レベルⅢ認証制度を創設し、日本助産評価機構が認証を開始、必須研修項目に「分娩期の胎児心拍数陣痛図(CTG)」を設定	
2017年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人 科診療ガイドライン―産科編2017」を発刊	
2018年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「胎児心拍数陣痛図の判読について」を掲載した第8回再発防止に関する報告書を発行	
2019年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「胎児心拍数陣痛図について」を掲載した第9回再発防止に関する報 告書を発行	
2019年6月	日本助産師会が、胎児心拍数聴取に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」 を掲載した「助産業務ガイドライン2019」を発刊	
2020年3月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「胎児心拍数陣痛図について」を掲載した第10回再発防止に関する報告書を発行	
2020年4月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人科診療ガイドライン―産科編2020」を発刊、CQ411推奨レベルB「胎児健常性が阻害されていると判断する所見」として「サイナソイダルパターン」を掲載	
2023年8月	日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会が、胎児心拍数聴取に関連するCQ410、CQ411を掲載した「産婦人 科診療ガイドライン―産科編2023」を発刊	
2025年1月	日本助産師会が、胎児心拍数聴取に関連する「正常分娩急変時のガイドライン」、「医療安全上留意すべき事項」 を掲載した「助産業務ガイドライン2024」を発刊	

5) 診療録等の記載について

2009年12月	日本助産師会が、記録の記載に関連する「記録に関する留意事項」を掲載した「助産所業務ガイドライン 2009年改訂版」を発刊
2012年5月	再発防止委員会が、テーマに沿った分析「診療録等の記載について」を掲載した第2回再発防止に関する報告 書を発行
2014年3月	日本助産師会が、記録の記載に関連する「医療安全上留意すべき事項」を掲載した「助産業務ガイドライン 2014」を発刊
2015年8月	日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構がCLoCMiP(助産 実践能力習熟段階)レベルIII認証制度を創設し、日本助産評価機構が認証を開始、必須研修項目に「医療安全 と助産記録」を設定
2019年6月	日本助産師会が、記録の記載に関連する「医療安全上留意すべき事項」を掲載した「助産業務ガイドライン 2019」を発刊
2025年1月	日本助産師会が、記録の記載に関連する「医療安全上留意すべき事項」を掲載した「助産業務ガイドライン 2024」を発刊

「資料 分析対象事例の概況」に関する委員ご意見一覧

番号	分類	ご意見	対応および審議事項
第 103	回再発防止		
1	I. 分析対 象事例にお ける事例の 内容につい て		現行の表と大きく変えず、「あり/なし/不明」の件数を提示
2		重複があるため、この表から割合を算出するのは困難なのではないか。やはり「診断なし」の件数は必要ではないか。	資料 8 P4 表 I -6 P6 表 I -13 P15 表 I -46
3		表 I-46 について、新生児期の診断が付いていない事例もあるのか。新生児期に特別な症状がないが、最終的に脳性麻痺の診断が付く患者もいる。新生児期に特別な診断がない事例があるのであれば、その件数は明記した方が良いのではないか。	(通番 17~20 と関連)
4		第 15 回再発防止報告書にて、表 I -46 における「診断なし」の事例は 11.9%とされている。「診断なし」の情報もあった方が良いかもしれない。検討してほしい。	
5		改訂の目的は、「その他」をなくすということで良かったか。委員会における意見では、「その他」に含まれる診断名を一部表に出すという理解であった。「その他」をなくすことにより情報が不足する印象を受ける。まとめることで煩雑になるということも理解はできるため、判断しにくい。	
6		第 15 回再発防止報告書の書式は、分かりにくい印象を受ける。分かりやすい書式が良いと思う。	
7		臨床で見ていると、新生児期に問題がなかったが3歳頃に 脳性麻痺と診断される事例がある。表 I-46 における「診 断なし」はぜひ入れていただきたい。	
8		例えば表 I-13 は「診断なし」があった方が良いと思う。 現行の表では「その他」の件数が最も多かったため、件数 の多い疾患が隠れてしまっていたのではないかと考える。 改訂案には「子宮筋腫」の項目があるため、そのような件 数の多い疾患が「その他」に含まれていたのではないか。 件数が多い疾患を項目化した方が良いと思う。	
9		小林委員にデータを確認いただきながら相談してほしい。 一部のデータが見えなくなるような印象を受けるのが、委 員の懸念点だと思う。	

番号	分類	ご意見	対応および審議事項
10	I. 分析対 象事例にお ける事例の 内容につい て	(表 I-45 新生児搬送の有無) 表 I-46 の「診断なし」と改訂案の「入院なし」の割合にはそれほど差異がないため、入院有無の情報は有用ともいえるし、ここまで必要ないとの考えもあるかと思う。	【審議事項】 ●「入院の有無」「新生児搬送の有無」の2項目を1つの表にまとめて集計しましたので、改訂案をご確認ください。 資料8 P14 表 I-45
11		入院の有無にて情報はある程度網羅されているが、搬送の有無について、周産期体制が地域によって集約化されていることを考慮すると、再発防止とは別の観点からデータを見たいと思う人がいると思う。新生児搬送の有無の表の掲載は継続してほしい。小児科入院の有無の表もぜひ掲載してほしい。今後、小児科医が児の出生にどこまで関与できるかというところも重要だと考える。	
12		分娩件数が多くても小児科が充実していない、小児科の体制が整っていても分娩件数が少ないという分娩施設はあるといった実情はあると思う。このような状況を示すためには良いデータかと思う。	
13	II. 再発防止 分析対象事例 における状況 および診療体 制について	(2. 診療体制の各表) 延べ件数であることを明記すれば読者は理解できると思う。年次別で算出すると、分娩がどのように集約化しているかが読み取れるデータになる可能性はある。また、医療従事者の流れ等も読み取れる可能性があるかと思う。	●診療体制の各表について、従来のとおり合計数を掲載するにあたり、以下のような懸念点があげられます。 ・同一分娩機関の情報を複数集計している場合、事例の発生時
14		院内助産の件数についても、削除することなく掲載してほ しい。そこで何が起きたのか、再発防止に向けて考える視 点になると思う。	期により異なる区分で集計されている可能性がある。 ・分析対象事例が院内助産および産科オープンシステムを利
15		院内助産に関して議論があった際には、情報自体が正確で はない可能性があるということも懸念されていたかと思 う。	用したとは限らず、ミスリード を招く可能性がある。 ・回答する分娩機関により定義
16		院内助産も含め、年次別のデータを作成し、委員会で確認 したい。報告書からは削除しホームページに掲載する、報 告書への掲載を継続するという方法があると思う。	の認識に相違がある可能性がある。 【審議事項】 ●掲載方法の案を整理しましたので、方向性についてご審議ください。 ・再発防止報告書には掲載しない(分析対象事例全体の合計数は集計しない)。 ・出生年別統計において集計し、ホームページに掲載する。 資料 8-参考 P17~18 資料 9 P2~3 資料 9-参考 P2~3

番号	分類	ご意見	対応および審議事項
第 103	回再発防止	- 委員会後小林委員ご相談	
17	I. 分析対象 事例における 事例の内容に ついて	(表 I -6妊産婦の既往・現病歴の有無、表 I -13産科合併 症の有無、表 I -46新生児期の診断の有無) ・「その他の疾患」および「その他の診断名」の件数は 多いが、「あり」と記載されていることは事実であるため、基本的には提示した方が良い。 ・「その他の疾患」および「その他の診断名」として丸めているものは、一旦項目化して集計してみてほしい。	●「その他の疾患」および「そ の他の診断名」として丸めてい たものについて、項目化して集 計しました。 資料8 P4 表 I-6 P6 表 I-13 P15 表 I-46 (通番1~9と関連)
18		(表 I-6 妊産婦の既往・現病歴の有無) ・疾患名が不明のものについて、「その他の疾患」に含める のは望ましくない。「不明」として集計してはいかがか。	●疾患名が不明の事例について、既往・現病歴「不明」として集計する整理としました。 ●各項目名について、主要診断群分類等を参考に整理し、メール審議にてご確認いただく予定です。 資料8 P4 表 I-6 (通番 1~9 と関連)
19		(表 I-13 産科合併症の有無) ・「疑い」のデータを集計するか否かは、委員会にて相談するのが良いと考える。 ・産科合併症については、産科医委員などに相談し、産科合併症として抽出すべき項目を定める必要があるのではないか。次年度継続の課題とすることで良いと考える。	●データ項目の都合上、一部の診断名について「疑い」が含まれ、集計上は「その他の診断名」に含まれています。 【審議事項】 ●各項目の整合性を図るため、「疑とと整理してはいかがでしなうか。 ●再発防止報告書において「産科合併症」として集計する診断名を定義付けすることを次でとようか。 (資料8) P6 表 I-13 (通番1~9と関連)
20		(表 I -46 新生児期の診断の有無) ・表Ⅲ-1 脳性麻痺発症の原因と本表では集計対象が異なるため、頭部画像診断については本表でも集計する必要があるのではないか。 ・頭部画像診断について、頭部画像診断を中項目とし、各所見をその内訳として集計することはやってみても良いと思う。	●頭の関連のででででででででででででででででででででででででででででででででででで

番号	分類	ご意見	対応および審議事項
			・2009 年~2014 年出生の事例
			については、ホームページに掲
			載している出生年別統計にて
			集計結果を提示する。
			資料 9 P1 表 I -46
			(通番 1~9 と関連)

※第 15 回再発防止報告書より変更した箇所には灰色の網掛けをしています。

※各表には、第 15 回再発防止報告書の分析対象事例 3,796 件における集計結果を記載しています。

「資料 分析対象事例の概況」改訂案

「第 16 回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」の分析対象事例は、本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例のうち、2024 年 12 月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例 4,118 件 (分析対象事例の分布は表●を参照) である。これらの分析対象事例について、体系的に整理・蓄積している個々の事例における情報を集計し、妊娠・分娩経過および新生児期の経過等を概観した。

また、再発防止委員会では、本制度に係る情報を体系化することを目的とし、より原因分析報告書の情報に即したデータを抽出するため、脳性麻痺発症の原因に関するデータの抽出方法を変更した。これに伴い、関連する「Ⅲ. 脳性麻痺発症の原因」においては、集計表の書式を改訂した(詳細は P17 参照)。

なお、表に記載している割合は、計算過程において四捨五入しているため、その合計が 100%にならない場合がある。

補償対象事例のうち、同一年に出生したすべての事例が分析対象となったものについては、出生年別の統計を本制度のホームページに掲載している。(「原因分析がすべて終了した出生年別統計」http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/birthstatistics/index.html)

表● 分析対象事例における出生年の分布

対象数=3,796

出生年	補償対象事例数	原因分析報告書を児・保護者 および分娩機関に送付した事例数 (分析対象事例数)
2009~2014 年	2, 195	2, 195
2015 年	376	375
2016 年	363	363
2017年	340	315
2018年	332	222
2019 年	293	169
2020 年注)	239	121
2021 年注)	154	36

注)「2020 年」および「2021 年」は、第 16 回再発防止報告書の分析対象事例が確定した 2024 年 12 月末時点では満 5 歳の 誕生日までの補償申請期間を経過しておらず、補償対象事例数が未確定である。

I. 分析対象事例における事例の内容

1. 妊産婦に関する基本情報

表 I-1 出産時における妊産婦の年齢

対象数=3,796

	初産・経産の別				
	初産婦 (2, 104) 件数 % ^{注)}			産婦 692)	
			件数	% ^{注)}	
20 歳未満	44	2. 1	0	0.0	
20 歳~24 歳	217	10.3	70	4. 1	
25 歳~29 歳	618	29. 4	277	16. 4	
30 歳~34 歳	703	33. 4	670	39. 6	
35 歳~39 歳	414	19. 7	537	31. 7	
40 歳~44 歳	101	4.8	130	7. 7	
45 歳以上	7	0.3	8	0. 5	

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-2 妊産婦の身長

対象数=3,796

項目	件数	%
150cm 未満	225	5. 9
150cm 以上~160cm 未満	2, 133	56. 2
160cm 以上~170cm 未満	1, 298	34. 2
170cm 以上	66	1. 7
不明	74	1.9

表 I-3 非妊娠時における妊産婦の BMI

対象数=3,796

	項目	件数	%
やせ	18.5 未満	580	15. 3
正常	18.5以上~25未満	2, 474	65. 2
肥満I度	25 以上~30 未満	344	9. 1
肥満Ⅱ度	30 以上~35 未満	93	2. 4
肥満Ⅲ度	35 以上~40 未満	18	0.5
肥満IV度	40 以上	10	0.3
不明		277	7. 3

表 I-4 妊娠中の体重の増減

対象数注1) =3,519

	非妊娠時の体格							
	やせ ^{注 2)} (580)		正常 ^{注2)} (2, 474)		肥満 I 度 ^{注 2)} (344)		肥満Ⅱ度以上 ^{注2)} (121)	
	件数	%注3)	件数	% ^{注3)}	件数	%注3)	件数	% ^{注 3)}
±0kg 未満	5	0.9	23	0.9	18	5. 2	18	14. 9
±0kg 以上~+7 kg未満	127	21.9	555	22.4	146	42.4	67	55. 4
+7 kg以上~+12 kg未満	304	52.4	1, 211	48.9	113	32.8	25	20. 7
+12 kg以上~+20 kg未満	134	23. 1	639	25.8	61	17. 7	9	7. 4
+20 kg以上	7	1.2	32	1.3	4	1.2	1	0.8
不明	3	0.5	14	0.6	2	0.6	1	0.8

- 注1) 非妊娠時における BMI が不明の事例は、集計対象に含まない。
- 注 2) 「やせ」は BMI18.5 未満、「正常」は BMI18.5 以上~25 未満、「肥満 I 度」は BMI25 以上~30 未満、「肥満 II 度以上」 は BMI30 以上である。
- 注3)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-5 妊娠中の飲酒および喫煙の有無

対象数=3,796

	飲酒・喫煙の別				
		酒 706)	喫煙 (3, 796)		
	(3, 796) 件数 % ^{注)}		件数	% ^{注)}	
あり	47	1.2	131	3. 5	
なし	3, 113	82.0	3, 250	85. 6	
不明	636	16.8	415	10. 9	

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-6 妊産婦の主な既往・現病歴

対象数=3,796

			く数一3,790	
	項目	件数	%	
既往	・現病歴あり	1, 864	49. 1	
	婦人科疾患	543	14. 3	
	子宮筋腫	121	(3. 2)	
	子宮内膜症	56	(1.5)	
	卵巣嚢腫	109	(2.9)	
	その他の婦人科疾患	333	(8.8)	
	呼吸器疾患	416	11.0	
	喘息	338	(8.9)	
	肺炎・気管支炎	47	(1.2)	
	結核	10	(0.3)	
v#:	その他の呼吸器疾患	35	(0.9)	
疾患	消化器疾患	285	7. 5	
重	肝疾患	41	(1.1)	
〔重複あ	その他の消化器疾患	244	(6.4)	
9	循環器系疾患	107	2.8	
	心疾患	68	(1.8)	
	高血圧	25	(0.7)	
	脳血管疾患	14	(0.4)	
	内分泌・代謝系疾患	97	2.6	
	甲状腺疾患	83	(2. 2)	
	糖尿病	14	(0.4)	
	精神疾患	125	3. 3	
	腎・泌尿器疾患	95	2.5	
	自己免疫疾患	35	0.9	
	その他の疾患 ^{注)}	936	24. 7	
既往	· 現病歴なし	1,866	49. 2	
不明		66	1. 7	
注)「その他の疾患」は、項目としてあげた疾患以外を集計してお				

注)「その他の疾患」は、項目としてあげた疾患以外を集計しており、花粉症、腰椎椎間板ヘルニア等である。

表 I-7 初産婦・経産婦の別

対象数=3,796

712(9)(9)			
	項目	件数	%
初産婦		2, 104	55. 4
経産	婦	1,692	44. 6
	1回	1, 132	(29.8)
既往分娩回数	2 回	423	(11. 1)
	3 回	85	(2. 2)
	4回	30	(0.8)
	5 回以上	20	(0.5)
	不明	2	(0.1)

表 I-8 経産婦における既往帝王切開術の回数

対象数=1,692

項目	件数	%
0 回	1, 333	78.8
1回	237	14. 0
2 回	73	4. 3
3 回以上	9	0.5
不明	40	2. 4

2. 妊娠経過

表 I-9 不妊治療の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
不妊	治療あり	538	14. 2
3/4	体外受精	261	(6.9)
佐療 人 そ	人工授精	98	(2.6)
	その他の治療 ^{注)}	175	(4.6)
台	不明	4	(0.1)
不妊	治療なし	3, 124	82. 3
不明	不明 134		3. 5

注)「その他の治療」は、排卵誘発剤使用等である。

表 I-10 単胎・多胎の別

対象数=3,796

項目		件数	%
単胎		3, 559	93.8
双胎		236	6. 2
	二絨毛膜二羊膜双胎	84	(2.2)
性	一絨毛膜二羊膜双胎	三羊膜双胎 146	(3.8)
診账	一絨毛膜一羊膜双胎	4	(0.1)
1571	不明	2	(0.1)
三胎		1	0.0

表 I-11 胎盤位置

対象数=3,796

	-,	
項目	件数	%
正常	3, 548	93. 5
前置胎盤	55	1. 4
低置胎盤	33	0.9
不明	160	4. 2

表 I-12 羊水量異常診断の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
異常	診断あり	475	12. 5
診	羊水過多	128	(3.4)
診断内容	羊水過少	116	(3. 1)
容	その他 ^{注)}	231	(6. 1)
異常	診断なし	2, 922	77. 0
不明		399	10.5

注)「その他」は、多い、少ないなどと記載されたものである。

表 I-13 産科合併症の有無

対象数=3,796

	对象数 一5,150					
	項目	件数	%			
産科	合併症あり	3, 240	85. 4			
	切迫早産 ^{注1)}	1, 728	(45. 5)			
	常位胎盤早期剝離	690	(18. 2)			
	絨毛膜羊膜炎 ^{注2)}	680	(17. 9)			
	切迫流産	369	(9. 7)			
	妊娠高血圧症候群	346	(9. 1)			
	子宮筋腫	218	(5. 7)			
	播種性血管内凝固症候群(DIC)	146	(3.8)			
診	妊娠糖尿病	142	(3.7)			
診断	回旋異常	141	(3.7)			
名	臍帯脱出	95	(2. 5)			
重	性感染症	85	(2. 2)			
(重複あり)	卵巣腫瘍	82	(2. 2)			
	子宮破裂	78	(2. 1)			
	胎児母体間輸血症候群	72	(1.9)			
	頸管無力症	65	(1.7)			
	前置胎盤	47	(1.2)			
	羊水塞栓	30	(0.8)			
	児頭骨盤不均衡	16	(0.4)			
	HELLP 症候群	13	(0.3)			
	脳梗塞	6	(0.2)			
	その他の診断名 ^{注3)}	1,520	(40.0)			
産科	合併症なし	545	14. 4			
不明		11	0.3			
沙 1)	「知道日本」には 知道日本も参照。	(a)	18141F 00 M			

- 注1)「切迫早産」には、切迫早産と診断されていないが妊娠22週以降にリトドリン塩酸塩が処方されたものを含む。
- 注 2)「絨毛膜羊膜炎」は、胎盤病理組織学検査が実施され、「絨毛膜羊膜炎」と診断されたものである。
- 注3)「その他の診断名」は、項目としてあげた疾患以外を集計しており、静脈瘤や弛緩出血等である。

3. 分娩経過

表 I-14 分娩経過における母体搬送の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
母体搬送あり		572	15. 1
施邮	病院	169	(4. 5)
	診療所	395	(10.4)
分 市 助産所		8	(0.2)
母体搬	送なし	3, 224	84. 9

表 I-15 児娩出経路

対象数=3,796

	項目	件数	%
経脂	全分娩	1,607	42. 3
	吸引・鉗子いずれも実施なし	1, 182	(31. 1)
	吸引分娩	375	(9.9)
	鉗子分娩	50	(1.3)
帝王	切開術	2, 189	57. 7
	予定帝王切開術	188	(5.0)
	緊急帝王切開術	2,001	(52.7)

表 I-16 娩出経路別児娩出時の胎位

対象数=3,796

	娩出経路			
	経腟分娩 (1, 607)		帝王切開術 (2, 189)	
	件数 % ^{注)}		件数	%注)
頭位	1, 567	97. 5	1,835	83.8
骨盤位	31	1.9	281	12.8
横位	0	0.0	27	1. 2
不明	9	0.6	46	2. 1

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-17 和痛・無痛分娩注)の有無

対象数=3,796

項目	件数	%
あり	159	4. 2
なし	3, 637	95.8

注)「和痛・無痛分娩」は、硬膜外麻酔等を実施した事例である。

表 I-18 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間

対象数=1,607

	初産・経産の別			
	初 (91		経産 (691)	
	件数	%注)	件数	%注)
15 時間未満	654	71. 4	643	93. 1
15 時間以上~30 時間未満	197	21.5	23	3. 3
30 時間以上	43	4. 7	1	0. 1
不明	22	2. 4	24	3. 5

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-19 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間(分娩第1期)

対象数=1,607

			V1:	永 1,001	
	初産・経産の別				
	初産 (916)		経産 (691)		
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}	
15 時間未満	669	73.0	590	85. 4	
15 時間以上~30 時間未満	151	16. 5	17	2. 5	
30 時間以上	32	3. 5	1	0. 1	
不明	64	7. 0	83	12. 0	

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-20 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間(分娩第2期)

対象数=1,607

			V1=	X 2X 1,001	
	初産・経産の別				
	初産		経産		
	(9	(916)		91)	
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}	
1 時間未満	512	55. 9	560	81.0	
1 時間以上~2 時間未満	185	20. 2	31	4. 5	
2 時間以上	165	18.0	20	2. 9	
不明	54	5. 9	80	11.6	

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-21 初産・経産別破水から児娩出までの所要時間

対象数注1) =2,330

	初産・経産の別				
	初産 (1370) 件数 % ^{注2)}		経産 (960)		
			件数	% ^{注 2)}	
24 時間未満	1,013	73. 9	787	82. 0	
24 時間以上~48 時間未満	132	9.6	22	2. 3	
48 時間以上	89	6. 5	46	4.8	
不明	136	9. 9	105	10. 9	

注1) 帝王切開時に破水した事例は、集計対象に含まない。

表 I-22 子宮破裂の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
子宮破	子宮破裂あり注1)		2. 1
	なし	38	(1.0)
既子	帝王切開術あり	32	(0.8)
一の手	その他の子宮手術あり	5	(0.1)
有術無の	有 術 帝王切開術とその他の子宮手術あり		(0.1)
不明		1	(0.0)
子宮破る	製なし	3, 714	97.8
不明注2)		4	0.1

注1)「子宮破裂あり」は、不全子宮破裂を含む。

表 I-23 臍帯脱出の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
臍帯脱出あり		95	2. 5
	経産婦	52	(1.4)
関連因子	子宮収縮薬 ^{注)} 投与	43	(1.1)
子	人工破膜	25	(0.7)
重	メトロイリーゼ法	26	(0.7)
(重複あり)	骨盤位	13	(0.3)
めり	横位	3	(0.1)
	羊水過多	2	(0.1)
臍帯脱	出なし	3, 669	96. 7
不明		32	0.8

注)「子宮収縮薬」は、オキシトシン、プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)である。

注2)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

注2)「不明」は、子宮破裂疑いのものを含む。

表 I-24 分娩誘発・促進の処置注 の有無

対象数=3,796

			項目	件数	%
分娩	誘発・	促進あり		1, 315	34.6
	分娩	誘発あり		541	14. 3
	処	.,	オキシトシン	403	(10.6)
	処 置	投 薬剤の	プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤	87	(2.3)
	重	3 (1)	プロスタグランジン E₂製剤 (経口剤)	167	(4.4)
	(重複あり)	人工破腫	Ę	187	(4. 9)
	ŋ	メトロイ	イリーゼ法	216	(5. 7)
	0	吸湿性于	子宮頸管拡張器	75	(2.0)
	分娩促進あり		774	20. 4	
	処	.,	オキシトシン	392	(10.3)
	処 置	投	プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤	19	(0.5)
	重	3 (1)	プロスタグランジン E2製剤(経口剤)	25	(0.7)
	(重複あり	人工破腫	Ę	495	(13. 0)
	b)	メトロイ	イリーゼ法	14	(0.4)
		吸湿性子	子宮頸管拡張器	0	(0.0)
分娩記	誘発・	促進なし		2, 473	65. 1
不明				8	0.2

注)「分娩誘発・促進の処置」は、子宮収縮薬の投与、人工破膜、メトロイリーゼ法、吸湿性子宮頸管拡張器の挿入である。

表 I-25 人工破膜実施の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
実施あ	ŋ	688	18. 1
고 스	0cm 以上~3cm 未満	7	(0.2)
宮世	3cm以上~7cm未満	85	(2.2)
口開大度	7cm 以上~10cm 未満	94	(2.5)
口開大度	全開大	357	(9.4)
注)の	不明	145	(3.8)
実施な	L	3, 089	81. 4
不明		19	0.5

注)「子宮口開大度」について、「〇cm~〇cm」などと記載されているものは、開大度が小さい方の値とした。

表 I-26 人工破膜あり事例における人工破膜実施時の胎児先進部の高さ注)

対象数=688

	/	13/3/
項目	件数	%
\sim -3	26	3.8
-2	38	5. 5
-1	43	6.3
±0	44	6. 4
+1	16	2. 3
+2	11	1.6
+3	8	1.2
+4~	23	3. 3
不明	479	69.6

注)「胎児先進部の高さ」は、「胎児先進部○~○」などと記載されているものは、先進部の位置が高い方の値とした。

表 I-27 急速遂娩^{注1)}の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
急速遂始	免あり	2, 426	63. 9
	胎児機能不全	1, 904	(50. 2)
(重複適	分娩遷延・停止	233	(6. 1)
あ応	その他 ^{注2)}	621	(16. 4)
2	不明	53	(1.4)
急速遂始	免なし	1, 367	36. 0
不明		3	0. 1

- 注1)「急速遂娩」は、吸引娩出術、鉗子娩出術、緊急帝王切開術である。
- 注2)「その他」は、胎位異常、前置胎盤からの出血等である。

表 I-28 急速遂娩^{注1)} あり事例における急速遂娩決定^{注2)} から児娩出までの時間

対象数=2,426

		娩出方法 ^{注3)}				
		分娩 75)		分娩 0)	帝王切 (2, 0	
	件数	% ^{注 4)}	件数	%注4)	件数	% ^{注 4)}
30 分未満	98	26. 1	19	38. 0	469	23. 4
30 分以上~60 分未満	27	7. 2	3	6. 0	488	24. 4
60 分以上	8	2. 1	1	2. 0	593	29. 6
不明注5)	242	64. 5	27	54. 0	451	22. 5

- 注1)「急速遂娩」は、吸引娩出術、鉗子娩出術、緊急帝王切開術である。
- 注2)「急速遂娩決定」は、最初の急速遂娩決定時刻である。
- 注3)「娩出方法」は、最終娩出方法である。
- 注4)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注5)「不明」は、急速遂娩の決定時刻が不明なものである。

表 I-29 吸引娩出術実施の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
	i あり	517	13.6
総	5 回以内	383	(10.1)
劃	6 回以上	40	(1.1)
回数	回数不明	94	(2.5)
実施	はなし	3, 276	86. 3
不明		3	0. 1

表 I-30 鉗子娩出術実施の有無

対象数=3,796

項目	件数	%
実施あり	71	1. 9
総 1回 2 回以上	33	(0.9)
	21	(0.6)
数回数不明	17	(0.4)
実施なし	3, 721	98. 0
不明	4	0. 1

表 I-31 緊急帝王切開術実施の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
実施あ	Ŋ	2,001	52. 7
112	30 分未満	514	(13. 5)
出決宗	30 分以上~60 分未満	505	(13. 3)
a > 90	60 分以上	591	(15. 6)
の時間	不明 ^{注)}	391	(10.3)
実施な	l	1, 795	47. 3

注)「不明」は、緊急帝王切開術の決定時刻が不明なものである。

表 I-32 子宮底圧迫法注 実施の有無

対象数=3,796

項目	件数	%
実施あり	528	13. 9
実施なし	3, 239	85. 3
不明	29	0.8

注)「子宮底圧迫法」は、クリステレル胎児圧出法も含む。

表 I-33 分娩中の胎児心拍数聴取の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
胎児心拍数聴取あり		3, 741	98.6
恵 胎	ドプラのみ	166	(4.4)
聴取方法	分娩監視装置のみ	1, 435	(37. 8)
法数	両方	2, 140	(56. 4)
胎児心	心拍数聴取なし	47	1. 2
不明		8	0. 2

表 I-34 胎児心拍数聴取あり事例における胎児心拍数異常の有無

対象数=3,741

項目	件数	%
異常あり	3, 289	87.9
異常なし	408	10.9
不明	44	1. 2

表 I-35 臍帯巻絡の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
臍帯	巻絡あり	927	24. 4
	1回	701	(18. 5)
回 数	2 回	132	(3.5)
	3回以上	43	(1.1)
	回数不明	51	(1.3)
臍帯	巻絡なし	2, 652	69. 9
不明		217	5. 7

表 I-36 臍帯の長さ

対象数=3,796

項目	件数	%
25cm 未満	51	1.3
25cm 以上~40cm 未満	641	16. 9
40cm 以上~55cm 未満	1,616	42.6
55cm 以上~70cm 未満	951	25. 1
70cm以上	275	7. 2
不明	262	6. 9

表 I-37 臍帯異常の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
異常あ	ŋ	856	22. 6
	辺縁付着	333	(8.8)
重	卵膜付着(前置血管を含む)	94	(2.5)
(重複あ見	捻転の異常	120	(3. 2)
ŋ	単一臍帯動脈	27	(0.7)
	真結節	26	(0.7)
異常な	L	1,648	43.4
不明		1, 292	34. 0

4. 新生児期の経過

表 I-38 新生児の性別

対象数=3,796

項目	件数	%
男児	2, 156	56.8
女児	1,640	43. 2

表 I-39 在胎週数

対象数=3,796

項目	件数	%
満 28 週	109	2. 9
満 29 週	98	2.6
満 30 週	117	3. 1
満 31 週	107	2.8
満 32 週	150	4.0
満 33 週	191	5. 0
満 34 週	169	4. 5
満 35 週	210	5. 5
満 36 週	258	6.8
満 37 週	419	11.0
満 38 週	496	13. 1
満 39 週	616	16. 2
満 40 週	588	15. 5
満 41 週	254	6. 7
満 42 週	11	0.3
不明 ^{注)}	3	0.1

注)「不明」は、原因分析報告書に「在胎週数が不明」と記載されているが、審査委員会において、妊娠・分娩経過等から補償対象基準を満たす週数であると判断された事例である。

表 I-40 出生体重

対象数=3,796

項目	件数	%
1,000g 未満	43	1. 1
1,000g以上~1,500g未満	329	8. 7
1,500g以上~2,000g未満	459	12. 1
2,000g以上~2,500g未満	770	20.3
2,500g以上~3,000g未満	1, 107	29. 2
3,000g以上~3,500g未満	833	21. 9
3,500g以上~4,000g未満	214	5. 6
4,000g以上	19	0.5
不明 ^{注)}	22	0.6

注)「不明」は、蘇生処置等を優先したため、出生当日に体重を計測できなかった事例である。

表 I-41 出生時の発育状態^{注1)}

対象数=3,796

	在胎週数									
	28~	·32 週	33~	36 週	37~	41 週	42 i	周~	不	明
	(5	81)	(82	28)	(2, 3	373)	(1	1)	((3)
	件数	%注2)	件数	%注2)	件数	% ^{注 2)}	件数	% ^注	件数	%注2)
Light for dates (LFD)	83	14. 3	135	16. 3	361	15. 2	0	0.0	0	0.0
Appropriate for dates (AFD)	456	78. 5	633	76. 4	1,812	76. 4	0	0.0	0	0.0
Heavy for dates (HFD)	42	7. 2	58	7.0	180	7. 6	0	0.0	1	33. 3
不明注3)	0	0.0	2	0.2	20	0.8	11	100	2	66. 7

- 注1) 「出生時の発育状態」は、2009 年および 2010 年に出生した事例については「在胎週数別出生時体重基準値 (1998年)」、2011 年以降に出生した事例については「在胎期間別出生時体格標準値 (2010 年)」に基づいている。
- 注2) 「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注3) 「不明」は、在胎週数や出生体重が不明の事例、および「在胎週数別出生時体重基準値(1998年)」や「在胎期間 別出生時体格標準値(2010年)」の判定対象外である妊娠 42 週以降に出生した事例である。

表 I-42 アプガースコア注1)

対象数=3,796

	生後経過時間						
	1分 (3,796)		5分 (3,796)				
	件数 %注2)		件数	% ^{注 2)}			
0~3点	2,063	54. 3	1, 230	32. 4			
4~6 点	550	14. 5	873	23.0			
7~10 点	1, 141	30. 1	1, 575	41.5			
不明	42	1. 1	118	3. 1			

- 注1)「アプガースコア」について、「○点~○点」などと記載されているものは、点数が低い方の値とした。
- 注2)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-43 臍帯動脈血ガス分析実施の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
実施	あり	2, 960	78. 0
	pH6.7 未満	375	(9.9)
臍	pH6.7以上~6.8未満	207	(5. 5)
臍帯動	pH6.8以上~6.9未満	172	(4. 5)
脈	pH6.9以上~7.0未満	185	(4. 9)
血ガ	pH7.0以上~7.1未満	197	(5. 2)
ス	pH7.1以上~7.2未満	283	(7.5)
分析値	pH7.2以上	1, 452	(38. 3)
	疑義 ^{注1)}	47	(1.2)
рН	不明	42	(1.1)
実施	なし	669	17. 6
不明	注2)	167	4. 4

- 注1)「疑義」は、検査エラーとされた事例である。
- 注 2)「不明」は、採取時期が不明なもの、臍帯動脈血か臍帯静脈血かが不明なものを含む。

表 I-44 新生児蘇生処置^{注1、注2)} 実施の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
実施あり		2, 762	72.8
実施	人工呼吸 ^{注3)}	2, 655	(69. 9)
(重複と	気管挿管	2, 122	(55. 9)
(重複あり)	胸骨圧迫	1,077	(28.4)
処置	アドレナリン投与	614	(16. 2)
実施なし	,	1,034	27. 2

- 注 1) 「新生児蘇生処置」は、人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン投与である。
- 注 2) 「新生児蘇生処置」は、第6回再発防止に関する報告書までの分析対象事例では、生後30分以内に実施した蘇生処置を集計している。第7回再発防止に関する報告書以降の分析対象事例では、生後28日未満に実施した蘇生処置を集計している。
- 注3)「人工呼吸」は、バッグ・マスク、チューブ・バッグ、マウス・ツー・マウス等である。

表 I-45 NICU または小児科入院^{注1)} の有無

対象数注2) = 3,002

	71 37 37	0,002
項目	件数	%
NICU または小児科入院あり	2, 726	90.8
新生児搬送 ^{注3)} あり	1, 266	(42.2)
新生児搬送なし	1, 460	(48. 6)
NICU または小児科入院なし	276	9. 2

- 注 1) 「NICU または小児科入院」は、生後 28 日未満における当該医療機関または他の医療機関への入院のことである。
- 注 2) 集計対象は、データの蓄積を開始した 2016 年以降に原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例である。
- 注3)「新生児搬送」は、生後28日未満における他の医療機関への搬送のことである。

表 I-46 新生児期の診断注1、注2)の有無

対象数=3,796

	項目	件数	%
診断	あり	3, 335	87. 9
	心疾患	1,098	28. 9
	動脈管開存症	941	(24.8)
	その他の心疾患	498	(13. 1)
	呼吸窮迫症候群	513	13.5
診	播種性血管内凝固症候群 (DIC)	385	10. 1
断名	低血糖	383	10. 1
	新生児遷延性肺高血圧症	327	8.6
複	新生児貧血	244	6. 4
(重複あり	新生児一過性多呼吸	241	6. 3
2	胎便吸引症候群	194	5. 1
	高カリウム血症	143	3.8
	B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) 感染症	67	1.8
	低二酸化炭素血症	8	0.2
	その他の診断名 ^{注3)}	1, 315	34. 6
診断	なし	461	12. 1

注 1)「新生児期の診断」は、原因分析報告書に記載されている生後 28 日未満の診断であり、原因分析委員会で判断されたものも含む。

Ⅱ. 分析対象事例における分娩の状況

表Ⅱ-1 曜日別件数

対象数=3,796

	,					
項目	件数	%				
月曜日	634	16. 7				
火曜日	612	16. 1				
水曜日	553	14. 6				
木曜日	557	14. 7				
金曜日	570	15.0				
土曜日	444	11. 7				
日曜日	426	11. 2				

表Ⅱ-2 出生時間帯別件数

対象数=3,796

	717 20 30 0 10					
項目	件数	%				
0 時~7 時台	942	24. 8				
8 時~15 時台	1,621	42. 7				
16 時~23 時台	1, 233	32. 5				

表Ⅱ-3 施設区分別件数

対象数=3,796

項目	件数	%
病院	2, 736	72. 1
診療所	1, 039	27. 4
助産所	21	0.6

注 2)「新生児期の診断」のうち頭部画像所見は、「Ⅲ-1 原因分析報告書に記載された脳性麻痺発症の原因」において集計しているため、本表では集計対象外とした。

注3)「その他の診断名」は、項目としてあげた診断名以外を集計しており、高ビリルビン血症や気胸等である。

表Ⅱ-4 都道府県注 別件数

対象数=3,796

項目	件数	項目	件数	項目	件数
北海道	136	石川	40	岡山	95
青森	37	福井	20	広島	89
岩手	35	山梨	25	山口	45
宮城	61	長野	57	徳島	23
秋田	16	岐阜	66	香川	35
山形	35	静岡	148	愛媛	34
福島	54	愛知	277	高知	31
茨城	84	三重	54	福岡	170
栃木	62	滋賀	57	佐賀	25
群馬	54	京都	83	長崎	40
埼玉	172	大阪	240	熊本	66
千葉	157	兵庫	189	大分	35
東京	342	奈良	52	宮崎	37
神奈川	228	和歌山	32	鹿児島	50
新潟	52	鳥取	23	沖縄	71
富山	44	島根	18		

注)「都道府県」は、当該分娩機関所在地を指す。

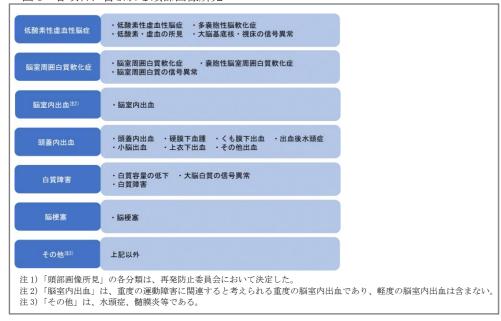
Ⅲ、脳性麻痺発症の原因

再発防止委員会では、本制度に係る情報を体系化することを目的とし、より原因分析報告書の情報に即したデータを抽出するため、本制度の改定を実施した 2015 年以降出生の事例を対象に、脳性麻痺発症の原因に関するデータの抽出方法を変更した。これに伴い、本項目「Ⅲ. 脳性麻痺発症の原因」においては、集計表の書式を改訂し、脳性麻痺発症の原因とされた産科的事象および頭部画像所見を別項目として示している。

Ⅲ-1 原因分析報告書に記載された脳性麻痺発症の原因注1)

																		対象数 ^{注2)} =●
								<u> </u>	頁部画像所!	見注3、注4、注5)								
			虚血性脳症 ‡数)		白質軟化症 -数)		内出血 ‡数)		为出血 :数)	白質障害 (件数)		脳梗塞 (件数)		その他 (件数)		見なし 件数)	合	· 計 ^{注 4)}
		件数	% ^{注 6)}	件数	% ^{注 6)}	件数	% ^{注 6)}	件数	% ^{注6)}	件数 % ^注	6) 件数	文 % ^{注 6)}	件数	% ^{注6)}	件数	% ^{注 6)}	件数	%
産科的	事象注7) の記載あり																	
	子宮破裂																	
	母 母体の呼吸・循環不全																	
	うち羊水塞栓症																	
-	子 子宮頻収縮・過強陣痛																	
産科	その他の母体因子 ^{注8)}																	
的事	常位胎盤早期剝離																	
象	臍帯血流障害 (臍帯脱出以外)									集計予定	Ē							
黒	· 臍帯脱出																	
あ	所 胎盤機能不全 因 または胎盤機能低下 子																	
	胎児母体間輸血症候群																	
	その他の胎盤・臍帯因子 ^{注9)}																	
月	台児・新生児因子 ^{注 10)}																	
Ž	その他 ^{注11)}																	
産科的	事象の記載なし																	

- 注 1) 原因分析報告書における脳性麻痺発症の原因は、原因の概要である「主文」とその根拠である「根拠」から構成されており、本表では、原則として「主文」の情報を集計している。ただし、頭部画像所見は、「主文」に記載がない場合「根拠」の情報を集計しており、脳性麻痺発症の原因と明記されていないものも含む。
- 注2) 集計対象は、データの蓄積を開始した2015年以降出生の事例である。
- 注3)「頭部画像所見」は、頭部MRI・頭部CTの頭部画像データにおいて認められた所見である。「頭部画像所見」の分類は、再発防止委員会にて決定したものであり、各所見に含まれる詳細な項目は図1にて示している。
- 注 4) 分析対象事例には、原因分析報告書に複数の頭部画像所見が記載されている事例が含まれるが、再発防止委員会において重度運動障害の関連がより強いとされた 1 所見のみを集計している。
- 注 5) 「頭部画像所見」は、分析対象事例の全事例におけるデータを集計しているが、事例により症状の発現時期が異なるため、撮影時期は出生後早期とは限らない。
- 注 6)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注7)「産科的事象」は、原因分析報告書における脳性麻痺発症の原因で、「~であると考える」、「~の可能性が高い」、「~の可能性がある」、「~の可能性を否定できない」、「解明することが極めて困難な事例であるが、~の可能性がある」、「解明することが極めて困難な事例であるが、~の可能性を否定できない」と記載されているすべての項目を、脳性麻痺発症の原因としての関与のレベルにかかわらず集計している。なお、背景因子や関連因子および増悪因子は含まない。
- 注8)「その他の母体因子」は、子癇、母体の出血・出血性ショック等である。
- 注9)「その他の胎盤・臍帯因子」は、前置胎盤・低置胎盤の剥離、双胎における血流の不均衡等である。
- 注 10) 「胎児・新生児因子」は、髄膜炎・敗血症・敗血症性ショック、新生児呼吸停止等である。
- 注11) 産科的事象の「その他」は、吸引・鉗子分娩、交通事故等である。
- 図1 各項目に含まれる頭部画像所見注1



資料

分析対象事例の概況

「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」の分析対象事例は、本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例のうち、2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,796件である。これらの分析対象事例について、体系的に整理・蓄積している個々の事例における情報を集計し、妊娠・分娩経過および新生児期の経過等を概観した。

また、「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」の作成にあたり、各表における用語や項目等の見直しを行い、書式を改訂した。改訂の詳細は、本制度のホームページに掲載中の「第15回報告書 各種表」にて案内している(http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/prevention/overview/index.html)。

なお、表に記載している割合は、計算過程において四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

補償対象事例のうち、同一年に出生したすべての事例が分析対象となったものについては、出生年別の統計を本制度のホームページに掲載している(「原因分析がすべて終了した出生年別統計」http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/birthstatistics/index.html)。

I. 再発防止分析対象事例における事例の内容

1. 妊産婦に関する基本情報

表 I-1 出産時における妊産婦の年齢

	初産・経産の別						
	初西	全婦	経産婦				
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}			
20歳未満	44	2.1	0	0.0			
20歳 ~ 24歳	217	10.3	70	4.1			
25歳 ~ 29歳	618	29.4	277	16.4			
30歳 ~ 34歳	703	33.4	670	39.6			
35歳 ~ 39歳	414	19.7	537	31.7			
40歳 ~ 44歳	101	4.8	130	7.7			
45歳以上	7	0.3	8	0.5			
合計	2,104	100	1,692	100			

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-2 妊産婦の身長

項目	件数	%
150cm未満	225	5.9
150cm以上 ~ 160cm未満	2,133	56.2
160cm以上 ~ 170cm未満	1,298	34.2
170cm以上	66	1.7
不明	74	1.9
合計	3,796	100

表 I-3 非妊娠時における妊産婦のBMI

	項目	件数	%
やせ	18.5未満	580	15.3
正常	18.5以上~ 25未満	2,474	65.2
肥満I度	25以上~ 30未満	344	9.1
肥満Ⅱ度	30以上~ 35未満	93	2.4
肥満Ⅲ度	35以上~ 40未満	18	0.5
肥満Ⅳ度	40以上	10	0.3
不明		277	7.3
	合計	3,796	100

表 I-4 妊娠中の体重の増減

	非妊娠時におけるBMI							
		せ 3.5未満)		常 .5以上~ k満)		I 度 5以上~ <満)		度以上 0以上)
	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}
±0kg未満	5	0.9	23	0.9	18	5.2	18	14.9
±0kg以上~+7kg未満	127	21.9	555	22.4	146	42.4	67	55.4
+7kg以上~+12kg未満	304	52.4	1,211	48.9	113	32.8	25	20.7
+12kg以上~+20kg未満	134	23.1	639	25.8	61	17.7	9	7.4
+20kg以上	7	1.2	32	1.3	4	1.2	1	0.8
不明	3	0.5	14	0.6	2	0.6	1	0.8
合計 ^{注2)}	580	100	2,474	100	344	100	121	100

- 注1)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注2) 非妊娠時におけるBMIが不明の事例は、集計対象に含まない。

表 I-5 妊娠中の飲酒および喫煙の有無

	飲酒・喫煙の別			
	飲酒		喫煙	
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}
あり	47	1.2	131	3.5
なし	3,113	82.0	3,250	85.6
不明	636	16.8	415	10.9
合計	3,796	100	3,796	100

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-6 妊産婦の既往・現病歴の有無

10	1-0 好座鄉の就往。現例	か	
	項目	件数	%
既往	主・現病歴あり	1,890	49.8
	婦人科疾患	543	14.3
	子宮筋腫	121	(3.2)
	子宮内膜症	56	(1.5)
	卵巣嚢腫	109	(2.9)
	その他の婦人科疾患	333	(8.8)
	呼吸器疾患	416	11.0
	喘息	338	(8.9)
	肺炎・気管支炎	47	(1.2)
疾患	結核	10	(0.3)
	その他の呼吸器疾患	35	(0.9)
(重複あり)	循環器系疾患	107	2.8
あり	心疾患	68	(1.8)
	高血圧	25	(0.7)
	脳血管疾患	14	(0.4)
	内分泌・代謝系疾患	97	2.6
	甲状腺疾患	83	(2.2)
	糖尿病	14	(0.4)
	精神疾患	125	3.3
	自己免疫疾患	35	0.9
	その他の疾患 ^{注)}	1,227	32.3
既往	主・現病歴なし	1,866	49.2
不明	·····································	40	1.1
	合計	3,796	100
341	「スの仏の広中」は「夜口し」	マナルナの中リト	「ナ佐三」 マわり

注)「その他の疾患」は、項目としてあげた疾患以外を集計しており、消化器疾患、腎・泌尿器疾患等である。

表 I-7 初産婦・経産婦の別

項目	件数	%
初産婦	2,104	55.4
経産婦	1,692	44.6
1回	1,132	(29.8)
既 2回	423	(11.1)
茂 2回 往 3回 焼 4回 数 5回以上	85	(2.2)
娩 4回	30	(0.8)
数 5回以上	20	(0.5)
不明	2	(0.1)
合計	3,796	100

表 I-8 経産婦における既往帝王切開術の回数

項目	件数	%
0回	1,333	78.8
1回	237	14.0
2回	73	4.3
3回以上	9	0.5
不明	40	2.4
合計	1,692	100

2. 妊娠経過

表 I-9 不妊治療の有無

項目	件数	%
不妊治療あり	538	14.2
体外受精	261	(6.9)
療人工授精	98	(2.6)
治 療 人工授精 内 その他の治療 ^{注)}	175	(4.6)
不明	4	(0.1)
不妊治療なし	3,124	82.3
不明	134	3.5
合計	3,796	100

注)「その他の治療」は、排卵誘発剤使用等である。

表 I-10 単胎・多胎の別

項目	件数	%
単胎	3,559	93.8
双胎	236	6.2
二絨毛膜二羊膜双胎	84	(2.2)
膜 性 一絨毛膜二羊膜双胎	146	(3.8)
膜 一絨毛膜二羊膜双胎 診 一絨毛膜一羊膜双胎	4	(0.1)
不明	2	(0.1)
三胎	1	0.0
合計	3,796	100

表 I-11 胎盤位置

項目	件数	%
正常	3,548	93.5
前置胎盤	55	1.4
低置胎盤	33	0.9
不明	160	4.2
合計	3,796	100

表 I-12 羊水量異常診断の有無

項目	件数	%
異常診断あり	475	12.5
診 羊水過多	128	(3.4)
断	116	(3.1)
容 その他 ^{注)}	231	(6.1)
異常診断なし	2,922	77.0
不明	399	10.5
合計	3,796	100

注)「その他」は、多い、少ないなどと記載されたものである。

表 I-13 産科合併症の有無

項目	件数	%
産科合併症あり	3,249	85.6
切迫早産 ^{注1)}	1,728	(45.5)
常位胎盤早期剝離	690	(18.2)
診 絨毛膜羊膜炎 注2)	680	(17.9)
診 絨毛膜羊膜炎 ^{注2)} 断 切迫流産 名	369	(9.7)
妊娠高血圧症候群	346	(9.1)
<u></u> 妊娠糖尿病	142	(3.7)
妊娠高血圧症候群 妊娠糖尿病 妊娠糖尿病	95	(2.5)
9 子宮破裂	78	(2.1)
頸管無力症	65	(1.7)
その他の診断名 ^{注3)}	1,998	(52.6)
産科合併症なし	536	14.1
不明	11	0.3
合計	3,796	100

注1)「切迫早産」は、切迫早産と診断されていないが妊娠22週以降にリトドリン塩酸塩が処方された事例を含む。

3. 分娩経過

表 I-14 分娩経過における母体搬送の有無

項目	件数	%
母体搬送あり	572	15.1
施搬病院	169	(4.5)
施搬 設送:診療所 分元:助産所	395	(10.4)
分 ^元 助産所	8	(0.2)
母体搬送なし	3,224	84.9
合計	3,796	100

注2)「絨毛膜羊膜炎」は、胎盤病理組織学検査において絨毛膜羊膜炎と診断された事例である。

注3)「その他の診断名」は、項目としてあげた疾患以外を集計しており、子宮筋腫や回旋異常等である。

表 I-15 児娩出経路

24 - 10 7070001000		
項目	件数	%
経腟分娩	1,607	42.3
吸引・鉗子いずれも実施なし	1,182	(31.1)
吸引分娩	375	(9.9)
鉗子分娩	50	(1.3)
帝王切開術	2,189	57.7
予定帝王切開術	188	(5.0)
緊急帝王切開術	2,001	(52.7)
合計	3,796	100

表 I-16 娩出経路別児娩出時の胎位

27 - 10 //000142907770772						
	娩出経路					
	経腟分娩		帝王切開術			
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}		
頭位	1,567	97.5	1,835	83.8		
骨盤位	31	1.9	281	12.8		
横位	0	0.0	27	1.2		
不明	9	0.6	46	2.1		
合計	1,607	100	2,189	100		

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-17 和痛・無痛分娩 $^{(\pm)}$ の有無

項目	件数	%
あり	159	4.2
なし	3,637	95.8
合計	3,796	100

注)「和痛・無痛分娩」は、硬膜外麻酔等を実施した事例である。

表 I-18 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間

	初産・経産の別			
	初	初産		産
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}
15時間未満	654	71.4	643	93.1
15時間以上 ~ 30時間未満	197	21.5	23	3.3
30時間以上	43	4.7	1	0.1
不明	22	2.4	24	3.5
合計	916	100	691	100

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-19 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間(分娩第1期)

	初産・経産の別				
	初産		経産		
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}	
15時間未満	669	73.0	590	85.4	
15時間以上 ~ 30時間未満	151	16.5	17	2.5	
30時間以上	32	3.5	1	0.1	
不明	64	7.0	83	12.0	
合計	916	100	691	100	

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-20 経腟分娩事例における初産・経産別分娩所要時間(分娩第2期)

	初産・経産の別			
	初産		経産	
	件数	% ^{注)}	件数	% ^{注)}
1時間未満	512	55.9	560	81.0
1時間以上 ~ 2時間未満	185	20.2	31	4.5
2時間以上	165	18.0	20	2.9
不明	54	5.9	80	11.6
合計	916	100	691	100

注)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-21 初産・経産別破水から児娩出までの所要時間

	初産・経産の別				
	初産		経産		
	件数	% ^{注1)}	件数	% ^{注1)}	
24時間未満	1,013	73.9	787	82.0	
24時間以上 ~ 48時間未満	132	9.6	22	2.3	
48時間以上	89	6.5	46	4.8	
不明	136	9.9	105	10.9	
合計(注2)	1,370	100	960	100	

注1)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-22 子宮破裂の有無

項目	件数	%
子宮破裂あり 注1)	78	2.1
_ なし	38	(1.0)
既常帝王切開術あり	32	(0.8)
既子 帝王切開術あり 往 子 その他の子宮手術あり 有 帝 帝王切開術とその他の子宮手術あり	5	(0.1)
有 術 帝王切開術とその他の子宮手術あり	2	(0.1)
不明	1	(0.0)
子宮破裂なし	3,714	97.8
不明 ^{注2)}	4	0.1
合計	3,796	100

注1)「子宮破裂あり」は、不全子宮破裂を含む。

注2) 帝王切開時に破水した事例は、集計対象に含まない。

注2)「不明」は、子宮破裂疑いのものを含む。

表 I-23 臍帯脱出の有無

項目	件数	%
臍帯脱出あり	95	2.5
関 経産婦	52	(1.4)
関 栓座婦 連 子宮収縮薬 ^{注)} 投与 ス 人工破膜	43	(1.1)
子 人工破膜	25	(0.7)
(重 メトロイリーゼ法	26	(0.7)
(重 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 : 一 :	13	(0.3)
ある横位	3	(0.1)
り 羊水過多	2	(0.1)
臍帯脱出なし	3,669	96.7
不明	32	0.8
合計	3,796	100

注)「子宮収縮薬」は、オキシトシン、プロスタグランジン F_{2a} 製剤、プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)である。

表 I -24 分娩誘発・促進の処置^{注)} の有無

			項目	件数	%
分娩該	秀発	• 1	足進あり	1,315	34.6
分	}娩	誘乳	ě あり	541	14.3
	1.3		オキシトシン	403	(10.6)
	见置 !	剤の肌	プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤 プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)	87	(2.3)
ı (ı	ĺ.	与	プロスタグランジンE₂製剤(経口剤)	167	(4.4)
	(重复あ	人工		187	(4.9)
Į į		メト	・ロイリーゼ法	216	(5.7)
	Ī	吸酒	建性子宮頸管拡張器	75	(2.0)
分	}娩	促近	進あり	774	20.4
		薬	オキシトシン	392	(10.3)
り 世	置	別の投	プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 製剤	19	(0.5)
1	重り	与	プロスタグランジン E_2 製剤(経口剤)	25	(0.7)
(重複)	复:- あ:-/	人工		495	(13.0)
Ĭ,		メト	・ロイリーゼ法	14	(0.4)
	Ī	吸酒	建性子宮頸管拡張器	0	(0.0)
分娩該	秀発	• 1	足進なし	2,473	65.1
不明				8	0.2
			合計	3,796	100
			合計	3,796	100

注)「分娩誘発・促進の処置」は、子宮収縮薬の投与、人工破膜、メトロイリーゼ法、吸湿性子宮頸管拡張器の挿入である。

表 I-25 人工破膜実施の有無

	項目	件数	%
実施あ	5 Ŋ	688	18.1
子人	Ocm以上 ~ 3cm未満	7	(0.2)
宮田	3cm以上 ~ 3cm未満 3cm以上 ~ 7cm未満 7cm以上 ~ 10cm未満 全開大	85	(2.2)
開業	7cm以上 ~ 10cm未満	94	(2.5)
度施時	全開大	357	(9.4)
(E) の	不明	145	(3.8)
実施な	: L	3,089	81.4
不明		19	0.5
	合計	3,796	100

注)「子宮口開大度」について、「 \bigcirc cm \sim \bigcirc cm」などと記載されているものは、開大度が小さい方の値とした。

表 I-26 人工破膜あり事例における人工破膜実施時の胎児先進部の高さ注)

項目	件数	%
~-3	26	3.8
-2	38	5.5
- 1	43	6.3
± 0	44	6.4
+ 1	16	2.3
+ 2	11	1.6
+ 3	8	1.2
+4~	23	3.3
不明	479	69.6
合計	688	100

注)「胎児先進部の高さ」について、「胎児先進部○~○」などと記載されているものは、先進部の位置が高い方の値とした。

表 I -27 急速遂娩^{注1)} の有無

項目	件数	%
急速遂娩あり	2,426	63.9
適 胎児機能不全	1,904	(50.2)
パ 4か) 前 7 イ 「	233	(6.1)
イティア	621	(16.4)
り 不明	53	(1.4)
急速遂娩なし	1,367	36.0
不明	3	0.1
合計	3,796	100

注1)「急速遂娩」は、吸引分娩、鉗子分娩、緊急帝王切開術である。

注2)「その他」は、胎位異常、前置胎盤からの出血等である。

表 I -28 急速遂娩^{注1)} あり事例における急速遂娩決定^{注2)} から児娩出までの時間

	娩出方法 ^{注3)}					
	吸引	分娩	鉗子	分娩	帝王均	刀開術
	件数	% ^{注4)}	件数	% ^{注4)}	件数	% ^{注4)}
30分未満	98	26.1	19	38.0	469	23.4
30分以上 ~ 60分未満	27	7.2	3	6.0	488	24.4
60分以上	8	2.1	1	2.0	593	29.6
不明注5)	242	64.5	27	54.0	451	22.5
合計	375	100	50	100	2,001	100

- 注1)「急速遂娩」は、吸引分娩、鉗子分娩、緊急帝王切開術である。
- 注2)「急速遂娩決定」は、最初の急速遂娩決定時刻である。
- 注3)「娩出方法」は、最終娩出方法である。
- 注4)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注5)「不明」は、急速遂娩の決定時刻が不明なものである。

表 I-29 吸引娩出術実施の有無

項目	件数	%
実施あり	517	13.6
総 5回以内 牽 引 6回以上	383	(10.1)
算	40	(1.1)
数回数不明	94	(2.5)
実施なし	3,276	86.3
不明	3	0.1
合計	3,796	100

表 I -30 鉗子娩出術実施の有無

項目	件数	%
実施あり	71	1.9
総 1回	33	(0.9)
総 1回 章	21	(0.6)
回	17	(0.4)
実施なし	3,721	98.0
不明	4	0.1
合計	3,796	100

表 I-31 緊急帝王切開術実施の有無

項目		件数	%
実施あ	50	2,001	52.7
緊急会	30分未満	514	(13.5)
児娩出までの時間緊急帝王切開術決定から	30分以上 ~ 60分未満	505	(13.3)
での時用術決定	60分以上	591	(15.6)
間だから	不明 ^{注)}	391	(10.3)
実施な	c L	1,795	47.3
	合計	3,796	100

注)「不明」は、緊急帝王切開術の決定時刻が不明なものである。

表 I -32 子宮底圧迫法^{注)} 実施の有無

項目	件数	%
実施あり	528	13.9
実施なし	3,239	85.3
不明	29	0.8
合計	3,796	100

注)「子宮底圧迫法」は、クリステレル胎児圧出法も含む。

表 I-33 分娩中の胎児心拍数聴取の有無

項目	件数	%	
胎児心拍数聴取あり	3,741	98.6	
聴 胎 ドプラのみ	166	(4.4)	
型 心 分娩監視装置のみ	1,435	(37.8)	
/	2,140	(56.4)	
胎児心拍数聴取なし	47	1.2	
不明	8	0.2	
合計	3,796	100	

表 I-34 胎児心拍数聴取あり事例における胎児心拍数異常の有無

項目	件数	%
異常あり	3,289	87.9
異常なし	408	10.9
不明	44	1.2
合計	3,741	100

表 I-35 臍帯巻絡の有無

2(- 0 - 3/1/10 2/10 - 13/11)			
項目	件数	%	
臍帯巻絡あり	927	24.4	
1回	701	(18.5)	
回 2回	132	(3.5)	
数 3回以上	43	(1.1)	
回数不明	51	(1.3)	
臍帯巻絡なし	2,652	69.9	
不明	217	5.7	
合計	3,796	100	

表 I -36 臍帯の長さ

項目	件数	%
25cm未満	51	1.3
25cm以上 ~ 40cm未満	641	16.9
40cm以上 ~ 55cm未満	1,616	42.6
55cm以上 ~ 70cm未満	951	25.1
70cm以上	275	7.2
不明	262	6.9
合計	3,796	100

表 I-37 臍帯異常の有無

T(1 0) 11/11/2/11/2/11/11/11		
項目	件数	%
異常あり	856	22.6
所 辺縁付着	333	(8.8)
見 卵膜付着(前置血管を含む)	94	(2.5)
	120	(3.2)
	27	(0.7)
り真結節	26	(0.7)
異常なし	1,648	43.4
不明	1,292	34.0
合計	3,796	100

4. 新生児期の経過

表 I-38 在胎週数

項目	件数	%
満28週	109	2.9
満29週	98	2.6
満30週	117	3.1
満31週	107	2.8
満32週	150	4.0
満33週	191	5.0
満34週	169	4.5
満35週	210	5.5
満36週	258	6.8
満37週	419	11.0
満38週	496	13.1
満39週	616	16.2
満40週	588	15.5
満41週	254	6.7
満42週	11	0.3
不明 ^{注)}	3	0.1
合計	3,796	100

注)「不明」は、原因分析報告書に「在胎週数が不明」と記載されているが、審査委員会において、妊娠・分娩経過等から補償対象基準を満たす週数であると判断された事例である。

表 I -39 出生体重

項目	件数	%
1,000g未満	43	1.1
1,000g以上 ~ 1,500g未満	329	8.7
1,500g以上 ~ 2,000g未満	459	12.1
2,000g以上 ~ 2,500g未満	770	20.3
2,500g以上 ~ 3,000g未満	1,107	29.2
3,000g以上 ~ 3,500g未満	833	21.9
3,500g以上 ~ 4,000g未満	214	5.6
4,000g以上	19	0.5
不明 ^{注)}	22	0.6
合計	3,796	100

注)「不明」は、蘇生処置等を優先したため、出生当日に体重を計測できなかった事例である。

表 I-40 出生時の発育状態^{注1)}

X 1.0 HZB300HVM										
	在胎週数									
	28 ~ 32週		33~36週		37~41週		42週~		不明	
	件数	% ^{注2)}	件数	%注2)	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}
Light for dates (LFD)	83	14.3	135	16.3	361	15.2	0	0.0	0	0.0
Appropriate for dates (AFD)	456	78.5	633	76.4	1,812	76.4	0	0.0	0	0.0
Heavy for dates (HFD)	42	7.2	58	7.0	180	7.6	0	0.0	1	33.3
不明 ^{注3)}	0	0.0	2	0.2	20	0.8	11	100	2	66.7
合計	581	100	828	100	2,373	100	11	100	3	100

- 注1)「出生時の発育状態」は、2009年および2010年に出生した事例については「在胎週数別出生時体重基準値(1998年)」、 2011年以降に出生した事例については「在胎期間別出生時体格標準値(2010年)」に基づいている。
- 注2)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。
- 注3)「不明」は、在胎週数や出生体重が不明の事例、および「在胎週数別出生時体重基準値(1998年)」や「在胎期間別出生時体格標準値(2010年)」の判定対象外である妊娠42週以降に出生した事例である。

表 I-41 新生児の性別

項目	件数	%		
男児	2,156	56.8		
女児	1,640	43.2		
合計	3,796	100		

表 I-42 アプガースコア^{注1)}

2(-)- / / / / / / / / / / / / / / / / / /							
	生後経過時間						
	1:	分	5分				
	件数	% ^{注2)}	件数	% ^{注2)}			
0点 ~ 3点	2,063	54.3	1,230	32.4			
4点 ~ 6点	550	14.5	873	23.0			
7点 ~ 10点	1,141	30.1	1,575	41.5			
不明	42	1.1	118	3.1			
合計	3,796	100	3,796	100			

- 注1)「アプガースコア」について、「○点~○点」などと記載されているものは、点数が低い方の値とした。
- 注2)「%」は、各群の分析対象事例に対する割合である。

表 I-43 臍帯動脈血ガス分析実施の有無

項目	件数	%		
実施あり	2,960	78.0		
pH6.7未満	375	(9.9)		
/ g pH6.7以上 ~ 6.8未満	207	(5.5)		
動 pH6.8以上 ~ 6.9未満	172	(4.5)		
膺 pH6.7以上 ~ 6.8未満 動 pH6.8以上 ~ 6.9未満 脈 pH6.9以上 ~ 7.0未満	185	(4.9)		
ガ pH7.0以上 ~ 7.1未満	197	(5.2)		
ガ pH7.0以上 ~ 7.1未満 ス pH7.1以上 ~ 7.2未満	283	(7.5)		
析 pH7.2以上	1,452	(38.3)		
値 疑義 ^{注1)}	47	(1.2)		
不明	42	(1.1)		
実施なし	669	17.6		
不明 ^{注2)}	167	4.4		
合計	3,796	100		

注1)「疑義」は、検査エラーとされたものである。

表 I -44 新生児蘇生処置^{注1)} 実施の有無

項目		件数	%	
実施あ	50	2,762	72.8	
処実	人工呼吸 ^{注2)}	2,655	(69.9)	
1 7	気管挿管	2,122	(55.9)	
変形が	複 新 胸骨圧迫	1,077	(28.4)	
り 元	アドレナリン投与	614	(16.2)	
上記の	いずれも実施なし	1,034	27.2	
	合計	3,796	100	

注1)「新生児蘇生処置」は、第6回再発防止に関する報告書までの分析対象事例では、生後30分以内に実施した蘇生処置を集計している。第7回再発防止に関する報告書以降の分析対象事例では、生後28日未満に実施した蘇生処置を集計している。

表 I-45 新生児搬送^{注1)}の有無

項目	件数	%
新生児搬送あり	1,747	46.0
新生児搬送なし 注2)	2,049	54.0
合計	3,796	100

注1)「新生児搬送」は、生後28日未満における他の医療機関への搬送のことである。

注2)「不明」は、採取時期が不明なもの、臍帯動脈血か臍帯静脈血かが不明なものを含む。

注2)「人工呼吸」は、バッグ・マスク、チューブ・バッグ、マウス・ツー・マウス等である。

注2)「新生児搬送なし」は、当該分娩機関のNICUまたは小児科等に入院した事例を含む。

表 I -46 新生児期の診断^{注1)} の有無

	項目	件数	%
診	新あり	3,346	88.1
	低酸素性虚血性脳症	1,562	(41.1)
	動脈管開存症	941	(24.8)
	頭蓋内出血	760	(20.0)
	呼吸窮迫症候群	513	(13.5)
	播種性血管内凝固症候群(DIC)	385	(10.1)
=∧	低血糖	383	(10.1)
診断	新生児遷延性肺高血圧症	327	(8.6)
名	新生児貧血	244	(6.4)
重	新生児一過性多呼吸	241	(6.3)
(重複あり	多嚢胞性脳軟化症	228	(6.0)
1 9	脳室周囲白質軟化症	199	(5.2)
	胎便吸引症候群	194	(5.1)
	高カリウム血症	143	(3.8)
	帽状腱膜下血腫	108	(2.8)
	脳梗塞	97	(2.6)
	B群溶血性連鎖球菌(GBS)感染症	67	(1.8)
	その他の診断名 ^{注2)}	2,628	(69.2)
診	折なし	450	11.9
	合計	3,796	100

注1)「新生児期の診断」は、原因分析報告書に記載されている生後28日未満の診断であり、原因分析委員会で判断されたものを含む。

注2)「その他の診断名」は、項目としてあげた診断名以外を集計しており、高ビリルビン血症や頭血腫等である。

Ⅱ. 再発防止分析対象事例における状況および診療体制

1. 分娩の状況

表Ⅱ-1 曜日別件数

項目	件数	%
月曜日	634	16.7
火曜日	612	16.1
水曜日	553	14.6
木曜日	557	14.7
金曜日	570	15.0
土曜日	444	11.7
日曜日	426	11.2
合計	3,796	100

表 II-2 出生時間帯別件数

項目	件数	%
0時 ~ 7時台	942	24.8
8時 ~ 15時台	1,621	42.7
16時 ~ 23時台	1,233	32.5
合計	3,796	100

表Ⅱ-3 施設区分別件数

項目	件数	%
病院	2,736	72.1
診療所	1,039	27.4
助産所	21	0.6
合計	3,796	100

表Ⅱ-4 都道府県 注)別件数

項目	件数	項目	件数	項目	件数
北海道	136	石川	40	岡山	95
青森	37	福井	20	広島	89
岩手	35	山梨	25	山口	45
宮城	61	長野	57	徳島	23
秋田	16	岐阜	66	香川	35
山形	35	静岡	148	愛媛	34
福島	54	愛知	277	高知	31
茨城	84	三重	54	福岡	170
栃木	62	滋賀	57	佐賀	25
群馬	54	京都	83	長崎	40
埼玉	172	大阪	240	熊本	66
千葉	157	兵庫	189	大分	35
東京	342	奈良	52	宮崎	37
神奈川	228	和歌山	32	鹿児島	50
新潟	52	鳥取	23	沖縄	71
富山	44	島根	18	合計	3,796

注)「都道府県」は、当該分娩機関所在地を指す。

2. 診療体制

表Ⅱ-5 病院における診療体制

	項目	件数
	あり	2,359
	初期	41
	二次	1,132
救急医療機関	三次	1,186
	なし	279
	不明	98
	合計	2,736
	あり	1,869
	総合周産期母子医療センター	828
周産期指定	地域周産期母子医療センター	1,041
	なし	854
	不明	13
	合計	2,736

表 II-6 診療所および助産所における産科オープンシステム^{注)} 登録の有無

項目	診療所	助産所
登録あり	113	4
登録なし	898	17
不明	28	0
合計	1,039	21

注)「産科オープンシステム」は、産科セミオープンシステムを含む。

表 II-7 病院および診療所における分娩機関の病棟

項目	病院	診療所
産科単科病棟	1,054	440
産婦人科病棟	932	584
他診療科との混合病棟	739	6
不明	11	9
合計	2,736	1,039

表Ⅱ-8 年間分娩件数

	施設区分		
	病院	診療所	助産所
200件未満	117	118	19
200件以上 ~ 400件未満	465	329	1
400件以上 ~ 600件未満	707	268	0
600件以上 ~ 800件未満	525	192	0
800件以上 ~ 1,000件未満	371	76	0
1,000件以上 ~ 2,000件未満	480	51	0
2,000件以上	70	0	0
不明	1	5	1
合計	2,736	1,039	21

Ⅲ. 脳性麻痺発症の主たる原因について

表Ⅲ-1 原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載された病態^{注1、2)}

病態	件数	%
B分析報告書において主たる原因として単一の病態が記載されているもの	1,753	46.2
胎盤の剥離または胎盤からの出血	566	14.9
常位胎盤早期剥離	558	(14.7)
前置胎盤・低置胎盤の剥離	8	(0.2)
臍帯因子	438	11.5
臍帯脱出	77	(2.0)
臍帯脱出以外の臍帯因子 ^{注3)}	361	(9.5)
感染	119	3.1
GBS感染症	65	(1.7)
ヘルペス脳炎	28	(0.7)
その他の感染 ^{注4)}	26	(0.7)
児の頭蓋内出血	91	2.4
子宮破裂	67	1.8
双胎における血流の不均衡(双胎間輸血症候群を含む)	78	2.1
胎児母体間輸血症候群	69	1.8
母体の呼吸・循環不全	53	1.4
羊水塞栓症	23	(0.6)
	30	(0.8)
児の脳梗塞	84	2.2
胎盤機能不全または胎盤機能の低下 ^{注5)}	38	1.0
その他 ^{注6)}	150	4.0
 分析報告書において主たる原因として複数の病態が記載されているもの ^{注7)}	341	9.0
臍帯脱出以外の臍帯因子	215	5.7
胎盤機能不全または胎盤機能の低下	85	2.2
感染 ^{注8)}	40	1.1
常位胎盤早期剥離	43	1.1
 分析報告書において主たる原因が明らかではない、または特定困難と記載されているもの	1,702	44.8
脳性麻痺発症に関与すると推定される頭部画像所見 ^{注9)} または産科的事象 ^{注10)} あり ^{注11)}	1,241	32.7
妊娠期 ^{注12)} ・分娩期の発症が推測される事例	1,156	(30.5)
新生児期 ^{注13)} の発症が推測される事例	85	(2.2)
脳性麻痺発症に関与すると推定される頭部画像所見または産科的事象なし ^{注14)}	459	12.1
脳性麻痺発症の原因は不明である事例	339	(8.9)
	120	(3.2)

- 注1) 本制度は、在胎週数や出生体重等の補償対象基準を満たし、重症度が身体障害者障害程度等級1級・2級に相当し、かつ児の先天性要因および新生児期の要因等の除外基準に該当しない場合を補償対象としている。このため、分析対象はすべての脳性麻痺の事例ではない。
 注2) 原因分析報告書において脳性麻痺発症の主たる原因として記載された病態を概観するために、胎児および新生児の低酸素・酸血症等の原因を「脳性麻痺発症の主たる原因」として、原因分析報告書の「脳性麻痺発症の原因」をもとに分類し集計している。
 注3) 「臍帯脱出以外の臍帯因子」は、臍帯付着部の異常や臍帯の過捻転等の形態異常の所見がある事例や、形態異常等の所見がなくとも物理的な圧迫が推測される事例である。注4) 「その他の感染」は、子宮内感染等である。

- (正4) 「その他の恋末」は、」音に恋末すくの。 注5) 「胎盤機能不全または胎盤機能の低下」は、妊娠高血圧症候群に伴うもの等である。 注6) 「その他」は、1%未満の病態であり、児のビリルビン脳症、児の低血糖症、高カリウム血症等が含まれる。 注7) 「原因分析報告書において主たる原因として複数の病態が記されているもの」は、2 ~ 4つの原因が関与していた事例であり、その原因も様々である。常位胎盤早期 剥離や臍帯脱出以外の臍帯因子等代表的なものを件数として示している。

- 剥離や臍帯脱出以外の臍帯因子等代表的なものを件数として示している。
 注8) 「感染」は、GBS感染症やヘルペス脳炎ではなく、絨毛膜羊膜炎や子宮内感染等である。
 注9) 「頭部画像所見」は、児の頭部画像所見からの診断による破壊性病変(低酸素性虚血性脳症、脳室周囲白質軟化症等)である。
 注10) 「産科的事象」は、臍帯血流障害、常位胎盤早期剥離、胎盤機能不全等である。
 注11) 破壊性病変が生じた原因が解明困難であるとされた事例、産科的事象を複数認め特定困難とされた事例等である。
 注12) 妊娠期の要因は、脳の形態異常が形成段階で生じたことが明らかであり、かつ、その脳の形態異常が重度の運動障害の主な原因であることが明らかである場合は除外している。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。
 注13) 新生児期の要因が存在しても、それが「脳性麻痺の原因となり得る分娩時の事象」の主な原因であることが明らかではない場合や重度の運動障害の主な原因であることが明らかではない場合や重度の運動障害の主な原因であることが明らかではない場合は、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。
 注14) 破壊性病変や産科的事象を認めず、脳性麻痺発症の原因が不明、または解明困難とされた事例である。
 注15) 先天性要因が存在しても、それが「脳性麻痺の原因となり得る分娩時の事象」の主な原因であることが明らかではない場合も、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の運動障害の主な原因であることが明らかではない場合は、除外基準には該当しないと判断されている。詳細は、本制度のホームページ「補償対象となる脳性麻痺の基準」の解説に記載している。

原因分析がすべて終了した出生年別統計

「原因分析がすべて終了した 2014 年出生児の概況」改訂案

2025年6月6日時点

本集計の対象事例は、本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例のうち、原因分析がすべて終了した2014年出生の事例326件である。

なお、表に記載している割合は、計算過程において四捨五入しているため、その合計が 100%に ならない場合がある。

I. 分析対象事例における事例の内容

4. 新生児期の経過

表 I-46 新生児期の診断注1)の有無

対象数=326

	項目	件数	%
診断	診断あり		90.8
	低酸素性虚血性脳症	123	(37. 7)
	動脈管開存症	102	(31. 3)
	頭蓋内出血	73	(22. 4)
	呼吸窮迫症候群	45	(13.8)
	低血糖	43	(13. 2)
= ∆	新生児遷延性肺高血圧症	33	(10. 1)
診断	多嚢胞性脳軟化症	31	(9. 5)
名	播種性血管内凝固症候群(DIC)	30	(9. 2)
重	新生児一過性多呼吸	22	(6. 7)
(重複あり)	脳梗塞	18	(5. 5)
ŋ	脳室周囲白質軟化症	16	(4. 9)
	高カリウム血症	16	(4. 9)
	胎便吸引症候群	15	(4. 6)
	新生児貧血	13	(4.0)
	帽状腱膜下血腫	11	(3.4)
	B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) 感染症	2	(0.6)
	その他の診断名 ^{注2)}	252	(77. 3)
診断	なし	30	9. 2

注1) 「新生児期の診断」は、原因分析報告書に記載されている生後28日未満の診断であり、原因分析委員会で判断されたものを含む。

注 2) 「その他の診断名」は、項目としてあげた診断名以外を集計しており、高ビリルビン血症や頭血腫等である。

Ⅱ. 分析対象事例における状況および診療体制

2. 診療体制

各表では、事例ごとに蓄積されたデータを集計しているため、同一分娩機関において同一年に複数の事例が 発生した場合は、同一分娩機関の情報が複数含まれる。

表Ⅱ-5 病院における診療体制

対象数=231

	項目	件数
	あり	197
	初期	3
粉色医皮粉 胆	二次	101
救急医療機関	三次	93
	なし	25
	不明	9
	あり	157
	総合周産期母子医療センター	65
周産期指定	地域周産期母子医療センター	92
	なし	73
	不明	1

表Ⅱ-6 診療所および助産所における産科オープンシステム注1)登録注2)の有無

対象数=95

項目	診療所	助産所
あり	8	0
なし	85	2
不明	0	0

注1) 「産科オープンシステム」は、産科セミオープンシステムを含む。

注 2) 「登録」は、産科オープンシステム登録の有無を集計しており、「登録あり」の事例において産科オープンシステムが利用されたとは限らない。

表Ⅱ-7 病院および診療所における分娩機関の病棟

対象数=324

病棟	病院	診療所
産科単科病棟	83	38
産婦人科病棟	86	55
他診療科との混合病棟	61	0
不明	1	0

表Ⅱ-8 年間分娩件数

対象数=326

	施設区分		
	病院	診療所	助産所
200 件未満	13	8	2
200 件以上~400 件未満	34	23	0
400 件以上~600 件未満	45	28	0
600 件以上~800 件未満	52	23	0
800 件以上~1,000 件未満	37	7	0
1,000 件以上~2,000 件未満	42	4	0
2,000 件以上	8	0	0
不明	0	0	0

原因分析がすべて終了した出生年別統計 原因分析がすべて終了した 2014 年出生児の概況

2025年6月6日時点

本集計の対象事例は、本制度の補償対象となった重度脳性麻痺事例のうち、原因分析がすべて 終了した 2014 年出生の事例 326 件である。

なお、表に記載している割合は、計算過程において四捨五入しているため、その合計が 100%に ならない場合がある。

I. 再発防止分析対象事例における事例の内容

4. 新生児期の経過

表 I-46 新生児期の診断注1)の有無

	項目	件数	%
診断る	診断あり		90.8
	低酸素性虚血性脳症	123	(37. 7)
	動脈管開存症	102	(31. 3)
	頭蓋内出血	73	(22.4)
	呼吸窮迫症候群	45	(13.8)
	低血糖	43	(13. 2)
	新生児遷延性肺高血圧症	33	(10. 1)
診	多嚢胞性脳軟化症	31	(9.5)
診断名	播種性血管内凝固症候群(DIC)	30	(9. 2)
重複	新生児一過性多呼吸	22	(6.7)
(重複あり)	脳梗塞	18	(5. 5)
2	脳室周囲白質軟化症	16	(4. 9)
	高カリウム血症	16	(4. 9)
	胎便吸引症候群	15	(4. 6)
	新生児貧血	13	(4. 0)
	帽状腱膜下血腫	11	(3. 4)
	B 群溶血性連鎖球菌(GBS)感染症	2	(0.6)
	その他の診断名 ^{注2)}	252	(77. 3)
診断	診断なし		9. 2
	合計	326	100

注1) 「新生児期の診断」は、原因分析報告書に記載されている生後28日未満の診断であり、原因分析委員会で判断されたものを含む。

注 2) 「その他の診断名」は、項目としてあげた診断名以外を集計しており、高ビリルビン血症や頭血腫等である。

Ⅱ. 再発防止分析対象事例における状況および診療体制

2. 診療体制

表Ⅱ-5 病院における診療体制

	項目	件数
	あり	197
	初期	3
	二次	101
救急医療機関	三次	93
	なし	25
	不明	9
	合計	231
	あり	157
	総合周産期母子医療センター	65
周産期指定	地域周産期母子医療センター	92
	なし	73
	不明	1
	合計	231

表 II-6 診療所および助産所における産科オープンシステム 注)登録の有無

項目	診療所	助産所
登録あり	8	0
登録なし	85	2
不明	0	0
合計	93	2

注) 「産科オープンシステム」は、産科セミオープンシステムを含む。

表Ⅱ-7 病院および診療所における分娩機関の病棟

病棟	病院	診療所
産科単科病棟	83	38
産婦人科病棟	86	55
他診療科との混合病棟	61	0
不明	1	0
合計	231	93

表Ⅱ-8 年間分娩件数

	施設区分		
	病院	診療所	助産所
200 件未満	13	8	2
200 件以上~400 件未満	34	23	0
400 件以上~600 件未満	45	28	0
600 件以上~800 件未満	52	23	0
800 件以上~1,000 件未満	37	7	0
1,000 件以上~2,000 件未満	42	4	0
2,000件以上	8	0	0
不明	0	0	0
合計	231	93	2

2025 年度の再発防止に関する発行物の周知活動およびアンケート実施(報告)

- ○第 103 回委員会にて、2025 年度は 2024 年度に引き続き助産師・看護師を主な対象とした再発防止に関する発行物の周知活動を実施すること、その効果検証を目的としたアンケートを実施することについて承認いただいた。
- ○前回委員会後に行った周知活動およびアンケートの実施について報告する。

1. 再発防止に関する発行物の周知活動

- 1) 学術集会等
- (1) 第81回日本助産師学会(開催日:5月17日)
- 再発防止に関する発行物を下表のとおり配布した。

No	資料名	配布数
1	第14回 再発防止に関する報告書	100
2	第 14 回 再発防止に関する報告書 別冊 脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集	20
3	リーフレット 産科・小児科医療関係者の皆様へ「適切な新生児蘇生の実施のために」	140
4	リーフレット 産科医療関係者の皆様へ「子宮内感染〜出生前に判断できない事例が多くありました〜」	150
5	リーフレット 妊産婦の皆様へ「常位胎盤早期剥離ってなに?」	140
6	リーフレット 妊産婦の皆様へ「生後まもない赤ちゃんについて」	160
7	リーフレット 保護者の皆様へ「いつもと違ってなんとなく元気がないと感じたら〜退院後の赤ちゃんについて〜」	150
8	リーフレット 産科医療関係者の皆様へ「胎児心拍数陣痛図について(母体の呼吸・循環不全)」	150
9	脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集チラシ	400
10	リーフレット・ポスターアーカイブ集	80

(2) 第77回日本産科婦人科学会学術講演会 (開催日:5月23日~5月25日)

○ 再発防止に関する発行物を下表のとおり配布した。

No	資料名	配布数
1	第14回 再発防止に関する報告書	89
2	リーフレット 産科・小児科医療関係者の皆様へ「適切な新生児蘇生の実施のために」	20
3	リーフレット 産科医療関係者の皆様へ「子宮内感染〜出生前に判断できない事例が多くありました〜」	

No	資料名	配布数
4	リーフレット 産科医療関係者の皆様へ「胎児心拍数陣痛図について(母体の呼吸・循環不全)」	20
5	5 チラシ「脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集」	

(3) 第62回日本分娩監視研究会 (開催日:6月28日)

○ 再発防止に関する発行物を下表のとおり配布した。

No	資料名	
1	第15回 再発防止に関する報告書	40
2	チラシ「脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集」	54

2. アンケート

1) 概要

- 再発防止報告書や各種リーフレットポスター等の認知度や利用状況について、2021 年度に実施したアンケートと同内容のアンケートを行い、結果を比較することで 2024 年度の周知活動の効果を検証する。
- 産科・小児科医療関係者のニーズを把握し、今後の再発防止に関する取組みに生かす。
- 産科・小児科医療に携わる助産師・看護師を主な対象とする。
- 2026年2月を目途に結果を取りまとめ、3月を目途に産科医療補償制度ホームページ上に結果 を公表する予定。

2) 実施状況

- 下表の学術集会にてアンケートチラシを配布した。
- このほか、関係学会・団体のメーリングリストを使用したアンケートを実施する予定である。

No	学術集会名	配布数
1	第81回日本助産師学会(開催日:5月17日)	800
2	2025 年度全国助産師交流集会(開催日:6月12日)	100
3	第62回日本分娩監視研究会(開催日:6月28日)	120

3) 今後のスケジュール

No.	日程目安	再発防止委員会	事務局
1	第 104 回委員会 (本日)	_	周知活動実施報告
2	8月頃~10月頃	_	・日本母性衛生学会にてアンケート実施 ・周知活動実施

No.	日程目安	再発防止委員会	事務局
3	第 105 回委員会 (11 月頃)	・2026 年度の周知活動についてご 審議	周知活動実施報告
4	11 月頃~12 月頃	_	・日本助産学会にてアンケート実施 ・日本分娩監視研究会にてアンケート実施 ・アンケート結果集計 ・周知活動実施
5	第 106 回委員会 (2026 年 1 月頃)	2026 年度の周知活動の方針確定	周知活動実施報告
6	メール審議 (2 月頃)	アンケートの結果のご確認	周知活動実施報告(最終)
7	3月頃	_	産科医療補償制度ホームページ上に結果を 公表

以上